# 地方公共団体における 災害復旧・復興対策に関する実態調査 報告書

平成18年3月

内 閣 府

## 目 次

第1	章	調査の目的と方法	1
	1	調査目的	1
	2	調査方法・内容	1
第2	章	都道府県・政令指定都市集計	3
Ι	災	害経験・災害予測	3
	1	災害経験	
	2	災害予測	4
Π	地	域防災計画における災害復旧・復興関連項目の記載内容と改訂経緯	5
	1	災害復旧・復興関連項目の改訂経緯	5
	2	災害復旧・復興関連項目の改訂予定	
$\mathrm{III}$	災	害からの復興に関する項目への対応状況	8
	1	当該項目の計画化の必要性	8
	2	地域防災計画での記載	8
	3	地域防災計画以外の計画等での記載	8
	4	災害からの復興に関する事前の取組状況	9
	5	復興準備計画の策定及び復興に関する条例の制定の状況	16
	6	住民への復旧・復興への準備や実践活動の働きかけ	17
IV	内	閣府の災害復旧・復興への取組について	19
	1	災害復旧・復興対策の推進に必要な支援	19
	2	災害復興のための事前取組に必要とされる支援	
	3	内閣府防災担当による調査研究の活用	23
V	災	害復旧・復興担当部署の体制・予算等	24
	1	災害復旧・復興担当部局等の人数	
	2	防災分野全般の年間予算額及び災害復旧・復興関連予算額	
VI	そ	の他(自由意見)	26
第3	章	市区町村集計	27
Ι	災	害経験・災害予測	27
	1	災害経験	27
	2	災害予測	28
Π	地	域防災計画における災害復旧・復興関連項目の記載内容と改訂経緯	29
	1	災害復旧・復興関連項目の改訂経緯	29
	2	災害復旧・復興関連項目の改訂予定	31
Ш	災	害復興関連項目への対応状況	33
	1	当該項目の計画化の必要性	33
	2	地域防災計画での記載	33
	3	地域防災計画以外の計画等での記載	33

	4	災害からの復興に関する事前の取組状況	34
	5	復興準備計画の策定及び復興に関する条例の制定の状況	42
	6	住民への復旧・復興への準備や実践活動の働きかけ	44
IV	内	閣府の災害復旧・復興への取組について	47
	1	災害復旧・復興対策の推進に必要な支援	47
	2	災害復興のための事前取組に必要とされる支援	47
	3	内閣府防災担当による調査研究の活用	51
V	災	害復旧・復興担当部署の体制・予算等	52
	1	災害復旧・復興担当部局等の人数	52
	2	防災分野全般の年間予算額及び災害復旧・復興関連予算額	52
VI	そ	の他(自由意見)	54
第4	章	調査結果のまとめ	56
資料	編.		61

## 第1章 調査の目的と方法

### 1 調査目的

内閣府では、平成7年7月の中央防災会議において抜本的に改訂された「防災基本計画」に 基づき、災害類型別の災害復興マニュアル策定の検討調査や、地方公共団体が実効性のある復 興計画を事前に検討・策定しておくための指針となる復興準備計画の策定に関する調査・研究 等を実施してきたところである。

地方公共団体における災害復旧・復興対策を推進していくためには、こうした政府の取組や調査・研究の成果が、地方公共団体の災害復旧・復興対策の推進に反映されているのか現状を 把握し、その結果等を今後の政府の取組等に生かしていくことが重要な課題となっている。

そこで、本調査は、地方公共団体における災害復旧・復興対策に関する実態調査を実施したものである。

## 2 調査方法・内容

#### (1)調査対象

本調査の対象は、47都道府県、14政令指定都市、以下の条件により抽出した241市区町村の計302団体である。

#### 【対象市区町村の抽出条件】

- 1 重点観測火山付近
- 2 a. 大規模地震特別措置法の地震防災対策強化地域、b. 東南海・南海地震に係る地震防災 対策の推進に関する特別措置法の東南海・南海地震防災対策推進地域、c. 首都直下地震 対策に係る被害想定(東京湾北部地震)における被害想定地域のうち、
  - ① a~cの2つ以上に該当する市町村
  - ② a~cのうちいずれか1つに該当し、人口10万人以上の市町村
- 3 過去の災害事例として阪神・淡路大震災の被災地域(災害救助法適用地域)
- 4 最近の災害(平成16年:台風第23号、新潟県中越地震、平成17年:三宅島噴火災害(帰島関連分)、福岡県西方沖地震、台風第14号)で被災者生活再建支援法の適用を受けた地域であって、かつ、災害救助法の適用を受けた地域

#### (2)調査方法

調査票の配布は郵送により行い、回収は郵送又は電子メールにより行った。

#### (3)調査内容

- I 災害経験・災害予測 過去の災害発生状況、被害想定の作成・公表状況、ハザードマップの作成・公表状況
- Ⅱ 地域防災計画における災害復旧・復興関連項目の記載内容と改訂経緯 地域防災計画における災害復旧・復興関連項目の改訂経緯、今後の改訂予定

#### Ⅲ 災害からの復興に関する項目への対応状況

災害からの復興に関する対策項目に関する計画化の必要性、地域防災計画での記載の有無、地域防災計画以外の計画等での記載の有無、実施状況、復興準備計画の策定状況、復興に関する条例等の制定状況、住民への活動の働きかけ

IV 内閣府の災害復旧・復興への取組について 実効性のある災害復口・復願対策を推進するために必要な支援。内閣庁の罪

実効性のある災害復旧・復興対策を推進するために必要な支援、内閣府の調査研究成果 の活用意向、調査研究の成果の効果的な情報発信方法

V 貴団体の災害復旧・復興担当部署の体制及び関連予算等について 災害復旧・復興担当部局等及びその人数、防災全般の年間予算額、災害復旧・復興関連 の年間予算額

#### (4)回収状況

調査票の回収状況は、都道府県で80.9%、政令指定都市で92.9%、市区町村で79.3%の回収 を得た(表1.1~表1.3)。

#### ① 都道府県・政令指定都市

表1.1 回収状況(都道府県・政令指定都市)

	配布団体数	回収団体数	回収率
都道府県	47	38	80.9%
政令指定都市	14	13	92.9%
合計	61	51	83.6%

#### ② 市区町村

表1.2 回収状況(市区町村)

	配布団体数	回収団体数	回収率
市区町村	241	191	79.3%

表1.3 条件区分別回収状況(市区町村)

区分	団体数
重点観測火山付近	13
地震防災対策強化地域	40
東南海·南海地震防災対策推進地域	73
首都直下型地震•東京湾北部地震被害想定地域	68
過去の災害事例	14
被災者生活再建支援法適用市町村	77

注)重複団体があるため、「回収団体数」とは一致しない。

## 第2章 都道府県・政令指定都市集計

## I 災害経験·災害予測

## 1 災害経験

#### (1) 災害救助法が適用された災害の発生件数

調査対象団体において1945年以降に発生した災害救助法が適用された災害件数は、平均で1団体あたり19.8件であり、ほぼ3年に1回の割合で災害が発生している計算となる。災害の種別では、「風水害」が662件(65.5%)と最も多く、次いで「火災」が267件(26.4%)である(表2.1)。

	地震	火山	風水害	津波	火災	その他	合計
発生件数	20	7	662	8	267	46	1,010
上記の全体に占める比率(%)	2.0%	0.7%	65.5%	0.8%	26.4%	4.5%	100.0%
平均	0.4	0.1	13.0	0.2	5.2	0.9	19.8
最大値	3	4	50	2	55	11	114
最小値	0	0	0	0	0	0	0
有効回答団体数	51	51	51	51	51	51	51

表2.1 1945年以降の災害救助法適用災害発生件数

1945年以降の災害救助法が適用された災害件数の分布を見ると、「1~10件」が14団体 (27.9%)、「21~30件」が11団体 (21.6%)、「11~20件」が10団体 (19.6%) である (表2.2)。

双CC 1070					
	団体数	比率			
0件	5	9.8%			
1~10件	14	27.9%			
11~20件	10	19.6%			
21~30件	11	21.6%			
31~40件	3	5.9%			
41件以上	8	15.7%			
有効回答団体数	51	100.0%			

表2.2 1945年以降の災害救助法適用災害発生件数分布

#### (2) 防災対策に影響を受けた災害の発生件数

防災対策に影響を受けた災害件数は、平均で1団体あたり1.1件である。災害の種別では、「風水害」が21件(38.9%)と最も多く、次いで「地震」19件(35.2%)である(表2.3)。

公2.0 例入月末に影音と文17元久日日 気							
	地震	火山	風水害	津波	火災	その他	合計
防災対策影響災害件数	19	1	21	2	4	7	54
上記の全体に占める比率(%)	35.2%	1.9%	38.9%	3.7%	7.4%	13.0%	100.0%
平均	0.4	0.0	0.4	0.0	0.1	0.1	1.1
最大値	4	1	5	1	2	3	9
最小値	0	0	0	0	0	0	0
有効回答団体数	51	51	51	51	51	51	51

表2.3 防災対策に影響を受けた災害件数

防災対策に影響を受けた災害件数の分布を見ると、「0件」が32団体(62.7%)と最も多く、 次いで「1件」7団体(13.7%)、「4件」5団体(9.8%)である(表2.4)。

表2.4 防災対策に影響を受けた災害件数分布

	団体数	比率
0件	32	62.7%
1件	7	13.7%
2件	2	3.9%
3件	3	5.9%
4件	5	9.8%
5件以上	2	3.9%
有効回答団体数	51	100.0%

## 2 災害予測

#### (1)被害想定の作成・公表

被害想定の作成・公表状況について見ると、51団体中50団体(98.0%)で被害想定を有しており、そのすべての団体が公表している。

想定している災害の種類は、「地震」が48団体 (96.0%) と最も多く、次いで「津波」が23 団体 (46.0%)、「風水害」が10団体 (20.0%) である (表2.5)。

#### (2) ハザードマップの作成・公表

ハザードマップの作成・公表について見ると、51団体中38団体(74.5%)がハザードマップを有しており、このうち37団体(97.4%)が公表している。

ハザードマップの種類は、「風水害」が26団体(68.4%)と最も多く、次いで「火山」が15 団体(39.5%)、「津波」が12団体(31.6%)である(表2.5)。

表2.5 被害想定、ハザードマップの作成・公表

	_	(1)被	害想定	(2)ハザー	ードマップ
		団体数	比率	団体数	比率
	有	50	98.0%	38	74.5%
①有無	無	1	2.0%	12	23.5%
<b>山</b> 有無	無回答	0		1	2.0%
	回答団体数計	51	100.0%	51	100.0%
	地震	48	96.0%	10	26.3%
	火山	2	4.0%	15	39.5%
②種類	津波	23	46.0%	12	31.6%
(複数回答)	風水害	10	20.0%	26	68.4%
(後数凹合)	その他	1	2.0%	5	13.2%
	無回答	0		0	_
	回答団体数計	50	100.0%	38	100.0%
	公表している	50	100%	37	97.4%
③公表状況	公表していない	0		0	
	無回答	0		1	2.6%
	有効回答団体数	50	100.0%	38	100.0%

## 地域防災計画における災害復旧・復興関連項目の記載内容と改 訂経緯

## 災害復旧・復興関連項目の改訂経緯

#### (1) 改訂年度

災害復旧・復興関連項目の改訂年度については、阪神・淡路大震災後の平成8年度、平成9 年度、被災者生活再建支援法の制定後の平成11年度、震災対策編を中心とした防災基本計画の 修正後の平成16年度、平成17年度に、改訂を行っている団体が多く、法律の改正や防災基本計 画の修正、過去の災害教訓からの改訂が行われていることがわかる(表2.6)。

	合計		都道	府県	政令指	定都市
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
平成7年度	8	15.7%	7	18.4%	1	7.7%
平成8年度	12	23.5%	11	28.9%	1	7.7%
平成9年度	18	35.3%	13	34.2%	5	38.5%
平成10年度	8	15.7%		13.2%	3	23.1%
平成11年度	17	33.3%	16	42.1%	1	7.7%
平成12年度	10	19.6%	10	26.3%	0	l
平成13年度	9	17.6%	9	23.7%	0	
平成14年度	6	11.8%	5	13.2%	1	7.7%
平成15年度	7	13.7%	5	13.2%	2	15.4%
平成16年度	14	27.5%	10	26.3%	4	30.8%
平成17年度	12	23.5%	11	28.9%	1	7.7%
無回答	5	9.8%	2	5.3%	3	23.1%
有効回答団体数	51	100.0%	38	100.0%	13	100.0%

表2.6 災害復旧・復興関連項目の改訂年度(複数回答)

#### (2) 改訂理由

地域防災計画における災害復旧・復興関連項目の改訂理由を見ると、法律の改正や防災基本 計画の修正の他、過去の災害教訓を踏まえ、改訂を行っていることがわかる(表2.7)。

	表2.7 災害復旧・復興関連項目の王な改訂埋田
改訂年度	改訂理由
平成7年度	○阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえた改訂
	○被災者の生活補償に関する制度等の変更に伴う改訂
	○地震・津波被害想定調査の結果を踏まえた改訂
	○災害救助法の改正に伴う改訂
平成8年度	○阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた全面見直し
	○震災対策計画の充実・強化
	○防災基本計画改訂に伴う改訂(法改正に伴う改訂)
平成9年度	○防災基本計画改訂に伴う改訂
	○阪神・淡路大震災の教訓の反映
	○被災者からの生活相談に対応するため
	○中小企業災害関連融資の融資条件の緩和と限度額の増額に伴う修正
	○被害想定の見直しに伴う改訂

まりょ 巛宝街口 海脚町市市口のナナル計画中

改訂年度	改訂理由
平成10年度	○防災基本計画改訂及び震災対策編との整合性を図るための修正
	○阪神・淡路大震災を踏まえた地震対策編の策定
平成11年度	○防災基本計画の(修正に伴う)改訂
	○災害応急対策の強化
	○豪雨災害の教訓を踏まえた改訂
平成12年度	○各種支援措置に資するため早期に交付体制を確立するため
	○国の「復興準備計画の作成指針」を踏まえた改訂
	○地域防災計画内の他部分との整合
平成13年度	○防災基本計画改訂に伴う改訂
	○原子力災害対策特別措置法等の改正に伴う修正
平成14年度	○被災者自立支援対策の強化
	○法改正に伴う改訂
平成15年度	○被災者等の生活支援を積極的に推進するため
	○合併に伴い新規作成
平成16年度	○防災基本計画改訂に伴う改訂
	○地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価の発表等に伴う修正
平成17年度	○関係機関からの意見を踏まえ改訂
	○防災基本計画改訂及び震災対策編との整合性を図るための修正

## 2 災害復旧・復興関連項目の改訂予定

### (1) 今後の改訂意向

地域防災計画における災害復旧・復興計画の今後の改訂意向を見ると、「具体的な改訂の予定がある」が5団体 (9.8%)、「大まかな改訂の予定がある」が9団体 (17.6%) であり、これらをあわせた14団体 (27.4%) が改訂の予定があるとしている。一方、「改訂の予定はない」は25団体 (49.0%) となっている (表2.8)。

表2.8 災害復旧・復興計画の今後の改訂意向

	合	合計		都道府県		定都市
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
具体的な改訂の予定がある	5	9.8%	4	10.5%	1	7.7%
大まかな改訂の予定がある	9	17.6%	7	18.4%	2	15.4%
改訂の予定はない	25	49.0%	19	50.0%	6	46.2%
その他	11	21.6%	7	18.4%	4	30.8%
無回答	1	2.0%	1	2.6%	0	_
有効回答団体数	51	100.0%	38	100.0%	13	100.0%

#### (2) 改訂予定年度

改訂意向のある団体に対して、地域防災計画における災害復旧・復興計画の改訂予定年度を 訊ねたところ、14団体中11団体(78.6%)が「平成18年度」に改訂を予定している(表2.9)。

表2.9 災害復旧・復興計画の改訂予定年度

	合計		都道府県		政令指定都市	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
平成18年度	11	78.6%	9	81.8%	2	66.7%
平成19年度	1	7.1%	1	9.1%	0	
平成20年度	1	7.1%	1	9.1%	0	
平成21年度以降	0	_	0	_	0	
無回答	1	7.1%	0		1	33.3%
有効回答団体数	14	100.0%	11	100.0%	3	100.0%

#### (3) 改訂予定理由

地域防災計画における災害復旧・復興計画の改訂理由については、過去の災害教訓の反映や 法律や関連計画の修正によるものであり、災害復旧・復興に関する改訂が予定されている(表 2.10)。

表2.10 災害復旧・復興計画の改訂予定の主な理由

改訂予定 年度	改訂予定理由
平成18年度	○被災者生活再建支援金制度の一部修正
	○防災対策推進庁内連絡会議の検討に基づく改訂
	○新たな被害想定を踏まえた改訂
	○富士山火山広域防災基本方針を踏まえ、地域防災計画に火山編(仮称)を追加
	○震災後復旧マニュアル策定に伴う検討を踏まえた改訂(「がれき・震災廃棄物対策」、「健康支援
	と心のケア」、「災害時要援護者対策」)
	○職業紹介等、雇用の安定支援に係る実施主体の明確化
	○平成15年台風第14号の教訓の反映
	○支援金の支給限度額等の時点修正
	○災害援護資金、災害弔慰金の時点修正
	○防災基本計画修正を踏まえた見直し
	○福岡県西方沖地震を踏まえた見直し
	○防災会議専門委員(学識委員)から指摘(復興・復旧の方針の追加)
平成19年度	○平成18年度に新たな地震被害想定調査を取りまとめる予定であり、その結果を踏まえた改訂
平成20年度	○現在の地域防災計画には復興に関する項目がないため追加予定

## Ⅲ 災害からの復興に関する項目への対応状況

## 1 当該項目の計画化の必要性

災害復興関連項目の必要性については、「1-3.計画の前提」と「3.地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策」では比率が6割台であるが、これ以外の項目は概ね8割以上であり、平成14年度調査よりも10ポイント前後上昇している(表2.11)。

#### 2 地域防災計画での記載

災害復興関連項目の地域防災計画での記載については、「2-5. 住宅の復興」が43団体 (84.3%) と最も多く、次いで「1-1. 計画の目的」が36団体 (70.6%)、「2-2. 復興計画の策定」が35団体 (68.6%) である。地域防災計画における災害復興関連項目の記載割合は、上記の「1 当該項目の計画化の必要性」と同様に、平成14年度調査よりも10ポイント程度上昇している項目もあるが、上昇が数ポイントにとどまっている項目もあり、各項目の記載状況には差異がある (表2.11)。

## 3 地域防災計画以外の計画等での記載

災害復興関連項目の地域防災計画以外の計画等での記載については、「2-9. ボランティア活動の支援」と「2-10. 災害廃棄物の処理」が9団体(17.6%)である。地域防災計画以外の計画等における災害復興関連項目の記載割合は、各項目とも平成14年度調査とほぼ同様の値である(表2.11)。

当該項目の計画化の 2 地域防災計画での記 3 地域防災計画以外の計 必要性有 画等での記載有 載有 大項目 H17 H14 H17 H14 H17 H14 団体数 団体数 団体数 中項目 比率 比率 比率 比率 比率 比率 1.総則 36 | 70.6 %1-1.計画の目的 90.2%78% 61% 3.9% 1-2.計画の位置づけ 42 82.4% 73% 29 56.9% 42% 3.9% 8% 2 68% 20 39.2% 36% 7% 1-3.計画の前提 33 64.7%4 7.8% 68% 37% 9.8% 1-4.復興体制 86.3% 26 51.0% 8% 1-5.復興財源の確保 44 86.3% 71% 29 56.9%39% 4 7.8% 5% 2.分野別事項 2-1.被災状況調査 42 82.4% 80% 31 60.8% 63% 7.8% 12% 2-2.復興計画の策定 92.2% 78% 35 | 68.6% 53% 4 7.8% 8% 2-3.市街地・集落の復興 40 78.4%68% 22 | 43.1% 36% 4 7.8%8% 90.2% 2-4.都市基盤の復興 46 80% 28 54.9% 56% 7 13.7% 10% 2-5.住宅の復興 92.2% 80% 43 | 84.3% 76% 6 11.8% 14% 2-6.地域経済の復興 44 86.3% 78% 32 | 62.7% 63% 4 7.8%12% 82.4%76% 22 43.1% 36% 6 11.8% 12% 2-7.医療・保健・福祉の復興 75% 21 41.2% 34% 8 15.7% 12% 2-8.教育・文化の復興 41 80.4% 2-9.ボランティア活動の支援 43 84.3% 27 | 52.9% 9 17.6% 2-10.災害廃棄物の処理 86.3% 30 58.8% 17.6% 44 2-11.情報提供•相談 46 90.2% 76% 31 | 60.8% 53% 6 11.8% 12% 3.地区類型別の復興対策上の 33 64.7% 59% 6 11.8% 10% 3 5.9% 5% 課題、留意点、重点施策

表2.11 災害復興関連項目への対応状況

## 4 災害からの復興に関する事前の取組状況

#### (1) 災害からの復興に関する事前の取組状況

#### ① 加重平均値による比較

災害からの復興に関する事前の取組状況について、選択肢による回答を下表の計算式により 加重平均値を算出した(表2.11)。

#### ○加重平均値の算出方法

- A:選択肢「ア 十分できている」の回答団体数×2点
- B:選択肢「イ ある程度できている」の回答団体数×1点
- C:選択肢「ウ どちらとも言えない」の回答団体数×0点
- D:選択肢「エ あまりできていない」の回答団体数×-1点
- E:選択肢「オ 全くできていない」の回答団体数×-2点

 $(A \times 2$ 点)+ $(B \times 1$ 点)+ $(C \times 0$ 点)+ $(D \times -1$ 点)+ $(E \times -2$ 点)

加重平均値(点)=----

A+B+C+D+E

注)上記の計算式による最高点は+2.00点、最低点は-2.00点、中間点が0.00点となる

#### 表2.12 災害復興への事前の取組状況の加重平均値

大項目	小項目	取組事項No.	加重平均	値(点)
中項目	71 6 日	以加于學(10)	H17	H14
1.総則				
1-4.復興体制	復興本部の設置	1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討	-0.98	-1.69
		2)復興本部運営方法の検討	-0.76	-1.38
1-5.復興財源の	確保	3)復興対策に係る財政需要の検討	-0.73	-1.47
		4)復興基金創設のための検討	-1.00	_
2.分野別事項				
2-1.被災状況調	査	5)地方公共団体内部の調査人員配分の検討	0.00	-0.07
		6)地方公共団体外部との連携体制の検討	0.38	0.09
		7)応急危険度判定調査体制の検討	0.96	0.68
		8)被災宅地危険度判定調査体制の検討	0.86	_
		9)住宅・公共施設の被害調査体制の検討	0.53	_
		10)被災者生活実態調査体制の検討	-0.35	_
2-2.復興計画の	策定	11)復興計画策定体制の検討	-0.58	-1.35
2-3. 市街地・	地区区分の設定	12)復興整備条例の制定・検討	-1.33	-1.56
集落の復興	復興まちづくり	13)まちづくり協議会の結成・活動の支援	-1.00	-1.42
	新市街地の整備	14)集団移転による新市街地候補地の検討	-1.35	-1.65
2-4.都市基盤の	復興	15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施	0.29	0.50
2-5.住宅の復	応急仮設住宅	16)応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	0.20	-0.27
興		17)応急仮設住宅建設可能用地の把握	0.53	-0.48
		18)応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討	0.65	-0.07
		19)民間賃貸住宅の借上基準の作成・検討	-0.73	-1.60
		20)民間賃貸住宅の空家状況の把握	-0.55	-1.56
		21)応急住宅の入居基準の作成・検討	0.04	_
	応急修理	22)建設業協会等との協定の締結	0.27	-0.49
		23)被災者が自力で実施する応急修理に対する支援の検討	-0.47	-0.93
	公営住宅の供給	24)公営住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	-0.55	0.89
		25)公営住宅建設可能用地の把握	-0.53	-0.05

大項目	小項目	取組事項No.	加重平均	値(点)
中項目	71%日	AX於L <del>→</del> <sup>→</sup> 只NO.	H17	H14
2-5.住宅の復	住宅再建支援	26)住宅再建支援策の検討	0.35	_
興	マンション再建支	27)アドバイザーの派遣等の検討	-0.63	-1.22
	援	28)既存不適格建築物の再建支援策の検討	-0.92	-1.16
2-6.地域経済	産業復興	29)一時的事業スペース確保支援の検討	-0.80	_
の復興		30)工業・商業の再建支援策の検討	0.20	_
		31)農林水産業の再建支援策の検討	0.29	_
		32)観光業の再建支援策の検討	-0.35	_
		33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討	-0.43	_
		34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復 興策の検討	-0.87	-1.27
		35)産業復興需要の地元還元策の検討	-0.73	-1.26
	雇用•就業対策	36)雇用の維持・再就職促進策の検討	-0.24	_
		37)離職者の生活支援の検討	-0.37	_
2-7. 医療·保	医療	38)医療施設の再建支援策の検討	-0.53	_
健・福祉の復	保健	39)メンタルヘルスケア、PTSD対策の実施に関する検討	0.41	_
興	福祉	40)福祉施設の再建支援策の検討	-0.33	_
		41)福祉サービスの供給に関する検討	-0.24	_
2-8. 教育・文	教育	42)授業再開に関する検討	0.45	_
化の復興		43)学校教育施設の再建策の検討	0.04	_
		44)被災児童・生徒への支援策の検討	0.55	_
	文化	45)文化・社会教育施設の再建策の検討	-0.29	_
		46)文化活動の再開に関する検討	-0.78	_
2-9.ボランティア	"活動の支援	47)NPO・ボランティア活動の支援	0.53	
		48)NPO・ボランティアの育成	0.55	_
2-10.災害廃棄物	勿の処理	49)がれき処理計画の作成・検討	0.06	_
2-11.情報提供•	相談	50)情報提供・相談体制の検討	0.14	_
3.地区類型別の題、留意点、重、留意点、重	の復興対策上の課 重点施策	51)地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策の 検討	-1.06	-1.53

注)加重平均値H14欄の「-」は未設定項目

加重平均値の算出により、高い点となった上位項目は、「7) 応急危険度判定調査体制の検討」が0.96点で最も高く、次いで「8) 被災宅地危険度判定調査体制の検討」が0.86点、「18) 応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討」が0.65点、「44) 被災児童・生徒への支援策の検討」と、48) NPO・ボランティアの育成」がともに0.55点である(表2.13)。

表2.13 災害復興への事前の取組状況の加重平均値上位10位

順位	項目	加重平均値(点)	
川東江			H14
1	7)応急危険度判定調査体制の検討	0.96	0.68
2	8)被災宅地危険度判定調査体制の検討	0.86	_
3	18)応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討	0.65	-0.07
4	48)NPO・ボランティアの育成	0.55	_
4	44)被災児童・生徒への支援策の検討	0.55	_
	47)NPO・ボランティア活動の支援	0.53	_
7	9)住宅・公共施設の被害調査体制の検討	0.53	_
	17)応急仮設住宅建設可能用地の把握	0.53	-0.48
9	42)授業再開に関する検討	0.45	_
10	39)メンタルヘルスケア、PTSD対策の実施に関する検討	0.41	_

注)加重平均値H14欄の「-」は未設定項目

一方、加重平均値の算出により、低い点となった下位項目は、「14)集団移転による新市街地候補地の検討」が-1.35点で最も低く、次いで「12)復興整備条例の制定・検討」が-1.33点、「51)地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策の検討」が-1.06点、「4)復興基金創設のための検討」と「13)まちづくり協議会の結成・活動の支援」がともに-1.00点である(表2.14)。

表2.14 災害復興への事前の取組状況の加重平均値下位10位

順位	項目	加重平均	殖(点)
顺风	<u> </u>		H14
1	14)集団移転による新市街地候補地の検討	-1.35	-1.65
2	12)復興整備条例の制定・検討	-1.33	-1.56
3	51)地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策の検討	-1.06	-1.53
4	4)復興基金創設のための検討	-1.00	_
4	13)まちづくり協議会の結成・活動の支援	-1.00	-1.42
6	1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討	-0.98	-1.69
7	28)既存不適格建築物の再建支援策の検討	-0.92	-1.16
8	34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討	-0.87	-1.27
9	29)一時的事業スペース確保支援の検討	-0.80	_
10	46)文化活動の再開に関する検討	-0.78	_

注)加重平均値H14欄の「-」は未設定項目

また、平成14年度調査との共通項目において、点数が上昇した項目は、「17)応急仮設住宅建設可能用地の把握」と「20)民間賃貸住宅の空家状況の把握」がともに1.01ポイント、「19)民間賃貸住宅の借上基準の作成・検討」が0.87ポイント、「11)復興計画策定体制の検討」が0.77ポイント、「22)建設業協会等との協定の締結」が0.76ポイント上昇している(表2.15)。

一方、点数が低下した項目は、「24)公営住宅の必要量・供給量の算出方法の検討」が-1.44ポイント、「25)公営住宅建設可能用地の把握」が-0.48ポイント、「15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施」が-0.21ポイントであり、これらの3項目が前回よりも点数が低下している(表2.15)。

表2.15 災害復興への事前の取組状況の加重平均値比較

順位	項目	H17-H14 (ポイント)	加重平均	匀值(点)
顺江	ZE L		H17	H14
1	17)応急仮設住宅建設可能用地の把握	1.01	0.53	-0.48
1	20)民間賃貸住宅の空家状況の把握	1.01	-0.55	-1.56
3	19)民間賃貸住宅の借上基準の作成・検討	0.87	-0.73	-1.60
4	11)復興計画策定体制の検討	0.77	-0.58	-1.35
5	22)建設業協会等との協定の締結	0.76	0.27	-0.49
6	3)復興対策に係る財政需要の検討	0.74	-0.73	-1.47
7	18)応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討	0.72	0.65	-0.07
8	1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討	0.71	-0.98	-1.69
9	2)復興本部運営方法の検討	0.62	-0.76	-1.38
10	27)アドバイザーの派遣等の検討	0.59	-0.63	-1.22
11	35)産業復興需要の地元還元策の検討	0.53	-0.73	-1.26
12	16)応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	0.47	0.20	-0.27
12	51)地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策の検討	0.47	-1.06	-1.53
14	23)被災者が自力で実施する応急修理に対する支援の検討	0.46	-0.47	-0.93
15	13)まちづくり協議会の結成・活動の支援	0.42	-1.00	-1.42
16	34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討	0.40	-0.87	-1.27
17	14)集団移転による新市街地候補地の検討	0.30	-1.35	-1.65

順位	項目	H17-H14	加重平均	匀值(点)
顺风	*	(ポイント)	H17	H14
18	6)地方公共団体外部との連携体制の検討	0.29	0.38	0.09
19	7)応急危険度判定調査体制の検討	0.28	0.96	0.68
19	28)既存不適格建築物の再建支援策の検討		-0.92	-1.16
21	12)復興整備条例の制定・検討	0.23	-1.33	-1.56
22	5)地方公共団体内部の調査人員配分の検討	0.07	0.00	-0.07
23	15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施	-0.21	0.29	0.50
24	25)公営住宅建設可能用地の把握	-0.48	-0.53	-0.05
25	24)公営住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	-1.44	-0.55	0.89

注)平成14年度調査と共通の25項目のみにより作成

#### ② 「ア 十分できている」「イ ある程度できている」の合計値の分布

災害復興の事前取組について見ると、「ア 十分できている」「イ ある程度できている」との回答の合計値分布は、51項目中21~30項目が16団体(32.7%)、1~10項目が14団体(28.6%)、11~20項目が11団体(22.4%)である(表2.16)。

表2.16 災害復興に対する事前取組における「ア 十分できている」「イ ある程度できている」の合計値の分布

	合計		都道	府県	政令指定都市		
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	
31項目以上	5	10.2%	5	13.5%	0	_	
21~30項目	16	32.7%	13	35.1%	3	25.0%	
11~20項目	11	22.4%	7	18.9%	4	33.3%	
1~10項目	14	28.6%	11	29.7%	3	25.0%	
0項目	3	6.1%	1	2.7%	2	16.7%	
有効回答団体数	49	100.0%	37	100.0%	12	100.0%	

#### (2) 災害復興への事前の取組の具体的内容

災害復興の事前取組について、「ア 十分できている」「イ ある程度できている」としている取組としては、「7) 応急危険度判定調査体制の検討(35団体)」や「8) 被災宅地危険度判定調査体制の検討(34団体)」が多くなっている。その具体内容については、災害時の活動マニュアルの作成や活動人員の確保、平常時の訓練などとなっている(表2.17、詳細は巻末参考表2.17)。

表2.17 災害復興への事前の取組の具体的内容(抜粋)

項目	具体的内容の概要(抜粋)
1)復興本部の設置に関する条例	○地域防災計画に復旧(復興)対策本部の設置を記載
等の制定・検討	○災害復旧対策本部設置要領の策定
	○震災復興本部の設置に関する条例制定
2)復興本部運営方法の検討	○国や自治体との総合調整を行うための臨時組織(復興対策室)を設置
	○庁内横断的な委員会(復興対策委員会)の設置
	○震災復興本部の設置に関する条例施行規則の策定
3)復興対策に係る財政需要の検	○設置される復興対策セクション(復興対策室)が検討することとしている
討	○マニュアルにおいて財政需要見込額等を位置づけ
4)復興基金創設のための検討	○マニュアルの中で「復興基金創設の検討」を位置づけ
	○阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、雲仙岳噴火災害における復興基金を調
	查
5)地方公共団体内部の調査人員	○大規模災害発生時の経験から災害復旧対策における調査人員配分を把握

配分の検討	○災害時応急活動マニュアル、緊急時対策指針、災害等対策要領、災害復旧の 手引等により、対策の方法を規定
6)地方公共団体外部との連携体	○関係団体と「災害時の応急対策業務の実施に関する協定書」を締結
制の検討	○マニュアルの中で派遣職員の受入を位置づけ
「山山へつ小英市リ	○ライフライン連絡調整会議の設置
   7)応急危険度判定調査体制の検	○震災建築物応急危険度判定(制度)要綱の策定(マニュアルの整備)
計	○ 一 ○ 一
h.)	○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○
	○市町村に対する判定調査方法や調査体制の研修の実施
	○判定資機材の備蓄(判定ステッカー及び判定調査表等)
	○応急危険度判定訓練の実施
8)被災宅地危険度判定調査体制	○危険度判定実施本部の設置
の検討	○被災宅地危険度判定地域連絡協議会の設立
- DCH 1	○被災宅地危険度判定の講習会を開催
	○被災宅地危険度判定士の登録
	○判定資機材の備蓄
9)住宅・公共施設の被害調査体制	○関係団体との「災害時の応急対策業務の実施に関する協定書」の締結
の検討	○市営住宅等建物の被害状況把握のマニュアル作成
10)被災者生活実態調査体制の検	○避難所・仮設住宅等における住宅関連調査、地域保健活動における健康調
討	査、福祉調査の実施体制について規定
	○高齢者世帯等への職員の派遣
11)復興計画策定体制の検討	○復興都市計画推進プロジェクト要員の指定
	○市街地復興計画を策定するための具体的な計画作成手順や基準等を定めた
	「市街地復興計画マニュアル」を作成
12)復興整備条例の制定・検討	○マニュアルの中で「復興整備条例の検討」を位置づけ
13)まちづくり協議会の結成・活動	○市街地活性化のために設置(被災時には復興に向けて機能)
の支援	○災害に強いまちづくり委員会の設置
14)集団移転による新市街地候補 地の検討	○震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている
15)被害軽減のための防災施設整	○河川事業、砂防事業等の社会資本整備の実施
備事業の実施	○緑のオープンスペースが持つ防災機能等を確保するための都市公園の整備 ○学校施設等、災害時に拠点となる施設の耐震化
16)応急仮設住宅の必要量・供給	○東海地震・東南海地震等被害調査報告書にて必要戸数が示されているのでそ
量の算出方法の検討	れに準拠
	○阪神・淡路大震災の事例を参考に算出することとしている
17)応急仮設住宅建設可能用地の	○市町村により事前に用地を設定
把握	○応急仮設住宅建設用地調査により場所・建設可能戸数の把握
	○オープンスペース調査により、仮設住宅、がれき仮置場等の用地候補の把握
	○応急仮設住宅の必要量・供給量を検討の上、建設候補地リストを作成
18)応急仮設住宅の建設資材の把	○(社)プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定
握や供給方法の検討	書」協定を締結
	○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の建設資材の確保、決定」等を位置づけ
19)民間賃貸住宅の借上基準の作	○基本的な借上基準を検討中
成•検討	〇公営住宅整備事業で民間賃貸住宅を借り上げる方式を実施(応急仮設住宅の
	場合に、借上基準等を緩和するかについては未検討)
20)民間賃貸住宅の空家状況の把	○「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、空室状況の把
握	握方法などをマニュアル化
	○災害時に関係団体より民間賃貸住宅の空家情報を提供してもらう
21)応急住宅の入居基準の作成・	○マニュアルで入居決定のあり方を示している
検討	○「応急仮設住宅供給マニュアル案」の中で基準案を提示
22)建設業協会等との協定の締結	○社団法人日本プレハブ建設協会と協定を締結
	○応急修理業者の名簿提出、業者の斡旋、応急修理の実施について規定
23)被災者が自力で実施する応急	○個人住宅災害緊急建設資金貸付制度により、新築、改修のための資金を貸付
修理に対する支援の検討	○住宅金融公庫との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」の
	締結(災害特別貸付及び住宅改良資金貸付の活用)
24)公営住宅の必要量・供給量の	〇年1回県営住宅の空室調査を実施し、市町村営住宅では管理する市町村で年
算出方法の検討	1回空室調査を実施し県に報告
	○住宅マスタープラン及びストック活用計画に基づく総合的な住宅整備の推進

	O Malinda CES
25)公営住宅建設可能用地の把握	○当該事項について調査済み、候補地選定済
	○市町公営住宅団地における低、未利用地調査の実施
	○市営住宅の余剰地や市有地の把握
26)住宅再建支援策の検討	○災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定を締結 ○被災者に対する資金貸付を予定
27)アドバイザーの派遣等の検討	○住宅金融公庫との災害時の住宅復興に係る協定に伴う相談業務の中で対応 ○マンション管理士派遣制度の紹介、被災後に民間アドバイザーの派遣を検討
28)既存不適格建築物の再建支援	○総合住宅情報提供事業により対応
策の検討	○マンションの建替・大規模改修に向けて区分所有者の合意形成を支援する助 成制度がある
29)一時的事業スペース確保支援	○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供
の検討	○被災中小企業者、被災農林漁業関係者の救済援助
30)工業・商業の再建支援策の検	○事業継続計画について普及啓発
討	○経営相談窓口の設置 ○中小企業者を対象とした融資及び利子補給制度を整備(設備資金、運転資金)
31)農林水産業の再建支援策の検	○一つで正来者を対象とした配真及し付けて相対的度を整備(設備資金、建設資金) ○被災農林漁業者への技術指導
51/  辰怀小座来少丹建义饭床*//	○校の農州温来す。
l h n	○低利の融資制度(利子補給)の創設
32)観光業の再建支援策の検討	○通常業務として風評被害防止や誘客促進活動を実施
	○中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及
	○経営相談窓口の設置
33)新分野進出・事業転換等に対	○新分野進出・事業転換等に対する支援に関する資金融資制度
する支援策の検討	○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供
	○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている
34)産業構造の転換や都市計画と	○都市構造や産業基盤の改変に対応した計画的な復興計画の策定
の連携を考慮した産業復興策の検討	○県内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置
35)産業復興需要の地元還元策の	○地元調達の呼びかけを実施
検討	○被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達 ○都市構造や産業基盤の改変に対応した計画的な復興計画の策定
36)雇用の維持・再就職促進策の	○再就職を支援するため雇用対策本部を設置
検討	○巡回労働相談所の設置や就職面接会の開催による再就職の促進 ○雇用維持のための助成金制度、被災事業所への雇用維持要請活動を規定
37)離職者の生活支援の検討	○国(職業安定所)、県(労働福祉事務所)及び地域の経済団体等と連携し「雇用
	対策推進協議会」の設置(情報収集・意見交換、雇用の安定に関する対策等)
	○就職面接会の開催
38)医療施設の再建支援策の検討	
	○再建のための予算措置
39)メンタルヘルスケア、PTSD対	○学校等における心のケア活動として、スクールカウンセラーの確保・活用の手順
策の実施に関する検討	等を規定  ○震災時の保健師活動マニュアルを作成
	○保健所等職員向け研修会の実施
   40)福祉施設の再建支援策の検討	
10/1日111/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/	○施設復旧等の補助事業を実施
41)福祉サービスの供給に関する	○災害対応マニュアルを作成、防災対策について指導監査
検討	○支援策についてまとめ、ホームページ等で公表
	○被災地区の避難所に保健師が24時間体制で常駐
42)授業再開に関する検討	○学校ごとに常に検討し、学校防災計画を策定
	○防災教育指導資料において、事業再開に向けた対策を掲載
	○代替施設等を利用するなど早期に授業が再開できるよう検討
43)学校教育施設の再建策の検討	○県教育委員会災害対策基本要領に規定
	○施設・設備等の点検による安全確保、他の公共施設の確保等
	○「震災後復旧マニュアル」「(学校用) 地震防災の手引き」を作成
44)被災児童・生徒への支援策の	○班編成及び業務分担を行うことにより、各担当の役割を明確化
検討	○学校長による応急教育を含んだ防災基本計画の作成 ○旧音生徒の完全を確保できるよう。 発災時間豊田の社内マニーアルを作成
   45)文化・社会教育施設の再建策	○児童生徒の安全を確保できるよう、発災時間帯別の対応マニュアルを作成 ○児教会系員会災害対策其太亜領に担党
45)又化・仕会教育施設の再建東  の検討	□ ○ 県教育委員会災害対策基本要領に規定 □ ○ 応急復旧工事の実施
マノ1尺pり	○ 心心後  1上ずV/天

	○施設耐震補強工事に関する計画の整備
46)文化活動の再開に関する検討	○県立博物館施設は耐震調査、消防(防災)計画の作成、適宜訓練を実施
47)NPO・ボランティア活動の支援	○災害ボランティア活動支援指針の作成
	○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置
48)NPO・ボランティアの育成	○災害救援ボランティアコーディネーターの養成研修会の実施
	○関係条例を整備、基金を設立
49)がれき処理計画の作成・検討	○(社)産業廃棄物協会と災害時廃棄物の処理についての協定の締結
	○広域的調整及び他県への要請等の実施
50)情報提供・相談体制の検討	○県と市町村相談窓口との役割分担について整理
	○情報提供(広報)訓練等の実施
	○災害時の相談スペースの確保、相談対応要員の確保について検討
51)地区類型別の復興対策上の課	○基盤施設の耐震性の強化
題、留意点、重点施策の検討	○各地区類型別に担当部署が個別対策を実施

#### (3) 災害復興のための事前取組ができない理由と必要な支援

災害復興の事前取組について、「エ あまりできていない」「オ 全くできていない」としている場合の理由としては、「災害予防、災害応急対策の充実が優先され、災害復旧・復興対策は未検討」や「全庁的な検討体制がない」などの意見がある。また、実施するために必要な支援としては、「指針や先進地事例の紹介」や「関係法令等への規定」などの意見があげられている(表2.18、詳細は巻末参考表2.18)。

#### 表2.18 災害復興のための事前取組ができない理由と必要な支援内容(抜粋)

理由・内容(抜粋)

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いている
- ○広大な面積であり、災害の態様も一様でない
- ○今までに事例がなかった
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○災害の規模・様態によって検討するため
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難
- ○災害対策基本法等に規定がなく、位置づけが不明確
- ○災害対策本部からの被災状況等の情報収集しか想定できていない
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先され、災害復旧・復興対策は未検討
- ○市町村が主体的に取り組むべき分野と考える
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○全庁的な検討体制がない
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○当面するべきことがあるため
- ○特に検討していない
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○復興対策としてどのような課題があるのか、担当部局で認識されていないため、具体的に検討されていない
- ○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていない

#### ◆実施するために必要な支援内容

- ○指針(ガイドライン、マニュアル)や先進地事例の紹介(復興対策項目の抽出、計画策定のテクニック、プロセス)
- ○先進都道府県等における取組状況の情報提供
- ○具体的な対策について各省庁(例:まちづくりなら国交省)から地方公共団体の関係部局に縦割り的に通知・指導
- ○関係法令等への規定
- ○十分な検討体制
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

等

## 5 復興準備計画の策定及び復興に関する条例の制定の状況

#### (1)復興準備計画の状況

#### ① 復興準備計画の有無又は策定意向

復興準備計画の策定状況については、8団体(15.7%)が「策定済みである」であり、[未策定だがいずれは策定したい」は25団体(49.0%)である。一方、復興準備計画を「策定するつもりはない」は14団体(27.5%)である(表2.19)。

表2.19 復興準備計画の有無又は策定意向

	合 計		都道府県		政令指定都市	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
策定済みである	8	15.7%	5	13.2%	3	23/1%
未策定だが具体的に策定する予定がある	0	_	0		0	_
未策定だがいずれは策定したい	25	49.0%	20	52.6%	5	38.5%
策定するつもりはない	14	27.5%	11	28.9%	3	23.1%
無回答	4	7.8%	2	5.3%	2	15.4%
有効回答団体数	51	100.0%	38	100.0%	13	100.0%

#### ② 復興準備計画の対象分野

復興計画を策定している場合及び今後策定意向がある場合の計画の対象分野については、「復興体制の整備」が25団体(75.8%)と最も多く、次いで「復興計画の策定」が23団体(69.7%)、「被害状況調査」が22団体(66.7%)となっている(表2.20)。

表2.20 復興準備計画の対象分野(複数回答)

	合計		都道	府県	政令指	定都市
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
被災状況調査	22	66.7%	16	64.0%	6	75.0%
復興体制の整備	25	75.8%	19	76.0%	6	75.0%
復興計画の策定	23	69.7%	17	68.0%	6	75.0%
市街地・集落の復興	19	57.6%	14	56.0%	5	62.5%
都市基盤の復興	20	60.6%	15	60.0%	5	62.5%
住宅の復興	20	60.6%	14	56.0%	6	75.0%
地域経済の復興	18	54.5%	14	56.0%	4	50.0%
医療・保健・福祉の復興	16	48.5%	13	52.0%	3	37.5%
教育・文化の復興	16	48.5%	12	48.0%	4	50.0%
情報提供•相談	16	48.5%	12	48.0%	4	50.0%
その他	7	21.2%	6	24.0%	1	12.5%
無回答	2	6.1%	2	8.0%	0	
有効回答団体数	33	100.0%	25	100.0%	8	100.0%

#### (2)復興に関する条例等の状況

#### ① 復興に関する条例等の有無又は制定意向

復興に関する条例等の状況については、3 団体(5.9%)が「既に条例等を整備している」と回答しており、「現在、条例等の整備に取り組んでいる」と回答した団体は1 団体(2.0%)である。

復興に関する条例等が未制定の46団体について見ると、「条例等は未整備だがいずれは整備したい」と回答した団体は18団体(35.3%)である一方、「条例等を整備するつもりはない」との回答した団体が23団体(45.1%)と4割を超えている(表2.21)。

合計 都道府県 政令指定都市 団体数 比率 団体数 比率 団体数 比率 既に条例等を整備している 3 5.9% 3 7.9% 0 現在、条例等の整備に取り組んでいる 1 2.0% 1 2.6% 0 条例等は未整備だがいずれは整備したい 23.1% 18 35.3% 15 39.5% 条例等を整備するつもりはない 23 45.1% 15 39.5% 61.5% 無回答 11.8% 10.5% 15.4% 有効回答団体数 51 100.0% 38 100.0% 100.0%

表2.21 復興に関する条例等の有無又は制定意向

#### ② 復興に関する条例等の名称

回答のあった条例等の名称は、以下のとおりである(表2.22)。

	Z					
都道府県名	条例(要綱・要領等含む)名称					
東京都	東京都震災対策条例、東京都震災復興本部の設置に関する条例					
新潟県	新潟県災害ボランティア活動促進条例					
福岡県	福岡県災害調査報告実施要綱					
埼玉県	埼玉県防災基本条例(※現在整備中)					

表2.22 復興に関する条例等の名称

## 6 住民への復旧・復興への準備や実践活動の働きかけ

住民に対して災害からの復旧・復興の準備や実践活動を働きかけるなどの取組を行っているのは8団体(15.7%)である(表2.23)。

具体的な活動内容の記述のあったものは表2.24のとおりである(表2.24)。

表2.23 住民への復旧・復興への準備や実践活動の働きかけ

	合計		都道	都道府県		定都市
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
住民への働きかけがある	8	15.7%	7	18.4%	1	7.7%
住民への働きかけはない	43	84.3%	31	81.6%	12	92.3%
無回答	0		0		0	_
有効回答団体数	51	100.0%	38	100.0%	13	100.0%

### 表2.24 住民への復旧・復興への準備や実践活動の働きかけの内容

団体名	次2.24 住民への後間・後央への卒間で失成活動の働きがけの内各 内容
	復興市民組織育成事業の実施
	1 目的
	震災後の地域社会の復興に当たって、地域住民の相互協力と事業者、ボランティア及び区市町村長その
	他の行政機関との協働推進のため、平常時にその推進組織となる復興市民組織の育成を図ることを目的と
	する。
	2 事業内容
	(1)東京都震災対策条例第58条第1項に規定した復興市民組織の育成を図るため、都及び区市町村が協働
	で「地域協働復興模擬訓練」を実施する。
	(2)地域協働復興模擬訓練は、区市町村が地域住民と協力して、地域課題の調査、課題の検討、地域復興に
	関する計画作成など、復興時に備えた活動を実施する。
	3 実施期間
	3年間(平成16年度から同18年度まで)
	4 参加団体
東京都	(1) 地域住民団体(町会・自治会、まちづくり協議会のような地域づくり組織や自主防災組織など)
水水和	(2) NPO・専門家(地域復興協議会の活動を支援する団体)
	(3) 行政(区市及び都)
	5 訓練項目
	(1) ステップ1:全体を把握する。
	(2) ステップ2:地域課題を把握する。
	(3) ステップ3:復興市民組織を考える。
	(4) ステップ4: 時限的市街地を考える。
	(5) ステップ5:地域の復興計画を作成する。
	被災シミュレーション等により被災状況を想定した上で、地域の代表者、行政、専門家によるワークショップ
	形式
	7 訓練実施状況 平成16年度 5団体(新宿区、墨田区、北区、足立区、葛飾区)
	平成10年度 5団体(利伯区、墨田区、北区、足立区、横即区) 平成17年度 5団体(千代田区、墨田区、世田谷区、足立区、八王子市)
	サが17年度 5回体(下)(中区、壁田区、世田谷区、足立区、八土丁川) 以下の内容をホームページや広報紙を通じて住民に呼びかけている。
千葉県	・1日1人3リットルを目安に約3日分の水の備蓄
一条ボ	・非常時の応急給水拠点の場所
三重県	講習会の開催など
-	これまで、自主防災リーダー研修会を実施してきた。平成18年度からは府内各地域・職域等から防災士資格
京都府	相当の応力を有する人材を育成し、地域防災力の底上げを行う。
	毎年、5月から6月にかけて、国が実施する「山地災害防止キャンペーン」にあわせて、広報に搭載したり、ポ
大阪府	スターを配布したりして土砂災害に対する備えを周知している。
2 31//5/14	府内市町村へ山地災害危険地区の位置図を配布し、周知を図っている。
広島県	農業ため池管理者への啓発用パンフレットの配布
	山口県では、県内各地での住民参加型イベント「やまぐち防災リレーフェスタ」(17年度)の開催、「防災文化
	普及定着促進事業」(18年度)を通じて、県民に「防災」を特別なものでなく、生活の一部として位置づける
山口県	「防災文化」の普及定着を図っており、災害からの復旧・復興や実践活動についてもあわせて県民への働き
	かけに取り組んでいる。
工井士	各地域において自主防災組織等の援助・助長を行うことにより、災害時及び災害後において、被災軽減及
千葉市	び早期復興のためのコミュニティ作りを進めている。

## Ⅳ 内閣府の災害復旧・復興への取組について

## 1 災害復旧・復興対策の推進に必要な支援

災害復旧・復興対策を推進するために必要とされる支援については、「復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示」、「事前の復旧・復興制度に係る研修会や勉強会等の開催」、「発災時の災害復興や復興準備に係る情報提供やアドバイス」が、いずれも28団体(54.9%)と最も多く、次いで「復興準備計画の普及啓発・進行管理のための訓練マニュアル・手引きの提示」が17団体(33.3%)となっている(表2.25)

	合計		都道	府県	政令指	定都市
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示	28	54.9%	22	57.9%	6	46.2%
復興準備計画の普及啓発・進行管理のための訓練マニュアル・手引きの提示	17	33.3%	13	34.2%	4	30.8%
事前の復旧・復興制度に係る研修会や勉強会等の開催	28	54.9%	22	57.9%	6	46.2%
発災時の災害復興や復興準備に係る情報提供 やアドバイス	28	54.9%	24	63.2%	4	30.8%
その他	5	9.8%	3	7.9%	2	15.4%
無回答	8	15.7%	4	10.5%	4	30.8%
有効回答団体数	51	100.0%	38	100.0%	13	100.0%

表2.25 災害復旧・復興対策の推進に必要とされる支援(複数回答)

## 2 災害復興のための事前取組に必要とされる支援

#### (1) 支援を必要としている事項

災害復興に関する事前の取組のうち支援を必要としている事項については、以下のようになっている(表2.26)。なお、「4 災害復興への事前の取組状況」の「(1)災害復興への事前の取組状況の加重平均値による比較」の数値を右欄に記載した。

衣2.20 文法を必安としている事項(複数四合)								
大項目 中項目	小項目	取組事項No.	団体数	比率	H17加重 平均値 (点)			
1.総則								
1-4.復興体制	復興本部の	1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討	8	15.7%	-0.98			
	設置	2)復興本部運営方法の検討	14	27.5%	-0.76			
1-5.復興財源の確保		3)復興対策に係る財政需要の検討	17	33.3%	-0.73			
		4)復興基金創設のための検討	16	31.4%	-1.00			
2.分野別事項								
2-1.被災状況調	査	5)地方公共団体内部の調査人員配分の検討	5	9.8%	0.00			
		6)地方公共団体外部との連携体制の検討	4	7.8%	0.38			
		7)応急危険度判定調査体制の検討	12	23.5%	0.96			
		8)被災宅地危険度判定調査体制の検討	12	23.5%	0.86			
		9)住宅・公共施設の被害調査体制の検討	7	13.7%	0.53			
		10)被災者生活実態調査体制の検討	5	9.8%	-0.35			
2-2.復興計画の	策定	11)復興計画策定体制の検討	17	33.3%	-0.58			

表2.26 支援を必要としている事項(複数回答)

大項目 中項目	小項目	取組事項No.	団体数	比率	H17加重 平均値 (点)
2-3. 市街地・ 集落の復興	地区区分の 設定	12)復興整備条例の制定・検討	7	13.7%	-1.33
	復興まちづ くり	13)まちづくり協議会の結成・活動の支援	9	17.6%	-1.00
	新市街地の 整備	14)集団移転による新市街地候補地の検討	7	13.7%	-1.35
2-4.都市基盤の		15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施	14	27.5%	0.29
2-5.住宅の復		16)応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	10	19.6%	0.20
興	宅	17)応急仮設住宅建設可能用地の把握	6	11.6%	0.53
		18)応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討	7	13.7%	0.65
		19)民間賃貸住宅の借上基準の作成・検討	13	25.5%	-0.73
		20)民間賃貸住宅の空家状況の把握	10	19.6%	-0.55
		21)応急住宅の入居基準の作成・検討	9	17.6%	0.04
	応急修理	22)建設業協会等との協定の締結	4	7.8%	0.27
		23)被災者が自力で実施する応急修理に対する支援の 検討	10	19.6%	-0.47
	公営住宅の	24)公営住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	10	19.6%	-0.55
	供給	25)公営住宅建設可能用地の把握	9	17.6%	-0.53
	住宅再建支 援	26)住宅再建支援策の検討	15	29.4%	0.35
	マンション再	27)アドバイザーの派遣等の検討	10	19.6%	-0.63
	建支援	28)既存不適格建築物の再建支援策の検討	10	19.6%	-0.92
2-6.地域経済	産業復興	29)一時的事業スペース確保支援の検討	8	15.7%	-0.80
の復興		30)工業・商業の再建支援策の検討	17	33.3%	0.20
		31)農林水産業の再建支援策の検討	15	29.4%	0.29
		32)観光業の再建支援策の検討	16	31.4%	-0.35
		33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討	12	23.5%	-0.43
		34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産 業復興策の検討	10	19.6%	-0.87
		35)産業復興需要の地元還元策の検討	10	19.6%	-0.73
	雇用・就業	36)雇用の維持・再就職促進策の検討	10	19.6%	-0.24
	対策	37)離職者の生活支援の検討	11	21.6%	-0.37
2-7. 医療・保	医療	38)医療施設の再建支援策の検討	15	29.4%	-0.53
健・福祉の復	保健	39)メンタルヘルスケア、PTSD対策の実施に関する検討	11	21.6%	0.41
興	福祉	40)福祉施設の再建支援策の検討	15	29.4%	-0.33
		41)福祉サービスの供給に関する検討	10	19.6%	-0.24
2-8. 教育・文	教育	42)授業再開に関する検討	9	17.6%	0.45
化の復興		43)学校教育施設の再建策の検討	15	29.4%	0.04
		44)被災児童・生徒への支援策の検討	12	23.5%	0.55
	文化	45)文化・社会教育施設の再建策の検討	13	25.5%	-0.29
		46)文化活動の再開に関する検討	9	17.6%	-0.78
2-9.ボランティア	7活動の支援	47)NPO・ボランティア活動の支援	13	25.5%	0.53
•	-	48)NPO・ボランティアの育成	10	19.6%	0.55
2-10.災害廃棄物	勿の処理	49)がれき処理計画の作成・検討	12	23.5%	0.06
2-11.情報提供•		50)情報提供・相談体制の検討	6	11.8%	0.14
3.地区類型別の		51)地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施 策の検討	13	25.5%	-1.53
無回答	=	214 - D2844	11	21.6%	
有効回答団体数	<u></u>		51	100.0%	

災害復興の事前取組に必要とされる支援事項の上位10位を見ると、「3)復興対策に係る財政需要の検討」、「11)復興計画策定体制の検討」、「30)工業・商業の再建支援策の検討」がいずれも17団体(33.3%)と多く、次いで「4)復興基金創設のための検討」と「32)観光業の再建支援策の検討」がともに16団体(31.4%)である(表2.27)。

なお、支援事項の上位10位 (10項目) において、「4 災害復興への事前の取組状況」の「(1) 災害復興への事前の取組状況の加重平均値による比較」の数値は、点数がマイナスの項目は6 項目だかプラスの項目も4項目含まれる。

表2.27 災害復興の事前取組に必要とされる支援事項上位項目10位

順位	項目	団体数	比率	H17加重 平均値(点)
	3)復興対策に係る財政需要の検討	17	33.3%	-0.73
1	11)復興計画策定体制の検討	17	33.3%	
	30)工業・商業の再建支援策の検討	17	33.3%	
4	4)復興基金創設のための検討	16	31.4%	-1.00
4	32)観光業の再建支援策の検討	16	31.4%	-0.35
	26)住宅再建支援策の検討	15	29.4%	0.35
	31)農林水産業の再建支援策の検討	15	29.4%	0.29
6	38)医療施設の再建支援策の検討	15	29.4%	-0.53
	40)福祉施設の再建支援策の検討	15	29.4%	-0.33
	43)学校教育施設の再建策の検討	15	29.4%	0.04

災害復興の事前取組に必要とされる支援事項の下位10位を見ると、「6)地方公共団体外部との連携体制の検討」と「22)建設業協会等との協定の締結」がともに4団体(7.8%)と少なく、次いで「5)地方公共団体内部の調査人員配分の検討」、「10)被災者生活実態調査体制の検討」がともに5団体(9.8%)である(表2.28)。

なお、支援事項の下位10位(10項目)において、「4 災害復興への事前の取組状況」の「(1) 災害復興への事前の取組状況の加重平均値による比較」の数値は、点数がプラスの項目は6項目だがマイナスの項目も3項目含まれる。

表2.28 災害復興の事前取組に必要とされる支援事項下位10位

順位	項目	団体数	比率	H17加重 平均値(点)
1	6)地方公共団体外部との連携体制の検討	4	7.8%	0.38
1	22)建設業協会等との協定の締結	4	7.8%	0.27
3	5)地方公共団体内部の調査人員配分の検討	5	9.8%	0.00
3	10)被災者生活実態調査体制の検討	5	9.8%	-0.35
5	17)応急仮設住宅建設可能用地の把握	6	11.6%	0.53
J	50)情報提供・相談体制の検討	6	11.6%	0.14
	9)住宅・公共施設の被害調査体制の検討	7	13.7%	0.54
6	12)復興整備条例の制定・検討	7	13.7%	-1.33
0	14)集団移転による新市街地候補地の検討	7	13.7%	-1.35
	18)応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討	7	13.7%	0.65

#### (2) 悩んだり困っていること及び必要な支援内容

災害復興のための事前取組に関して、悩んだり困っていることとしては、「事例が少なく、課題の整理ができていない」や「具体的な検討を進めていく上で参考とする情報が不足している」などの意見があげられている。また、必要な支援内容については、「指針や先進地事例の紹介」や「研修会等の実施」などの意見があげられている(表2.29、詳細は巻末参考表2.29)。

#### 表2.29 悩んだり困っていること及び必要な支援内容(抜粋)

#### 内容(抜粋)

- ◆悩んだり困っていること
- ○事例が少なく、課題の整理ができていない
- ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○取組手法がイメージできない
- ○復興対策としてどのような課題があるのか、担当部局で認識されていない
- ○復興需要が未把握である
- ○どのように取り組めばよいか、わからない
- ○具体的な検討を進めていく上で参考とする情報が不足している
- ○財源の確保

等

- ◆必要としている支援の内容
- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○アドバイザー育成に係るマニュアル作成や事例の提供
- ○専門家との災害時での協力体制の確立
- ○研修会等の実施
- ○他地域への被災地紹介(被災地はこんなに頑張っているという宣伝)
- ○他都市での具体例について知りたい
- ○支援策等の拡充
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション
- ○復興需要の把握・算定方法
- ○災害復旧への取組であれば、使途が自由な支援

等

## 3 内閣府防災担当による調査研究の活用

#### (1)調査研究内容の活用意向

各調査の活用意向について見ると、いずれも「詳しい内容を知りたい」との意向が最も多く、「総合復興手引書作成調査」、「復興支援組織設立に関する検討調査」、「災害時における的確な被災者ニーズの把握と活用システム構築に関する調査」がいずれも35団体(68.6%)、「都市機能集中地区における災害の予防、応急対策、復興プロセスに関する調査」が32団体(62.7%)、「復興準備計画作成の推進に関する調査」が36団体(70.6%)となっている(表2.30)。

		是非活用したい	りたい内容を知	お 用したいと思	無回答	Ħ
総合復興手引書作成調査	団体数	10	35	2	4	51
THE TOTAL STREET	比率	19.6%	68.6%	3.9%	7.8%	100.0%
復興支援組織設立に関する検討調査	団体数	8	35	4	4	51
发光人1次心脉队立(C)为 9 公尺时间直	比率	15.7%	68.6%	7.8%	7.8%	100.0%
災害時における的確な被災者ニーズの把握と活	団体数	10	35	2	4	51
用システム構築に関する調査	比率	19.6%	68.6%	3.9%	7.8%	100.0%
都市機能集中地区における災害の予防、応急対	団体数	4	32	10	5	51
策、復興プロセスに関する調査	比率	7.8%	62.7%	19.6%	9.8%	100.0%
復興準備計画作成の推進に関する調査	団体数	10	36	2	3	51
後光中    1	比率	19.6%	70.6%	3.9%	5.9%	100.0%

表2.30 調査研究内容の活用意向

### (2)調査研究成果の情報発信方法

内閣府の調査研究内容の情報発信方法について見ると、「内閣府ホームページで公開する」が49団体(96.1%)と最も多く、次いで「研修会や勉強会等を開催する」が29団体(56.9%)、「地方公共団体等に調査報告書を郵送する」が27団体(52.9%)、「シンポジウム等のイベントで紹介する」が18団体(35.3%)となっている(表2.31)。

及2.01 <b>阿</b> 直明20次个07月代元日27四个10次至日7				
	団体数	比率		
内閣府ホームページで公開する	49	96.1%		
地方公共団体等に調査報告書を郵送する	27	52.9%		
研修会や勉強会等を開催する	29	56.9%		
シンポジウム等のイベントで紹介する	18	35.3%		
その他	0			
無回答	2	3.9%		
有効回答団体数	51	100.0%		

表2.31 調査研究成果の情報発信方法(複数回答)

## Ⅴ 災害復旧・復興担当部署の体制・予算等

## 1 災害復旧・復興担当部局等の人数

災害復旧、復興担当部局等の人数は、平均で393.2人である(表2.32)。

平成17年度調査平成14年度調査平均(人)393.227.1最大値(人)9,000137最小値(人)20有効回答団体数4055

表2.32 災害復旧・復興担当部局等の人数

災害復旧、復興担当部局等の人数区分について見ると、「101人以上」が9団体(22.5%)、「11~20人」「21~30人」がともに7団体(17.5%)である(表2.33)。

衣2.55 火告该山"该央担当时尚守(V)人数为刊						
	平成17年	F度調査	平成14年度調査			
	団体数	比率	団体数	比率		
0人	0	0.0%	1	2%		
1~ 10人	5	12.5%	2	4%		
11~ 20人	7	17.5%	14	25%		
21~ 30人	7	17.5%	24	44%		
31~ 40人	4	10.0%	9	16%		
41~ 50人	5	12.5%	3	5%		
51~100人	3	7.5%	1	2%		
101人以上	9	22.5%	1	2%		
有効回答団体数	40	100.0%	55	100%		

表2.33 災害復旧・復興担当部局等の人数分布

## 2 防災分野全般の年間予算額及び災害復旧・復興関連予算額

平成17年度調査における平成16年度の防災分野全般の年間予算額は、平均で21,523,206千円である。平成16年度の災害復旧・復興関連予算額は、平均で6,855,491千円である(表2.34)。

五二、例为为五元、100mm,100mm 100mm 10						
	平成17年	F度調査	平成14年度調査			
	平成16年度防災分 野全般予算額	うち災害復旧・復興 関連予算額	平成13年度防災分 野全般予算額	うち災害復旧・復興 関連予算額		
平均(千円)	21,523,206	6,855,491	1,456,737	99,242		
最大値(千円)	164,875,677	114,070,984	9,166,081	3,395,971		
最小値(千円)	4,054	0	54,827	0		
有効回答団体数	41	37	52	50		

表2.34 防災分野全般の年間予算額及び災害復旧・復興関連予算額

注)「有効回答団体数」は調査票回収数から本問の「無回答」「不明」を除いた数

注)「有効回答団体数」は調査票回収数から本問の「無回答」「不明」を除いた数

注)「有効回答団体数」は調査票回収数から本問の「無回答」「不明」を除いた数

平成16年度の防災分野全般の年間予算額分布を見ると、「 $10,001\sim50,000$ 百万円以上」が10 団体 (24.4%)、「 $1\sim500$ 百万円」が9 団体 (22.0%) である (表2.35)。

表2.35 防災分野全般の年間予算額の分布

	平成17年	F度調査	平成14年度調査		
		6年度	平成13年度		
	防災分野金	<b>企般予算額</b>	防災分野金	<b>è般予算額</b>	
	団体数	比率	団体数	比率	
0円	0		0		
1~500百万円	9	22.0%	10	19%	
501~1,000百万円	6	14.6%	17	33%	
1,001~1,500百万円	2	4.9%	11	21%	
1,501~2,000百万円	2	4.9%	3	6%	
2,001~5,000百万円	5	12.2%	9	17%	
5,001~10,000百万円	1	2.4%	2	4%	
10,001~50,000百万円	10	24.4%	0		
50,001~100,000百万円	5	12.2%	0		
100,001百万円以上	1	2.4%	0	_	
有効回答団体数	41	100.0%	52	100%	

注)「有効回答団体数」は調査票回収数から本問の「無回答」「不明」を除いた数

平成16年度の災害復旧・復興関連の年間予算額分布を見ると、「1~100百万円」が6団体 (16.2%)、「2,001~5,000百万円」と「10,001~50,000百万円」がともに5団体 (13.5%) である (表2.36)。

表2.36 災害復旧・復興関連予算額の分布

	平成17年	F度調査	平成14年度調査				
	平成1	6年度	平成13年度				
	災害復旧•復	興関連予算額	災害復旧•復	興関連予算額			
	団体数	比率	団体数	比率			
0円	13	35.1%	35	70%			
1~100百万円	6	16.2%	12	24%			
101~200百万円	0		0	_			
201~300百万円	0	l	1	2%			
301~400百万円	1	2.7%	0	_			
401~500百万円	1	2.7%	0	_			
501~1,000百万円	2	5.4%	0	_			
1,001~1,500百万円	1	2.7%	1	2%			
1,501~2,000百万円	0	_	0	_			
2,001~5,000百万円	5	13.5%	1	2%			
5,001~10,000百万円	2	5.4%	0	_			
10,001~50,000百万円	5	13.5%	0	_			
50,001~100,000百万円	0		0	_			
100,001百万円以上	1	2.7%	0	_			
有効回答団体数	37	100.0%	50	100%			

注)「有効回答団体数」は調査票回収数から本問の「無回答」「不明」を除いた数

## VI その他(自由意見)

都道府県及び政令指定都市から回答のあった自由意見は、以下のとおりである(表2.37)。

#### 表2.37 その他(自由意見)

- 復旧・復興は、被災の程度によって対応が異なるので、いわゆるマニュアルや手引書が参考になることは少ないと思う。過去の災害による復興事例を多数紹介してもらうのが良い。
- 公共施設の災害復旧は、負担法、暫定法等の法律や公営住宅法、水道法、鉄道法等の予算補助によるが、巨大災害の復旧事業は、縦割り、個別対応でなく、まちづくりとして一括した予算措置ができると良いと思う。
- 復興対策は、発災後の復旧対策(災害応急対策)からの延長線上にある復興対策と、次の災害に対応できる災害予防を加える必要がある。また、復興対策は地域の実情・災害の規模等により千差万別である。地域防災計画上ではそれぞれをわかりやすく復興対策に盛り込むことは構成が難しい。このため、地域防災計画では、復旧・復興対策の大綱のみを記載することが望ましい。
- 本調査の取りまとめ及び今後の調査については、復旧と復興の概念を整理して調査いただきたい。
- 広域的かつ甚大な災害の場合、被災した事業者の再建支援(金融等の資金支援など)や離職者の生活支援については、一都道府県での対応には限界があるため、国による対応が必要である。
- ○事前の復旧・復興対策がなかなか進まない理由は、その課題や必要性があまり理解されていないことも原因の一つではないかと考えている。阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの事例から、復旧・復興の課題を明らかにし、その課題を他の府県等に水平展開する国の施策が望まれる。
- ○震災復興本部体制の検討を行う予定であり、先進事例の紹介等の支援をお願いしたい。
- 現状では、予防対策・応急対策の充実に重点を置いているため、復旧・復興に特化した十分な対策が講じられている とは言い難い状態。但し、テーマごとに予防~応急~復旧の一連の流れを想定しつつ対策を講じていくため、ある程 度は復旧・復興を視野に入れた対策を講じているところである。
- 復旧・復興の考え方については、自治体独自でそのスキームを考えても、発災後の国の考え方で変わってしまうところがある。現に、がれき処理などでは、阪神・淡路大震災の際には、解体を含めてがれき処理とされたところであるが、特例としてそれが認められただけであり、阪神・淡路大震災後も災害時において解体を瓦礫処理として考える法律のスキームはできあがっていない。そのため復興対策を事前に定めようとしても、現法体系でしか考えられず、果たして、大規模災害に適用可能か疑問が残ることになる。同様に、社会福祉施設の定員超過での受入についても、災害発生後に個別で厚生労働省の通達により定員超過での受入が認められているだけで、現法体系で定められていない中で、復興対策に織り込むことの難しさが残る。まずは、国として復興に関する法体系を整備してほしい。
- 復旧・復興対策が必要であることは承知している。しかしながら、すべて各局で実施している事項ゆえ、どのようにとり まとめたら良いか模索中である。
- 市町村における復旧・復興までの方法や手順、関係部局との復旧・復興に関する体制について、市町村向けのガイドライン、指針等の整備をしてほしい。
- 復旧・復興計画の策定について、災害に弱い地域を把握することはできるが、それを計画として公表することによる影響は、国・県においては、どのように考えているのか。また、実際の災害が起きない限り、被害の規模及び箇所はわからないこともあり、想定のみで準備計画を策定するのであれば、市町村個々で策定するのではなく、国・県のガイドライン、指針等で対応すればよいのではないかとも思う。

## 第3章 市区町村集計

## I 災害経験·災害予測

## 1 災害経験

#### (1) 災害救助法が適用された災害の発生件数

調査対象団体において1945年以降に発生した災害救助法が適用された災害件数は、平均で1 団体あたり1.7件である。災害の種別では、「風水害」が252件(77.3%)と最も多く、次いで「地震」が28件(8.6%)である(表3.1)。

地震 火山 風水害 津波 火災 その他 合計 発生件数 6 2 10 28 326 上記の全体に占める比率(%) 8.6% 1.8% 77.3% 0.6%3.1% 8.6% 100.0% 0.2 1.7 0.2 0.0 1.3 0.0 0.1 最大値 2 2 2 13 10 6 1 最小値 0 0 0 0 0 0 0 団体数 191 191 191 191 191 191 191

表3.1 1945年以降の災害救助法適用災害発生件数

1945年以降の災害救助法が適用された災害件数の分布を見ると、「1~10件」が122団体(63.9%)、「0件」が68団体(35.6%)、「11~20件」が1団体(0.5%)である(表3.2)。

Total to to 1 Strato Statistical Management and the					
	団体数	比率			
0件	68	35.6%			
1~10件	122	63.9%			
11~20件	1	0.5%			
21~30件	0	l			
31~40件	0				
41件以上	0	_			
計	191	100.0%			

表3.2 1945年以降の災害救助法適用災害発生件数分布

#### (2) 防災対策に影響を受けた災害の発生件数

防災対策に影響を受けた災害件数は、平均で1団体あたり0.5件である。災害の種別では、「風水害」56件(57.7%)と最も多く、次いで「地震」30件(30.9%)である(表3.3)。

XXXX PIXXI NO ECX. M.CXC I I X							
	地震	火山	風水害	津波	火災	その他	合計
防災対策影響災害件数	30	3	56	0	0	8	97
上記の全体に占める比率(%)	30.9%	3.1%	57.7%	-	-	8.2%	100.0%
平 均	0.2	0.0	0.3	l	l	0.0	0.5
最大値	3	1	5	0	0	2	5
最小値	0	0	0	0	0	0	0
団体数	191	191	191	191	191	191	191

表3.3 防災対策に影響を受けた災害件数

防災対策に影響を受けた災害件数の分布を見ると、「0件」が142団体(74.3%)と最も多く、 次いで「1件」が22団体(11.5%)、「2件」が12団体(6.3%)、「3件」が11団体(5.8%)である(表3.4)。

表3.4 防災対策に影響を受けた災害件数分布

	団体数	比率
0件	142	74.3%
1件	22	11.5%
2件	12	6.3%
3件	11	5.8%
4件	2	1.0%
5件以上	2	1.0%
計	191	100.0%

## 2 災害予測

#### (1)被害想定の作成・公表

被害想定の作成・公表状況について見ると、191団体中131団体(68.6%)で被害想定を有しており、作成している団体の92.4%にあたる121団体で公表されている。

想定している被害の種類は、「地震」が116団体(88.5%)と最も多く、次いで「風水害」が41団体(31.3%)、「津波」が24団体(18.3%)である(表3.5)。

#### (2) ハザードマップの作成・公表

ハザードマップの作成・公表状況について見ると、191団体中121団体(63.4%)がハザードマップを有しており、このうち116団体(95.9%)で公表されている。

ハザードマップの種類は、「風水害」が85団体(70.2%)と最も多く、次いで「地震」が38 団体(31.4%)、「津波」が30団体(24.8%)である(表3.5)。

表3.5 被害想定、ハザードマップの状況

		(1)被	害想定	(2)ハザー	ードマップ
		団体数	比率	団体数	比率
	有	131	68.6%	121	63.4%
①有無	無	59	30.9%	69	36.1%
<b>①</b> 有無	無回答	1	0.5%	1	0.5%
	有効回答団体数	191	100.0%	191	100.0%
	地震	116	88.5%	38	31.4%
	火山	10	7.6%	12	9.9%
②種類	津波	24	18.3%	30	24.8%
(複数回答)	風水害	41	31.3%	85	70.2%
(後 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	その他	4	3.1%	20	16.5%
	無回答	0		0	_
	有効回答団体数	131	100%	121	100.0%
	公表している	121	92.4%	116	95.9%
③公表状況	公表していない	9	6.9%	4	3.3%
	無回答	1	0.8%	1	0.8%
	有効回答団体数	131	100.0%	121	100.0%

## Ⅱ 地域防災計画における災害復旧・復興関連項目の記載内容と改 訂経緯

## 1 災害復旧・復興関連項目の改訂経緯

#### (1) 改訂年度

災害復旧・復興関連項目の改訂年度については、都道府県・政令指定都市の回答と同様に、 阪神・淡路大震災後の平成8年度、平成9年度、平成10年度、震災対策編を中心とした防災基 本計画の修正後の平成16年度、平成17年度に、改訂を行っている団体が多い(表3.6)。

2010 70 1212		12122000
	団体数	比率
平成7年度	6	3.1%
平成8年度	26	13.6%
平成9年度	29	15.2%
平成10年度	30	15.7%
平成11年度	16	8.4%
平成12年度	22	11.5%
平成13年度	21	11.0%
平成14年度	19	9.9%
平成15年度	25	13.1%
平成16年度	30	15.7%
平成17年度	46	24.1%
無回答	47	24.6%
有効回答団体数	191	100.0%

表3.6 災害復旧・復興関連項目の改訂年度(複数回答)

#### (2) 改訂理由

地域防災計画における災害復旧・復興関連項目の改訂理由を見ると、都道府県・政令指定都市の回答と同様に、法律の改正や防災基本計画の修正のほか、過去の災害教訓を踏まえた改訂が行われている(表3.7)。

表3.7 災害復旧・復興関連項目の主な改訂理由

改訂年度	改訂理由
平成7年度	○被災者生活再建支援法の施行に伴う改訂
	○復興プロセスの構築を基本目標に位置づけ
	○防災基本計画改訂に伴う修正
	○関係機関の復旧計画の見直し
	○阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた改訂
平成8年度	○関係機関の見直し
	○法令の制定
	○県制度の改正
	○防災基本計画改訂に伴う見直し
	○上位団体の地域防災計画改訂に伴う修正
	○国の復興マニュアル及び県計画の策定を受けて新規に追加
	○災害弔慰金、見舞金、援護資金の貸付を明示
	○復興計画策定を明示
平成9年度	○市介護保険条例を踏まえた改訂
	○被災者生活再建支援法を踏まえた改訂
	○大規模災害被災地での実施例に基づき災害復興対策の全体像を示す
	○知事が復興体制の見直しを指示
	○記載内容の充実、整理

	○都道府県の地域防災計画の内容の修正等を受けて改訂
	○阪神・淡路大震災を受け、上位団体の地域防災計画が改訂されたため
	○関係法令の改訂、東南海・南海地震対策推進地域への指定
	○阪神・淡路大震災を教訓に東南海・南海地震や東海豪雨水害などの災害規模を想定
	○防災基本計画改訂に伴う修正(地震編を追加)
平成10年度	○阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた改訂
十八八10十尺	
	○配備体制の強化
	○災害対策基本法改正等
	○知事との協議による
	○東海地震の強化地域の指定を受けたため
	○災害関連法令及び組織の改訂による修正
	○東南海・南海地震の推進地域の指定を受けたため
	○被災生活再建支援法の制定に伴う改訂
	○災害復旧について詳細化
平成11年度	○防災基本計画改訂に伴う修正
1 1/2/11 1/2	○阪神・淡路大震災の教訓を受けて全面修正
	○震災復興マニュアルの作成に伴う改訂
	○介護保険制度の創設を踏まえた修正
	○被災者生活再建支援法施行に伴う改訂
	○中小企業近代化資金等助成法の制度改正により小規模企業者等設備導入資金助成法に名称
	変更に伴う改訂
平成12年度	○県防災会議の意見
	○被災者生活再建支援法施行に伴う修正
	○上位団体の防災計画改訂に伴う修正
	○介護保険に関する記載の追加
	○阪神・淡路大震災後の見直し
平成13年度	○防災基本計画改訂に伴う修正
十八八13十八支	○知事との協議
	○県が作成する復興対策マニュアル名の変更
	○被災者生活再建支援法による追加
	○県から見直しの指示を受けたため
	○県防災本計画改訂に伴う修正
	○被害想定の見直しに伴う改訂
平成14年度	○市内部の計画見直しに伴う改訂
	○支給及び貸付について具体的に示す
	○激甚災害の種別(本激及び局地激甚災害)の説明の追加
	○被災者生活再建支援金支給の明記
	○自作農維持資金融通法の廃止に伴う修正
平成15年度	○被災者への支援対策の見直し
十八八15十八支	○級次有・3000000000000000000000000000000000000
	○国民年金制度の改正に伴う修正
	○上位団体の地域防災計画の修正に伴う修正
平成16年度	○合併等に伴う修正
	○災害復興基本条例等の関連条例、規則整備に伴う改訂
	○震災復興マニュアルを作成したため
	○制度改正による
	○従来の記述を整理し適切な記述に修正
	○市内部の計画見直しに伴う改訂
	○上位団体の地域防災計画改訂に伴う修正
	○防災基本計画改訂に伴う修正
	○計画の構成の変更に伴い変更
亚出7左座	○計画の構成の変更に行い変更   ○被災市街地の計画的な復旧整備に関する条例の制定による改訂
平成17年度	
	○被災者生活再建支援法の改訂に伴う見直し
	○県計画にあわせ修正
	○市町合併による改訂
	○合併により新規策定
	○市内部の計画見直しに伴う改訂
	○防災基本計画の改訂に伴う修正
	○東南海・南海地震の推進地域の指定を受けたため

## 2 災害復旧・復興関連項目の改訂予定

#### (1) 今後の改訂意向

地域防災計画における災害復旧・復興計画の今後の改訂意向を見ると、「具体的な改訂の予定がある」と「大まかな改訂の予定がある」がともに29団体(15.2%)であり、これらをあわせた58団体(30.4%)が改訂の予定がある。一方、今後「改訂の予定はない」が92団体(48.2%)となっている(表3.8)。

表3.8 災害復旧・復興計画の今後の改訂意向

	団体数	比率
具体的な改訂の予定がある	29	15.2%
大まかな改訂の予定がある	29	15.2%
改訂の予定はない	92	48.2%
その他	29	15.2%
無回答	12	6.3%
有効回答団体数	191	100.0%

#### (2) 改訂予定年度

改訂意向のある団体に対して、地域防災計画における災害復旧・復興計画の改訂予定年度を 訊ねたところ、「平成18年度」が39団体(67.2%)と最も多く、次いで「平成19年度」が15団体 (25.9%)となっている(表3.9)。

表3.9 災害復旧・復興計画の改訂予定年度

合計		計
	団体数	比率
平成18年度	39	67.2%
平成19年度	15	25.9%
平成20年度	4	6.9%
平成21年度	1	1.7%
平成22年度以降	0	
無回答	4	6.9%
有効回答団体数	58	100.0%

### (3) 改訂予定理由

改訂理由は、都道府県計画の改訂、過去の災害教訓の反映や法律や関連計画の修正によるものであり、災害復旧・復興に関する改訂が予定されている(表3.10)。

表3.10 災害復旧・復興計画の改訂予定の主な理由

ルデマム	及5.10 火日後旧 後共計画の成計 アモの工な年出
改訂予定 年度	改訂予定理由
平成18年度	○上位団体の地域防災計画等の改訂に伴う修正
.,,,	○被災者生活再建支援制度の改正に伴う改訂
	○合併による
	○組織改正等に伴う改訂
	○平成17年度の被害想定結果に基づき改訂
	○これまで復興に関する記述がなかったため
	○東京都防災会議発表の「東海地震が発生した場合の対応について」を区地域防災計画に反映さ
	せるため
	○東京都地域防災計画等を反映させるための改訂
	○災害対策組織の変更・関連データの更新のため
	○新被害想定を踏まえた改訂
	○中越地震等により得られた教訓を踏まえた改訂
	○平成6年度より改訂していないため
	○合併・震災による新市防災計画策定
	○平成3年より改訂していないため
	○災害予防計画の見直しに伴う全体的な整理を行ったため
	○河川氾濫の浸水想定及び南海地震津波の浸水予測
	○JR福知山線脱線事故を踏まえた改訂
	○被害調査結果を踏まえた改訂
	○市の機構改革に伴い「地域防災計画」全般について見直す予定
	○県の指導による改正(合併に伴う改訂)
	○台風被害、豪雨被害を受けての見直し
	○必要性を感じての改正
	○毎年度、検討を加え、必要があると認めるとき修正
平成19年度	○東京湾北部地震等を踏まえて
	○総合防災調査(H18)の結果を踏まえて
	○最終修正から8年経過したため
	○新潟・福島豪雨災害、新潟県中越地震の教訓を受けて
	○東京都地域防災計画の改訂予定により、修正する予定
	○原則的に、毎年見直しを行うものとしているため
	○抜本的見直しによる改訂
	○市町村合併に伴う防災計画見直しのため
	○上位団体の地域防災計画の修正(予定)に伴う修正
	○平成17年度に震災復興マニュアルを策定し、復興体制を検討・整備したことを受けて修正
平成20年度	○上位団体の地域防災計画が見直されたため
	○各項目の詳細の記載
	○大学との共同研究による改訂
	○市町村合併に伴う改訂
平成21年度	○平成18~20年度で行う復興まちづくり訓練を踏まえ、都市復興マニュアルを改訂する予定

## Ⅲ 災害復興関連項目への対応状況

### 1 当該項目の計画化の必要性

災害復興関連項目の必要性については、「1-2. 計画の位置づけ」、「1-3. 計画の前提」、「1-5. 復興財源の確保」、「2-3. 市街地集落の復興」、「3. 地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策」では比率が7割台であるが、これ以外の項目は8割台であり、平成14年度調査よりも10ポイントから20ポイント上昇している(表3.11)。

## 2 地域防災計画での記載

課題、留意点、重点施策

災害復興関連項目の地域防災計画での記載については、「1-1.計画の目的」が125団体(65.4%)と最も多く、次いで「2-1.被災状況調査」と「2-5.住宅の復興」がともに116団体(60.7%)である。地域防災計画における災害復興関連項目の記載割合は、平成14年度調査と同様の比率であるが、数ポイント低下している項目もあり、各項目の記載状況には差異がある(表3.11)。

## 3 地域防災計画以外の計画等での記載

災害復興関連項目の地域防災計画以外の計画等での記載については、2割以上の項目はなく、「2-5.住宅の復興」が23団体(12.0%)、「2-4.都市基盤の復興」と「2-10.災害廃棄物の処理」がともに22団体(11.5%)である。地域防災計画以外の計画等における災害復興関連項目の記載割合は、各項目とも平成14年度調査とほぼ同様の値である(表3.11)。

当該項目の計画化の 2 地域防災計画での記 3 地域防災計画以外の計 必要性有 載有 画等での記載有 大項目 H14 H17 H17 H17 H14 H14 団体数 団体数 団体数 中項目 比率 比率 比率 比率 比率 比率 1.総則 1-1.計画の目的 159 | 83.2% 71% 125 | 65.4% 56% 5.8% 4% 11 95 49.7% 64% 46% 5.2% 4% 1-2.計画の位置づけ 77.5%10 148 71.7%60%40.3% 40%4.2% 2% 1-3.計画の前提 137 77 8 1-4.復興体制 160 83.8% 60% 89 46.6% 42% 12 6.3% 4% 1-5.復興財源の確保 148 77.5% 65% 74 38.7% 47% 10 5.2% 2% 2.分野別事項 2-1.被災状況調査 159 83.2% 72% 116 | 60.7% 55% 19 9.9%8% 2-2.復興計画の策定 68% 111 58.1% 51% 8.4% 5% 160 83.8% 16 2-3.市街地・集落の復興 151 79.1% 69% 64 | 33.5% 42% 14 7.3% 4% 82.7% 71% 54% 6% 2-4.都市基盤の復興 158 96 | 50.3% 22 11.5% 2-5.住宅の復興 163 85.3%78% 116 | 60.7% 72% 23 | 12.0% 7% 53% 83.2%93 48.7% 5% 2-6.地域経済の復興 159 71% 16 8.4%72 | 37.7% 47% 8.9% 5% 2-7.医療・保健・福祉の復興 160 83.8% 73% 17 159 83.2% 69% 42.4%39% 18 9.4% 2% 2-8.教育・文化の復興 81 2-9.ボランティア活動の支援 159 83.2% 96 50.3%18 9.4% 2-10.災害廃棄物の処理 162 84.8%100 | 52.4% 22 11.5% \_ 2-11.情報提供•相談 72% 98 | 51.3% 2% 163 85.3%48% 17 8.9%3.地区類型別の復興対策上の 70.2% 27 12 134 56% 14.1% 18% 6.3% 1%

表3.11 災害復興関連項目への対応状況

# 4 災害からの復興に関する事前の取組状況

### (1) 災害からの復興に関する事前の取組状況

### ① 加重平均値による比較

災害からの復興に関する事前の取組状況について、選択肢による回答を下表の計算式により 加重平均値を算出した(表3.12)。

### ○加重平均値の算出方法

- A:選択肢「ア 十分できている」の回答団体数×2点
- B:選択肢「イ ある程度できている」の回答団体数×1点
- C:選択肢「ウ どちらとも言えない」の回答団体数×0点
- D:選択肢「エ あまりできていない」の回答団体数×-1点
- E:選択肢「オ 全くできていない」の回答団体数×-2点

 $(A \times 2$ 点)+ $(B \times 1$ 点)+ $(C \times 0$ 点)+ $(D \times -1$ 点)+ $(E \times -2$ 点)

加重平均値(点)=----

A+B+C+D+E

注)上記の計算式による最高点は+2.00点、最低点は-2.00点、中間点が0.00点となる

#### 表3.12 災害復興への事前の取組状況の加重平均値

大項目	小項目	取組事項No.	加重平均	匀値(点)
中項目	71 6 日	以加于"只10.	H17	H14
1.総則				
1-4.復興体制	復興本部の設置	1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討	-1.11	-1.46
		2)復興本部運営方法の検討	-0.95	-1.20
1-5.復興財源の	確保	3)復興対策に係る財政需要の検討	-1.09	-1.20
		4)復興基金創設のための検討	-1.26	_
2.分野別事項				
2-1.被災状況調	查	5)地方公共団体内部の調査人員配分の検討	0.11	-0.34
		6)地方公共団体外部との連携体制の検討	-0.26	-0.48
		7)応急危険度判定調査体制の検討	0.22	-0.25
		8)被災宅地危険度判定調査体制の検討	-0.15	_
		9)住宅・公共施設の被害調査体制の検討	0.16	_
		10)被災者生活実態調査体制の検討	-0.65	_
2-2.復興計画の	策定	11)復興計画策定体制の検討	-0.74	-1.67
2-3.市街地•集	地区区分の設定	12)復興整備条例の制定・検討	-1.29	-1.65
落の復興	復興まちづくり	13)まちづくり協議会の結成・活動の支援	-1.12	-1.54
	新市街地の整備	14)集団移転による新市街地候補地の検討	-1.54	-1.64
2-4.都市基盤の	復興	15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施	-0.31	-0.05
2-5.住宅の復	応急仮設住宅	16)応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	-0.32	-1.05
興		17)応急仮設住宅建設可能用地の把握	0.14	-0.62
		18)応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討	-0.5	-1.20
		19)民間賃貸住宅の借上基準の作成・検討	-1.12	-1.59
		20)民間賃貸住宅の空家状況の把握	-1.25	-1.64
		21)応急住宅の入居基準の作成・検討	-0.49	
	応急修理	22)建設業協会等との協定の締結	0.06	-0.59
		23)被災者が自力で実施する応急修理に対する支援の検討	-0.76	-1.26
	公営住宅の供給	24)公営住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	-0.72	-0.15
		25)公営住宅建設可能用地の把握	-0.78	-0.68

大項目	小項目	取組事項No.	加重平均	的値(点)
中項目	77 %日	4次和于"只110.	H17	H14
2-5.住宅の復	住宅再建支援	26)住宅再建支援策の検討	-0.62	_
興	マンション再建支	27)アドバイザーの派遣等の検討	-1.27	-1.70
	援	28)既存不適格建築物の再建支援策の検討	-1.23	-1.56
2-6. 地域経済	産業復興	29)一時的事業スペース確保支援の検討	-1.3	_
の復興		30)工業・商業の再建支援策の検討	-0.8	_
		31)農林水産業の再建支援策の検討	-0.81	_
		32)観光業の再建支援策の検討	-1.05	_
		33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討	-1.31	_
		34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討	-1.29	-1.42
		35)産業復興需要の地元還元策の検討	-1.21	-1.41
	雇用•就業対策	36)雇用の維持・再就職促進策の検討	-0.96	_
		37)離職者の生活支援の検討	-1.01	-
2-7. 医療・保	医療	38)医療施設の再建支援策の検討	-1.01	_
健・福祉の復	保健	39)メンタルヘルスケア、PTSD対策の実施に関する検討	-0.65	_
興	福祉	40)福祉施設の再建支援策の検討	-0.91	_
		41)福祉サービスの供給に関する検討	-0.72	_
2-8.教育·文化	教育	42)授業再開に関する検討	-0.13	_
の復興		43)学校教育施設の再建策の検討	-0.34	_
		44)被災児童・生徒への支援策の検討	-0.15	_
	文化	45)文化・社会教育施設の再建策の検討	-0.72	_
		46)文化活動の再開に関する検討	-0.93	_
2-9.ボランティア	活動の支援	47)NPO・ボランティア活動の支援	-0.24	_
		48)NPO・ボランティアの育成	-0.43	_
2-10.災害廃棄物	かの処理	49)がれき処理計画の作成・検討	-0.26	_
2-11.情報提供•	相談	50)情報提供・相談体制の検討	-0.22	
3.地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策		51)地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策の 検討	-1.09	_

注)加重平均値H14欄の「-」は未設定項目

加重平均値の算出により、高い点となった上位項目は、「7) 応急危険度判定調査体制の検討」が0.22点で最も高く、次いで「9) 住宅・公共施設の被害調査体制の検討」が0.16点、「17) 応急 仮設住宅建設可能用地の把握」が0.14点、「5) 地方公共団体内部の調査人員配分の検討」が0.11点、「22) 建設業協会等との協定の締結」が0.06点である(表3.13)。

表3.13 災害復興への事前の取組状況の加重平均値上位10位

順位	項目		7値(点)
川只江	次口	H17	H14
1	7)応急危険度判定調査体制の検討	0.22	-0.25
2	9)住宅・公共施設の被害調査体制の検討	0.16	_
3	17)応急仮設住宅建設可能用地の把握	0.14	-0.62
4	5)地方公共団体内部の調査人員配分の検討	0.11	-0.34
5	22)建設業協会等との協定の締結	0.06	-0.59
6	42)授業再開に関する検討	-0.13	_
7	8)被災宅地危険度判定調査体制の検討	-0.15	_
8	44)被災児童・生徒への支援策の検討	-0.15	_
	50)情報提供・相談体制の検討	-0.22	_
10	47)NPO・ボランティア活動の支援	-0.24	_

注)加重平均値H14欄の「-」は未設定項目

一方、加重平均値の算出により、低い点となった下位項目は、「14)集団移転による新市街地候補地の検討」が-1.54点で最も低く、次いで「33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討」が-1.31点、「29)一時的事業スペース確保支援の検討」が-1.30点、「12)復興整備条例の制定・検討」と「34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討」がともに-1.29点である(表3.14)。

表3.14 災害復興への事前の取組状況の加重平均値下位10位

順位	立 項目		的値(点)
順知			H14
1	14)集団移転による新市街地候補地の検討	-1.54	-1.64
2	33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討	-1.31	_
3	29)一時的事業スペース確保支援の検討	-1.30	_
1	12)復興整備条例の制定・検討	-1.29	-1.65
4	34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討	-1.29	-1.42
6	27)アドバイザーの派遣等の検討	-1.27	-1.70
7	4)復興基金創設のための検討	-1.26	_
8	20)民間賃貸住宅の空家状況の把握	-1.25	-1.64
9	28)既存不適格建築物の再建支援策の検討	-1.23	-1.56
10	35)産業復興需要の地元還元策の検討	-1.21	-1.41

注)加重平均値H14欄の「-」は未設定項目

また、平成14年度調査との共通項目において、点数が上昇した項目は、「11)復興計画策定体制の検討」が0.93ポイント、「17)応急仮設住宅建設可能用地の把握」が0.76ポイント、「16)応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討」が0.73ポイント、「18)応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討」が0.70ポイント、「22)建設業協会等との協定の締結」が0.65ポイント上昇している。

一方、点数が低下した項目は、「24)公営住宅の必要量・供給量の算出方法の検討」が-0.57ポイント、「15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施」が-0.26ポイント、「25)公営住宅建設可能用地の把握」が-0.10ポイントであり、これらの3項目が前回よりも点数が低下している(表3.15)。

表3.15 災害復興への事前の取組状況の加重平均値比較

順位	項目	H17-H14 (ポイント)	加重平均	的値(点)
川只江	· スロ		H17	H14
1	11)復興計画策定体制の検討	0.93	-0.74	-1.67
2	17)応急仮設住宅建設可能用地の把握	0.76	0.14	-0.62
3	16)応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	0.73	-0.32	-1.05
4	18)応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討	0.70	-0.5	-1.20
5	22)建設業協会等との協定の締結	0.65	0.06	-0.59
6	23)被災者が自力で実施する応急修理に対する支援の検討	0.50	-0.76	-1.26
7	19)民間賃貸住宅の借上基準の作成・検討	0.47	-1.12	-1.59
1	7)応急危険度判定調査体制の検討	0.47	0.22	-0.25
9	5)地方公共団体内部の調査人員配分の検討	0.45	0.11	-0.34
10	27)アドバイザーの派遣等の検討	0.43	-1.27	-1.70
11	13)まちづくり協議会の結成・活動の支援	0.42	-1.12	-1.54
12	20)民間賃貸住宅の空家状況の把握	0.39	-1.25	-1.64
13	12)復興整備条例の制定・検討	0.36	-1.29	-1.65
14	1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討	0.35	-1.11	-1.46

順法	項目		加重平均	匀值(点)
川東江			H17	H14
15	28)既存不適格建築物の再建支援策の検討	0.33	-1.23	-1.56
16	51)地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策の検討	0.27	-1.09	-1.36
17	2)復興本部運営方法の検討	0.25	-0.95	-1.20
18	6)地方公共団体外部との連携体制の検討	0.22	-0.26	-0.48
19	35)産業復興需要の地元還元策の検討	0.20	-1.21	-1.41
20	34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検	0.13	-1.29	-1.42
20	討			
21	3)復興対策に係る財政需要の検討	0.11	-1.09	-1.20
22	14)集団移転による新市街地候補地の検討	0.10	-1.54	-1.64
23	25)公営住宅建設可能用地の把握	-0.10	-0.78	-0.68
24	15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施	-0.26	-0.31	-0.05
25	24)公営住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	-0.57	-0.72	-0.15

注)平成14年度調査と共通の25項目のみにより作成

## ② 「ア 十分できている」「イ ある程度できている」の合計値の分布

災害復興の事前取組について見ると、「ア 十分できている」「イ ある程度できている」との回答の合計値分布は、51項目中 $1\sim10$ 項目が84団体(45.4%)、 $11\sim20$ 項目が38団体(20.5%)、31項目以上と $21\sim30$ 項目がともに11団体(5.9%)である(表3.16)。

表3.16 災害復興事前取組に関する「ア 十分できている」「イ ある程度できている」の合計値の分布

	団体数	比率
31項目以上	11	5.9%
21~30項目	11	5.9%
11~20項目	38	20.5%
1~10項目	84	45.4%
0項目	41	22.2%
有効回答団体数	185	100.0%

### (2) 災害復興への事前の取組の具体的な内容

災害復興の事前取組について、「ア 十分できている」「イ ある程度できている」としている場合の具体的な取組内容については、「7) 応急危険度判定調査体制の検討 (72団体)」や「17) 応急仮設住宅建設可能用地の把握 (71団体)」、「9) 住宅・公共施設の被害調査体制の検討 (63団体)」、「5) 地方公共団体内部の調査人員配分の検討 (62団体)」が多くなっている。その具体的内容については、災害時の活動マニュアルの作成や活動人員の確保、平常時の訓練などとなっている (表3.17、詳細は巻末参考表3.17)。

表3.17 災害復興への事前の取組の具体的内容(抜粋)

項目	具体的内容の概要(抜粋)
1)復興本部の設置に関する条例 等の制定・検討	○災害対策本部(会議)条例、設置要綱、運営要綱、活動要綱の制定、施行 ○「災害復興基本条例」及び「災害対策本部の設置及び運営に関する規則」制定 ○災害対策本部の役割として災害復旧を明示(復旧・復興担当部署を指定)
2)復興本部運営方法の検討	○防災まちづくり推進本部設置要綱に記載 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○規則で、復興本部の組織、分掌事務並びに本部に設置する部、課の分掌事務 を規程

3)復興対策に係る財政需要の検討	○災害対策本部運営要綱に災害対策本部の役割として災害復旧を明示
3/復興刈束に係る別政帝安の検討	○次告対象本部連貫委綱に次告対象本部の役割として次告復旧を明示  ○被害状況の把握と対応策の検討と同時に応急・復興事業に係る財政需要見込
AZERIA A AIRE A A AIRE	み算定 OWA NATE AND A FEB.
4)復興基金創設のための検討	○災害対策基金を創設 ○大名(T) まない ((大名) (大名) (大名) (大名) (大名) (大名) (大名) (大名
	○市条例に基づき、災害救助基金を積み立てている
	○震災復興マニュアルの中に掲載
5)地方公共団体内部の調査人員	○毎年度当初に、災害対策職員動員計画を見直し、職員への周知を徹底する(調
配分の検討	査班を含む)
	○災害対策本部条例施行規則において、通常業務のセクションを、災害対策専
	用の対策部の組織を位置づけ
6)地方公共団体外部との連携体制	
の検討	制確保
· 21尺 1	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	○総合防災訓練を通じて、防災機関との連絡調整窓口の確認
	○「民間協力計画」を定め協力体制を確立
7)応急危険度判定調査体制の検	○応急危険度判定コーディネーターの選任
討	○県主催の危険度判定士養成講習を通じて有資格者を段階的に養成
	○震災復興マニュアルに応急危険度判定調査班の編成及び調査体制等を具体
	的に記載
	○被災建築物応急危険度判定実施要綱・マニュアルを策定済み
	○マニュアルを総合防災訓練等で検証
8)被災宅地危険度判定調査体制	○県主催の危険度判定士養成講習を通じて有資格者を段階的に養成
の検討	○震災復興マニュアルに被災宅地危険度判定調査班の編成及び調査体制等を
♥▽イト沢pウ	○辰火後央ャーユノルに放火七地心峽及刊た神直班の柵)(人)   記載
	○訓練、情報伝達訓練等を実施
NO. I THE RESERVE TO THE PARTY OF THE PARTY	○県及び県下の市町において県被災宅地危険度判定協議会を設立
9)住宅・公共施設の被害調査体制	○地域防災計画及び震災復興マニュアルにおいて、住宅・公共施設の被害調査
の検討	体制についてスケジュール及び担当所管等を記載している
	○被災建築物応急危険度判定実施要綱・マニュアルを策定済み
	○総合防災訓練等で検証している
10)被災者生活実態調査体制の検	○マニュアルを総合防災訓練等で検証している
討	○職員による避難先の個別訪問の実施
	○仮設住宅入居者を対象とした聞取り調査の実施
11)復興計画策定体制の検討	○震災復興マニュアルにおいて、復興計画策定に係る担当所管及び手順等を具
11/校共中国水龙中的*7块的	体的に記載
	○各課災害時の活動マニュアルを作成
10)海脚軟件久周の判字, 松計	
12)復興整備条例の制定・検討	○震災復興マニュアルの中に掲載
10\1.1. \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	○「被災市街地の復興整備に関する条例」及び「同施行規則」制定済み
13)まちづくり協議会の結成・活動	○復興のためではないが、事業や計画、構想等について地域住民と意見交換を
の支援	行う「まちづくり協議会」を結成済み
	○震災復興模擬訓練の実施
	○「安全なまちづくり条例」施行し、「安全なまちづくり対策協議会」を発足
14)集団移転による新市街地候補	○震災復興マニュアルの中に掲載
地の検討	○各課災害時の活動マニュアルを作成
15)被害軽減のための防災施設整	○震災復興マニュアルの中に掲載
備事業の実施	○市街地再開発事業
m 事 来 • > 天 / iii	○土地区画整理事業
	○沿道不燃化促進事業
10) 内名尼凯伊克尔 20年日 44.44	
16)応急仮設住宅の必要量・供給	○震災復興マニュアル、地震災害時職員行動マニュアルの中に掲載
量の算出方法の検討	○大学の研究団体と協同して研究
	○被災者に対する意向調査をもとに、面接等により意思確認を行って応急仮設住
	宅の必要量等算出
17)応急仮設住宅建設可能用地の	○内部資料として、予め建設用地の検討を行っている
把握	○毎年度、応急仮設住宅建設候補地の見直しを実施
· —	○オープンスペース利用計画による
	○面積・避難人数等を想定表として策定済み
10)	○津部業物会は歴然会業系具はなっており、物土は生地は推薦されていて
18)応急仮設住宅の建設資材の把 握や供給方法の検討	<ul><li>○建設業協会は防災会議委員となっており、協力体制は構築されている</li><li>○建設業共同組合との災害時における応急措置に関する協定の締結により対応</li></ul>

<u> </u>	
19)民間賃貸住宅の借上基準の作	○大学の研究団体と協同して研究 ○地域防災計画に県災害対策本部に応援を要請することを定めている
19)氏间員賃任七0万百工基準0万下   成•検討	○大学の研究団体と協同して研究
//X * 1央 n 1	○災害時民間賃貸住宅の借上依頼済み
20)民間賃貸住宅の空家状況の把	○不動産団体と借上げによる一時提供住宅の供給目的の協力関係を結んでいる
	○大学の研究団体と協同して研究
7至	○父字時民間賃貸住宅の借上依頼済み
21)応急住宅の入居基準の作成・	○災害時要支援者を優先とする入居者の選定基準の設定
検討	○震災復興マニュアルの中に掲載
22)建設業協会等との協定の締結	○建設業組合、建築組合、鳶工業組合、管工土木事業組合、木材同業組合、技
22/建议来册云寺20/ 肠足0/柿粕	○   定成来組合、産業組合、鳥工来組合、官工工不事来組合、不何问来組合、役   能職団体連絡協議会と協定を結んでいる
	に報団体連結協議会と協定を指んでする ○震災復興マニュアルの中に掲載
99) かい おい カップ	
23)被災者が自力で実施する応急	○被災者の経済的再建支援体制を強化 ○仕党建設 修繕時の代け会に対ける利力を強化する。
修理に対する支援の検討	○住宅建設、修繕時の貸付金に対する利子補給を考えている
24)公営住宅の必要量・供給量の	○県被害想定調査結果等に基づき研究
算出方法の検討の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の	○被災者に対する意向調査をもとに、災害公営住宅の必要量等算出する
25)公営住宅建設可能用地の把握	○公営住宅建設可能用地を選定済 ○周被末相党課本往界際に基づき研究
00分字字本十校体の外引	○県被害想定調査結果等に基づき研究
26)住宅再建支援策の検討	○住宅復興資金の貸付斡旋について定めている ○ ※ 実授業次会の貸付するいて決定さ
	○災害援護資金の貸付について決定済 ○仕会会融入庁の利用 (#1 h 五徳の投資
のかっているとば、のおり事件の投手に	○住宅金融公庫の利用、借入れ手続の指導
27)アドバイザーの派遣等の検討	○区分所有者の合意形成を適切に行うため、建替・改修アドバイザー派遣制度の
	情報を広報等により周知を図る
	○住宅(建築)相談所を開設する
28)既存不適格建築物の再建支援	○マンション管理に関するNPOを活用し、その構成員である社団法人と連携によ
策の検討	り、マンション建替アドバイザーの派遣要請を行うことを検討
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○建築行政指導の中で対応する
29)一時的事業スペース確保支援	○震災復興マニュアルの中に掲載
の検討	
30)工業・商業の再建支援策の検	〇中小企業者等に対する各種金融支援策等の実施(「中小企業噴火災害特別資
討	金利子等補給事業」「災害融資制度」「噴火災害中小企業返済対策特別資金融
	資」「災害復旧資金融資」「中小企業安定支援資金融資」「再開資金利子補給」)
31)農林水産業の再建支援策の検	○農林漁業金融公庫による融資制度の利用
討	○補助対象外については原材料支給等により対応
20年以来の三本士が依の松門	
1、7、7、翻光 美(/) 用 锤 支撑 美(/) 矮 美	〇中小企業等への融資制度の活用
32)観光業の再建支援策の検討	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供
33)新分野進出・事業転換等に対	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討
	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画と	<ul><li>○震災復興マニュアルの中に掲載</li><li>○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供</li><li>○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討</li><li>○震災復興マニュアルの中に掲載</li><li>○商工業者を対象に融資制度を実施</li><li>○近隣市町村との広域的な公園等の整備</li></ul>
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の 検討	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の 検討 35)産業復興需要の地元還元策の	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討 35)産業復興需要の地元還元策の検討	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大 ○地元業者優先としている
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討 35)産業復興需要の地元還元策の検討 36)雇用の維持・再就職促進策の	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大 ○地元業者優先としている ○資金の融資、経営相談等の実施
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討 35)産業復興需要の地元還元策の検討	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大 ○地元業者優先としている ○資金の融資、経営相談等の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討 35)産業復興需要の地元還元策の検討 36)雇用の維持・再就職促進策の	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大 ○地元業者優先としている ○資金の融資、経営相談等の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○就労困難者に対する就労支援コーディネーターによる就労相談、就労に結び
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討 35)産業復興需要の地元還元策の検討 36)雇用の維持・再就職促進策の検討	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大 ○地元業者優先としている ○資金の融資、経営相談等の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○就労困難者に対する就労支援コーディネーターによる就労相談、就労に結びつく講習会の実施
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討 35)産業復興需要の地元還元策の検討 36)雇用の維持・再就職促進策の	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大 ○地元業者優先としている ○資金の融資、経営相談等の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○就労困難者に対する就労支援コーディネーターによる就労相談、就労に結びつく講習会の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討 35)産業復興需要の地元還元策の検討 36)雇用の維持・再就職促進策の検討	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大 ○地元業者優先としている ○資金の融資、経営相談等の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○就労困難者に対する就労支援コーディネーターによる就労相談、就労に結びつく講習会の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○属災復興マニュアルの中に掲載 ○属民険の特例について周知
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討 35)産業復興需要の地元還元策の検討 36)雇用の維持・再就職促進策の検討	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大 ○地元業者優先としている ○資金の融資、経営相談等の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○就労困難者に対する就労支援コーディネーターによる就労相談、就労に結びつく講習会の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○雇用保険の特例について周知 ○震災復興マニュアルの中に掲載
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討 35)産業復興需要の地元還元策の検討 36)雇用の維持・再就職促進策の検討 37)離職者の生活支援の検討 38)医療施設の再建支援策の検討	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大 ○地元業者優先としている ○資金の融資、経営相談等の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○就労困難者に対する就労支援コーディネーターによる就労相談、就労に結びつく講習会の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○属用保険の特例について周知 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○庫用保険の特例について周知
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討 35)産業復興需要の地元還元策の検討 36)雇用の維持・再就職促進策の検討 37)離職者の生活支援の検討 38)医療施設の再建支援策の検討 39)メンタルヘルスケア、PTSD対策	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大 ○地元業者優先としている ○資金の融資、経営相談等の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○就労困難者に対する就労支援コーディネーターによる就労相談、就労に結びつく講習会の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○雇用保険の特例について周知 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○雇用保険の特例について周知 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○世域防災計画中の公共施設等災害復旧計画に策定項目を策定 ○保健師活動支援のための関係機関のネットワークの強化について記載
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討 35)産業復興需要の地元還元策の検討 36)雇用の維持・再就職促進策の検討 37)離職者の生活支援の検討 38)医療施設の再建支援策の検討	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大 ○地元業者優先としている ○資金の融資、経営相談等の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○就労困難者に対する就労支援コーディネーターによる就労相談、就労に結びつく講習会の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○雇用保険の特例について周知 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地域防災計画中の公共施設等災害復旧計画に策定項目を策定 ○保健師活動支援のための関係機関のネットワークの強化について記載 ○職員防災行動マニュアル(医療・救護及び防疫・衛生)
33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討 34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討 35)産業復興需要の地元還元策の検討 36)雇用の維持・再就職促進策の検討 37)離職者の生活支援の検討 38)医療施設の再建支援策の検討 39)メンタルヘルスケア、PTSD対策	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供 ○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○商工業者を対象に融資制度を実施 ○近隣市町村との広域的な公園等の整備 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地場農水産物等の需用・消費の拡大 ○地元業者優先としている ○資金の融資、経営相談等の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○就労困難者に対する就労支援コーディネーターによる就労相談、就労に結びつく講習会の実施 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○雇用保険の特例について周知 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○雇用保険の特例について周知 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○世域防災計画中の公共施設等災害復旧計画に策定項目を策定 ○保健師活動支援のための関係機関のネットワークの強化について記載

	○震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具
	体的に記載
	11: 4: 11= 1/3
44)4=41 11	○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討
41)福祉サービスの供給に関する	○震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等
検討	を具体的に記載
	○災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載
42)授業再開に関する検討	○学校防災対応マニュアルの作成
	○職員防災行動マニュアル(教育対策)
	○校舎の被害が甚大な場合は、被害の少ない市内の学校等を使用
43)学校教育施設の再建策の検討	○震災復興マニュアルにおいて、教育施設がいち早く教育活動を再開するため
	の、担当所管及び手順等を具体的に記載
	○各学校において地震防災マニュアルを作成済
44)被災児童・生徒への支援策の	○震災復興マニュアルにおいて、被災児童を物心両面で支援するため、学用品
検討	その他の支給及び精神面での支援のための体制を整え、担当所管及び手順
	等を具体的に記載
	○教科書や学用品の滅失、毀損状況を把握し、確保の要請方法等のマニュアル
	化
45)文化・社会教育施設の再建策	1-
45)文化・社会教育施設の再建策の検討	○文化財の修繕については条文化
72 112 122 123 143 233 143 231	1-
の検討	○文化財の修繕については条文化 ○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討
の検討 46)文化活動の再開に関する検討	○文化財の修繕については条文化 ○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討 ○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている
の検討 46)文化活動の再開に関する検討	<ul><li>○文化財の修繕については条文化</li><li>○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討</li><li>○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている</li><li>○災害ボランティア養成講座の開設</li><li>○ボランティア受入れマニュアルを策定</li></ul>
の検討 46)文化活動の再開に関する検討 47)NPO・ボランティア活動の支援	<ul><li>○文化財の修繕については条文化</li><li>○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討</li><li>○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている</li><li>○災害ボランティア養成講座の開設</li><li>○ボランティア受入れマニュアルを策定</li><li>○災害ボランティア対策要綱の策定</li></ul>
の検討 46)文化活動の再開に関する検討	<ul> <li>○文化財の修繕については条文化</li> <li>○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討</li> <li>○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている</li> <li>○災害ボランティア養成講座の開設</li> <li>○ボランティア受入れマニュアルを策定</li> <li>○災害ボランティア対策要綱の策定</li> <li>○ボランティアセンター設置時の運営の核となる防災ボランティアリーダーの育成</li> </ul>
の検討 46)文化活動の再開に関する検討 47)NPO・ボランティア活動の支援	○文化財の修繕については条文化 ○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討 ○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている ○災害ボランティア養成講座の開設 ○ボランティア受入れマニュアルを策定 ○災害ボランティア対策要綱の策定 ○ボランティアセンター設置時の運営の核となる防災ボランティアリーダーの育成 ○社会福祉協議会に「ボランティア市民活動支援センター」を設置し、平時から市
の検討46)文化活動の再開に関する検討47)NPO・ボランティア活動の支援48)NPO・ボランティアの育成	<ul> <li>○文化財の修繕については条文化</li> <li>○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討</li> <li>○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている</li> <li>○災害ボランティア養成講座の開設</li> <li>○ボランティア受入れマニュアルを策定</li> <li>○災害ボランティア対策要綱の策定</li> <li>○ボランティアセンター設置時の運営の核となる防災ボランティアリーダーの育成</li> <li>○社会福祉協議会に「ボランティア市民活動支援センター」を設置し、平時から市と協働でボランティア登録の募集、研修を行っている</li> </ul>
の検討 46)文化活動の再開に関する検討 47)NPO・ボランティア活動の支援	<ul> <li>○文化財の修繕については条文化</li> <li>○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討</li> <li>○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている</li> <li>○災害ボランティア養成講座の開設</li> <li>○ボランティア受入れマニュアルを策定</li> <li>○災害ボランティア対策要綱の策定</li> <li>○ボランティア対策要綱の策定</li> <li>○ボランティアセンター設置時の運営の核となる防災ボランティアリーダーの育成</li> <li>○社会福祉協議会に「ボランティア市民活動支援センター」を設置し、平時から市と協働でボランティア登録の募集、研修を行っている</li> <li>○がれき処理の集積場所、運搬、処分方法等について決定済</li> </ul>
の検討46)文化活動の再開に関する検討47)NPO・ボランティア活動の支援48)NPO・ボランティアの育成	<ul> <li>○文化財の修繕については条文化</li> <li>○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討</li> <li>○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている</li> <li>○災害ボランティア養成講座の開設</li> <li>○ボランティア受入れマニュアルを策定</li> <li>○災害ボランティア対策要綱の策定</li> <li>○ボランティアセンター設置時の運営の核となる防災ボランティアリーダーの育成</li> <li>○社会福祉協議会に「ボランティア市民活動支援センター」を設置し、平時から市と協働でボランティア登録の募集、研修を行っている</li> <li>○がれき処理の集積場所、運搬、処分方法等について決定済</li> <li>○災害廃棄物処理計画を策定</li> </ul>
の検討46)文化活動の再開に関する検討47)NPO・ボランティア活動の支援48)NPO・ボランティアの育成49)がれき処理計画の作成・検討	○文化財の修繕については条文化 ○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討 ○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている ○災害ボランティア養成講座の開設 ○ボランティア受入れマニュアルを策定 ○災害ボランティア対策要綱の策定 ○災害ボランティア対策要綱の策定 ○ボランティアセンター設置時の運営の核となる防災ボランティアリーダーの育成 ○社会福祉協議会に「ボランティア市民活動支援センター」を設置し、平時から市 と協働でボランティア登録の募集、研修を行っている ○がれき処理の集積場所、運搬、処分方法等について決定済 ○災害廃棄物処理計画を策定 ○県下市町の災害廃棄物処理協定を締結
の検討46)文化活動の再開に関する検討47)NPO・ボランティア活動の支援48)NPO・ボランティアの育成	○文化財の修繕については条文化 ○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討 ○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている ○災害ボランティア養成講座の開設 ○ボランティア受入れマニュアルを策定 ○災害ボランティア対策要綱の策定 ○ボランティアセンター設置時の運営の核となる防災ボランティアリーダーの育成 ○社会福祉協議会に「ボランティア市民活動支援センター」を設置し、平時から市 と協働でボランティア登録の募集、研修を行っている ○がれき処理の集積場所、運搬、処分方法等について決定済 ○災害廃棄物処理計画を策定 ○県下市町の災害廃棄物処理協定を締結 ○防災同報無線(屋外拡声機、戸別受信機)の整備
の検討46)文化活動の再開に関する検討47)NPO・ボランティア活動の支援48)NPO・ボランティアの育成49)がれき処理計画の作成・検討	○文化財の修繕については条文化 ○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討 ○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている ○災害ボランティア養成講座の開設 ○ボランティア受入れマニュアルを策定 ○災害ボランティア対策要綱の策定 ○災害ボランティア対策要綱の策定 ○ボランティアセンター設置時の運営の核となる防災ボランティアリーダーの育成 ○社会福祉協議会に「ボランティア市民活動支援センター」を設置し、平時から市 と協働でボランティア登録の募集、研修を行っている ○がれき処理の集積場所、運搬、処分方法等について決定済 ○災害廃棄物処理計画を策定 ○県下市町の災害廃棄物処理協定を締結 ○防災同報無線(屋外拡声機、戸別受信機)の整備 ○地元ケーブルテレビ局との応援協定
の検討 46)文化活動の再開に関する検討 47)NPO・ボランティア活動の支援 48)NPO・ボランティアの育成 49)がれき処理計画の作成・検討 50)情報提供・相談体制の検討	○文化財の修繕については条文化 ○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討 ○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている ○災害ボランティア養成講座の開設 ○ボランティア受入れマニュアルを策定 ○災害ボランティア対策要綱の策定 ○災害ボランティア対策要綱の策定 ○ボランティアセンター設置時の運営の核となる防災ボランティアリーダーの育成 ○社会福祉協議会に「ボランティア市民活動支援センター」を設置し、平時から市 と協働でボランティア登録の募集、研修を行っている ○がれき処理の集積場所、運搬、処分方法等について決定済 ○災害廃棄物処理計画を策定 ○県下市町の災害廃棄物処理協定を締結 ○防災同報無線(屋外拡声機、戸別受信機)の整備 ○地元ケーブルテレビ局との応援協定 ○法曹会と災害時の法律相談に関る協定を締結済み
の検討46)文化活動の再開に関する検討47)NPO・ボランティア活動の支援48)NPO・ボランティアの育成49)がれき処理計画の作成・検討	○文化財の修繕については条文化 ○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討 ○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている ○災害ボランティア養成講座の開設 ○ボランティア受入れマニュアルを策定 ○災害ボランティア対策要綱の策定 ○災害ボランティア対策要綱の策定 ○ボランティアセンター設置時の運営の核となる防災ボランティアリーダーの育成 ○社会福祉協議会に「ボランティア市民活動支援センター」を設置し、平時から市 と協働でボランティア登録の募集、研修を行っている ○がれき処理の集積場所、運搬、処分方法等について決定済 ○災害廃棄物処理計画を策定 ○県下市町の災害廃棄物処理協定を締結 ○防災同報無線(屋外拡声機、戸別受信機)の整備 ○地元ケーブルテレビ局との応援協定

### (3) 災害復興のための事前取組ができない理由と必要な支援

○条例制定に伴う庁内検討会の実施

○早期策定に対する県等の助言・指導

○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など

○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備

○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

災害復興の事前取組について、「エ あまりできていない」「オ 全くできていない」として いる場合の理由としては、「現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策 は今後の検討」や「庁内各部署ごとの積極的な取組及び職員の意識向上が必要」などの意見が ある。また、実施するために必要な支援としては、「ガイドライン的なマニュアル、手引き、先 進地事例等情報の提供が必要」や「研修会の開催等」などの意見があげられている(表3.18、 詳細は巻末参考表3.18)。

#### 表3.18 災害復興のための事前取組ができない理由と必要な支援内容(抜粋)

## 理由・内容(抜粋) ◆事前対策ができていない理由 ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない ○予防計画及び応急対策計画に重点をおいており、復旧・復興計画は未策定 ○災害対策本部の所掌事務として、災害復旧対策を実施するため ○人・物・金・時間が足りない ○地域防災計画に明確に位置づけされていない ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎる ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据えた計画が策 定しづらい ○復興に係る財源の見通しが立たない ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない ○庁内各部署ごとの積極的な取組及び職員の意識向上が必要 ○これまでに大きな災害が少なかった 等 ◆実施するために必要な支援内容 ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要 ○復興本部に関する資料提供、情報提供 ○先進自治体の取り組みや復興計画のひな形など、基礎的部分からの支援が必要 ○人員、知識及び経験、予算、時間 ○地域防災計画の修正 ○復興該当地区の規模別の考え方等について国で策定していただきたい ○復興業務は「まちづくり」との調整が必要になり、総括的な支援事業が必要 ○説明会等で、市としての役割を認識させる ○国県との役割も明確に提示してほしい ○被害想定作成への人、技術、予算の支援 ○研修会の開催等 ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい

筡

# 5 復興準備計画の策定及び復興に関する条例の制定の状況

### (1)復興準備計画の状況

### ① 復興準備計画の有無又は策定意向

復興準備計画の策定状況については、18団体 (9.4%) が「策定済みである」であり、「未策定だが具体的に策定する予定がある」は6 団体 (3.1%)、「未策定だがいずれは策定したい」が 123団体 (64.4%) となっている。一方、復興準備計画を「策定するつもりはない」は36団体 (18.8%) となっている  $({\bf 8}3.19)$ 。

表3.19 復興準備計画の有無又は策定意向

	団体数	比率
策定済みである	18	9.4%
未策定だが具体的に策定する予定がある	6	3.1%
未策定だがいずれは策定したい	123	64.4%
策定するつもりはない	36	18.8%
無回答	8	4.2%
有効回答団体数	191	100.0%

### ② 復興準備計画の対象分野

復興計画を策定している場合及び今後策定意向がある場合の計画の対象分野については、「復興計画の策定」が118団体(80.3%)と最も多く、次いで「復興体制の整備」が113団体(76.9%)、「被害状況調査」が109団体(74.1%)となっている(表3.20)。

表3.20 復興準備計画の対象分野(複数回答)

	団体数	比率
被災状況調査	109	74.1%
復興体制の整備	113	76.9%
復興計画の策定	118	80.3%
市街地・集落の復興	83	56.5%
都市基盤の復興	89	60.5%
住宅の復興	100	68.0%
地域経済の復興	79	53.7%
医療・保健・福祉の復興	88	59.9%
教育・文化の復興	85	57.8%
情報提供•相談	74	50.3%
その他	16	10.9%
無回答	6	3.4%
有効回答団体数	147	100.0%

## (2)復興に関する条例等の状況

# ① 復興に関する条例等の有無又は制定意向

復興に関する条例等の状況については、8 団体 (4.2%) が「既に条例等を整備している」と 回答している。「現在、条例等の整備に取り組んでいる」は1 団体 (0.5%) である。

復興に関する条例等が未制定の団体について見ると、「条例等は未整備だがいずれは整備したい」と回答した団体は106団体(55.5%)である。一方、「条例等を整備するつもりはない」と回答した団体は67団体(35.1%)である(表3.21)。

表3.21 復興に関する条例等の有無又は制定意向

	団体数	比率
既に条例等を整備している	8	4.2%
現在、条例等の整備に取り組んでいる	1	0.5%
条例等は未整備だがいずれは整備したい	106	55.5%
条例等を整備するつもりはない	67	35.1%
無回答	9	4.7%
有効回答団体数	191	100.0%

### ② 復興に関する条例等の名称

回答のあった条例等の名称は、以下のとおりである(表3.22)。

表3.22 復興に関する条例等の名称

団体名	条例(要綱・要領等含む)名称
埼玉県 川口市	川口市地域防災計画(平成19年度改訂の予定)
東京都 文京区	文京区震災復興本部の設置に関する条例
東京都 台東区	東京都台東区震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例
東京都 墨田区	墨田区災害復興基本条例、墨田区災害復興本部の設置及び運営に関する規則、墨田区被災市街地の復興整備に関する条例、墨田区被災市街地の復興整備に関する条例施行規則、墨田区地域協働復興の推進に関する規則
東京都 江戸川区	江戸川区被災市街地の計画的な復興整備に関する条例
兵庫県 芦屋市	芦屋市震災復興緊急整備条例

# 6 住民への復旧・復興への準備や実践活動の働きかけ

住民に対して災害からの復旧・復興の準備や実践活動を働きかけるなどの取組を行っているのは24団体 (12.6%) である (表3.23)。具体的な活動内容の記述のあったものは次表のとおりである (表3.24)

表3.23 住民への復旧・復興への準備や実践活動の働きかけ

	団体数	比率
住民への働きかけが有る	24	12.6%
住民への働きかけはない	167	87.4%
無回答	0	0.0%
有効回答団体数	191	100.0%

### 表3.24 住民への復旧・復興への準備や実践活動の働きかけの内容

団体名	内容
北海道	2000年有珠山災害後の5月20日に虻田町有珠山噴火「生活危機突破」町民総決起集会を実施し早期復興と
虻田町	復興を全町民が一丸となって成し遂げることを決議し、取組を実施した。
	中越地震発生後に取り組んだもの
	1 被災者生活再建制度や県の復興基金事業等の広報紙等による周知
新潟県	2 被災者生活再建制度や被災者が利用できる制度の相談会の開催
小千谷市	3 復興計画策定の際の、市民ワークショップやパブリックコメント等を通じての意見募集
	4 被害が甚大な地区における住民と行政の懇談会(復旧・復興についての意見募集)の開催
	5 応急仮設住宅入居者を対象としての生活再建等に関するアンケートの実施
新潟県	中越大震災復興に関する相談窓口の開設、各種支援活動(義援金配分、被災者生活再建支援事業、復興
見附市	基金に関する事務)など
新潟県	町嘱託員等を通じ、被災箇所の報告などの協力を得て、復旧活動等を行った。
出雲崎町	
	・自主防災組織設立、活動の支援
千葉県	・各種啓発物資の配布
佐倉市	・講演会、研修会、シンポジウムの参加呼びかけ
	・自治会防災訓練への参加、協力
千葉県	特になし。但し、自主防災組織による地域での防災訓練時や防災講演等の中で、地震保険の説明や耐震診
八千代市	断及び耐震改修の必要性をPRする。
東京都	墨田区災害復興シンポジウムの開催(平成16年度)、災害復興模擬訓練の実施(平成15~17年度) 災害復
墨田区	興パンフレットの配布(平成17年度)、区HPによる復興事前体制の周知
東京都	震災復興マニュアルを平成18年3月に策定し、平成19年度に区民参加を呼びかけ復興模擬訓練を行う。そ
目黒区	の模擬訓練の中で、復旧・復興の検討課題を洗い出していく計画である。
東京都	平成16年度に、一部地域で復興模擬訓練を実施した。
練馬区	
±±±#77	平成17年度、東京都、首都大学東京、本市で「八王子市地域協働復興模擬訓練」を実施。
東京都	市内から6地区を復興モデル地区として選定し、予め地域特性や震災による被害想定を設定し、これをもと
八王子市	に復興にあたって地域の課題やまちづくり計画などを行政だけでなく地域住民も交えて話し合う復興訓練を
±±±#77	行った。
東京都	○住宅リフォーム資金補助 オロの大になる。オロトカスナナのようが、オロの牧工業者により、200名(サカ港カナ)は「100名)
多摩市	市民の方(これから市民となる方を含む)が、市内の施工業者により、次の条件を満たす個人住宅のリ
	フォームを行う場合、経費の一部を市が補助します。
	*対象住宅 自ら住んでいる持ち家及び市外在住者が多摩市内の中古住宅を購入し、リフォーム後住み にはなける(マンペーン) 東京部第4の併用けるけんを知公のなり
	続ける住宅(マンションは専有部分、事務所等との併用住宅は住宅部分のみ)
	*対象工事 次の(1)~(5)のいずれかに該当する工事で、平成18年3月31日までに完了する工事。(1)

木造住宅耐震補強工事(2)バリアフリー対応型改修工事(3)2世帯対応改修工事(4)環境共生対応工事(太 陽光発電設備の設置)(5)健康住宅対応改修工事(シックハウス対応) \*補助対象 工事金額 消費税を除く50万円以上の工事で、対象工事が全体工事の過半以上であること。 ※(2)のみ20万円以上の工事 \*補助金額 消費税を除く見積額と工事金額のいずれか少ない額の10%(千円未満切り捨て)で限度額は30 万円、(4)の工事のみ15万円 ※応募者多数の場合は予算の範囲内で先着順に受け付けます。 ※既に工事着手又は工事を完了している、過去に補助をうけている、市の同種の補助を受けた方は申請不 ○木造住宅耐震診断助成(平成17年度の申請受付は終了) 大地震に対して、住宅が必要な耐震性能を有しているかどうかを判断するための耐震診断を行った場合、 費用の一部を助成します。 ▽助成対象 昭和56年5月31日以前に建てられた、市内にある木造住宅を所有する個人(併用住宅の場合 は、半数以上が住居) ▽助成金額 消費税を除いた簡易診断費用(5万円程度)の2分の1(千円未満切り捨て)で限度額は2万5千 ▽申請期間 平成17年4月20日(水曜)~11月30日(水曜) ※応募者多数の場合は、予算の範囲内で先着順に受け付けます。 ※申請をする場合は診断を受ける前に必ず住宅課へ相談してください。 ○非木造住宅耐震診断助成 ▽助成対象 昭和56年5月31日以前に建てられた、市内にある原則として3階建て以上の非木造住宅(鉄骨 造や鉄筋等のコンクリート住宅) ▽助成金額 消費税を除いた診断費用の2分の1(千円単位未満切り捨て)で限度額は100万円 ○住宅アドバイザー派遣制度 市内の分譲マンションの管理組合が抱えている問題(長期修繕計画・建て替え・管理組合の規約等)に対 して、市に登録している一級建築士・マンション管理士・管理業務主任等専門家のアドバイザーを、1回2時 間で最高3回まで無料で派遣します。また、5回までは、派遣費用の2分の1を助成します。 愛知県 応急対策については、自主防災会の支援育成を通じ実施しているが、復旧復興に関する住民への啓発つ いては、今後計画を策定する中で検討していかなければならない事項と考えています。 碧南市 災害時を想定した実働訓練等は、各自主防災会を通じ実施しているが、復興に伴う訓練については働きか 愛知県 けていない。なお、住民としては、災害時の対処だけで現時点では目一杯であり復興に伴う訓練まで考えら 豊明市 れない状況に見受けられる。 京都府 防災訓練、消防団・自主防災組織の活動支援を行うとともに啓発活動により防災・災害意識の向上を図って 京丹後市 いる。 自主防災組織の結成、通常のまちづくり計画及びまちづくり協議会に対し、災害に強いまちづくりの提案。 大阪府 吹田市 大阪府 現在、自主防災組織の結成促進及び活動の充実を行っており、講演会や防災訓練時に直接住民に働きか 八尾市 けを行っている。 大阪府 ・自主防災組織の育成 ・防災教室の開催 大東市 「災害について」というテーマで、毎年3・4回程度市民向けの出前講座を行っている。 大阪府 和泉市 ・H16台風第23号に係る被災地等現地調査 被災実態のほか、復旧・復興の過程で生じた課題や地元としての対処方法、今後望まれる施策等について 実地調査を実施した。 兵庫県 ・防災意識に係るアンケート調査 洲本市 家庭内における食糧等の備蓄や家具固定、耐震診断等の実施状況、地震保険等への加入状況、情報収 集手段、判断基準等についての意識調査を実施した。 ・防災対策啓発用チラシの配布 気象状況や雨量警戒基準、土砂災害の発生兆候など、H16台風第23号における経験をふまえ、注意事項

を啓発するチラシを配布した。 ・地域別防災学習会の開催 H16台風第23号により全市的に大きな被害を受けたことから、住民の間でも防災に対する興味・関心が高まったことから、要望のあった町内会(住民)を対象として、災害の種類や程度、対策等について学習会を実施し、今後に備え意見交換を行った。 ・防災講演会等の開催 H16台風第23号から一年を経過したことを契機として、近年の風水害における被害状況や課題を解説する講演会を主催したほか、他団体(消防、NPO等)とも連携し、自助の必要性・有効性について問題提起する内容の研修会や参加型イベントを実施した。・ハザードマップ等説明会(H18予定)公表するハザードマップ(河川氾濫、津波)に従い、想定される危険状況を周知し、各家庭や住民個人において必要とされる準備内容等の説明を予定している。 版神・淡路大震災以後、芦屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況など明記し組か、情報提供を行なっている。 地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や教授物資の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のものであったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配金に対議示した。また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部を実後負集本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。 ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施・・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 ・自治会、ボランティアなどのガループを対象に出的講権を実施している。 ・自治会、ボランティアなどのガループを対象に出的講権を実施している。 「ち崎県 防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資料を配付。	l	A THOU I WAY A TITLE IN
H16台風第23号により全市的に大きな被害を受けたことから、住民の間でも防災に対する興味・関心が高まったことから、要望のあった町内会(住民)を対象として、災害の種類や程度、対策等について学習会を実施し、今後に備え意見交換を行った。・防災講演会等の開催 H16台風第23号から一年を経過したことを契機として、近年の風水害における被害状況や課題を解説する講演会を主催したほか、他団体(消防、NPO等)とも連携し、自助の必要性・有効性について問題提起する内容の研修会や参加型イベントを実施した。・ハザードマップ等説明会(H18予定)公表するハザードマップ(河川氾濫、津波)に従い、想定される危険状況を周知し、各家庭や住民個人において必要とされる準備内容等の説明を予定している。  阪神・淡路大震災以後、芦屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況など明記し細か、情報提供を行なっている。 地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のものであったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部・電災事情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。 また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。  ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。  ・自声会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。  ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。  防止に関するパランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。  ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。		
まったことから、要望のあった町内会(住民)を対象として、災害の種類や程度、対策等について学習会を実施し、今後に備え意見交換を行った。 りの災講演会等の開催 H16台風第23号から一年を経過したことを契機として、近年の風水害における被害状況や課題を解説する講演会を主催したほか、他団体(消防、NPO等)とも連携し、自助の必要性・有効性について問題提起する内容の研修会や参加型イベントを実施した。 ・ハザードマップ等説明会(日18予定) 公表するハザードマップ(河川氾濫、津波)に従い、想定される危険状況を周知し、各家庭や住民個人において必要とされる準備内容等の説明を予定している。  阪神・淡路大震災以後、芦屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況など明記し細かく情報提供を行なっている。 地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした寄り号情報と掲載したものを芦屋市災害対策本部、電るで「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。 また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。 ・自主防災組織の予成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 「自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。 「防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資料を配付。 広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。		- 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
施し、今後に備え意見交換を行った。 ・防災講演会等の開催  H16台風第23号から一年を経過したことを契機として、近年の風水害における被害状況や課題を解説する講演会を主催したほか、他団体(消防、NPO等)とも連携し、自助の必要性・有効性について問題提起する内容の研修会や参加型イベントを実施した。 ・ハザードマップ(河川氾濫、津波)に従い、想定される危険状況を周知し、各家庭や住民個人において必要とされる準備内容等の説明を予定している。  阪神・淡路大震災以後、芦屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況など明記し細かべ情報提供を行なっている。 地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のものであったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部・第名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。また、2月24日発行第25号からば「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。 ・・自主防災組織が災訓練・ル学校区単位での防災訓練を実施・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。  「自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。  「防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資料を配付。  広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。		
・防災講演会等の開催 H16台風第23号から一年を経過したことを契機として、近年の風水害における被害状況や課題を解説する講演会を主催したほか、他団体(消防、NPO等)とも連携し、自助の必要性・有効性について問題提起する内容の研修会や参加型イベントを実施した。 ・ハザードマップ等説明会(H18予定) 公表するハザードマップ(河川氾濫、津波)に従い、想定される危険状況を周知し、各家庭や住民個人において必要とされる準備内容等の説明を予定している。 阪神・淡路大震災以後、声屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況など明記し細かべ情報提供を行なっている。 地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のものであったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。 また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。 ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 「ち時果」な表示が近れるが表示している。 「ち時果」な表示が表示しているとの時であれている。 「ちらに関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資質を開まれている。 「ちいくに関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資質を開まれている。		
H16台風第23号から一年を経過したことを契機として、近年の風水害における被害状況や課題を解説する講演会を主催したほか、他団体(消防、NPO等)とも連携し、自助の必要性・有効性について問題提起する内容の研修会や参加型イベントを実施した。 ・ハザードマップ等説明会(H18予定) 公表するハザードマップ(河川氾濫、津波)に従い、想定される危険状況を周知し、各家庭や住民個人において必要とされる準備内容等の説明を予定している。  阪神・淡路大震災以後、芦屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況など明記し細かべ情報提供を行なっている。 地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や教援物資の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のものであったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。 ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施・・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。 防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資料を配付。 広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
講演会を主催したほか、他団体(消防、NPO等)とも連携し、自助の必要性・有効性について問題提起する内容の研修会や参加型イベントを実施した。 ・ハザードマップ等説明会(H18予定) 公表するハザードマップ(河川氾濫、津波)に従い、想定される危険状況を周知し、各家庭や住民個人において必要とされる準備内容等の説明を予定している。  阪神・淡路大震災以後、芦屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況など明記し細かべ情報提供を行なっている。 地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のものであったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。 ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。  防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資料を配付。 広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。		
容の研修会や参加型イベントを実施した。 ・ハザードマップ等説明会(H18予定) 公表するハザードマップ(河川氾濫、津波)に従い、想定される危険状況を周知し、各家庭や住民個人において必要とされる準備内容等の説明を予定している。 阪神・淡路大震災以後、芦屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況など明記し細か、情報提供を行なっている。 地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のものであったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。 また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。  ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。 ・自主防災組織が災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。  宮崎県 防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資料を配付。		
・ハザードマップ等説明会(H18予定) 公表するハザードマップ(河川氾濫、津波)に従い、想定される危険状況を周知し、各家庭や住民個人に おいて必要とされる準備内容等の説明を予定している。     阪神・淡路大震災以後、芦屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況な ど明記し細かく情報提供を行なっている。     地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資 の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のもの であったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本 部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。     また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市 災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。  兵庫県 伊丹市 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけて いる。 ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。  防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資 料を配付。		講演会を主催したほか、他団体(消防、NPO等)とも連携し、自助の必要性・有効性について問題提起する内
公表するハザードマップ (河川氾濫、津波) に従い、想定される危険状況を周知し、各家庭や住民個人に おいて必要とされる準備内容等の説明を予定している。     阪神・淡路大震災以後、芦屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況な ど明記し細かく情報提供を行なっている。     地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資 の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のもの であったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本 部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。 また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。     ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。     ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施     ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。     「おは、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。     「防止に関するペンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資 料を配付。     「広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。		容の研修会や参加型イベントを実施した。
おいて必要とされる準備内容等の説明を予定している。     阪神・淡路大震災以後、芦屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況など明記し細かく情報提供を行なっている。     地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のものであったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。 ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。  宮崎県 防止に関するペンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資西都市 料を配付。		・ハザードマップ等説明会(H18予定)
阪神・淡路大震災以後、芦屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況など明記し細かく情報提供を行なっている。 地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のものであったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。 ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 「ちは、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。 「ちは、アランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。 「おは、アランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。 「おは、アランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。 「おは、アランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。 「おは、アランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。		公表するハザードマップ(河川氾濫、津波)に従い、想定される危険状況を周知し、各家庭や住民個人に
と明記し細かく情報提供を行なっている。 地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のものであったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。 また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。  ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。  宮崎県 防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資西都市 料を配付。		おいて必要とされる準備内容等の説明を予定している。
地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のものであったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。  兵庫県 ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施  ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。  宮崎県 防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資西都市 料を配付。		阪神・淡路大震災以後,芦屋市が毎月2回発行する広報誌や広報番組で復旧・復興について進捗状況な
の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のものであったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。  「集庫県」 ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施  「中丹市」・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。  「自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。  「富崎県」 防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資料を配付。  「富崎県」 広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。		ど明記し細かく情報提供を行なっている。
兵庫県 であったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。  ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。  宮崎県 防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資西都市 料を配付。		地震発生直後の1月17日13:00現在の状況を「広報あしや地震災害情報」として、被害状況や救援物資
芦屋市 部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。 また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市 災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9 月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の 情報を提供した。 兵庫県 伊丹市 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけて いる。 ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。  宮崎県 防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資 西都市 料を配付。  宮崎県 広報誌やチラン、会合等で呼びかけている。		の状況、今後の対応などを住民への広報を目的とした第1号版を発行した。地震直後はメモ書き程度のもの
また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市 災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9 月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。  兵庫県 (伊丹市 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 ・ 自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。 防止に関するペンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資 西都市 料を配付。 広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。	兵庫県	であったが、平成7年1月25日発行分からは、こと細かく担当課の情報を掲載したものを芦屋市災害対策本
災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。  兵庫県 ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。  宮崎県 防止に関するペンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資西都市 料を配付。	芦屋市	部名で「地震災害情報」として市役所や避難所で配布又は掲示した。
月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の情報を提供した。  兵庫県 ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。 宮崎県 防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資西都市 料を配付。  広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。		また、2月24日発行第25号からは「広報あしや地震災害情報 復興へ」と名称を変更し、発信者名を芦屋市
「情報を提供した。   「情報を提供した。   ※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。   ・自主防災組織防災訓練   小学校区単位での防災訓練を実施   ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。   ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。   ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。   防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資西都市   内容を受ける   大多で呼びかけている。   おき配付。   広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。		災害対策本部・震災復興本部と改め市役所及び避難所で、毎週火・金曜日に配布又は掲示した。平成7年9
兵庫県		月23日発行第49号で終了するまで約8ヶ月にわたってライフラインの復旧や仮設住宅入居など震災関連の
伊丹市 ・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。 宮崎県 防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資西都市 料を配付。 宮崎県 広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。		情報を提供した。
・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけている。 ・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。 宮崎県 防止に関するペンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資西都市 料を配付。	兵庫県	※復旧・復興活動のみへの働きかけではなく、災害対策全般としての取り組みとして実施。
	伊丹市	・自主防災組織防災訓練 小学校区単位での防災訓練を実施
という。	<b>公</b> 中旧	・自主防災組織の育成、結成機会に、消防本部において、リーダー研修や訓練を通じて住民へ働きかけて
・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。 <ul><li>宮崎県 防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資西都市 料を配付。</li><li>宮崎県 広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。</li></ul>		いる。
西都市料を配付。宮崎県広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。	土塚田	・自治会、ボランティアなどのグループを対象に出前講座を実施している。
宮崎県 広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。	宮崎県	防止に関するパンフレットなどを住民に対し配布(年1回ほど)。また、必要に応じて土砂災害や、その他の資
	西都市	料を配付。
国富町	宮崎県	広報誌やチラシ、会合等で呼びかけている。
	国富町	

# Ⅳ 内閣府の災害復旧・復興への取組について

# 1 災害復旧・復興対策の推進に必要な支援

災害復旧・復興対策を推進するために必要とされる支援については、「復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示」が162団体(84.8%)と最も多く、次いで「発災時の災害復興や復興準備に係る情報提供やアドバイス」が129団体(67.5%)、「事前の復旧・復興制度に係る研修会や勉強会等の開催」が113団体(59.2%)となっている(表3.25)。

农0.20 火台及山 俊兴为宋V为此进口必安己之中的大汉(陵奴四百)						
	団体数	比率				
復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示	162	84.8%				
復興準備計画の普及啓発・進行管理のための訓練マニュアル・手引きの提示	93	48.7%				
事前の復旧・復興制度に係る研修会や勉強会等の開催	113	59.2%				
発災時の災害復興や復興準備に係る情報提供やアドバイス	129	67.5%				
その他	10	5.2%				
無回答	13	6.8%				
有効同答用体数	191	100.0%				

表3.25 災害復旧・復興対策の推進に必要とされる支援(複数回答)

# 2 災害復興のための事前取組に必要とされる支援

### (1) 支援を必要としている事項

災害復興に関する事前の取組のうち支援を必要としている事項については、以下のようになっている(表3.26)。なお、「4 災害復興への事前の取組状況」の「(1)災害復興への事前の取組状況の加重平均値による比較」の数値を右欄に記載した。

	表3.26 文法を必要としている事項(複数回答)						
大項目 中項目	小項目	取組事項No.		比率	H17加重 平均値 (点)		
1.総則							
1-4.復興体制	復興本部の設置	1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討	68	35.6%	-1.11		
		2)復興本部運営方法の検討	73	38.2%	-0.95		
1-5.復興財源の	)確保	3)復興対策に係る財政需要の検討	87	45.5%	-1.09		
		4)復興基金創設のための検討	66	34.6%	-1.26		
2.分野別事項							
2-1.被災状況課	<u></u> 査	5)地方公共団体内部の調査人員配分の検討	42	22.0%	0.11		
		6)地方公共団体外部との連携体制の検討	48	25.1%	-0.26		
		7)応急危険度判定調査体制の検討	55	28.8%	0.22		
		8)被災宅地危険度判定調査体制の検討	61	31.9%	-0.15		
		9)住宅・公共施設の被害調査体制の検討	60	31.4%	0.16		
		10)被災者生活実態調査体制の検討	59	30.9%	-0.65		
2-2.復興計画の	策定	11)復興計画策定体制の検討	84	44.0%	-0.74		
2-3.市街地・	地区区分の設定	12)復興整備条例の制定・検討	58	30.4%	-1.29		
集落の復興	復興まちづくり	13)まちづくり協議会の結成・活動の支援	52	27.2%	-1.12		
	新市街地の整備	14)集団移転による新市街地候補地の検討	49	25.7%	-1.54		

表3.26 支援を必要としている事項(複数回答)

大項目 中項目	小項目	取組事項No.	団体数	比率	H17加重 平均値 (点)
2-4.都市基盤の	復興	15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施	67	35.1%	-0.31
2-5.住宅の復 興	応急仮設住宅	16)応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の 検討	57	29.8%	-0.32
		17)応急仮設住宅建設可能用地の把握	39	20.4%	0.14
		18)応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討	52	27.2%	-0.5
		19)民間賃貸住宅の借上基準の作成・検討	60	31.4%	-1.12
		20)民間賃貸住宅の空家状況の把握	49	25.7%	-1.25
		21)応急住宅の入居基準の作成・検討	48	25.1%	-0.49
	応急修理	22)建設業協会等との協定の締結	43	22.5%	0.06
		23)被災者が自力で実施する応急修理に対する 支援の検討	57	29.8%	-0.76
	公営住宅の供給	24)公営住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	53	27.7%	-0.72
		25)公営住宅建設可能用地の把握	43	22.5%	-0.78
	住宅再建支援	26)住宅再建支援策の検討	67	35.1%	-0.62
	マンション再建支	27)アドバイザーの派遣等の検討	48	25.1%	-1.27
	援	28)既存不適格建築物の再建支援策の検討	56	29.3%	-1.23
2-6.地域経済	産業復興	29)一時的事業スペース確保支援の検討	48	25.1%	-1.3
の復興		30)工業・商業の再建支援策の検討	64	33.5%	-0.8
		31)農林水産業の再建支援策の検討	61	31.9%	-0.81
		32)観光業の再建支援策の検討	58	30.4%	-1.05
		33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討	56	29.3%	-1.31
		34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討	57	29.8%	-1.29
		35)産業復興需要の地元還元策の検討	54	28.3%	-1.21
	雇用·就業対策	36)雇用の維持・再就職促進策の検討	66	34.6%	-0.96
		37)離職者の生活支援の検討	63	33.0%	-1.01
2-7. 医療・保	医療	38)医療施設の再建支援策の検討	66	34.6%	-1.01
健・福祉の復   興	保健	39)メンタルヘルスケア、PTSD対策の実施に関する検討	59	30.9%	-0.65
	福祉	40)福祉施設の再建支援策の検討	65	34.0%	-0.91
		41)福祉サービスの供給に関する検討	55	28.8%	-0.72
2-8. 教育・文	教育	42)授業再開に関する検討	49	25.7%	-0.13
化の復興		43)学校教育施設の再建策の検討	60	31.4%	-0.34
		44)被災児童・生徒への支援策の検討	51	26.7%	-0.15
	文化	45)文化・社会教育施設の再建策の検討	51	26.7%	-0.72
		46)文化活動の再開に関する検討	38	19.9%	-0.93
2-9.ボランティブ	?活動の支援	47)NPO・ボランティア活動の支援	58	30.4%	-0.24
		48)NPO・ボランティアの育成	58	30.4%	-0.43
2-10.災害廃棄		49)がれき処理計画の作成・検討	60	31.4%	-0.26
2-11.情報提供·		50)情報提供・相談体制の検討	53	27.7%	-0.22
3.地区類型別の題、留意点、	り復興対策上の課 重点施策	51)地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重 点施策の検討	57	29.8%	-1.09
無回答			51	26.7%	
有効回答団体数	女		191	100.0%	

災害復興の事前取組に必要とされる支援事項の上位10位を見ると、「3)復興対策に係る財政需要の検討」が87団体(45.5%)と最も多く、次いで「11)復興計画策定体制の検討」が84団体(44.0%)、「2)復興本部運営方法の検討」が73団体(38.2%)、「1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討」が68団体(35.6%)、「15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施」と「26)住宅再建支援策の検討」がともに67団体(35.1%)である(表3.27)。

なお、支援事項の上位10位 (10項目) において、「4 災害復興への事前の取組状況」の「(1) 災害復興への事前の取組状況の加重平均値による比較」の数値は、点数はすべてマイナスの項目となっている。

H17加重 順位 団体数 比率 項目 平均値(点) 3)復興対策に係る財政需要の検討 45.5% 1 87 -1.0911)復興計画策定体制の検討 44.0% -0.7484 2)復興本部運営方法の検討 38.2% -0.953 73 4 1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討 68 35.6% -1.1115)被害軽減のための防災施設整備事業の実施 35.1% -0.3167 5 26)住宅再建支援策の検討 35.1% -0.6267 4)復興基金創設のための検討 -1.2634.6% 66 7 36)雇用の維持・再就職促進策の検討 66 34.6% -0.9638)医療施設の再建支援策の検討 66 34.6% -1.0140)福祉施設の再建支援策の検討 10 65 34.0% -0.91

表3.27 災害復興の事前取組に必要とされる支援事項上位10位

災害復興の事前取組に必要とされる支援事項の下位10位を見ると、「46)文化活動の再開に関する検討」が38団体(19.9%)と最も少なく、次いで「17)応急仮設住宅建設可能用地の把握」が39団体(20.4%)、「5)地方公共団体内部の調査人員分配の検討」が42団体(22.0%)である(表3.28)。

なお、支援事項の下位10位(10項目)において、「4 災害復興への事前の取組状況」の「(1) 災害復興への事前の取組状況の加重平均値による比較」の数値は、点数がプラスの項目は3項目であるが、マイナスの項目も9項目含まれる。

順位	項目	団体数	比率	H17加重 平均値(点)			
1	46)文化活動の再開に関する検討	38	19.9%	-0.93			
2	17)応急仮設住宅建設可能用地の把握	39	20.4%	0.14			
3	5)地方公共団体内部の調査人員配分の検討	42	22.0%	0.11			
4	22)建設業協会等との協定の締結	43	22.5%	0.06			
4	25)公営住宅建設可能用地の把握	43	22.5%	-0.78			
	6)地方公共団体外部との連携体制の検討	48	25.1%	-0.26			
6	21)応急住宅の入居基準の作成・検討	48	25.1%	-0.49			
0	27)アドバイザーの派遣等の検討	48	25.1%	-1.27			
	29)一時的事業スペース確保支援の検討	48	25.1%	-1.30			
10	14)集団移転による新市街地候補地の検討	49	25.7%	-1.54			
	20)民間賃貸住宅の空家状況の把握	49	25.7%	-1.25			
	42)授業再開に関する検討	49	25.7%	-0.13			

表3.28 災害復興の事前取組に必要とされる支援事項下位10位

### (2) 悩んだり困っていること及び必要な支援内容

災害復興のための事前取組に関して、悩んだり困っていることとしては、「職員のノウハウが不足している」や「市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない」などの意見があげられている。また、必要な支援内容については、「復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要」や「講習会の開催、アドバイザーの派遣」などの意見があげられている(表3.29、詳細は巻末参考表3.29)。

#### 表3.29 悩んだり困っていること及び必要な支援内容(抜粋)

### 内容(抜粋)

- ◆悩んだり困っていること
- ○職員のノウハウが不足している
- ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○具体的にはまだ手がけていないため、どのように進めるのかわからない
- ○作成にあたり参考となる資料不足
- ○担当者の時間的余裕がないこと
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○具体的なマニュアル・手引き等がない
- ○財政面、事務を行う人員面での負担が大きい
- ○必要事項の把握
- ○地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○平常の事務に多大な労力を費やしているため、復興計画等について検討しがたい

### ◆必要としている支援の内容

- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報はすべて入手したい
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○財政的支援
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○国や県から、当該所管部署への働きかけが必要
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○具体的な訓練の実施

○ホームページなどによる情報提供

築

築

# 3 内閣府防災担当による調査研究の活用

### (1)調査研究内容の活用意向

各調査の活用意向について見ると、いずれも「詳しい内容を知りたい」との意向が最も多く、「総合復興手引書作成調査」は110団体(57.6%)、「復興支援組織設立に関する検討調査」は109団体(57.1%)、「災害時における的確な被災者ニーズの把握と活用システム構築に関する調査」は104団体(54.5%)、「都市機能集中地区における災害の予防、応急対策、復興プロセスに関する調査」は84団体(44.0%)、「復興準備計画作成の推進に関する調査」は115団体(60.2%)となっている(表3.30)。

		是非活用したい	りたい内容を知	お用したいと思	無回答	<del>1.</del>
総合復興手引書作成調査	団体数	50	110	10	21	191
100 E 100 V 1 31 E 11 /9 48/31	比率	26.2%	57.6%	5.2%	11.0%	100.0%
復興支援組織設立に関する検討調査	団体数	38	109	15	29	191
及六人版和城区立(四) 50次月期五	比率	19.9%	57.1%	7.9%	15.2%	100.0%
災害時における的確な被災者ニーズの把握と	団体数	50	104	15	22	191
活用システム構築に関する調査	比率	26.2%	54.5%	7.9%	11.5%	100.0%
都市機能集中地区における災害の予防、応急	団体数	21	84	50	36	191
対策、復興プロセスに関する調査	比率	11.0%	44.0%	26.2%	18.8%	100.0%
復興準備計画作成の推進に関する調査	団体数	41	115	15	20	191
	比率	21.5%	60.2%	7.9%	10.5%	100.0%

表3.30 調査研究内容の活用意向

## (2)調査研究成果の情報発信方法

調査研究内容の情報発信方法について見ると、「内閣府ホームページで公開する」が142団体 (74.3%) と最も多く、次いで「地方公共団体等に調査報告書を郵送する」が104団体 (54.5%)、「研修会や勉強会等を開催する」が98団体 (51.3%)、「シンポジウム等のイベントで紹介する」が42団体 (22.0%) である (表3.31)。

Zoo Handishan Handida (Izania)						
	団体数	比率				
内閣府ホームページで公開する	142	74.3%				
地方公共団体等に調査報告書を郵送する	104	54.5%				
研修会や勉強会等を開催する	98	51.3%				
シンポジウム等のイベントで紹介する	42	22.0%				
その他	4	2.1%				
無回答	11	5.8%				
有効回答団体数	191	100.0%				

表3.31 調査研究成果の情報発信方法(複数回答)

# Ⅴ 災害復旧・復興担当部署の体制・予算等

# 1 災害復旧・復興担当部局等の人数

災害復旧、復興担当部局等の人数は、平均で117.3人である(表3.32)。

表3.32 災害復旧・復興担当部局等の人数

	平成17年度調査	平成14年度調査
平均(人)	117.3	13.8
最大値(人)	4,200	81
最小値(人)	0	1
有効回答団体数	156	82

注)「有効回答団体数」は調査票回収数から本問の「無回答」「不明」を除いた数

災害復旧、復興担当部局等の人数区分は、「 $1\sim10$ 人」が89団体(57.1%)と最も多く、次いで「 $11\sim20$ 人」が28団体(17.9%)、「101人以上」が19団体(12.2%)である(表3.33)。

表3.33 災害復旧・復興担当部局等の人数分布

	平成17年	F度調査	平成14年	F度調査
	団体数	比率	団体数	比率
0人	4	2.6%	0	
1~ 10人	89	57.1%	43	52%
11~ 20人	28	17.9%	28	34%
21~ 30人	5	3.2%	3	4%
31~ 40人	0	0.0%	4	5%
41~ 50人	3	1.9%	3	4%
51~100人	8	5.1%	1	1%
101人以上	19	12.2%	0	_
有効回答団体数	156	100.0%	82	100%

注)「有効回答団体数」は調査票回収数から本問の「無回答」「不明」を除いた数

# 2 防災分野全般の年間予算額及び災害復旧・復興関連予算額

平成17年度調査における平成16年度の防災分野全般の年間予算額は、平均で617,645千円である。平成16年度の災害復旧・復興関連予算額は、平均で341,505千円となっている(表3.34)。

表3.34 防災分野全般の年間予算額及び災害復旧・復興関連予算額

	平成17年度調査		平成14年度調査	
	平成16年度防災分 野全般予算額	うち災害復旧・復興 関連予算額	平成13年度防災分 野全般予算額	うち災害復旧・復興 関連予算額
平均(千円)	617,645	341,505	538,300	4,722
最大値(千円)	22,177,208	22,168,178	5,540,213	76,960
最小値(千円)	0	0	165	0
有効回答団体数	162	145	78	73

注)「有効回答団体数」は調査票回収数から本問の「無回答」「不明」を除いた数

平成16年度の防災分野全般の年間予算額分布を見ると、「1~500百万円」が122団体(75.3%)、「501~1,000百万円以上」が11団体(6.8%)である。また、平成13年度では回答のなかった10,001百万円以上が平成16年度では1団体(0.6%)ある(表3.35)。

表3.35 防災分野全般の年間予算額の分布

	平成17年	F度調査	平成14年	F度調査
		6年度	平成1	3年度
	防災分野金	<b>è般予算額</b>	防災分野金	全般予算額
	団体数	比率	団体数	比率
0円	3	1.9%	0	_
1~500百万円	122	75.3%	56	72%
501~1,000百万円	11	6.8%	11	14%
1,001~1,500百万円	7	4.3%	6	8%
1,501~2,000百万円	6	3.7%	0	
2,001~5,000百万円	9	5.6%	4	5%
5,001~10,000百万円	3	1.9%	1	1%
10,001~50,000百万円	1	0.6%	0	_
50,001~100,000百万円	0	l	0	
100,001百万円以上	0		0	_
有効回答団体数	162	100.0%	78	100%

注)「有効回答団体数」は調査票回収数から本問の「無回答」「不明」を除いた数

平成16年度の災害復旧・復興関連の年間予算額分布を見ると、「0円」が73団体(50.3%)であるが、「1~100百万円」が49団体(33.8%)である。平成13年度では回答のなかった101百万円以上が、平成16年度では23団体(15.9%)ある(表3.36)。

表3.36 災害復旧・復興関連予算額の分布

	平成17年	三度調査	平成14年	E度調査
	平成1	,	平成1	,
	災害復旧•復興	興関連予算額	災害復旧•復	興関連予算額
	団体数	比率	団体数	比率
0円	73	50.3%	50	68%
1~100百万円	49	33.8%	23	32%
101~200百万円	2	1.4%	0	_
201~300百万円	1	0.7%	0	_
301~400百万円	3	2.1%	0	_
401~500百万円	2	1.4%	0	_
501~1,000百万円	5	3.4%	0	_
1,001~1,500百万円	2	1.4%	0	_
1,501~2,000百万円	2	1.4%	0	_
2,001~5,000百万円	5	3.4%	0	_
5,001~10,000百万円	0	_	0	_
10,001~50,000百万円	1	0.7%	0	_
50,001~100,000百万円	0		0	_
100,001百万円以上	0	_	0	_
有効回答団体数	145	100.0%	73	100%

注)「有効回答団体数」は調査票回収数から本問の「無回答」「不明」を除いた数

# VI その他(自由意見)

市区町村から回答のあった自由意見は、以下のとおりである(表3.37)。

### 表3.37 その他(自由意見)

- ほとんどの市町村地域防災計画は、災害応急対策を主としている。国の考えている復興対策計画までは、手が回らないのが実情である。
- 自課以外の部署は災害復旧・復興の意識が低く、関係省庁から必要性を訴えていただきたい。
- 災害に対する事前の計画が万全でなく、しかも復旧・復興対策全般に対する計画の策定や策定準備をする体制も 十分に整っていない状態では、「国⇒県⇒市町村」という流れでマニュアル・手引き等の整備をしてから、災害復 旧・復興関連計画を策定していかなければならないと考える。組織が充実した比較的規模の大きな市や予算の十 分ある市でなければ、このような計画を先行して整備できないのではないか。また、国が先導的な手引きを示してほ しいと考えている市町村は少なくないのではないか。災害等に関する事前の対応を図るための措置で手一杯であ るため復旧・復興に向けて策を講じるまでには手がまわらない状況である。
- 復旧と復興に関する定義が不明確である。「復旧」は街区等そのままに被災前の状態に戻すこと、「復興」は一面の 焼け野原を再開発して新たに一からつくり直す(まちづくり)と捉えられるが、あらかじめ被災後の焼け野原を想定し た復興計画というものを、現実に策定・公表することは困難であると考える。
- 復興期の広域連携や専門家との連携を円滑にするため、モデルプランの提示や、専門家職能団体へ啓発を広く進める必要がある。
- 災害応急対策に関する施策が中心であって、まだ復興に関する事項については検討されていない。災害対策を所管している防災課で復興まで行うことは不可能である。地域防災計画に事項として載せている程度が実情である。
- 東京都が策定した東京都震災復興マニュアルを参考にして区の震災復興マニュアルの策定を予定していることから、第一義的に東京都と連携して進めていきたいと考えている。
- 現時点では、行政(国、都道府県、市町村)は、どのような災害を被った時に、どのような支援をするのか、また対象・ 内容についても不明確だと感じる。 壊れた町をつくり直すならより良い町を、というのは理解できる。 しかし、民と行 政のそれぞれの責任(負担)を明確にした上で、具体的な計画を立てることができるのではないかと思う。
- 新潟県中越地震の教訓を踏まえ、平成17年度に防災計画の修正を行った。災害予防、災害応急対策に重点を置き 修正したが、復旧・復興対策については、その必要性は理解しつつも、差し迫った必要性や知識等もないことから 微修正にとどまった。
- 大規模災害発生後の復旧・復興にあたっては、被災自治体が属する都道府県の区域を超えた広域的な職員の支援体制(とりわけ技術職)が必要となるため、自治体間の災害時相互応援協定の締結の他に、国からはその調整的役割を担っていただきたい。
- ○地域固有の特殊事情を勘案した復興対策を検討していただきたい。
- 迅速で、かつ実状にあった復旧・復興計画の準備はとても重要であると思う。しかし、現段階では災害直後の体制等に意識が向いてしまい、具体的な復興計画の作成が難しい状況である。今後、検討していきたい。
- 地域防災計画に復旧・復興計画に関する事項の記載はあるが、平常時対策から発災後の応急復旧対策までの検 討、対応はしているものの、復旧・復興に関する事項の検討、対応は進んでいないのが実情である。
- 応急復旧・復旧・復興の定義づけが曖昧だと思う。復興も大切であるが、災害予防として災害に強いまちづくりの施 策に国費を投入していただきたい。
- 復旧・復興対策については、非常に遅れていると認識しているものの、それ以前の計画・対策も十分にできていないため、今後の課題であると感じている。
- 国や府の復旧・復興対策の策定マニュアルや計画があるならそれを参考に進めていきたいので、ホームページ等 閲覧できるようにするか冊子を作成し市町村まで送っていただきたい。
- 地域防災計画において、災害予防計画・災害応急対策計画は記載しているが、災害復旧計画はほとんど記載がなく、災害復興計画はない。災害復旧・復興は応急対策計画を活用することになる。防災体制についても予防・応急対策を中心に対策を検討しており、復旧・復興については今後の検討課題である。
- ○災害復興等についての国の財政援助の充実をお願いしたい。

- ○大規模な地震が日本各地で発生することが現実的に想定される一方で、災害対策に関する国のフレームワークそのものが伊勢湾台風後の改正から変わっていない(例えば、個人の財産形成につながる支援は行わない、現金による災害救助法救援は事実上行わない等)。また、国・地方の財源移譲が進まず、地方自治体の多くは事実上財政的に独立しているとは言い難い現状である。そうした状況の中で、防災に関し、災害に強いまちづくりを目指した予防施策について未だ実施不十分な状態であり、復興計画の重要性は認識しながらも、人材及び財政難な状況でなかなか進まないのが現状ではないか。
- 国等においても財源等を提示の上、施策提示が肝要であり、調査報告書やマニュアルの通知・通達のみでは、なかなか市町村においても実施が難しいのではないか。
- 復興は、現状復旧以上の総合的な計画となることから、被った被害の状況により内容が異なってくると思われる。 従って、「計画」というよりは、「指針」として取り組むべきではないか。
- ○阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しを行い、応急対策項目においてはそれぞれの基本方針、担当、タイムテーブルを決めている。また、復興本部等についても、経験則を生かした書き方をしている。条例については、時限条例である震災復興緊急整備条例を制定した。これらのことを踏まえ、当初からある程度のことを決めておくことは必要だと認識しているが、事細かく決めても足かせやできないことへの壁にぶつかることを感じている。災害対策基本法に復興本部の規定がない限り、条例化は難しいものと思われる。
- ○災害からの復興となると負担が大きく、具体的な施策を実行するのがなかなか市単独では難しい。
- 地域防災計画の見直しは行っているが、復旧・復興対策についてはあまり見直しされていないのが現状である。財源が乏しく事業の予定が立たない。
- 地域防災計画で復興まで取り組んでいない。地域防災計画は、災害の減災を目的とし、市の体制、予防、応急対策等でよいのではないか。復興を取り入れても意味があるか疑問である。
- 噴火終息以降、一応の復興は成ったと考えているところだが、当時の担当者の異動・退職、ファイリングシステム導入による資料の亡失、時間の経過などにより、復興に関わった詳細なノウハウは失われつつあると感じている。

# 第4章 調査結果のまとめ

### (1) 災害予測について

被害想定については、都道府県・政令指定都市では回答のあった51団体中50団体(98.0%)、 市区町村では回答のあった191団体中131団体(68.6%)が作成しており、災害の種別では、 都道府県・政令指定都市、市区町村とも「地震」の被害想定が最も多い。また、都道府県・ 政令指定都市の作成団体の100%、市区町村の作成団体の92.4%が、被害想定を公表している。

ハザードマップについては、都道府県・政令指定都市では回答のあった51団体中38団体 (74.5%)、市区町村では回答のあった191団体中121団体 (63.4%) が作成しており、災害の 種別では、都道府県・政令指定都市、市区町村とも「風水害」が最も多く、次いで都道府県・政令指定都市では「火山」と「津波」、市区町村では「地震」となっている。

このように被害想定やハザードマップについては、6割以上の団体で作成しており、多くが一般に公表していることがわかった。

# (2) 地域防災計画における災害復旧・復興関連項目の記載内容と改訂経緯

地域防災計画における災害復旧・復興関連項目の記載は、都道府県・政令指定都市及び市 区町村ともに、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓や、その後の国の防災基本計画の改訂、 被災者生活再建支援法といった法制度等の動向にあわせて、自団体の計画を改訂している。 平成18年以降の改訂の予定については、都道府県・政令指定都市で14団体(27.4%)、市区

平成18年以降の改訂の予定については、都理府県・政令指定都市で14回体(27.4%)、市区町村で58団体(30.4%)が、改訂の予定があるとしており、その理由として、過去の災害教訓の反映や法律や関連計画の修正を受けたものという点があげられていた。

### (3) 災害からの復興に関する項目への対応状況

### ① 当該項目の計画化の必要性

都道府県・政令指定都市では、「1-3. 計画の前提」と「3. 地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策」以外の項目で8割以上であり、平成14年度調査よりも10ポイント前後上昇している。

市区町村では、「1-2.計画の位置づけ」、「1-3.計画の前提」、「2-3.市街地集落の復興」、「3.地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策」以外の項目で8割台であり、平成14年度調査よりも10ポイントから20ポイント上昇していた。

### ② 地域防災計画での記載

都道府県・政令指定都市では、「2-5. 住宅の復興」が43団体(84.3%)と最も多く、次いで「1-1. 計画の目的」が36団体(70.6%)、「2-2. 復興計画の策定」が35団体(68.6%)であった。

市区町村では、「1-1.計画の目的」が125団体(65.4%)と最も多く、次いで「2-1.被災状 況調査」と「2-5.住宅の復興」がともに116団体(60.7%)でああった。

## ③ 地域防災計画以外の計画等での記載

都道府県・政令指定都市では、2割以上の項目はなく、「2-9. ボランティア活動の支援」と「2-10. 災害廃棄物の処理」が9団体(17.6%)である。

市区町村においても、2割以上の項目はなく、「2-5. 住宅の復興」が23団体 (12.0%)、「2-4. 都市基盤の復興」と「2-10. 災害廃棄物の処理」がともに22団体 (11.5%) である。

都道府県・政令指定都市、市区町村とも、地域防災計画以外の計画等における災害復興関連項目の記載割合は、各項目とも平成14年度調査とほぼ同様の値であり、あまり高い割合とは言えない状況である。

### ④ 災害からの復興に関する事前の取組状況

### ○ 事前の取組状況

事前の取組状況については、加重値平均を算出した結果、都道府県・政令指定都市では、「7) 応急危険度判定調査体制の検討」、「8) 被災宅地危険度判定調査体制の検討」、「18) 応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討」、「44) 被災児童・生徒への支援策の検討」、

「48) NPO・ボランティアの育成」が点数が高く、「14)集団移転による新市街地候補地の検討」、「12)復興整備条例の制定・検討」、「51)地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策の検討」、「4)復興基金創設のための検討」、「13)まちづくり協議会の結成・活動の支援」が低いという結果となった。平成14年度調査と比較すると、「17) 応急仮設住宅建設可能用地の把握」、「20)民間賃貸住宅の空家状況の把握」、「19)民間賃貸住宅の借上基準の作成・検討」といった応急住宅対策と住宅再建関係の項目に加え、「11)復興計画策定体制の検討」で点数が上昇した。一方、点数が低下した項目は、「24)公営住宅の必要量・供給量の算出方法の検討」、「25)公営住宅建設可能用地の把握」、「15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施」であった。

市区町村では、「7) 応急危険度判定調査体制の検討」、「9) 住宅・公共施設の被害調査体制の検討」、「17) 応急仮設住宅建設可能用地の把握」、「5) 地方公共団体内部の調査人員配分の検討」、「22) 建設業協会等との協定の締結」が点数が高く、「14) 集団移転による新市街地候補地の検討」、「33) 新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討」、「29) 一時的事業スペース確保支援の検討」、「12) 復興整備条例の制定・検討」、「34) 産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討」が低くなった。平成14年度調査と比較すると、「11) 復興計画策定体制の検討」、「17) 応急仮設住宅建設可能用地の把握」、「16) 応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討」、「18) 応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討」、「22) 建設業協会等との協定の締結」が上昇し、「24) 公営住宅の必要量・供給量の算出方法の検討」、「15) 被害軽減のための防災施設整備事業の実施」、「25) 公営住宅建設可能用地の把握」で点数が低くなった。

事前の取組状況が「ア 十分できている」と「イ ある程度できている」と回答した団体の割合は、都道府県・政令指定都市では51項目中、 $21\sim30$ 項目が16団体(32.7%)、 $1\sim10$ 項目が14団体(28.6%)、 $11\sim20$ 項目が11団体(22.4%)であるのに対し、市区町村では $1\sim10$ 項目が104団体(105.109%)であった。

### 災害復興への事前の取組の具体的内容

事前の取組の具体的内容については、「7) 応急危険度判定調査体制の検討」や「8) 被災宅地 危険度判定調査体制の検討」、「18) 応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討」、「22) 建設業協会等との協定の締結」、「9) 住宅・公共施設の被害調査体制の検討」、「5) 地方公共団 体内部の調査人員配分の検討」のように、既に制度的な枠組みがあるものや行政内部の人員 配置に係る事項については、具体的に事前の取組がなされている。

一方、「1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討」や「2)復興本部運営方法の検討」、「3)復興対策に係る財政需要の検討」、「12)復興整備条例の制定・検討」、「11)復興計画策定体制の検討」といった復興のための体制整備や復興計画に係る項目、「13)まちづくり協議会の結成・活動の支援」といった地域の復興まちづくり体制に係る項目、「33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討」などの産業関係の項目、医療、福祉、教育・文化に関する事項において、具体的な取組内容の記載が他の項目に比べて少ない。

### ○ 災害復興のための事前取組ができない理由と必要な支援

災害復興のための事前取組ができない理由については、「事前の取組の検討をしたことがない」、「必要性がわからない、認識されていない」、「何をしてよいのかわからない」という趣旨の指摘が目立つ。必要な支援についても、「指針(ガイドライン、マニュアル等)がほしい」、「事例の紹介など関係する情報がほしい」という趣旨の指摘が見られる。

### ⑤ 復興準備計画の策定及び復興に関する条例の制定の状況

#### ○ 復興準備計画の策定状況

都道府県・政令指定都市では、8団体(15.7%)が「策定済みである」であり、「未策定だがいずれは策定したい」が25団体(49.0%)である。一方、「策定するつもりはない」は14団体(27.5%)である。

市区町村では、18団体(9.4%)が「策定済みである」であり、「未策定だが具体的に策定する予定がある」が6団体(3.1%)である。また、「未策定だがいずれは策定したい」は123団体(64.4%)と、都道府県・政令指定都市の割合を上回っている。復興準備計画を「策定するつもりはない」は36団体(18.8%)ある。

復興準備計画の対象分野については、都道府県・政令指定都市では、「復興体制の整備」が25団体(75.8%)と最も多く、次いで「復興計画の策定」が23団体(69.7%)、「被害状況調査」が22団体(66.7%)である。

市区町村では、「復興計画の策定」が118団体(80.3%)と最も多く、次いで「復興体制の整備」が113団体(76.9%)、「被害状況調査」が109団体(74.1%)である。

### ○ 復興に関する条例等の状況

都道府県・政令指定都市では、3団体(5.9%)が「既に条例等を整備している」であり、「現在、条例等の整備に取り組んでいる」が1団体(2.0%)である。条例等が未制定の46団体のうち、「条例等は未整備だがいずれは整備したい」は18団体(35.3%)だが、「条例等を整備するつもりはない」が23団体(45.1%)と半数近くを占めている。

市区町村では、8団体(4.2%)が「既に条例等を整備している」であり、「現在、条例等の整備に取り組んでいる」が1 団体(0.5%) である。条例等が未制定の団体では、「条例等を整備するつもりはない」が67 団体(35.1%) であるものの、「条例等は未整備だがいずれは整備したい」が106 団体(55.5%) を占めている。

## ⑥ 住民への復旧・復興への準備や実践活動の働きかけ

住民に対して、災害からの復旧・復興の準備や実践活動を働きかけるなどの取組を行っているのは、都道府県・政令指定都市では8団体(15.7%)市区町村では24団体(12.6%)である。

# (4) 内閣府の災害復旧・復興への取組について

### ① 災害復旧・復興対策の推進に必要な支援

災害復旧・復興対策の推進に必要な支援については、都道府県・政令指定都市では、「復興 準備計画の策定マニュアル・手引きの提示」、「事前の復旧・復興制度に係る研修会や勉強会 等の開催」、「発災時の災害復興や復興準備に係る情報提供やアドバイス」がいずれも28団体 (54.9%) となっている。

市区町村では、「復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示」が162団体(84.8%)と最も多く、次いで「発災時の災害復興や復興準備に係る情報提供やアドバイス」が129団体(67.5%)、「事前の復旧・復興制度に係る研修会や勉強会等の開催」が113団体(59.2%)である。いずれも都道府県・政令指定都市の割合を上回っている。

### ② 災害復興のための事前取組に必要とされる支援

### ○ 支援を必要としている事項

支援を必要としている事項については、都道府県・政令指定都市では、「3)復興対策に係る 財政需要の検討」、「11)復興計画策定体制の検討」、「30)工業・商業の再建支援策の検討」が いずれも17団体(33.3%)と多く、次いで「4)復興基金創設のための検討」と「32)観光業の 再建支援策の検討」がともに16団体(31.4%)である。

市区町村では、「3)復興対策に係る財政需要の検討」が87団体(45.5%)が最も多く、次いで「11)復興計画策定体制の検討」が84団体(44.0%)、「2)復興本部運営方法の検討」が73 団体(38.2%)、「1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討」が68団体(35.6%)、「15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施」と「26)住宅再建支援策の検討」がともに67団体(35.1%)である。

### ○ 悩んだり困っていること及び必要な支援内容

悩んだり困っていることの内容については、全体を通して「必要性が認識されていない」、「(条例や計画の)つくり方がわからない、事例がない又は経験がないのでわからない」といった趣旨の指摘が多く、災害復興のための事前取組に必要な支援と類似している。必要な支援についても、「指針(ガイドライン、マニュアル等)がほしい」、「事例の紹介など関係する情報がほしい」、「研修会の開催や自治体担当者への働きかけをしてほしい」という趣旨の指摘が見られ、特に「1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討」、「2)復興本部運営方法の検討」、「3)復興対策に係る財政需要の検討」、「4)復興基金創設のための検討」、「11)復興計画策定体制の検討」といった復興のための体制や復興計画の策定に係る項目において目立つ。

### (5) 内閣府防災担当による調査研究の活用

### ○ 調査研究内容の活用意向

これまで内閣府が行ってきた調査研究の成果について、都道府県・政令指定都市では、いずれも「詳しい内容を知りたい」との意向が最も多く、「総合復興手引書作成調査」、「復興支援組織設立に関する検討調査」、「災害時における的確な被災者ニーズの把握と活用システム構築に関する調査」がいずれも35団体(68.6%)、「都市機能集中地区における災害の予防、応急対策、復興プロセスに関する調査」が32団体(62.7%)、「復興準備計画作成の推進に関する調査」が36団体(70.6%)であった。

市区町村においても、いずれも「詳しい内容を知りたい」との意向が最も多く、「総合復興手引書作成調査」は110団体(57.6%)、「復興支援組織設立に関する検討調査」は109団体(57.1%)、「災害時における的確な被災者ニーズの把握と活用システム構築に関する調査」は104団体(54.5%)、「都市機能集中地区における災害の予防、応急対策、復興プロセスに関する調査」は84団体(44.0%)、「復興準備計画作成の推進に関する調査」は115団体(60.2%)であった。

概して復興準備計画の作成に関するマニュアルや手引書のニーズが高いことがうかがえるが、復興準備計画の作成に関して関心があるものと捉え、今後も地方公共団体における復興 準備計画の策定を推進していく必要がある。

### ○ 調査研究成果の情報発信方法

内閣府の調査研究成果の情報発信の方法については、都道府県・政令指定都市では、「内閣府ホームページで公開する」が49団体(96.1%)と最も多く、次いで「研修会や勉強会等を開催する」が29団体(56.9%)、「地方公共団体等に調査報告書を郵送する」が27団体(52.9%)、「シンポジウム等のイベントで紹介する」が18団体(35.3%)であった。

市区町村においても、「内閣府ホームページで公開する」が142団体 (74.3%) と最も多く、次いで「地方公共団体等に調査報告書を郵送する」が104団体 (54.5%)、「研修会や勉強会等を開催する」が98団体 (51.3%)、「シンポジウム等のイベントで紹介する」が42団体 (22.0%)である。

このため、ホームページによる情報提供の充実を図る必要があるとともに、研修会等の開催や専門家派遣など多様な主体との連携による推進事業を検討していくことが重要である。

# 資料編

# 参考 表2.17の詳細 災害復興への事前の取組の具体的内容(都道府県回答)

項目	具体的内容の概要
1)復興本部の	○地域防災計画に復旧(復興)対策本部の設置を記載
設置に関する	○災害復旧対策本部設置要領の策定
条例等の制	○震災復興本部の設置に関する条例制定
定•検討	○震災復興対策マニュアルに震災復興本部設置に係る規程(案)を位置づけ
2)復興本部運	○国や自治体との総合調整を行うための臨時組織(復興対策室)を設置
営方法の検討	○庁内横断的な委員会(復興対策委員会)の設置
	○地域防災計画に記載
	○災害復旧対策本部設置要領の策定
	○震災復興本部の設置に関する条例施行規則の策定
	○震災復興本部の組織に関する要綱の策定
	○復興本部設置時行動要領の策定
	○震災復興本部会議の運営マニュアル等の作成
3)復興対策に	○地域防災計画に記載
係る財政需要	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)より検討することとしている
の検討	○設置される復興対策セクション(復興対策室)が検討することとしている
	○マニュアルにおいて財政需要見込額等を位置づけ
4)復興基金創	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において当該項目ごとに検討することとしている
設のための検	○マニュアルの中で「復興基金創設の検討」を位置づけ
討	○震災後復旧マニュアルの作成
	○阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、雲仙岳噴火災害における復興基金を調査
	○必要な課題(基金財団の設立、基金財源の検討)について整理
5)地方公共団	○大規模災害発生時の経験から災害復旧対策における調査人員配分を把握
体内部の調査	○地域防災計画にて計画
人員配分の検	○災害時応急活動マニュアル、緊急時対策指針、災害等対策要領、災害復旧の手引等により、対策の方
討	法を規定
	○災害対策本部の班体制で運用 ○ 連絡 はお切り はなけい 2月17 パロカスパロカスパロカスパロカスパロカスパロカスパロカスパロカスパロカスパロカス
	○連絡・情報収集体制の明確化、部内及び局内連絡員の設置
	<ul><li>○災害時に通常業務を離れ、災害対応に専念する非常時専任職員を指定</li><li>○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行に係る人員の配備</li></ul>
	○微色次音に対処するだめの特別の財政援助寺に関する法律施刊に係る人員の配開  ○災害待機連絡体制表の作成
	○次音符機単紀体的表が下放  ○出先職員が調査員として住宅の被害調査を行い、市町村職員と連携して被害を報告
	○ライフライン連絡調整会議の設置
	○災害動員計画内で規定(毎年更新)
	○被害状況調査班の組織
6)地方公共団	○地域防災計画にて計画
体外部との連	○「地震等における緊急時の企業局応援体制」等により関係機関との手順を規定
携体制の検討	○応急危険度判定について建築士会と協定を締結
2311 1113 1 12413	○他自治体と相互応援協定を締結
	○関係団体と「災害時の応急対策業務の実施に関する協定書」を締結
	○震災対策復興マニュアル、災害等対策要領、災害復旧の手引による規定
	○マニュアルの中で派遣職員の受入を位置づけ
	○災害対策本部の班体制で運用
	○防災関係機関との情報共有体制について綿密な連携
	○災害時に通常業務を離れ、災害対応に専念する非常時専任職員を指定
	○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行に係る調査体制の整備
	○応急仮設住宅の建設に関する協定等各種応援協定の締結
	○災害調査報告実施要綱による被災状況調査方法等の規定
	○市町村職員との連携による被害報告
	〇ライフライン連絡調整会議の設置 ○ Ph/// PRIST// PRIST/ PR
	○防災関係機関との連携による被害状況の把握
	○災害対策本部に他の防災機関から要員を派遣
7)応急危険度	○危険度判定実施本部の設置

#### 判定調査体制 ○地域防災計画にて計画(判定要領、判定士の要請について記載) の検討 ○耐震化事業の実施 ○震災建築物応急危険度判定(制度)要綱の策定(マニュアルの整備) ○震災建築物応急危険度判定協議会の設立(市、町及び建築関係団体との連絡網の整備) ○被災土地建物判定対策推進協議会の設置 ○応急危険度判定士の登録・名簿の作成、判定コーディネーターの選定 ○震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている ○市町村に対する判定調査方法や調査体制の研修の実施 ○被災建築物応急危険度判定士の養成 ○判定資機材の備蓄(判定ステッカー及び判定調査表等) ○応急危険度判定訓練の実施 ○講習会を実施し、災害時の召集体制を確立 ○民間の応急危険度判定士の派遣に関する建築士会の協力 ○要綱及びマニュアル等を掲載した判定士手帳の作成 ○建築物地震対策市町村連絡会議の開催 ○建築物震後対策推進協議会で判定体制の確立 ○情報収集・応急危険度判定等チームの編成(役割分担及び担当者の選定) ○市民からの相談等に対応する相談窓口の設置(住宅金融公庫職員の派遣協力を求める協定書を締結) ○常時、応急危険度判定士の人数を把握 ○応急危険度判定士の新規登録者対象の講習会を毎年定期的に開催 8)被災宅地危 ○危険度判定実施本部の設置 ○地域防災計画にて計画(判定要領、判定士の要請について記載) 険度判定調査 体制の検討 ○関係機関との手順を規定 ○被災宅地危険度判定地域連絡協議会の設立(市町及び建築関係団体との連絡網を整備) ○被災土地建物判定対策推進協議会を組織 ○被災宅地危険度判定の講習会を開催 ○震災対策復興マニュアルにおいて検討、規定 ○被災宅地危険度判定士養成講習会の開催 ○被災宅地危険度判定士の登録 ○市町に対し被災宅地危険度判定制度説明会を開催 ○市町村の担当者に対する判定士の養成 ○判定資機材の備蓄 ○講習会を開催し、災害時の召集体制を確立 ○被災宅地危険度判定実施要綱で規定 ○被災建築物等危険度判定士協議会の設立 ○被災宅地危険度判定士登録要項、判定活動における実施要綱の策定 ○情報収集・応急危険度判定等チームの編成(役割分担及び担当者の選定) ○常時、応急危険度判定士の人数把握 ○新規登録者を対象とした講習会の開催 ○地域防災計画にて計画 9)住宅•公共施 設の被害調査 ○関係機関との手順の規定 ○関係団体との「災害時の応急対策業務の実施に関する協定書」の締結 体制の検討 ○震災対策復興マニュアル、災害等対策要領、災害復旧の手引等により対応 ○「家屋被害状況調査の実施方法案」を位置づけ ○災害対策本部の班体制で運用 ○公共施設の被害調査は、現地機関が中心となって体制を確保 ○災害対策体制実施要領の策定(調査班の設置) ○被害想定の実施 ○測量設計業協会との協定 ○災害調査報告実施要綱(被災状況調査方法等)の策定 ○「営繕課危機管理マニュアル」の作成(建築物等被害調査及び情報収集体制) ○出先職員が調査員として住宅の被害調査を実施(市町村職員と連携し被害報告) ○市営住宅等建物の被害状況把握のマニュアル作成 ○建物等の管理を行う指定管理者には業務細目の中で報告を義務づけ ○公共施設の被害調査体制を課の事務分掌に明確に位置づけ ○災害対策本部に集められた区庁舎、公会堂、地区センター及び市民利用施設の被害状況を把握する ため、他班(本部運営班)に1名派遣し、情報の収集や調査を実施 ○公共施設の被害調査は、所属職員を建築物の種類によりチームに分け、被災状況の確認、業者への応 急措置の指示、施設管理者への技術面の支援等を行う

○調査班の指定、被害情報の伝達要領等の規定

の検書外に調整技術と構造する。後田の対策の中で、環はその実施を把握しているものと思われ、その後民線上上投入構施が立地所を行う の検討 の検討 の機対策が開味して計画 の意実対策が飛びの現体制で選用 の意理が重要は下等によれて検討することとしている の失き対策が飛びの現体制で選用 の意理が重要は下等によれて存む。 高齢者世帯等・の職員の派遣 の基本の県内外で発生した災害事例により対応 ・ 日前窓口の発費 ・ ○高齢者世帯等・の職員の派遣 の民生児童委員による巡回とどの実施 の民災対策復襲・マニカル(復興加策権)、災害等対策要額、災害後旧の手引等により対応 ・ 「中都地復興計画を策定するたる復興対策セクション(復興対策室)により、被災自治体への策定支援等を実 造施の労労計画に計画 ・ の変災対策復襲・マニカル(復興加策権)、災害等対策要額、災害後旧の手引等により対応 ・ 「中都地復興計画を発定するための異体がな計画的体」を申載・ 「企業の対策を使 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ で で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	実態調査体制	<ul> <li>○復興対策の段階では、事前の災害応急・復旧対策の中で、概ねその実態を把握しているものと思われ、その延長線上と捉え継続的に把握を行う</li> <li>○地域防災計画にて計画</li> <li>○震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている</li> <li>○災害対策本部の班体制で運用</li> <li>○避難所・仮設住宅等における住宅関連調査、地域保健活動における健康調査、福祉調査の実施体制について規定</li> </ul>
2. その延長線上地元 総勢が、平地原を行う	実態調査体制	れ、その延長線上と捉え継続的に把握を行う <ul><li>地域防災計画にて計画</li><li>震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている</li><li>災害対策本部の班体制で運用</li><li>避難所・仮設住宅等における住宅関連調査、地域保健活動における健康調査、福祉調査の実施体制について規定</li></ul>
の検討		<ul><li>○地域防災計画にて計画</li><li>○震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている</li><li>○災害対策本部の班体制で運用</li><li>○避難所・仮設住宅等における住宅関連調査、地域保健活動における健康調査、福祉調査の実施体制について規定</li></ul>
○ 震災対策を開いてよって小によいて検討することとしている ○ 災害対策を部の飛体制で選用 ○ 過去の場内外で発生した災害事例により対応 ○ 過去の場内外で発生した災害事例により対応 ○ (過去の場内外で発生した災害事例により対応 ○ (過去の場内外で発生した災害事例により対応 ○ (相談案目の設置 ○ 民生児童委員による巡回などの実施 1) (復興計画策	<i>〇</i> 夕恢訂	○震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている ○災害対策本部の班体制で運用 ○避難所・仮設住宅等における住宅関連調査、地域保健活動における健康調査、福祉調査の実施体制 について規定
		○災害対策本部の班体制で運用 ○避難所・仮設住宅等における住宅関連調査、地域保健活動における健康調査、福祉調査の実施体制 について規定
		○避難所・仮設住宅等における住宅関連調査、地域保健活動における健康調査、福祉調査の実施体制 について規定
について規定		について規定
□ 過去の貼り外に零年上た災害事例により対応 ○ 相談窓口の設置 ○ 民生児童委員による巡回などの実施 ○ 八規模災害・取記図される復興対策セクション(復興対策金)により、被災自治体への策定支援等を実施 ② 大規模災害・取記図される復興対策セクション(復興対策金)により、被災自治体への策定支援等を実施 ② 地域が災計画にて計画 ○ 震災対策復興マニュアル(復興施策編)、災害等対策変領、災害復旧の手引等により対応 ○ 震災対策復興マニュアル(復興施策編)、災害等対策変領、災害復旧の手引等により対応 ○ 震災対策復興マニュアル(意理施解条例の検討を記している ○ 震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている ○ 震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている ○ 深まに強いまらづり委員会の設置 ② 背に強いまらづり委員会の設置 ② 判理が経証 ② 治療が受害・薬五箇年計画に基づき実施 ○ 治療が受害・変わるといるととしている ○ 災害に強いまらづり委員会の設置 ② 地域が災性値域・ニュアルにおいて検討することとしている ○ 次書に強いまらが多委員会の設置 ② 地域が災計画に規定 ② 地域が災性を主アル(を対している) ○ 震災対策復興マニュアル(を対している) ○ 深まが、実生が、またが、で検討することとしている ○ 電災対策復興マニュアル(復興施業額)において検討することとしている ○ マニュアルの中で「都市基艦施設の復興対策」を位置づけ ○ 緑のオーアンス・ス・ス・オ・オ・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・		· ·
□ 日政窓口の設置 □ 高齢者世帯等への職員の派遣 □ 民生児症委員による部のなどの実施 □ 大規康災害時に設置される復興対策セクション(復興対策室)により、被災自治体への策定支援等を実施 ・ 地域が災計画にて計画 □ 震災対策復興マニュアル(復興施策編)、災害等対策要額、災害復旧の手引等により対応 ○ 復興都計画地能とすとシーツ要員の指定 □ 市街地復興計画を策定するための具体的な計画作成手順や基準等を定めた「市街地復興計画マニュアルを作成 ○ 災害宿興事都で計画を策定 □ の表して、一方のでは、で検討することとしている ○ 災害宿興事都で計画を策定 □ の表して、エーアルの中で「復興整備条例の検討と位置づけ 計 13まちづり の議をの表 □ 産災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている ○ 電災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている ○ 震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている ○ 震災対策復興マニュアルに移動では、大きないので		1( )過去の県内外で発生した災害事例により対応
○高齢者世帝等への職員の派遣 ○民生児童委員による巡回水との実施 ○民生児童委員による巡回水との実施 ○民生児童委員による巡回水との実施 ○大規模災害物に設置される復興対策セクション(復興対策金)により、被災自治体への策定支援等を実施 が地域が災計画にて計画 ○震災対策復興マニュアル(復興施策綱)、災害等対策要額、災害復旧の手引等により対応 ○復興都市計画地能力でジェン・要員の特定 ○市害地境興計画を策定するための具体が立計画作成手順や基準等を定めた「市街地復興計画マニュアルと作成 ○災害復興本部で計画を策定 ○災害復興本部で計画を策定 ○次当復興を備令 例の制度・検 計 13)まちづり ・高齢地活性化のために設置(被災時には復興に向けて機能) ・高線会の結 の震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている ○災害に強いまちづり委員会の設置 14/集団移転は とる新市荷地 を指地の検討 ○震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている ○災害に強いまちづり委員会の設置 ・世期防災緊急事業主節年計画に基づき実施 ○地頭防災緊急事業主節年計画に基づき実施 ○地頭防災緊急事業主節に計して機計があることとしている ・震災対策復興マニュアル(を対して検討することとしている ・電災対策復興マニュアル(を対して検討することとしている ・アンスペースが持つ形実機能等を確保するための都市公園の整備・緊急輸送路に位置づけられた特務・主要な防災拠点を連絡する児童の整備を重点的に推進 ・学的過度等、災害時に拠点ななる施設の前接化 ・対しま事等の実施 ・海林災害復旧治林事業、林業災害に対する融資制度の活用 ・ため他の決壊など、農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備 ・河川改修 ・衛りようの順接補強工事 ・水道施設の確保(とやり施設・管路の更新となの更新) ・高路財政の無機化(を行施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等におきの政策・とは、対したの影響・というが表するととしている ・本体が表が表する場合のでは、施設な力等・とはよりなの関係とで、対したが表すが記をもとに、反対・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住をの必要量・供給量の算 ・においの整備に及分、消防署所などの更新)・では対することとしている ・エニアルの中で、に急板設は主め、大統対策)を位置づけ、一部が表したの世様対策)を位置づけ、一部がよりを対しましていて、一部に対して検討することとしている。・エニアルの中で、に定域が表記をは定め、大統対策)を位置づけ、一部がより連携によるを起いるの、大統対策)を位置で対していている。・エーアルの中で、に急板の発生を必ずを終していている。・エーアルの中で、に急板の発生を必ずを考に応急板の関生をの必要量・供給量の算 ・出について検討・ファンに対していて、一部がよりました。・エーアル・(後対策編)において検討・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・		
□ 尺生児童委員による適可などの実施 □ 大規模災害明に設置される復興対策セクション(復興対策室)により、被災自治体への策定支援等を実施 □ 大規模災害明に設置される復興対策セクション(復興対策室)により、被災自治体への策定支援等を実施 □ 地域が災害側にて計画 □ 震災対策復興マニュアル(復興施策編)、災害等対策要領、災害復旧の手引等により対応 □ (復興整備条) 震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている □ (次書復興本部で計画を策定 □ (次書復興本部で計画を策定 □ (次書復興本部で計画を策定 □ (次書復興本部で計画を策定 □ (次書復興本部で計画を策定 □ (次書復興本ニアルにおいて検討することとしている □ (次書に強いまちづくり委員会の設置 接 □ (1)集団移転ご □ (表別対策復興マニュアルにおいて検討することとしている □ (表別対策復興マニュアルにおいて検討することとしている □ (表別対策復興マニュアルにおいて検討することとしている □ (表別対策復興マニュアルにおいて検討することとしている □ (表別対策復興マニュアル(信明施策編)において検討することとしている □ (表別対策復興マニュアル(信明施策編)において検討することとしている □ (表別対策復興マニュアル(信明施策編)において検討することとしている □ (表別対策復明マニュアル(信明施策編)において検討することとしている □ (表別対策復明マニュアル(信明施策編)において検討することとしている □ (表別対策復明マニュアル(信明施策編)において検討することとしている □ (表別対策復明マニュアル(信明施策編)において検討することとしている □ (本国が応受が譲渡事業) (本国が高限、主要なが災拠点を連絡する味めの整備 □ (財・財・政治を) (表別の事権・政治を) (表別の事権・重点的に推進 □ 学が施設等、災害等する施設の制度化 □ (本国を)		
1) 複異計画策 定体制の検討   大規模災害時に設置される復興対策セクション(復興対策室)により、被災自治体への策定支援等を実施 地域が災計画にて計画   一世域が災計画にて計画   一世域が災計画にて計画   一世域が災計画にて計画   一世域が災計画にて計画   一世域が災計画に正計画を策定   12) 復興整備条 例の制定・検		
定体制の検討 施助が災計画にて計画 地域が災計画にて計画 他地域が災計画に大計画 他の大学校 (世域が災計画に大計画 他の大学校 (世域が災計画に大学を定めた) では、 一市街地後興計画を策定するための具体がな計画作成手順や基準等を定めた「市街地後興計画マニュアル(全作成 ) 災害復興本部で計画を策定 12)復興整備条 (大学を実施 ) で、 一市街地後現計画を策定 (大学で、 ) で、 一市街地会で、 ) で、		
○ 一地域防災計画にて計画     ○ 高災対策復興マニュアル(復興施策編)、災害等対策要領、災害復旧の手引等により対応     ○ 復興都市計画権能プロジェ外要員の指定     ○ 市市地復興計画を策定するための具体が対計画作成手順や基準等を定めた「市街地復興計画マニュアルに存成     ○ 公共復興本部で計画を策定     ○ 公共復興本部で計画を策定     ○ 公共の選別策復興マニュアルにおいて検討することとしている     ○ 公共の対策復興マニュアルにおいて検討することとしている     ○ 公産が対策復興マニュアルにおいて検討することとしている     ○ 公産が対策復興マニュアル(を対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対		
○ 震災対策復興マニュアル(復興施策編)、災害等対策要領、災害復旧の手引等により対応 ○ 復興都市計画権進プロジェクト要員の指定 ○ 市市地復興計画を策定するための具体的な計画作成手順や基準等を定めた「市街地復興計画マニュアル」を作成 ○ 災害復興本部で計画を策定 12)復興整備条 例の制定・検 討 13)まちづくり 協議会の結 成 活動の支 (	定体制の検討	
( ) (		
□市街地復興計画を策定するための具体がな計画作成手順や基準等を定めた「市街地復興計画マニュ アル」を作成  ○ 災害複興本部で計画を策定  ○ 震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている  例の制定・検 別の制定・検 別の制定・検 別の制定・検 の一市街地活性化のために設置(被災時には復興に向けて機能) 協議会の詩 成、活動の支 投 14)集団移転に 会新市街地 候補地の検討 ○ 地震防災緊急事業五篇年計画に基づき実施 ○ 地域防災監急事業五篇年計画に基づき実施 ○ 地域防災監急事業五篇年計画に基づき実施 ○ 地域防災監急事業五篇年計画に基づき実施 ○ 地域防災緊急事業五篇年計画に基づき実施 ○ 地域防災緊急事業五篇年計画に基づき実施 ○ 地域防災緊急事業五篇年計画に基づき実施 ○ 池域防災緊急事業五篇年計画に基づき実施 ○ 地域防災緊急事業が社会資本整備の実施 ○ 震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている ○ マニュアルの中で「都市基盤施設の復興対策」を位置づけ ○ 緑のオープンスペースが守っ防災機能等を確保するための都市公園の整備 ○ 緊急輸送路に位置づけられた街路、主要な防災拠点を連絡する県道の整備を重点的に推進 ○ 学校施設等、災害時に拠点となる施設の耐機化 ○ 東南海・南海地鹿武対策推進地域への地域防災拠点施設の整備 ○ 治山事業の実施 ○ 森林災害復旧遺林事業、林業災害に対する融資制度の活用 ○ ため過次決験など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備 ○ 区画整理などの実施 ○ 河川吃修 ○ 橋りようの耐震相強工事 ○ 水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等におりの耐震相強工事 ○ 水道施設の耐震性(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等におりで適路な構 ○ 河川吃修 ○ 橋りようの耐震相強工事 ○ 水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等におりが設計画に実施方法を規定  ・ 地域防災計画に実施方法を規定 ・ 地域市が設計で表さたとしている。 ○ 電災対策復興マニュアル(復興施策網)において検討することとしている。 ○ 電災対策復興マニュアル(復興施策網)において検討することとしている。 ○ マニュアルの中で、「応急仮設性主の機能対策」を位置づけ。 ○ 市西村との連携による数量が用途		
アル1を作成		
○災害復興本部で計画を策定  ○災害復興本部で計画を策定  ○原災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている ○マニュアルの中で「復興整備条例の検討」を位置づけ  対131まらづり 協議会の結 成法 活動の支 援  (14)集団移転に 大名新市街地 候補地の検討  (2) 震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている  (2) 実施  (2) というでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		
12)後興整備条		
例の制定検討 計3)まちづくり 協議会の結 成・活動の支援 援 (1)集団移転ご 人名第市街地 接権地の検討 (1)等では、大名の大学を は、大名のおけるに設置(被災時には復興に向けて機能) (一震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている (一変災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている (一変災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている (一変災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている (一変災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている (一世襲防災緊急事業五箇年計画に基づき実施 (一世襲防災緊急事業五箇年計画に基づき実施 (一世襲防災緊急事業五箇年計画に基づき実施 (一河川事業、砂坊事業等の社会資本整備の実施 (一湾災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている (一マニュアルの中で「都市基整施設の復興対策」を位置づけ (一会のオープンスペースが持つ防災機能等を確保するための都市公園の整備 (一繁急輸送路に位置づけられた街路、主要な防災拠点を連絡する県道の整備を重点的に推進 (一学校施設等、災害時に拠点となる施設の耐震化 (一東南海・南海地震対策推進地域への地域防災拠点施設の整備 (一治山事業の実施 (一治財政が、・)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
計   13)まちづくり		
13)まちづくり 協議会の結 成・活動の支援   14)集団移転ご よる新市街地 (候補地の検討   15)疾害軽減の   16)疾患を減か   20 震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている   3 災害に強いまちづくり委員会の設置   3 (大きのめ) 15)疾患を減か   3 (大きのめ) 15)疾患を減か   4 (大きのが) 15 (大きので) 15 (大きので) 15 (大きので) 15 (大きので) 15 (大きのが) 15 (大きので) 15 (大きのが) 15 (大きので) 15 (大きの		○マニュアルの中で「復興整備条例の検討」を位置づけ
協議会の結 成活動の支 提出  () 選択対策復興マニュアルにおいて検討することとしている () 災害に強いまちづくり委員会の設置 () 選択対策復興マニュアルにおいて検討することとしている () 選災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている () 選災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている () 世襲防災緊急事業五箇年計画に基づき実施 () 世襲防災緊急事業五箇年計画に基づき実施 () 世域防災計画に規定 () 河川事業、砂防事業等の社会資本整備の実施 () 選別対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている () マニュアルの中で「都市基盤施設の復興対策」を位置づけ () 緑のオープンスペースが持つ防災機能等を確保するための都市公園の整備 () 祭の寺一プンスペースが持つ防災機能等を確保するための都市公園の整備 () 緊急輸送路に位置づけられた街路、主要な防災拠点を連絡する県道の整備を重点的に推進 () 学校施設等、災害時に対点となる施設の耐震化 () 東南海・南南地震対策推進地域への地域が災拠点を連絡する県道の整備 () 治山事業の実施 () 資格対幅 () 京海村災害復旧造林事業、林業災害に対する融資制度の活用 () ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備 () 区画整理などの実施 () 道路対幅 () 河川改修 () 衛りようの耐震補強工事 () 水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 () 地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新) () 地域防災地点・整備(区役所、消防署所などの更新) () 地域防災地点・整備(区役所、消防署所などの更新) () 地域防災・大幅力の確保 () 地域防災・大幅力の確保 () 地域防災・大幅加速・大幅大量で、大海大力・大海大量で、大海大力、大海大量で、大海大力を、大海大力・海大量で、大海大量で、大海大量で、大海大量で、大海大量で、大海大量で、大海大量で、大海大力を、大海大力を、大海大力を、大海大力を、大海大力を、大海大力を、大海大力を、大海大力を、大海、大海、大海、大海、大海、大海、大海、大海、大海、大海、大海、大海、大海、		
成・活動の支援  14)集団移転に よる新市街地 候補地の検討  15)被害軽減の ための防災施 設整備事業の 実施  一地域防災緊急事業五箇年計画に基づき実施  一地域防災緊急事業五箇年計画に基づき実施  一地域防災緊急事業五箇年計画に基づき実施  一地域防災緊急事業五箇年計画に基づき実施  一地域防災緊急事業五箇年計画に基づき実施  一地域防災緊急事業五箇年計画に基づき実施  一部川事業。砂防事業等の社会資本整備の実施  一震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている  一マニュアルの中で「都市基盤施設の復興対策」を位置づけ  一線のオープンスペースが持つ防災機能等を確保するための都市公園の整備  一家急齢送路に位置づけられた背路、主要な防災拠点を連絡する県道の整備を重点的に推進  一学や施設等、災害時に拠点となる施設の耐震化  「空や放設等、災害時に拠点となる施設の耐震化  「海科災害復旧造林事業、林業災害に対する融資制度の活用  「ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備  「河川改修  「適路が幅 」河川改修  「衛別よの耐震補強工事  「水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保  「地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住  宅の必要量・供給量の算出  方法の検討  「地域防災地点の整備(区役所、消防署所などの更新)  「地域防災地点の整備(区役所、消防署所などの更新)  「地域防災地点の整備(区役所、消防署所などの更新)  「農災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている  「電災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている  「マニアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ  「市町村との連携による数量の把握		
接 14)集団移転に		
14集団移転記   一震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている   15   15   15   15   15   15   15   1	, ,	○災害に強いまちづくり委員会の設置
よる新市街地 (疾補地の検討 15)被害軽減の ための防災施 設整備事業の 実施  ②地域防災緊急事業五箇年計画に基づき実施 ②地域防災緊急事業五箇年計画に基づき実施 ②地域防災緊急事業五箇年計画に基づき実施 ②地域防災緊急事業五箇年計画に基づき実施 ②地域防災制画に規定 ②河川事業、砂防事業等の社会資本整備の実施 ②震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ③マニュアルの中で「都市基盤施設の復興対策」を位置づけ ②緑のオープンスペースが持つ防災機能等を確保するための都市公園の整備 ②常を施設等、災害時に拠点となる施設の耐震化 ②東南海・南海地震対策推進地域への地域防災拠点施設の整備 ③治山事業の実施 ③済格が屠 ②広画整理などの実施 ③道路が屠 ③河川改修 ③橋りようの耐震補強工事 ③水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 宅の必要量・供給量の算出 方法の検討 ③震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○南町社との連携による数量の把握		
仮補地の検討		○震災対策復興マニュアルにおいて検討することとしている
15)被害軽減の ための防災施   ②地域防災計画に規定   ②地域防災計画に規定   ②地域防災計画に規定   ②東施   ②東派   ②東派   ②東海   第二十   3   3   3   3   3   3   3   3   3	よる新市街地	
ための防災施 設整備事業の 実施  ○満災対策復興マニュアル(復興施策編)において検計することとしている ○マニュアルの中で「都市基盤施設の復興対策」を位置づけ ○緑のオープンスペースが持つ防災機能等を確保するための都市公園の整備 ○緊急輸送路に位置づけられた街路、主要な防災拠点を連絡する県道の整備を重点的に推進 ○学校施設等、災害時に拠点となる施設の耐震化 ○東南海・南海地震対策推進地域への地域防災拠点施設の整備 ○治山事業の実施 ○森林災害復旧造林事業、林業災害に対する融資制度の活用 ○ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備 ○区画整理などの実施 ○道路拡幅 ○河川改修 ○橋約ようの耐震補強工事 ○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 ○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 ②地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 ②地域防災計画に実施方法を規定 ②想定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出 方法の検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○南町村との連携による数量の把握		
要整備事業の 実施 ○河川事業、砂防事業等の社会資本整備の実施 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で「都市基盤施設の復興対策」を位置づけ ○緑のオープンスペースが持つ防災機能等を確保するための都市公園の整備 ○緊急輸送路に位置づけられた街路、主要な防災拠点を連絡する県道の整備を重点的に推進 ○学校施設等、災害時に拠点となる施設の耐震化 ○東南海・南海地震対策推進地域への地域防災拠点施設の整備 ○治山事業の実施 ○流林災害復旧造林事業、林業災害に対する融資制度の活用 ○ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備 ○区画整理などの実施 ○道路拡幅 ○河川改修 「橋りようの耐震補強工事 ○水道施設の耐震(とそ朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 ○地域防災制画に実施方法を規定 ○想定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出 方法の検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○市町村との連携による数量の把握		
実施  (震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている (マニュアルの中で「都市基盤施設の復興対策」を位置づけ (緑のオープンスペースが持つ防災機能等を確保するための都市公園の整備 (緊急輸送路に位置づけられた街路、主要な防災拠点を連絡する県道の整備を重点的に推進 (学校施設等、災害時に拠点となる施設の耐震化 (東南海・南海地震対策推進地域への地域防災拠点施設の整備 (治山事業の実施 (森林災害復旧造林事業、林業災害に対する融資制度の活用 (ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備 (区画整理などの実施 (道路拡幅 (河川改修 (橋りょうの耐震補強工事 (水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 (地域防災地点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 宅の必要量・世域防災計画に実施方法を規定 (地域防災計画に実施方法を規定 (地域所)において検討することとしている (マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ (市町村との連携による数量の把握		
○マニュアルの中で「都市基盤施設の復興対策」を位置づけ ○緑のオープンスペースが持つ防災機能等を確保するための都市公園の整備 ○緊急輸送路に位置づけられた街路、主要な防災拠点を連絡する県道の整備を重点的に推進 ○学校施設等、災害時に拠点となる施設の耐震化 ○東南海・南海地震対策推進地域への地域防災拠点施設の整備 ○治山事業の実施 ○森林災害復旧造林事業、林業災害に対する融資制度の活用 ○ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備 ○区画整理などの実施 ○道路拡幅 ○河川改修 ○橋りようの耐震補強工事 ○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 ○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 宅の必要量・供給量の算出 方法の検討 一の選災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○市町村との連携による数量の把握		
○緑のオープンスペースが持つ防災機能等を確保するための都市公園の整備 ○緊急輸送路に位置づけられた街路、主要な防災拠点を連絡する県道の整備を重点的に推進 ○学校施設等、災害時に拠点となる施設の耐震化 ○東南海・南海地震対策推進地域への地域防災拠点施設の整備 ○治山事業の実施 ○森林災害復旧造林事業、林業災害に対する融資制度の活用 ○ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備 ○区画整理などの実施 ○道路拡幅 ○河川改修 ○橋りようの耐震補強工事 ○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 ○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 宅の必要量・供給量の算出 方法の検討 ○規定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出について検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○市町村との連携による数量の把握	実施	
●緊急輸送路に位置づけられた街路、主要な防災拠点を連絡する県道の整備を重点的に推進 ●学校施設等、災害時に拠点となる施設の耐震化 ●東南海・南海地震対策推進地域への地域防災拠点施設の整備 ●治山事業の実施 ●森林災害復旧造林事業、林業災害に対する融資制度の活用 ●ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備 ●区画整理などの実施 ●道路拡幅 ●河川改修 ●橋りようの耐震補強工事 ●水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 ●地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 ・セの必要量・供給量の算出 方法の検討 ・震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ・市町村との連携による数量の把握		
○学校施設等、災害時に拠点となる施設の耐震化 ○東南海・南海地震対策推進地域への地域防災拠点施設の整備 ○治山事業の実施 ○森林災害復旧造林事業、林業災害に対する融資制度の活用 ○ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備 ○区画整理などの実施 ○道路拡幅 ○河川改修 ○橋りょうの耐震補強工事 ○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 ○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新) 16)応急仮設住 宅の必要量・ 供給量の算出 方法の検討 ○想定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出 方法の検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○市町村との連携による数量の把握		
<ul> <li>東南海・南海地震対策推進地域への地域防災拠点施設の整備</li> <li>○治山事業の実施</li> <li>○森林災害復旧造林事業、林業災害に対する融資制度の活用</li> <li>○ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備</li> <li>○区画整理などの実施</li> <li>○道路拡幅</li> <li>○河川改修</li> <li>○橋りょうの耐震補強工事</li> <li>○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保</li> <li>○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)</li> <li>16)応急仮設住</li> <li>②地域防災計画に実施方法を規定</li> <li>○想定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ</li> <li>市町村との連携による数量の把握</li> </ul>		
○治山事業の実施 ○森林災害復旧造林事業、林業災害に対する融資制度の活用 ○ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備 ○区画整理などの実施 ○道路拡幅 ○河川改修 ○橋りょうの耐震補強工事 ○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 ○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 宅の必要量・ 供給量の算出 方法の検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○市町村との連携による数量の把握		
<ul> <li>○森林災害復旧造林事業、林業災害に対する融資制度の活用</li> <li>○ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備</li> <li>○区画整理などの実施</li> <li>○道路拡幅</li> <li>○河川改修</li> <li>○橋りようの耐震補強工事</li> <li>○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保</li> <li>○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)</li> <li>16)応急仮設住</li> <li>○地域防災計画に実施方法を規定</li> <li>宅の必要量・</li> <li>供給量の算出方法を規定</li> <li>○想定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ</li> <li>市町村との連携による数量の把握</li> </ul>		○東南海・南海地震対策推進地域への地域防災拠点施設の整備
○ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備 ○区画整理などの実施 ○道路拡幅 ○河川改修 ○橋りょうの耐震補強工事 ○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 ○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 宅の必要量・ (一地域防災計画に実施方法を規定 ○地域防災計画に実施方法を規定 ○地域防災計画に実施方法を規定 ○地域防災計画に実施方法を規定 ○地域防災計画に実施方法を規定 ○地域防災計画に実施方法を規定 ○地域防災計画に実施方法を規定 ○地域防災計画に実施方法を規定 ○本定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○市町村との連携による数量の把握		- 100 · 4 × 14 · × 4 · =
○区画整理などの実施 ○道路拡幅 ○河川改修 ○橋りょうの耐震補強工事 ○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 ○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 ○地域防災計画に実施方法を規定 ○本定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○市町村との連携による数量の把握		
<ul> <li>○道路拡幅</li> <li>○河川改修</li> <li>○橋りょうの耐震補強工事</li> <li>○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保</li> <li>○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)</li> <li>16)応急仮設住</li> <li>宅の必要量・</li> <li>世域防災計画に実施方法を規定</li> <li>包想定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ</li> <li>市町村との連携による数量の把握</li> </ul>		○ため池の決壊など農業用施設の損傷に起因する災害を防止する施設の改修整備
○河川改修 ○橋りょうの耐震補強工事 ○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 ○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 ②地域防災計画に実施方法を規定 ②想定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出 方法の検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○市町村との連携による数量の把握		
○橋りょうの耐震補強工事 ○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 ○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 ○地域防災計画に実施方法を規定 宅の必要量・ 包想定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出 方法の検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○市町村との連携による数量の把握		
○水道施設の耐震化(老朽施設・管路の更新を含む)、浄水場間のバックアップ体制の確保、施設能力等における予備力の確保 ○地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 ②地域防災計画に実施方法を規定 ②想定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出 方法の検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○市町村との連携による数量の把握		
における予備力の確保		
□地域防災拠点の整備(区役所、消防署所などの更新)  16)応急仮設住 ○地域防災計画に実施方法を規定 ○セの必要量・ ○地域防災計画に実施方法を規定 ○地域防災計画に実施方法を対域に対して検討・地域防災が対域に対して対域防災的は対域防災が対域に対して対域防災が対域に対して対域に対して対域防災が対域に対して対域防災的対域に対して対域防災的を対域に対域防災的対域に対して対域防災的対域に対して対域防災的対域に対して対域を対域に対して対域を対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対域に対して対域に対域に対して対域に対域に対して対域に対域に対して対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対		
16)応急仮設住 〇地域防災計画に実施方法を規定 〇旭定される被害状況をもとに、阪神・淡路大震災の事例を参考に応急仮設住宅の必要量・供給量の算出		
宅の必要量・		
供給量の算出 出について検討 一		,
方法の検討  ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○市町村との連携による数量の把握		
○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の供給対策」を位置づけ ○市町村との連携による数量の把握		
○市町村との連携による数量の把握	万法の検討	
「 ○ ★ンに10gm/h/h/h/h/h/h/h/h/h/h/h/h/h/h/h/h/h/h/h		
		○東海地震被害想定調査による住居制約世帯数を参考に算出方法を検討
○応急仮設住宅建設・管理マニュアルの作成(算定方法:避難者を対象にした抽出ヒアリング調査から応		100000000000000000000000000000000000000
急住宅必要戸数を算定し、そこから恒久住宅流用可能数を差し引いて応急仮設住宅必要戸数を算定)		
○地震被害想定により算出		
┃ ○(社)プレハブ協会と「災害時における応急仮設住宅建設についての協定書」を締結し、毎年1回、生産		○(社)プレハブ協会と「災害時における応急仮設住宅建設についての協定書」を締結し、毎年1回、生産

	能力及び建設能力等について報告を受ける
	○測量設計業協会との協定
	○建設候補地リストの作成
	○東海地震・東南海地震等被害調査報告書にて必要戸数が示されているのでそれに準拠
	○阪神・淡路大震災の事例を参考に算出することとしている
17)応急仮設住	○地域防災計画にて計画
宅建設可能用	○市町村により事前に用地を設定
地の把握	○応急仮設住宅建設用地調査により場所・建設可能戸数の把握
	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
	○マニュアルの中で「応急仮設住宅建設地の確保、決定」を位置づけ
	○4半期ごとに市町村から仮設住宅の建設が可能な場所の報告を受ける
	○オープンスペース調査により、仮設住宅、がれき仮置場等の用地候補の把握
	○応急仮設住宅の必要量・供給量を検討の上、建設候補地リストを作成
	○「防災協力農地」として、所有者の氏名、住所と当該農地の地番を記した登録台帳を保有
	○「災害対策用地リスト」として、災害時にゴミの仮置場や仮設住宅建設用地として利用可能な市有地をリ
	スト化し、毎年度更新している
	○市営住宅の余剰地や市有地の把握
18)応急仮設住	
宅の建設資材	○(社)プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」協定を締結
の把握や供給	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
方法の検討	○マニュアルの中で、「応急仮設住宅の建設資材の確保、決定」等を位置づけ
7012 1001	○簡易なマニュアルを作成
19)民間賃貸住	- 1177
宅の借上基準	○基本的な借上基準を検討中
の作成・検討	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
*>     /•/\times	○公営住宅整備事業で民間賃貸住宅を借り上げる方式を実施(応急仮設住宅の場合に、借上基準等を緩
	和するかについては未検討)
20)民間賃貸住	
宅の空家状況	ル化
の把握	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
◆>1□N∓	○災害時に関係団体より民間賃貸住宅の空家情報を提供してもらう
	○月単位で、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の管理業務者から空家の状況報告を受けて
	VS
21)応急住宅の	○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施
入居基準の作	○過去の災害をもとに基準を作成
成•検討	○マニュアルで入居決定のあり方を示している
7,74 1,541.4	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
	○「応急仮設住宅供給マニュアル案」の中で基準案を提示
	○過去の事例から、ソーシャルミックスや地域コミュニティの継続等の必要性が指摘される中、入居基準を
	作成すべきか検討中
	○災害時の公的賃貸住宅(市営住宅、県営住宅、公社住宅、特優賃、公優賃、都市再生機構住宅)への
	入居は整備を行っている
22)建設業協会	○建設業協会との災害時における協力体制に関する基本協定締結済
等との協定の	○地域防災計画にて計画
締結	○社団法人日本プレハブ建設協会と協定を締結
	○土木事務所は建設業協会の支部と細部協定を締結
	○都震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
	○応急修理業者の名簿提出、業者の斡旋、応急修理の実施について規定
	○被災住宅の応急修理について実施要領を規定(県建築協会、県電気工事業工業組合及び県管工事業
	協会と協定を締結)
	○「災害復旧協力会」の設置
	○NPO法人と「住宅応急修理に関する協定」の締結
23)被災者が自	○地域防災計画にて計画
力で実施する	○被災者に対する資金貸付を予定
応急修理に対	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
する支援の検	○マニュアルの中で、「持家の再建支援」を位置づけ
討	○個人住宅災害緊急建設資金貸付制度により、新築、改修のための資金を貸付
	○災害救助法、被災者生活再建支援法による運用
	○応急修理に関する体制整備、修理業者の確保等について県庁機関の役割分担・手順を規定(但し、災
	害救助費に対する県費上乗せ等については未検討)

	○被災住宅補修利子補給制度を創設、実施
	○住宅金融公庫との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」の締結(災害特別貸付及
	び住宅改良資金貸付の活用)
	○県建築士事務所協会及び県建築協会の紹介
	○災害救助法に基づく一定金額の支給
24)公営住宅の	○地域防災計画に実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施
必要量•供給	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
量の算出方法	○県営住宅、県内の市町村営住宅の空家戸数について、毎月報告を受ける
の検討	○年1回県営住宅の空室調査を実施し、市町村営住宅では管理する市町村で年1回空室調査を実施し県
	に報告
	○住宅マスタープラン及びストック活用計画に基づく総合的な住宅整備の推進
25)公営住宅建	○当該事項について調査済み、候補地選定済
設可能用地の	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
把握	○市町公営住宅団地における低、未利用地調査の実施
	○住宅マスタープラン及びストック活用計画に基づく総合的な住宅整備の推進
	○県への空地等の状況について定期的な情報提供
	○市営住宅の余剰地や市有地の把握
26)住宅再建支	○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施
援策の検討	○居住安定支援制度及び一般住宅復興資金の確保のための支援を実施
	○災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定を締結
	○被災者に対する資金貸付を予定
	○住宅金融公庫との災害時の住宅復興に係る協定等の締結(住宅金融公庫が住民相談所を設置)
	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
	○マニュアルの中で、「持家の再建支援」を位置づけ
	○被災者住宅再建補助金制度を県独自に創設
	○個人住宅災害緊急建設資金貸付制度により、新築、改修のための資金を貸付
	○災害救助法、被災者生活再建支援法による運用
	○県被災者住宅再建支援条例を制定
	○住宅の復興等の問い合わせは、県建築士事務所協会及び県建築協会を紹介する
	○「福岡県西方沖地震に係る被災住宅補修利子補給金制度」の創設検討
	○被災住宅の復興に関する借入資金への利子補給制度を整備(戸建住宅、マンション共用部分を対象)
27)アドバイザ	○総合住宅情報提供事業により対応
一の派遣等の	○住宅金融公庫との災害時の住宅復興に係る協定に伴う相談業務の中で対応
検討	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
1000	○マニュアルの中で「マンション等の再建支援」を位置づけ
	○マンション管理士派遣制度の紹介、被災後に民間アドバイザーの派遣を検討
	○耐震に係る相談制度あり
	○マンションの大規模改善、建替等に関してアドバイザーの情報提供、紹介を行う仕組みの検討
28)既存不適格	○総合住宅情報提供事業により対応
建築物の再建	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
支援策の検討	○マニュアルの中で「持家の再建支援」を位置づけ
) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I	○マンションの建替・大規模改修に向けて区分所有者の合意形成を支援する助成制度がある
29)一時的事業	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
スペース確保	○マニュアルの中で「事業の場の確保」を位置づけ
支援の検討	○県営産業団地の一時使用、バトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる)
\(\text{\tin}\text{\tetx{\text{\text{\texi}\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\texit{\text{\text{\texi}\titt{\texi}\titt{\text{\texi}\text{\text{\text{\tet	○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円を常設化
	○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供
	○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請
	○被災中小企業者、被災農林漁業関係者の救済援助
30)工業•商業	○地域防災計画にて計画
の再建支援策	○知事の指定する災害により被害を受け、緊急に資金を必要とする企業に対する資金(災害復旧対策資
の検討	○
~~1次日1	□ □ ・
	○災害対策緊急融資
	○  炎  うれないが  ○  震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
	○辰次対衆復典マーユノル(復典旭泉編)において検討することとしている  ○マニュアルの中で「事業の場の確保」を位置づけ
	○マーユアルの中で「事業の場の権法」を位置され  ○通常の支援策として資金制度等を用意し、災害時にも対応
	○中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及

○帰東整院によいて災害等級の対策的。 ○原特の会社の機会とかった一トリインス外の空音構像の記述が提供 ○中小企業官用所発起の特別措置。政府系金融機関はことの法告特別融資枠の確保等を国に要請 ○政治の対策の、 ○復日享業、共派、政府服赁等 ○検討 ○規律が支援・対象とした静質及び利子補給制度を整備(設備資金、運転資金) ○復日享業、共派、政府服赁等 ○政治の対策にて注し、災害対策資金の条件積和及び所用資金の機能定びに円滑や融資の実施進業即約 ○農や免業用助認の政策以近、提林が産業施設災害復日主業管理庫補助の暫定措置、関する法律 「保定法しま」を後日 ○海政治に対域をつかり、制度等金の条件積和及び所用資金の機能定びに円滑や融資の実施進業即約 ○農・受・農業用助認の政策以近、提林が産業施設災害復日主業管理庫補助の暫定措置、関する法律 「保定法しま」を後日 ○海底災害と対処するための特別が取扱助等に関する法律(機能法)による国庫補助が上来さされる側の利用 ○県島産業が告が実等制度条例第(会きを制)が適用地域は、農業経営の安定に必要な資金(農漁業・労等対策等制度条例第金)を扱けて成価 ○級以属性効業等かの技術等は、に対して、 ○東に対策を持て、の表して、 ○の変と対策復興・マニアル(保護・原産・日本)、災害時に対応する ○中心企業金融とは、商・組治・中央企業、最適により付きままな特別をである。 ○海が野災・苦める対策す業、農・信物だす対策事業 ○事性制度による被災・発生の中との重しま役権対策事業 ○事性制度による被災・発生の申訟を確しまび、と共会・制度の事務 ○原実生計館が出まるが支援・対方と表別を必要が、対する自然災害の未然が上が、場合が対策を制度、一般を対策を制度、一般を実施を制度に対する自然災害の未然が上が、と、企業と対策を制度、一般を実施を制度に対する自然災害の未然が上が、と、企業と対策を制度、一般を実施を制度に対する自然災害の未然が上が、と、企業と対策を制度を制度の事務 ○廃実と対策を制度に対する自然災害の未然が、と、としている ○農・経済を開発による、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と		
○中小企業自用係数比の特別情間、政府系金融機關による災害特別融資幹の確認等を同に要請 ○母中型支持 の検討 ・関係機関の政策 ・関係機関の政策 ・関係機関の政策は、に対して対策 ・関係機関の政策は、対して対策 ・関係機関の政策は、対策 ・関係機関の政策は、対策 ・関係機関の政策は、対策 ・関係機関の政策は、対策 ・関係機関の政策は、対策 ・関係機関の政策は、対策 ・関係を対策 ・関係機関の政策 ・関係関係 ・関係 ・		○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円を常設化
②経営相談型1の設置 ○ 特別・		○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供
<ul> <li>○中小企業者を対象と上配管及び利户・輔給制度を整備(設備資金、速率資金)</li> <li>3.1.農林企業・ (後日事業・実法、確認制度等</li> <li>○供売のが銀版に定た。以市対策資金による再建支援</li> <li>○原発側が設計画にて計画</li> <li>○原子の銀版に定た。以市対策資金による再建支援</li> <li>○原発側がありかり、制度資金の条件域和及び所用資産の確保並びに日津な融資の実施漁業財務</li> <li>○展地で農業用施設の検別に提供な産業施設(英語旧事業費国補制の)の管定措置に関する法則・管室法に差 2字後旧</li> <li>○ 活度、計算・2分後回</li> <li>○ 「展売業業・3分額が開業を削り財政援助等に関する法律」(激差法)による日車補助が上来さされる制度の利用</li> <li>○ 「原見漁業災害が終労別措置条例(災害条卵)」が適用地域は、農業経営の安定に必要な資金(農漁業災害が維押財制置条例度を全からしたいる</li> <li>○マーニアルの中で農林企業者に対する支援から世置づけ</li> <li>○通信の支援策として資金制度等を用きた。災害財策に対応する</li> <li>○ 中小企業を必定、商工制を中央金組、農師等による資付制度の普及</li> <li>○ 農作物・需要施設によける最大の事金を表現し、災害財害に対応する</li> <li>○ 中小企業金税金、商工制を設定する大部の主めた「農業技術支援等情報を表現において検討する。</li> <li>○ 展介が解決して経済を設定は対する最大変を必要が構造、投資を対策を表現した場所であるとめた「農業技術支援等情報を表現を認定はより高数実力の表別を実施を表現を表現して経済を設定した。</li> <li>○ 展介・主が入り、農産財地区を特定上を支援金制度の整備</li> <li>② 実営対策策として、規制を変した。支援金制度の整備</li> <li>○ 実営対策を設による機能のよりを表現した。</li> <li>○ 実営が常度を設定とは、対策を発した、支援金制度の整備</li> <li>○ 実営が常を設定した。</li> <li>○ 実営が常を設定した。</li> <li>○ 実施を配定した。</li> <li>○ まため作をの設定した。</li> <li>○ はためがをの設定した。</li> <li>○ はためが表した。</li> <li>○ はためが表した。</li> <li>○ はためが表した。</li> <li>○ はためが表した。</li> <li>○ の業の対策を関立と、支援を全のを対した。</li> <li>○ の業の対策を関立と、支援を全を経済制度による、災害者制・脱資枠の確保等を国に要請を設定を持定の設定を持定を持定を持定を認定した。</li> <li>○ の業の対策と対定と、対応、とを持定を制度を持定を持定を持定を関係を発展された。</li> <li>○ の業の対策を関立と、対応、と、対応、大き、対応を指し、企業や大学期の共同研究などを学を表したって、が実施を設定を対した。</li> <li>○ の業の対策を関立と、対応、大き、対応を促進した。</li> <li>○ の業のを表したる。</li> <li>○ の業のと、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請
30.無水布素 の検討		○経営相談窓口の設置
の特計		○中小企業者を対象とした融資及び利子補給制度を整備(設備資金、運転資金)
<ul> <li>の検討</li> <li>の集らの規模に応じた実生対策容配とよる再建支援</li> <li>の間係機関の協力の下、制度資金の条件総和及び所用資産の確保並びに円滑心融資の実施漁業環係の高速ので開始を対して関する法律」(暫定法)に基づ後間)</li> <li>の展域や展業用施設の被政は「農林/産業が施設、普包旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(暫定法)に基づ後間)</li> <li>の「廣度災害、対数するための特別の財政援助等に関する法律」(繁建法)による国庫補助が上乗せされる制度の利用。</li> <li>の展別業業と素対策特別措置金額度(災害金利)が適用地域は、農業経営の安定に必要な資金(農漁業災害対策特別措置金額度金)を仮対する支援の代料で融通の被災機を選挙と対策特別措置金額度金利(災害金利)が適用地域は、農業経営の安定に必要な資金(農漁業災害対策特別措置金額度金)を仮対する支援へ関係とよりでは、企業の支援機として資金和理等を用意し、実事情に必要な対策を支援をしているの場合、の場合、対策をして直接を開始を対しました。企業の実施として重な、関係等による情報の実施とないまた。自然実践主情である情報を対しませば、技術支援の主なが設定による意業者の自立保証を持た支援金制度の整備を対したとしているの最終の実施はよる意業者の自立保証制度の整備・おかまの保険料の利期の金額を受け、の場合の実施が開始の金額を受け、の場合の保護を対して、企業が表別の金額を対して、企業が表別の金額を対して、企業が表別の金額を対して、企業が実施をして、金額を持定した。とは、大きな会制度の整備と対し、大きな会制度の整備と対し、企業を対策をして、金額を対し、企業を対策をして、金額を対し、企業を設定して、金額を対し、企業を発し、企業を設定して、金額を対し、企業を発し、企業をとは、で、実主等を必要を対し、の中企業金額に用保険企かの特別性に、皮膚系を連携し、この、ともなが表別の金額を対し、企業と対策を含める企業とは、で、実主等を必要を対し、ののののでので、企業と対する支援に関する資金の機関による、実情が別離資枠の確保等を付し、要素の表別により、マル・企業を対し、企業とは対するととしているの経営・ののよりに対して、ののよりに対し、ののは、対し、ののは、対し、ののは、対し、ののは、対し、ののは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、</li></ul>	31)農林水産業	○復旧事業、共済、融資制度等
○関係機関の協力の下、制度等金の条件総和及び所用資本の確保能力以上門お心窟空の実施漁業期斜 ○農地や農業用施設が散災に農林水産業施設災害復旧事業費刊率補助の暫定措置に関する法律 (管定法)に基づき復旧 ○「護康災害、対処するための特別の財政援助等に関する法律(懲責法)による国庫輔助が上乗せされる制度の利用 ○「県漁業災害対策特別措置条例(災害条例)が適用地域よ、農業経営の安定に必要な資金(農漁業災害対策特別措置条例変金)を低利で融通 ○被災農林漁業者への技術指導 ○震災対策復興マニェアル(復興施策箱)において検討することしている ○マニュアルの中で「農林な産業者に対する支援しを置づけ ○通常の支援策として資金制度等を用意し、災害時にも対応する ・中小企業金配が事業、農性物態等対策事業 ○普及指導員による被災農作物の復旧支援し接づ支援 ○既利の融資制度(利予補給)の制服 ○農業災害補償法に基づく農業共済金の支払い ○農作物や農業経験で利予補給の制服 ○農業災害補償法に基づく農業共済金の支払い ○農作物や農業経験では対して対して提供 ・対して対して提供 ・対して対して対して対して、対し、・対して検討することとしている ○発生が実施による漁業者の自己会社が対した。 ・対して対して対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し	の再建支援策	○地域防災計画にて計画
の農地や農業用施設の被別は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」 (管定法)に基づき復旧   「腐産災害」は対かするための特別の別域援助等に関する法律」(激善法)による国庫補助が上乗せされる制度の利用   「原産業業に当対策特別措置条例(災害条例)が適用地域は、農業経営の安定に必要な資金(農漁業災害対策特別措置条例(災害条例)が適用地域は、農業経営の安定に必要な資金(農漁業災害対策特別措置条例(災害条例)が適用地域は、農業経営の安定に必要な資金(農漁業災害対策特別措置条例(災害条例)が適用地域は、農業経営の安定に必要な資金(農漁業災害対策特別措置条例(災害条例)が適用地域は、農業経営の安定に必要な資金(農漁業災害対策的財産の場合としている)のよっエアルの中で「農林水産業者に対する支援」を位置づけ、   の事かっ支援をして資金制度を発用されて発達、日本の地域では、日本の単位の連携を表して、日本の単位の主義とは、日本の単位の主義とは、日本の単位の主義とは、日本の単位の主義といる機能に基、大農業財産の支払い。  農土物や民農業施設に対する自然災害や力を対した対して提供。  の最当の総管制度(利下補給)の創設   の長業災害補償法に基、大農業財産のの制度   の長海外業務として選集を対象の支払い。  の農・農業施資に対するととしている。  設計・大きい・農・株井田水を特定した支援金制度の整備   の実当対策後限をコラアル (復興施業額において検討するととしている)の場では、日本の主義と対策を制度の音を対し、日本の主義と対策を関いて、日本の制度融資によいて、実等策略対策が関いので用を、常然と、中小企業信用保険はの特別措置、政府系金融機関による災害特別機管枠の確保等を固に要請   の本の主義をの解除し信用保証による検集中が金ととして、日本等に対するよりに、で、主、主、対策を関います。と対策を関いまするととして、日本業を機等に対するより、日本に対策をの制度と関いまするととして、日本業に対する支援・日本に対策をの制度、日本業を関いますると、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、	の検討	○災害の規模に応じた災害対策資金による再建支援
(物产法)に基づき信目		○関係機関の協力の下、制度資金の条件緩和及び所用資産の確保並びに円滑な融資の実施(漁業関係)
○「読金送出に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(厳起法)による国庫補助が上乗せされる制度の利用   ○「現農漁業災害対策特別措置条例(災害条例)」が適用地域は、農業経営の安定に必要な資金(農漁業災害対策特別措置条例(災害水便) (以害計を持ちたとしている) (以実) (と、大学的は (と、大学的な) (と、大学のな) (と、		○農地や農業用施設の被災は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」
名制使の利用   「県農漁業災害対策特別措置条例(災害条例)」が適用地減は、農業経営の安定に必要な資金(農漁業災害対策特別措置条例資金を低利で随価   破災異株領集件、つまが指導   ○ でユニアルの中で「農林水産業者に対する支援」を位置づけ   ○ 通常の支援後にして資金制度等を用意し、災害時にも対応する   ○ 中小企業を確認は、南工設合中央金庫、農路等による後付制度の普及   ○ 貴代物等災害%急対策事業、農性物疾害対策事業   ○ 音及排導による液災無料のの制設   ○ 農作物や患性素性の一般では、後、食業主活のの支援が、(長利・利益・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・		(暫定法)に基づき復旧
○「県無漁業災害対策特別財置条例的(災害条例) が適用地域は、農業経営の安定に必要な資金(農漁業 災害対策特別財置後例資金を低利で能過 ○ 破災異林魚業者への技術指導 ○ 震災対策復興マニュアル(復興施業編)において検討することしている ○マニュアルの中で「農林体産業者に対する支援)を位置づけ ○通常の支援策として資金制度等を用意し、災害時にも対応する ○中小企業発施公底、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及 ○卑化神薬によう破災無付物ので間と検(技術支援) ○ 低利の融資制度(利下補給)の創設 ○ 低利の融資制度(利下補給)の創設 ○ 機等災害権所法に基づ人農業、持衛金の支払い ○農作物や農業施証に対する自然災害の木然坊止技術や事後対策を取りまとめた「農業技術支援室情報と市町計や利品に対して超低 ○ 台風等の災害による漁業者の自己負担割合を締らすための保険料の補助 ○ 波書が大きい農油村地区を特定した支援金制度の整備 ○ 災害対策発急対策等は ○ の実施を融行地区を特定した支援金制度の整備 ○ 災害対策が急力と特別を配合し、同じ、対して、日本の大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		○「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(激甚法)による国庫補助が上乗せされ
<ul> <li>・ 当対策や別用電条例度 会と低利で能通         <ul> <li>・ 後災農林漁業者への技術指導             <ul> <li>・ 夜災財策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>・ マニュアルの中で「農林水産業者に対する支援を位置づけ</li> <li>・ 回端の支援策として資金制度等を用度し、災害呼よし対する</li> <li>・ 中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及</li> <li>・ 一申・中企業金融公庫、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及</li> <li>・ 一申・中企業金融公庫、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及</li> <li>・ 一申・申・申・申・申・申・申・申・申・申・申・申・申・申・申・申・申・申・申</li></ul></li></ul></li></ul>		
一次災害林危業者への技術指導		
○震災対策復興マニッアハ (復興施策編)において検討するととしている ○マニュアルの中で「農林水産業者に対する支援と位置でおす ○連席の支援策として資金制度等を用怠し、災害時にも対応する ○中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及 ○農作物等災害緊急対策事業、農作物残害対策事業 ○普及指導による接及患作物の復旧皮援(技術支援) ○低利の融資制度(科子構給)の創設 ○農業災害補償法に基・交農業共済金の支払い ○農作物や農業施設に対する自然災事の木然防止技術や事後対策を取りまとめた「農業技術支援室情報と市町村や引んに対して提供 ○台風等の災害による海薬者の自己負担割合を減らすための保険料の補助 ○被害が大きい農漁村地区を特定した支援金制度の整備 ○高、受災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討するととしている ○通常業務として風評被害防止や誇客促患活動を実施 ○中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、農協等による資付制度の普及 ○県営産業別地の一時技用、バトラーサ・ヴィス(現南工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる)制度融資において災害等緊急対策中、1,000億円を常設化 ○中小企業間用保験法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○主に公的資金の融資と目用保証しよる被災中外企業者、被災無林漁業開係者の救済援助 ○経営相談窓口の設置  33)新分野進 出・事業・漁・会でスースール(復興施策編)において検討することとしている ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・対の資金の融資に対いて災害等緊急対策中、1,000億円の常設化 ○空さ店舗やハマホマイ・コオノス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業配資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○本が別が、対域で関サニコート・1オフス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業配資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○本が別が、対域で関サニコート・1オフス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業信用保険法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ●経営相談窓口の設置 ○県内中ル企業経管制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○本・サリア相談・城職支援講際 ○中小企業信用保険法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ●機度融資の検討 ○農政策保険率・コアル(復興施策編)において検討することとしている ・制度融資をである「新事業チャレンジ資金」で対応・全等と関係を全国と要請 ・製造家の参考・対域化の変に対応といき計画の定く復興・対策を実施していた。 ・場に表現・一体の企業者を対象した金融技規と、経営相談窓口の設置 ・場内を実施を企業基際の検討・のがの情報といいで優別で発売の意味といいで選問・中が企業者を対すしのの億円の常設化 ・中小企業者の検討・のでの対すを実施 ・現実が成場では、対すな必要が、対すを実施 ・関係の検討・のでの対すを実施 ・関係の検討・対域に対することとしている ・場に表対でを対すを表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を		
□ マニュアルの中で「農林、産業者に対する支息」を心置づけ □ 通常の支援策として資金制度等を用意し、災害率にも対応する □ 中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、農協等による資け制度の普及 □ 農作物等災害緊急対策事業、農作物疾害対策事業 □ 普及指導員による被災農作物の復旧支援(技術支援) □ 農人物・受害を対象とした人民党・大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大		
○通常の支援策として資金制度等を用意し、災害時にも対応する ○中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及 ○農性物等で実常気が対策事業、農性物疾害対策事業 ○普及指導員による被災農作物の復旧支援(技術支援) ○低利の融資制度(利子補給)の創設 ○農業災害補償法に基づ、農業共済金の支払い ○農作物や農業施設に対する自然災害の未然が止技術や事後対策を取りまとめた「農業技術支援室情報」を市門中やJAに対して提供 ○台風等の災害による漁業者の自己負担割合を減らすための保険料の補助 ○被害が大きい農漁村地区を特定した支援金制度の整備  ②232観光業の再 建支援策の検討 ・ 「農業技術では、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及 ・ 「農業技術では、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及 ・ 「県産産拠市地の一等使用、パトラーサークス(県南工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる)・制度競害において災害等緊急が策仲」のの億円を常設化 ・ 中小企業治用保険法の特別・パトラーサークスへ(県南工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる)・制度競害において災害等緊急が策仲」のの億円を常設化 ・ 中小企業信用保験法の特別構造。政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請・ 主に公的資金の融資と信用保証による被災中小企業者、被災農林漁業場係者の救済援助 ・ 当に公的資金の融資と信用保証による被災中小企業者、被災農林漁業場係者の救済援助 ・ 当に公的資金の融資と信用保証による被災中の企業者、被災農林漁業場係者の救済援助 ・ 当に公的資金の融資を信用保証による被災中の企業者、被災農林漁業場所者の救済援助・ 日本金融資金融・原営企業・対する支援に関する資金融資制度 ・ つずっ企業経済資金の教徒・関立の変と情報の記しまな提供 ・ 中小企業経済資金の設置・対する定金融資制度 ・ の学と対策を関しておる「新事業チャレンジ資金」で対応 ・ キャリア相談・軌職支援講整 ・ 関東神中心企業者を制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ・ キャリア相談・軌職支援講整 ・ 同味の発売・イキュベート・オアイで検討・おるで検験関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・ 「農産・産業経済を対策を対し、のの億円の常設化 ・ 中小企業信用保険法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・ を選出の機会と対した金融を関助によいて検討するととしている ・ 物理を確認する企業信用保険法の特別措置、政府系金融機関によいて検討することとしている ・ 物理を確認する企業信用保険法の対別情報、政府系金融機関によいて検討することとしている ・ のづくの産業の高内が価値化を図る学術研究都が企業が関し、企業や大学間の共同研究など産学連携 により、中小企業・高内が傾着に、政策を制造しており、主部は、に対し、中が表述の対別に対して検討することとしている ・ のづい企業・対しのの億円の常設と、大学で検討することとしている ・ のづい企業・対しののの億円の常設と、大学で検討することとしている ・ のづい企業・対しののの億円の常設と、大学で検討・対しのののでは対しののでは対しののでは対しののでは対して、対しののでは対しなが対しののでは対しののでは対しないるではないるでは対しないるでは対しないるではないるではないるではないるではないるではないるではないるではないるでは		
□ 中小企業金盤之庫、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及 □ 農作物等災害緊急対策事業、農作物残害対策事業 □ 音及情報算による被災農作物の復日女援(技術支援) □ 低利の融資制度(利子補給)の創設 □ 農業災害補償試に基・ソー農業上済金の支払い □ 農作物等災害所会が出てる自然災害の未然坊止技術や事後対策を取りまとめた「農業技術支援室情報」を市団村やJAに対して提供 □ 合風等の災害による漁業者の自己負担割合を減らすための保険料の補助 □ 被害が入たい、農熱村地区を特定した支援金制度の整備  32)観光業の再達支援策の検討		
○農仔物等災害緊急対策事業。農作物残害対策事業 ○普及指導員に大き被災農作物の復旧支援(技術支援) ○展東災害補償法に基づく農業共済金の支払い ○農作物や農産制度(利ト市) 仲利公人式社で提供 ○台風等の災害による流業者の自己負担割合を減らすための保険料の補助 ○被害が大き、農漁村地区を特定した支援金制度の整備 32)観光業の再 建支援策の検討 計  ②災害対策党急融資 ○実営対策党急融資 ○実営対策党急融資 ○関連主義・商工組合中央金庫、農協等による役付制度の普及 ○県営産業団地の一時使用、バトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ・制度融資において災害等緊急対策枠」(000億円を常設化 ・中小企業信用保験法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を固に要請 ③主は公的資金の融資と信用保証による被災中小企業者、被災農林漁業関係者の救済援助 ・経営相談窓口の設置  33)新分野進 市・事業転換 等に対する支援策の検討 ・対・事業転換 等に対する支援策の検討 ・利の企業信用保験法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を固に要請 ・当などの検討 ・対・事業を登金の斡旋、県営産業団地の一時使用、バトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ・新が野塩出・事業転換等に対する支援としてしている ・中小企業信用保験法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を固に要請 ・経営相談窓口の設置 ・別の事業を角化を支援する融資制度 ・利の手能といて災害等緊急対策枠」(000億円の常設化 ・空告店館やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供 ・中小企業信用保験法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を固に要請 ・経営相談窓口の設置 ・中小企業の事業を角化を支援と支援と対している ・利の企業の事業を角化を支援と対している ・利の検討・クトルーの企業の事業を対策を加いを選問 ・中小企業信用保験法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を固に要請 ・海液を指計 ・中小企業信用保験法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を固に要請 ・対の検討・クトルーの企業の検討・と対した金融表別、経済自動で産業としている ・・対の検討・クトルーのでで表別・といて必要が表別を支援とないましている。・・対の機関・よび、実持り融資枠の確保等を固に要請 ・対の検討・クトルーので表別・といて必要がの検討・といて必要が表別を支援とないましている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○普及指導員による被災患性物の復田支援(技術支援) ○低利の融資制度(利丁補給)の創設 ○農業疾害補偿法に基づく農業共済金の支払い ○農作物や農業施設に対ける自然災害の未然が止技術や事後対策を取りまとめた「農業技術支援室情報)と市町村やJAに対して提供 ○台風等の災害による漁業者の自己負担割合を減らすための保険料の補助 ○被害が大きい農漁村地区を特定した支援金制度の整備 ②実等対策発急融資 ○費災者按復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○通常業務として風評被害防止や誇客促働活動を実施 ○中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、農協等による資付制度の普及 ○県営産業団地の一時使用、バトラーサーヴィス(県南工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円を常設化 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関によび、実特別融資枠の確保等を固に要請 ○主に公的資金の融資と信用保証による被災中小企業者、被災農林漁業関係者の救済援助 ○経営相談窓口の設置 ○のモニアルの中で「新分野進出、事業転換等への支援」を位置づけ マニュアルの中で「新分野進出、事業転換等への支援」を位置づけ ・マニュアルの中で「新分野進出、事業転換等への支援」を位置づけ ・マニュアルの中で「新分野進出、事業を決等への支援」を位置づけ ・オ制制、相談にのる) ○新分野進出・事業を換等に対する支援に関する資金融資制度 ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業配資用保険法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・経営制験窓口の設置 ○県内中小企業融資間を移り開度を設けている ・経済において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○中小企業の計算の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・経営制験窓口の設置 ○県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○本・サイン・企業の等例が開催、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・経済に企業の業が対策を関いを設けている ・中小企業の情別に対し、の様の経験による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・経済に企業の事が対応と適いの億円の常設化 ○中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○申に必要・事務の金等・対称にた計画的な復興計画の策定 (東内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○ものづくの産業の前付加価値化を図る学術所外部市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中、対策に関連計画の策定		
○低利の融資制度(利)子補給)の創設 ○農業災害補償法に基づく農業共済金の支払い ○農生物や農業施設に対する自然災害の未然が加土技術や事後対策を取りまとめた「農業技術支援室情報」を市町村やJAに対して提供 ○台風等の災害による漁業者の自己負担割合を減らすための保険料の補助 ○被害が夫きい農漁村地区を特定した支援金制度の整備  32)観光業の再 建支援策の検 討 の要災事策を急融合 で要災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○通常業務として風評被書防止や誘客促患活動を実施 ○中小企業倉用保険法が特別構置。政所系金融機関による貸付制度の普及 ○県営産業団地の一時使用、パトラーサーヴィス(県南工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円を常設化 ○中小企業経力産の設置 ○マニュアルの中で「新分野進出、事業転換等への支援」を位置づけ ※に対する支援策の検討 ※に対する支援・関連によいて災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○マニュアルの中で「新分野進出、事業転換等への支援」を位置づけ ・中小企業経費資金の斡旋、県営産業団地の一時使用、パトラーサーヴィス(県南工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ○新分野(進出・事業未換等に対する支援に関する資金融資制度 ・おいて災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○空も店舗やインキュペートオフィな等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業経資剤をの設置 ○県内中小企業経資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援諸座 ○中小企業経資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援諸座 ○中小企業経資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援諸座 ○中小企業経資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援諸座 ○中小企業経資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援諸座 ○中小企業経資制度ではおいて災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○学は海影を日に要請 ○経営相談窓口の設置 ○中小企業経済解析が開発を国に要請 ・対・企業を関係しいて災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○中小企業経済解析が開発を国において終まが発展を回の設置 ○中小企業経済解析が開発を回の設置 ○中小企業経済解析が開発を回の設置 ○中の企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○もので気の産業の高行が開始になるでが研究が高さ整備、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中外数元を選をの発送の等が研究が高さを関へ、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中外数元を関心、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中外数元を関心、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中が対しが対策を回り、関係に対して検討することとしている ○地元課金の解析が対策を回り、対しな必要に対して検討することとしている ○地元課金の解析が表して発売することとしている ○地元課金の解析が対して検討することとしている ○単位は、企業や大学間の共同研究など産学を関係を回り、企業を対しののでに対して対し、企業を対し、ののでは対しなが対策を対し、ののでは対しなが対しな対し、ののでは対しなが対し、ののでは対しなが対し、ののでは対しなが対し、ののでは対しなが対し、ののでは対しなが対し、ののでは対しなが対し、ののでは対しなが対し、ののでは対しなが対し、ののでは対しなが対しなが対し、ののでは対しなが対しなが対し、ののでは対しなが対しなが対しなが対しなが対しなが対しなが対しなが対しなが対しなが対しなが		
○農業災害補償法に基づく農業共済金の支払い ○農性物や農業施設に対する自然災害の未然防止技術や事後対策を取りまとめた「農業技術支援室情報した可いせつAICはして提供 ○台風等の災害による漁業者の自己負担割合を減らすための保険料の補助 ○災害が実際急融資 建支援策の検討  ②災害対策免融資 ○受災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○通常業務として風評被害防止や誘客促進活動を実施 ○中小企業金融企庫、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及 ○県営産業団地の一時使用、パトラーサーグス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ○開恵融資において災害等緊急対策枠1,000億円を常設化 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を目に要請 ○主に公的資金の融資と信用保証による被災中小企業者、被災農林漁業関係者の救済援助 ○経営相談窓口の設置 ○契ジ対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で「新分野塩出、事業転換等への支援」を位置づけ ○中小企業融資資金の斡旋、県営産業団地の一時使用、パトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ○新分野が出い事業転換等に対する支援に関する資金融資制度 ○相度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速が提供 ○中小企業融資間度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○中小企業配資間度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○中小企業配資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている ・経や都市計 ・福度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている ・経・利用・企業を関制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○中小企業配資制度では、定して対応 ○中小企業配資制度では、定して対応 ○中小企業制度がよいて災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○中小企業の事業多角化を支援する配う機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・海脱入研究と企業と認い改変に対応した計画的な復興計画の策定 ○中小企業信保険法のが分別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・海にと産業 復興策の検討、対域、定の事とが取ります。と離し、企業や大学間の共同研究など産学連携 により、中小製造業の競争力強化を支援した金融支援、経営相談窓口の設置 ○ものずなの産業の前が加価値化を図を予めが高き整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携 により、中が製造業の競りが対を関している。 ○地で選挙の解りが対すを実施、企業や大学間の共同研究など産学連携 により、中が設定の確しが対すを実施、企業や大学間の共同研究など産学連携 により、中が設定の研りが対すを実施、企業や大学間の共同研究など産学連携 により、中が設定の研りが対すを実施、企業や大学間の共同研究など産学連携		
<ul> <li>農作物や農業施設に対する自然災害の未然防止技術や事後対策を取りまとめた「農業技術支援室情報と市町村やJAに対して提供 つ台風等の災害による漁業者の自己負担割合を減らすための保険料の補助 一般害が大きい農漁村地区を特定した支援金制度の整備 </li> <li>32)観光業の再 建支援策の検 計         (災害対策緊急融資</li></ul>		
親」を市町村やJAに対して提供		
○台風等の災害による漁業者の自己負担割合を減らすための保険料の補助 ○被書が大きい農漁村地区を特定した支援金制度の整備  32)観光業の再 建支援策の検 討 の		
○被害が大きい農漁村地区を特定した支援金制度の整備  ②※書対策緊急融資 建支援策の検 計 の策ま対策緊急融資 の震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○通常業務として風評被害防止や誘客促進活動を実施 ○中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及 ○県営産業団地の一時使用、パトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円を常設化 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○主に公的資金の融資と信用保証による被災中小企業者、被災農林漁業関係者の救済援助 ○経営相談窓口の設置  ③震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニアルの中で「新分野造出、事業転換等への支援」を位置づけ ○中小企業融資資金の斡旋、県営産業団地の一時使用、パトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ・新分野進出・事業転換等に対する支援に関する資金融資制度 ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○県内中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ●東次都市計画との連携を 考慮した産業 の果ソ対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○中小企業の制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ・キャリア相談・就職支援講座 ・中小企業の設策を関すニコアル(復興施策編)において検討することとしている ・制度融資において災害等等急対策枠1,000億円の常設化 ・中小企業信用保険法の特別特置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・都市構造や企業基盤の改変に対応した計画的な信興計画の策定 ・県内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ・ものづくり産業の高付加価値化を図る学体研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の高付加価値化を図る学体研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中外製造業の高付加価値化を図る学体研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中央制定率の対しなりまと実施ので検討することとしている ・農災別権の検討・方法とと記念の発力を発信と支援し次世代産業の創出・育成を促進 ・地元調達の呼びかりする実施 ・機り地に設ける生産が研究が都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中央制定を開発を開発を開始されて検討することとしている ・農災の検討・「機関・大会・大会・機関・大会・大会・機関・大会・機関・大会・機関・大会・大会・機関・大会・大会・機関・大会・機関・大会・機関・大会・大会・大会・機関・大会・大会・大会・大会・対域・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・		
②大学   一次書   一次   一次		
建支援策の検討	20)短火光の玉	
□ 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回		
○中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、農協等による貸付制度の普及 ○県営産業団地の一時使用、バトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円を常設化 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○主に公的資金の融資と信用保証による被災中小企業者、被災農林漁業関係者の救済援助 ○経営相談窓口の設置 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○一元の中で「新分野進出、事業転換等への支援」を位置づけ ○中小企業融資資金の斡旋、県営産業団地の一時使用、バトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ○新分野進出・事業転換等に対する支援に関する資金融資制度 ○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○経営相談窓口の設置 ○県内中小企業配資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援護廃理 ○中小企業の設置(○場内中小企業の教育制度を設けている) 34)産業構造の 転換や都市計 画との連携を 考慮した産援 ○甲小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている 34)産業構造の を換や都市計 画との連携を 考慮した産業の自住を支援する融資制度を設けている ○農災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○中小企業の情別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・衛市構造や産業基盤の改変に対応した計画の策定 ○県内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○ものづくり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の競争力強化を支援、次世代産業の創出・育成を促進 ・農災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・農災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・農災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・農災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・農災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・農災対策復興マニュアル(複興施策編)において検討することとしている ・農災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・農が財助でが対けを実施・機関であるに対して検討することとしている ・農災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・農災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・農が財助でが対けを開発している。・農協・対策を関するに対している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 10-4-7	
□県営産業団地の一時使用、バトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円を常設化 ○中小企業信用保験法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○主に公的資金の融資と信用保証による被災中小企業者、被災農林漁業関係者の救済援助 ②経営相談窓口の設置 ③震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で「新分野進出、事業転換等への支援」を位置づけ ○中小企業融資資金の斡旋、県営産業団地の一時使用、バトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ○新分野進出・事業転換等に対する支援に関する資金融資制度 ○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○経営相談窓口の設置 ○県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・財職支援講座 ○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている 34)産業構造の ・対策の検討・対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 □自との連携を ・中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・ 一本業信用保険法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・ 一本業信用保険法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・ 一本ので、対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・ リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	μΊ	
○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円を常設化 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○主に公的資金の融資と信用保証による被災中小企業者、被災農林漁業関係者の救済援助 ○経営相談窓口の設置 33)新分野進 出・事業転換 等に対する支援策の検討 「中小企業融資資金の斡旋、県営産業団地の一時使用、バトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) 「新分野進出・事業転換等に対する支援に関する資金融資制度 「制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 「空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供 「中小企業配資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 「全・セリア相談・裁職支援講座」 「県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 「キャリア相談・裁職支援講座」 「県内中小企業を動用とである「新事業チャレンジ資金」で対応 「キャリア相談・裁職支援講座」 「中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 「経営相談窓口の設置」 「県内中小企業を動き、裁職支援講座」 「中小企業信用保険法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 「農災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている 「制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 「中小企業信用保険法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 「農災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている 「場内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置」 「ものづくり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 「表別対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている 「地元調達の解りがける実施」で扱いで表別がよります。「被災地における生活と需品や食料品等は、県内事業所から調達		
○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○主に公的資金の融資と信用保証による被災中小企業者、被災農林漁業関係者の救済援助 ○経営相談窓口の設置 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で「新分野進出、事業転換等への支援」を位置づけ マニュアルの中で「新分野進出、事業転換等への支援」を位置づけ マニュアルの中で「新分野進出、事業転換等への支援」を位置づけ マニュアルの中で「新分野進出、事業転換等に対する支援に関する資金融資制度 ○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○経営相談窓口の設置 ○県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援講座 ○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている 34)産業構造の 書換や都市計 画との連携を 考慮した産業 復興策の検討 ○都市構造や産業基盤の改変に対応した計画的な復興計画の策定 ○県内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○ものづくり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○農のが変中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○ものづくり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○地元調達の呼びがけを実施 の地元還元 策の検討		
○主に公的資金の融資と信用保証による被災中小企業者、被災農林漁業関係者の救済援助 ○経営相談窓口の設置 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で「新分野進出、事業主換等への支援」を位置づけ ・中小企業融資資金の斡旋、県営産業団地の一時使用、バトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ○新分野進出・事業主換等に対する支援に関する資金融資制度 ○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○経営相談窓口の設置 ○県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就施支援講座 ○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている ・報後や都市計 画との連携を 考慮した産業 復興策の検討 ○概災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○中小企業信用保険法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ・制度融資において後事が研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携 により、中小製造業の競争力強化を支援した世代産業の創出・育成を促進 ・震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・地元調達の呼びかけを実施 ・環災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・地元調産の呼びかけを実施		
②経営相談窓口の設置  ③震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で「新分野進出、事業転換等への支援」を位置づけ ○中小企業融資資金の斡旋、県営産業団地の一時使用、バトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) ○新分野進出・事業転換等に対する支援に関する資金融資制度 ○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○経営相談窓口の設置 ○県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援講座 ○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・転換や都市計 画との連携を考慮した産業 復興策の検討 ○県内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○ものづくり産業の新りが開置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○都市構造や産業基盤の改変に対応した計画的な復興計画の策定 ○県内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○ものづくり産業の請付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○地元調達の呼びかけを実施 ・で災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○地元調達の呼びかけを実施 ・被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達		
33)新分野進出・事業転換等に対する支援。第2、対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている マニュアルの中で「新分野進出、事業転換等への支援」を位置づけ ・中小企業融資資金の斡旋、県営産業団地の一時使用、バトラーサーヴィス(県商工部職員が被災企業を訪問し、相談にのる) 新分野進出・事業転換等に対する支援に関する資金融資制度 ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ・空き店舗やインキュベート・オフィス等の空き情報の迅速な提供 ・中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請・経済相談窓口の設置 ・県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応・キャリア相談・就職支援講座・中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている ・科学ア相談・就職支援講座・中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている ・特後で都市計画との連携を考慮した産業(の関係を表現して、会産業の連携を表慮した産業(の関係の検討・ので、会産業の高行が開業を表現して、会産業の関係では、ので、会産の関係を表現計画的で、会産業の関係において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化・中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請・おいて炎害等緊急対策枠1,000億円の常設化・中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請・おいて炎者を対策枠1,000億円の常設化・中小企業信用保険法の特別措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請・おいて炎者を対策を関係で、会産業の対策を関係で、会産業の対策を関係で、会産等を関係で、会産等を関係で、会産等を関係で、会業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進・受験対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている・地元調達の呼びかけを実施・被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達		
出事業転換等に対する支援策の検討	33)新分野進	
等に対する支援策の検討		
○新分野進出・事業転換等に対する支援に関する資金融資制度 ○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○経営相談窓口の設置 ○県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援講座 ○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている 34)産業構造の 転換や都市計 画との連携を 考慮した産業 復興策の検討 ○衛バ教育・選生盤の改変に対応した計画的な復興計画の策定 ○県内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○ものづくり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 35)産業復興需 要の地元還元 策の検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・場により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 35)産業復興需 の震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・地元調達の呼びかけを実施 ・被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達	等に対する支	
○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○経営相談窓口の設置 ○県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援講座 ○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている 34)産業構造の ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ・制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 画との連携を 考慮した産業 (週期策の検討 ○相応を産業基盤の改変に対応した計画的な復興計画の策定 ○県内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○ものづくり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 35)産業復興需 要の地元還元 策の検討 ○被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達	援策の検討	
○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○経営相談窓口の設置 ○県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援講座 ○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている 34)産業構造の 転換や都市計 画との連携を 考慮した産業 復興策の検討 ○常び、中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○都市構造や産業基盤の改変に対応した計画的な復興計画の策定 ○県内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○ものづくり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 35)産業復興需 要の地元還元 策の検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○地元調達の呼びかけを実施 ○被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達		○新分野進出・事業転換等に対する支援に関する資金融資制度
○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○経営相談窓口の設置 ○県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援講座 ○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている 34)産業構造の 転換や都市計 画との連携を 考慮した産業 (関東の検討 の中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 のおっぱり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携 により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 の長災対策復興マニュアル (復興施策編) において検討することとしている の地元還元 (世元調達の呼びかけを実施) の被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達		○制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化
○経営相談窓口の設置 ○県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 ○キャリア相談・就職支援講座 ○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている 34)産業構造の 転換や都市計 画との連携を 考慮した産業 復興策の検討 ○常いて災害等緊急対策枠1,000億円の常設化 ○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○都市構造や産業基盤の改変に対応した計画的な復興計画の策定 ○県内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○ものづくり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 35)産業復興需 要の地元還元 策の検討 ○被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達		○空き店舗やインキュベートオフィス等の空き情報の迅速な提供
□県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応 □キャリア相談・就職支援講座 □中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている 34)産業構造の 転換や都市計 □との連携を 考慮した産業 復興策の検討 □とのがり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携 により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 35)産業復興需 要の地元還元 策の検討 □被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達		○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請
○キャリア相談・就職支援講座 ○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている 34)産業構造の 転換や都市計 画との連携を 考慮した産業 復興策の検討 ○開大のでは、中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請 ○都市構造や産業基盤の改変に対応した計画的な復興計画の策定 ○開大のでは、中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置 ○ものづくり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 35)産業復興需 要の地元還元 策の検討 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○地元調達の呼びかけを実施 ○被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達		○経営相談窓口の設置
○中小企業の事業多角化を支援する融資制度を設けている 34)産業構造の 一震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている 転換や都市計画との連携を 考慮した産業 復興策の検討 ○開大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		○県内中小企業融資制度である「新事業チャレンジ資金」で対応
34)産業構造の		○キャリア相談・就職支援講座
転換や都市計 □との連携を   考慮した産業   復興策の検討   ②制度融資において災害等緊急対策枠1,000億円の常設化   ③中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請   ③都市構造や産業基盤の改変に対応した計画的な復興計画の策定   ③県内被災中小企業者を対象とした金融支援、経営相談窓口の設置   ③ものづくり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携   により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進   ③意災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている   ③地元還元   策の検討   ③被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達		
画との連携を 考慮した産業 復興策の検討 るので、り産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携 により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 35)産業復興需 要の地元還元 策の検討		
考慮した産業		
復興策の検討		
○ものづくり産業の高付加価値化を図る学術研究都市を整備し、企業や大学間の共同研究など産学連携により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 35)産業復興需 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○地元調産の呼びかけを実施 ○被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達		
により、中小製造業の競争力強化を支援し次世代産業の創出・育成を促進 35)産業復興需 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている 要の地元還元 ○地元調達の呼びかけを実施 策の検討 ○被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達	復興策の検討	
35)産業復興需 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編) において検討することとしている 要の地元還元 ○地元調達の呼びかけを実施 策の検討 ○被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達		
要の地元還元 〇地元調達の呼びかけを実施 策の検討 ○被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達	0 =) <del></del>	
策の検討  ○被災地における生活必需品や食料品等は、県内事業所から調達		
○ 刑及触貨にわいて灭告寺祭志刈東倅1,000億円の吊設化	東の検討	
		○ 制度歴頃にわいて灭昔寺祭志刃東俘1,000億円の吊設化

	○中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請
	○都市構造や産業基盤の改変に対応した計画的な復興計画の策定
36)雇用の維	○地域防災計画にて計画
持·再就職促	○公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに被災休職者の雇用を促進するための具体
進策の検討	的な措置を定めている
	○再就職を支援するため雇用対策本部を設置
	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
	○マニュアルの中で「雇用の維持」及び「離職者の再就職促進策の支援」を位置づけ
	○巡回労働相談所の設置や就職面接会の開催による再就職の促進
	○雇用維持のための助成金制度、被災事業所への雇用維持要請活動を規定
	○国(職業安定所)、県(労働福祉事務所)及び地域の経済団体等と連携し「雇用対策推進協議会」の設置
	(情報収集・意見交換、雇用の安定に関する対策等)
	○就職面接会の開催
37)離職者の生	○地域防災計画にて計画
活支援の検討	○労働局におけるハローワークを通じた就業斡旋
	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
	○マニュアルの中で「離職者の再就職促進策の支援」を位置づけ
	○県社会福祉協議会が行う、離職者支援資金貸付制度により運用
	○離職者に対する相談窓口の設置、失業等給付制度
	○「雇用保険の失業等給付に関する特例措置について、国が措置を講ずる」と定めており、迅速な対応を
	国に要請
	○被災者に対する融資措置について規定
	○国(職業安定所)、県(労働福祉事務所)及び地域の経済団体等と連携し「雇用対策推進協議会」の設置
	(情報収集・意見交換、雇用の安定に関する対策等)
	○就職面接会の開催
38)医療施設の	○過去の災害において一部単独補助事業を創設
再建支援策の	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
検討	○マニュアルの中で「医療機関・機能の復興対策」を位置づけ
DAR 4	○補助金等の支援策
	○再建のための予算措置
	○災害復旧費補助金(国庫補助金)を活用した対策
	○医療機関整備資金融資事業(新築・増改築資金、医療機器購入資金等)を活用した医療機関(病院、医
	科診療所、歯科診療所)に対する融資の実施
39)メンタルへ	○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施
ルスケア、	○過去の災害で実施しているので、その例に基づき実施
	○相談窓口を設置し、災害復興期についても対応
施に関する検	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
討	○マニュアルの中で「精神的支援」を位置づけ
н 3	○こころのケア対策会議を立ち上げ、こころのケア活動マニュアルも整備
	○県大規模災害時医療救護マニュアルにおいて対策を検討することとしている
	○精神保健福祉センターや保健所等の各機関の役割分担とケア体制について整理
	○学校等における心のケア活動として、スクールカウンセラーの確保・活用の手順等を規定
	○震災時の保健師活動マニュアルを作成
	〇リーフレットの作成
	○保健所等職員向け研修会の実施
	○周辺施設からの職員の派遣等
	○「災害時地域精神保健福祉ガイドライン」の作成に着手
	○ハイリスク者への家庭訪問と健康調査の実施、要支援者への継続支援
	○地域活動として災害後の心のケアについて健康教育の実施
40)福祉施設の	○国庫補助等を活用し実施(過去の災害で一部単独補助事業)
再建支援策の	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討
検討	○マニュアルの中で「社会福祉施設・社会復帰施設等・機能の復興対策」を規定
12564	○再建のための予算措置
	○施設復旧等の補助事業を実施
41)福祉サービ	○地域防災計画に定めている(災害時要援護者の記述を充実)
スの供給に関	○災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
する検討	○次列来後典マーユアルで後央旭泉柵川によびで使引することとといる  ○マニュアルの中で「福祉サービス体制の整備」を位置づけ
) 、	○周辺施設からの職員の派遣等
	○川辺旭成が500mg07mg章  ○災害対応マニュアルを作成、防災対策について指導監査
	○の一般の大学の大学の大学の大学を表現している。

○支援策についてまとめ、ホームページ等で公表 ○被災地区の避難所に保健師が24時間体制で常駐 ○診療費の自己負担分免除及び処方箋に基づく薬代を市が負担 ○避難所内の感染症蔓延を防止するため、入院が必要な住民の医療費を市が負担 ○国民健康保険料の減免、国民健康保険一部負担金及び老人保険一部負担金の減免を実施 ○補装具、日常生活用具等の給付に関し、耐用年数等を満たしていない場合であっても、災害による破 損等の場合には負担金なしでの再交付・修理 ○介護保険に関する保険料の軽減及び居宅介護(支援)サービス料等の特例(利用者負担軽減)を規定 ○災害発生後約2ヶ月間被災者に対し介護保険外ショートステイ利用料を助成 ○緊急情報システム利用者に対し、安否確認を実施 42)授業再開に ○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施 ○校舎の被害に応じ、二部授業、分散授業、短縮事業の実施 関する検討 ○再開の連絡方法の徹底 ○校舎が使用可能になるまで、近隣市町村の文教施設、同一市町村の他の文教施設の使用 ○通学路の安全点検の実施 ○県教育委員会災害対策基本要領に規定 ○平成7年に、学校における防災関係指導資料「大地震に備えて」(小・中学校編、県立学校編)を、学校 における防災体制に関する検討部会の設置を経て作成 ○平成12年に防災教育指導資料「大水害に備えて」(小学校編、中学校編、県立学校編)を作成 ○臨時的な教育課程の編成・実施、教育課程上の弾力的な運用 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で「授業の再開」を位置づけ ○学校ごとに常に検討し、学校防災計画を策定 ○防災教育指導資料において、事業再開に向けた対策を掲載 ○代替施設等を利用するなど早期に授業が再開できるよう検討 ○「震災後復旧マニュアル」、「(学校用)地震防災の手引き」を作成 ○被災地を訪問し状況把握と要望の聴取 ○班編成及び業務分担を行い各担当の役割の明確化 ○児童生徒の安全を確保できるよう、発災時間帯別の対応マニュアルを作成 ○各学校における教育再開に向けて行うべき事項(被害実態の調査、家庭訪問・登校日の設定、関係機 関との調整事項、再開のための環境整備、応急教育計画の作成)のフローと内容を明示 ○児童・生徒の心のケアについての基本的理解や対応ポイントについて詳述 ○プレハブなどの仮設校舎の建設要請 43)学校教育施 設の再建策の ○校舎の被災状況の点検 検討 ○県教育委員会災害対策基本要領に規定 ○地域防災計画に規定 ○施設・設備等の点検による安全確保、他の公共施設の確保等 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で「学校施設の再建」を位置づけ ○ある程度までは既定予算内で対応し、大規模災害については別途予算要求 ○「震災後復旧マニュアル」「(学校用)地震防災の手引き」を作成 ○学校施設の再建・補修等の考え方を取りまとめる ○文部科学省文教施設応急危険度判定士制度や激甚災害法による特例措置について整理 ○災害復旧費を当初予算に計上し、速やかに復旧できる体制をとっている ○被害状況の把握、被害施設の補修、仮設校舎の建設等 ○災害に対する学校と市の危機管理室並びに地域との連絡連携の体系を確立 ○校舎の耐震補強等を計画的に進める ○教育委員会で被災状況を把握(学校から随時施設課への報告体制、ルートあり)し、予算措置 ○毎年1回、災害応急対策マニュアル等の見直し 44)被災児童• ○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時、当該計画に準じて実施 生徒への支援 ○教員等による心理相談・保健指導の実施 策の検討 ○県教育委員会災害対策基本要領に規定 ○平成7年に、学校における防災関係指導資料「大地震に備えて」(小・中学校編、県立学校編)を、学校 における防災体制に関する検討部会の設置を経て作成 ○平成12年に防災教育指導資料「大水害に備えて」(小学校編、中学校編、県立学校編)を作成 ○被災生徒の授業料の減免、育英補助の措置 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で「被災児童・生徒等への支援」を位置づけ ○生徒等へのこころのケア実施体制の整備など常に検討

○災害救助法の運用を検討(教科書の供与、授業料の減免)

_	
	○授業料免除や奨学金貸与等で対応
	○「震災後復旧マニュアル」「(学校用)地震防災の手引き」を作成
	○文房具及び通学用品費の給与
	○児童生徒の心のケアのための市町村教育委員会や学校の要請によるカウンセラーの派遣
	○就学援助費(学用品、医療費、給食費)の支給
	○児童生徒の転入学の特別措置
	○未供用教職員公舎の提供
	○被災した県立高校生への授業料の減免
	○高等学校奨学金緊急貸付制度による就学支援
	○被害児童生徒へのPTSD等への対応
	○班編成及び業務分担を行うことにより、各担当の役割を明確化
	○学校長による応急教育を含んだ防災基本計画の作成
	○児童生徒の安全を確保できるよう、発災時間帯別の対応マニュアルを作成
	○各学校における教育再開に向けて行うべき事項(被害実態調査、家庭訪問・仮登校日の設定、関係機
	関との調整事項、再開のための環境整備、応急教育計画の作成)のフローと内容を明示
	○児童・生徒の「心のケア」についての基本的理解や対応ポイントについて詳述
	○市奨学制度、市立高等学校、市立幼稚園の授業料等の免除等必要な措置
45)文化•社会	○施設・設備の被災状況の点検、応急修理の実施
教育施設の再	○県教育委員会災害対策基本要領に規定
建策の検討	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
X_7K424X41	○マニュアルの中で「文化・社会教育施設等の再建」を位置づけ
	○県立博物館施設の耐震調査、消防(防災)計画の作成、適宜訓練の実施、県防災計画に基づく災害対
	策事項の整備
	○地域防災計画に記載(文化財等の復旧計画)
	○災害復旧費を当初予算に計上し、速やかに復旧できる体制
	○応急復旧工事の実施
	○施設耐震補強工事に関する計画の整備
16) ナル洋動の	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
再開に関する	○展次対象後典*ニュノル(後典施泉編)において機計することといる  ○県立博物館施設は耐震調査、消防(防災)計画の作成、適宜訓練を実施
検討	○県防災計画に基づく災害対策事項の整備
1円口1	
	○地域防災計画に記載(文化財等の復旧計画) ○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備
47\NIDO • ボラ	○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備
47)NPO・ボラ	○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備 ○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施
ンティア活動	<ul><li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li><li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li><li>○ボランティア基金による助成</li></ul>
	<ul><li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li><li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li><li>○ボランティア基金による助成</li><li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li></ul>
ンティア活動	<ul><li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li><li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li><li>○ボランティア基金による助成</li><li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li><li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li></ul>
ンティア活動	<ul><li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li><li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li><li>○ボランティア基金による助成</li><li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li><li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li><li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li></ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> </ul>
ンティア活動	○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備 ○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施 ○ボランティア基金による助成 ○災害ボランティア受入体制整備事業の実施 ○災害ボランティア活動支援指針の作成 ○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手 ○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置 ○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ ○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度
ンティア活動	○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備 ○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施 ○ボランティア基金による助成 ○災害ボランティア受入体制整備事業の実施 ○災害ボランティア活動支援指針の作成 ○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置 ○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施 ○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている ○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ ○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度 ○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア育成講座の実施</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○災害ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア育成講座の実施</li> <li>○NPO法人設立に関する相談を実施</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティア支援センターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア育成講座の実施</li> <li>○NPO法人設立に関する相談を実施</li> <li>○県NPO・ボランティア支援センターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○災害ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア育成講座の実施</li> <li>○NPO法人設立に関する相談を実施</li> <li>○県NPO・ボランティア支援センターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ等による情報提供などを実施</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時、当該計画に準じて実施</li> <li>○災害ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア育成講座の実施</li> <li>○NPO法人設立に関する相談を実施</li> <li>○県NPO・ボランティア支援センターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ等による情報提供などを実施</li> <li>○「災害ボランティアの運営指針」(マニュアル)の策定</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○災害ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア育成講座の実施</li> <li>○NPO法人設立に関する相談を実施</li> <li>○県NPO・ボランティア支援センターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ等による情報提供などを実施</li> <li>○「災害ボランティアの運営指針」(マニュアル)の策定</li> <li>○NPOに委託して災害ボランティアに関する県民への啓発事業を実施</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○災害ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア育成講座の実施</li> <li>○NPO法人設立に関する相談を実施</li> <li>○県NPO・ボランティア支援センターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ等による情報提供などを実施</li> <li>○「災害ボランティアの運営指針」(マニュアル)の策定</li> <li>○NPOに委託して災害ボランティアに関する県民への啓発事業を実施</li> <li>○市民活動サポートセンターによるNPOへの支援</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○災害ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア育成講座の実施</li> <li>○県NPO・ボランティア支援センターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ等による情報提供などを実施</li> <li>○県NPO・ボランティアの運営指針」(マニュアル)の策定</li> <li>○NPOに委託して災害ボランティアに関する県民への啓発事業を実施</li> <li>○市民活動サポートセンターによるNPOへの支援</li> <li>○地域の災害ボランティア団体と災害時のみならず平常時からも市と協力して活動を行う旨の協定の締結</li> </ul>
ンティア活動	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○災害ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアを援センターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア市成講座の実施</li> <li>○県NPO・ボランティア支援センターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ等による情報提供などを実施</li> <li>○「災害ボランティアの運営指針」(マニュアル)の策定</li> <li>○NPOに委託して災害ボランティアに関する県民への啓発事業を実施</li> <li>○市民活動サポートセンターによるNPOへの支援</li> <li>○地域の災害ボランティア団体と災害時のみならず平常時からも市と協力して活動を行う旨の協定の締結</li> <li>○ボランティアに対する市民活動保険制度の整備</li> </ul>
ンティア活動の支援	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○災害ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティアできる場合の策定、見直しに着手</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア育成講座の実施</li> <li>○県NPO・ボランティア支援センターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ等による情報提供などを実施</li> <li>○県NPO・ボランティアを援せンターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ等による情報提供などを実施</li> <li>○所POに委託して災害ボランティアに関する県民への啓発事業を実施</li> <li>○市民活動サボートセンターによるNPOへの支援</li> <li>○地域の災害ボランティア団体と災害時のみならず平常時からも市と協力して活動を行う旨の協定の締結のボランティアに対する市民活動保険制度の整備</li> <li>○NPO活動のための低額による事務所スペースの提供</li> </ul>
ンティア活動 の支援 48)NPO・ボラ	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア有成講座の実施</li> <li>○川トウン・ボランティア支援センターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ等による情報提供などを実施</li> <li>○「災害ボランティアの運営指針」(マニュアル)の策定</li> <li>○NPOに委託して災害ボランティアに関する県民への啓発事業を実施</li> <li>○市民活動サポートセンターによるNPOへの支援</li> <li>○地域防災者ボランティア団体と災害時のみならず平常時からも市と協力して活動を行う旨の協定の締結のボランティアに対する市民活動保険制度の整備</li> <li>○NPO活動のための低額による事務所スペースの提供</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> </ul>
ンティア活動 の支援 48)NPO・ボラ ンティアの育	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア育成講座の実施</li> <li>○NPO法人設立に関する相談を実施</li> <li>○県NPO・ボランティア支援センターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ等による情報提供などを実施</li> <li>○「災害ボランティアの運営指針」(マニュアル)の策定</li> <li>○NPOに委託して災害ボランティアに関する県民への啓発事業を実施</li> <li>○市民活動サポートセンターによるNPOへの支援</li> <li>○地域の災害ボランティア団体と災害時のみならず平常時からも市と協力して活動を行う旨の協定の締結のボランティアに対する市民活動保険制度の整備</li> <li>○バランティアに対する市民活動保険制度の整備</li> <li>○NPO活動のための低額による事務所スペースの提供</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○研修の実施</li> </ul>
ンティア活動 の支援 48)NPO・ボラ	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア受入指動を支援指針の作成</li> <li>○災害ボランティア受入指動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基確・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアを援センターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア方成講座の実施</li> <li>○川外PO・ボランティア支援センターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ等による情報提供などを実施</li> <li>○「災害ボランティアの運営指針」(マニュアル)の策定</li> <li>○NPOに委託して災害ボランティアに関する県民への啓発事業を実施</li> <li>○市民活動サポートセンターによるNPOへの支援</li> <li>○地域の災害ボランティアに対する市民活動保険制度の整備</li> <li>○NPO活動のための低額による事務所スペースの提供</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○研修の実施</li> <li>○災害ボランティア受人体制整備事業の実施</li> </ul>
ンティア活動 の支援 48)NPO・ボラ ンティアの育	<ul> <li>○市街地防災計画により災害時における活動体制の整備</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○ボランティア基金による助成</li> <li>○災害ボランティア受入体制整備事業の実施</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア活動を支援するため、災害ボランティア連絡会議を設置</li> <li>○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修を実施</li> <li>○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている</li> <li>○マニュアルの中で「ボランティアの活動支援」を位置づけ</li> <li>○ボランティア活動(災害のみでない)に対する補助金制度</li> <li>○災害ボランティアセンターの設立、訓練事業の実施</li> <li>○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについての関係団体との協議)</li> <li>○ボランティア育成講座の実施</li> <li>○NPO法人設立に関する相談を実施</li> <li>○県NPO・ボランティア支援センターにおいて、NPO等の運営に関する相談、情報誌発行、ホームページ等による情報提供などを実施</li> <li>○「災害ボランティアの運営指針」(マニュアル)の策定</li> <li>○NPOに委託して災害ボランティアに関する県民への啓発事業を実施</li> <li>○市民活動サポートセンターによるNPOへの支援</li> <li>○地域の災害ボランティア団体と災害時のみならず平常時からも市と協力して活動を行う旨の協定の締結のボランティアに対する市民活動保険制度の整備</li> <li>○NPO活動のための低額による事務所スペースの提供</li> <li>○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施</li> <li>○研修の実施</li> </ul>

	○災害ボランティア登録者を対象に、基礎・専門研修の実施
	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
	○ボランティアのネットワーク化等への支援
	○関係条例を整備、基金を設立
	○防災訓練の中で、ボランティアセンターの設置訓練を実施
	○災害ボランティア支援センターの連絡会で随時情報交換の実施(仕組みについて関係団体と協議)
	○リーダー養成研修の実施
	○ボランティア育成講座の実施
	○県民活動促進期間の設定(ボランティアフェスティバル、情報交換会の開催)
	○県NPO・ボランティア支援センターにおいてマネージメント講座、NPOリーダー養成講座等、各種研修
	の実施
	○行政及び企業とNPOとの協働事業などへの取組
	○市民活動サポートセンターによるNPOへの支援
	○ボランティア活動連絡調整会議の開催
	○総合防災訓練等に参加し、ボランティア活動に係る研修・訓練の実施
	○ボランティア活動の支援及び調整を担当する部署の設置
49)がれき処理	○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時も当該計画に準じて実施
計画の作成・	○各市町村の計画作成において、必要に応じた指導助言
検討	○(社)産業廃棄物協会と災害時廃棄物の処理についての協定の締結
1天日1	○「震災廃棄物処理計画策定指針」の策定
	○解体工事業協同組合との「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」の締結
	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
	○辰次が永復典・ーユノルで後典地衆編がにおいて使引することとしている  ○マニュアルの中で「災害廃棄物対策」を位置づけ
	○広域的調整及び他県への要請等の実施
	○災害応急対策実施要領に規定(広域的ながれきの最終処分施設の確保)
	○庁内ワーキングチームによる処理計画の策定 ○日は短知環境である。2013年
	○保健福祉環境事務所に総合相談窓口の開設 ○環境日の名割が取り付け、中窓についてファー・図(1/(コァース) (1/)
EO) (####################################	○環境局の各課が取り組む内容についてフロー図化(マニュアル化)
50)情報提供•	○地域防災計画にその実施方法を定め、復興時心当該計画に準じて実施
相談体制の検	○災害時における広報体制の整備 ○ たまはおりる行うと、たってきながりませり、またははおきまりが
討	○水産情報通信センターから漁船に対し、直接情報を提供
	○相談体制は融資等の窓口を設置
	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討することとしている
	○マニュアルの中で「情報発信と県民相談の実施」
	○災害対策本部の班体制で運用
	○県と市町村相談窓口との役割分担について整理
	○FAQ(頻繁に尋ねられる質問)を作成中
	○情報提供(広報)訓練等の実施
	○災害時の相談スペースの確保、相談対応要員の確保について検討
	○台風被害発生時に様々な支援制度を取りまとめたチラシを作成し周知
	○コミュニティFM放送局に対し防災関連機材の補助の実施
	○防災情報を一元集約化し県民に発信する「県総合防災情報システム」の構築
	○ストレス等により精神的に不安定な状況等を想定した相談体制等の整備
	○災害対策広報紙の発行
	○被災建物の復旧に関する技術的指導及び融資に関する相談窓口の設置
51)地区類型別	○基盤施設の耐震性の強化
の復興対策上	○震災対策復興マニュアル(復興施策編)において検討
の課題、留意	○各地区類型別に担当部署が個別対策を実施
点、重点施策	
の検討	
- > J2/h 1	

### 参考 表2.18の詳細 災害復興のための事前取組ができない理由と必要な支援内容(都道府県回答)

項目	理由•内容
1)復興本部の	◆事前対策ができていない理由
設置に関する	○広大な面積であり、災害の態様も一様でない
条例等の制	○災害予防、災害応急対策の充実が優先され、災害復旧・復興対策は未検討
定•検討	○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
X 1511	○全庁的な検討体制がない
	○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課
	題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いている
	○条例制定の必要性が求められていない
	○復興対策としてどのような課題があるのか、担当部局で認識されていないため、具体的に検討されてい
	tain
	○災害対策基本法等に規定がなく、位置づけが不明確
	○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
	○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め
	ることは困難)
	○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
	○当面するべきことがあるため
	○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていな
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	○条例という視点では取組ができていない
	◆実施するために必要な支援内容
	○指針(ガイドライン、マニュアル)や先進地事例の紹介(復興対策項目の抽出、計画策定のテクニック、
	プロセス)
	○先進都道府県等における取組状況の情報提供
	○具体的な対策について各省庁(例:まちづくりなら国交省)から地方公共団体の関係部局に縦割り的に
	通知•指導
	○関係法令等への規定
	○十分な検討体制
	○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
	○想定される災害ごとのシミュレーション
2)復興本部運	◆事前対策ができていない理由
営方法の検討	○災害予防、災害応急対策の充実が優先され災害復旧・復興対策は未検討
	○指針等がない
	○全庁的な検討体制がない
	○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課
	題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いている
	○災害対策基本法等に規定がなく、位置づけが不明確
	○今までに事例がなかった
	○事前対策は今後検討
	○復興本部としての運営を考えていない
	○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
	○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め
	ることは困難)
	○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
	○当面するべきことがあるため
	○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていな
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	○復興に関する法的整備がないため、条例制定は難しい
	○庁内の作成(検討)体制が整っていない
	○復興本部に対する事前検討ができていない
	○地域防災計画に復旧・復興に関する規定を設けているので個別の条例化等は予定していないが、見
	直しを検討
	◆実施するために必要な支援内容
	○指針(ガイドライン、マニュアル)や先進地事例の紹介(復興対策項目の抽出、計画策定のテクニック、
	プロセス)
	○先進都道府県等における取組状況の情報提供
	○具体的な対策について各省庁(例:まちづくりなら国交省)から地方公共団体の関係部局に縦割り的に
	通知· <b></b> 华道

通知•指導

#### ○関係法令等への規定

- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

## 3)復興対策に係る財政需要

の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先され災害復旧・復興対策は未検討
- ○財政的な問題があり検討されていない
- ○指針等がない
- ○全庁的な検討体制がない(担当部署だけの個別対応は困難)
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いている
- ○復興対策としてどのような課題があるのか、担当部局で認識されていない
- ○復興需要が未把握
- ○財源がない
- ○今までに事例がなかった
- ○災害の規模・様態によって検討するため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○具体的なプラン又はマニュアルがないため、検討レベルに達しない
- ○具体的な復興事業の想定が困難
- ○必要がないため
- ○公共施設及び民間施設の被害想定、農林水産業、商工業等への影響などに関する想定が難しい
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○一定規模以上の被災に対する国の財政等支援措置の明確化
- ○指針(ガイドライン、マニュアル)や先進地事例の紹介(復興対策項目の抽出、計画策定のテクニック、 プロセス)
- ○具体的な対策について各省庁(例:まちづくりなら国交省)から地方公共団体の関係部局に縦割り的に 通知・指導
- ○復興需要の把握・算定方法
- ○必要な財政措置、国からの補助金

#### 4)復興基金創 設のための検

計

- ◆事前対策ができていない理由
- ○災害の種別やその被災状況に応じ財政支援の内容が異なるため、基金の配分等の検討が難しい ○現在の財政状況では基金創設は困難
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先され災害復旧・復興対策は未検討
- ○財政的な問題があり検討されていない
- ○具体的な検討にまで至っていないため
- ○指針等がない
- ○全庁的な検討体制がない
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いている
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○復興需要が未把握
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○今までに事例がなかった
- ○災害の規模・様態によって検討するため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○具体的なプラン又はマニュアルがないため、検討レベルに達しない
- ○具体的な復興事業の想定が困難
- ○必要がないため
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○当該基金を創設するための財政支援
- ○一定規模以上の被災に対する国の財政等支援措置の明確化
- ○指針(ガイドライン、マニュアル)や先進地事例の紹介(復興対策項目の抽出、計画策定のテクニック、 プロセス)

#### ○復興需要の把握・算定方法 5)地方公共団 ◆事前対策ができていない理由 体内部の調査 ○災害予防、災害応急対策の充実が優先され災害復旧・復興対策は未検討 人員配分の検 ○全庁的な検討体制がない ○地域防災計画見直中 討 ○実働となると訓練等を積み重ねていく必要がある ○被災規模が不定なため状況変化への具体化が困難 ○今までに事例がなかった ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難) ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定 ○今後の見直しで検討する予定 ○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定について、有資格者が不足 ○組織再編が続いており、体制が固まらないため検討できない ◆実施するために必要な支援内容 ○指針(ガイドライン、マニュアル)や先進地事例の紹介(復興対策項目の抽出、計画策定のテクニック、 プロセス) 6)地方公共団 ◆事前対策ができていない理由 体外部との連 ○全庁的な検討体制がない 携体制の検討 ○対外部との連絡体制の構築までには至っていない ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない ○災害の態様・規模等は様々であり事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定める ことは困難) ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定 ○今後の見直しで検討する予定 ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要 ○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていな 11 ◆実施するために必要な支援内容 ○指針(ガイドライン、マニュアル)や先進地事例の紹介(復興対策項目の抽出、計画策定のテクニック、 プロセス) ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供 ○想定される災害ごとのシミュレーション ◆事前対策ができていない理由 7)応急危険度 判定調查体制 ○災害予防、災害応急対策の充実が優先され、災害復旧・復興対策は未検討 の検討 ○実施主体となる市町村で、実際に人員を充当する認識になっていない ○県の制度要綱及び実施マニュアルを整備中 ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定 ◆実施するために必要な支援内容 ○先行事例の紹介、マニュアル等の提示 ○市町村に対し、実際に指揮・指導できる人材の派遣 8)被災宅地危 ◆事前対策ができていない理由 ○災害予防、災害応急対策の充実が優先され、災害復旧・復興対策が未検討 険度判定調査 体制の検討 ○今後の検討課題と位置づけている ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等を未策定 ○被災宅地危険度判定士の資格取得者はほとんど公務員に限られており、体制整備には限界がある ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ◆実施するために必要な支援内容 ○先行事例の紹介、マニュアル等の提示 ○民間の資格取得者を促進するため、資格取得者の地位向上(メリット)を担保する仕組みの整備が必要 ○国・県等の指導、ガイドライン、指針等による市町村への支援 9)住宅•公共施 ◆事前対策ができていない理由 設の被害調査 ○市町村が主体的に取り組むべき分野と考える(県の支援策等についてはまとめられていない) 体制の検討 ○通常業務としての調査はあるが、災害規模による対応検討はしていない ○建築技術者等に対し、「被災度区分判定基準」などの調査方法が、十分、周知できていない

○今後の見直しで検討する予定

○復興計画に関する検討が行われてこなかった ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定

○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要

- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○建築士や市町村向けの講習の実施を通じた制度周知
- ○罹災証明に関するマニュアルの整備(鳥取県や新潟県を参考)
- ○先進事例等の紹介・解説
- ○国・県等の指導、ガイドライン、指針(マニュアル)等による市町村への支援

## 10)被災者生活

- ◆事前対策ができていない理由
- 実態調査体制 の検討
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先され、災害復旧・復興対策が未検討
- ○実態調査については市町村所管事務と考える
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○全庁的な検討体制がない
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ○現時点では、市区町村災害対策本部からの被災状況等の情報収集しか想定できていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル)や先進地事例の紹介(復興対策項目の抽出、計画策定のテクニック、 プロセス)
- ○庁内関係部局、市区町村との調整等が必要
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 11)復興計画策 定体制の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先され、災害復旧・復興対策が未検討等
- ○特に検討していない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○全庁的な検討体制がない
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○モデルとなるものがない
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○今までに事例がなかった
- ○災害の規模・様態によって検討するため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル)や先進地事例の紹介(復興対策項目の抽出、計画策定のテクニック、 プロセス)
- ○庁内関係部局、市町村との調整等が必要
- ○具体的な対策については、各省庁(例:まちづくりなら国交省)から、地方公共団体の関係部局に縦割り 的に通知・指導していく必要がある
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 12)復興整備条 例の制定・検

討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○広大な面積を有し、災害の態様も一様でないため、災害の規模や広域性を鑑み臨時組織(復興対策室)等を設置することとしているため
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先され、災害復旧・復興対策が未検討等
- ○特に検討していない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○全庁的な検討体制がない
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○災害対策基本法等に規定がなく、位置づけが不明確なため

- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○復興整備条例は市街地のみでなく、農村地域や公共土木施設など、被災地全体を復興するスキーム で検討すべきである
- ○今までに事例がなかった
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○被災の範囲や程度により、復興の内容が異なるため
- ○現行法等の範囲内で復興を行っていくことが可能と考えているため、新たに復興整備のために条例等 を整備する考えはない
- ○条例化等の予定はない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル)や先進地事例の紹介(復興対策項目の抽出、計画策定のテクニック、 プロセス)
- ○具体的な対策については、各省庁(例:まちづくりなら国交省)から、地方公共団体の関係部局に縦割り 的に通知・指導していく必要がある
- ○関係法令等への規定
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

## 13)まちづくり 放議会の結

# 協議会の結成・活動の支援

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○被災市町村が主導的に行うものであるため(県のマニュアルに位置づけるべきものかの検討が必要)
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先され、災害復旧・復興対策が未検討等
- ○特に検討していない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○対象地区割が事後でないと適切に活動できない
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○市町村によって、まちづくりに関する盛りあがりに差がある
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○市町村との役割分担が未整理である
- ○財源がない
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○復興まちづくりとは別の観点から協議会の結成が進んでいる
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○被災の範囲や程度により、復興の内容が異なるため
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○災害復興を前提としてのまちづくり協議会への支援等は行っていない
- ○災害時の必要性に応じて対応する
- ○地震の際に被災地住民による復興検討委員会が設置され、市の担当部署と緊密に連携しながら復興 計画策定が進められたことは良い事例となった
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○過去の被災地における事例等の提供
- ○指針や先進地事例の紹介
- ○モデル地区・シミュレーションによる誘導・支援方策の設定
- ○まちづくりに関する意識の低い市町村への周知
- ○具体的な対策については、各省庁(例:まちづくりなら国交省)から、地方公共団体の関係部局に縦割り 的に通知・指導していく必要がある
- ○地方公共団体の財政負担を伴わない国の支援制度の創設
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 14)集団移転に

### ◆事前対策ができていない理由

#### よる新市街地 候補地の検討

- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先され、災害復旧・復興対策が未検討等
- ○特に検討していない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない

- ○従前・事後の規模・状況・権利区分が特定できないと無意味
- ○県のマニュアルに位置づけるべきものかの検討が必要
- ○災害・規模により移転候補地は異なるため、候補地の選定は困難
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課 題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○既成市街地における復興を基本としており、新市街地を整備して集団移転させることは考えていない
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○市町村業務と考えているため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○被災の範囲や程度により、復興の内容が異なるため
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○集団移転を要する規模の被災を受ける市街地は想定していない
- ○集団移転に対する事前検討ができていない
- ○災害時の必要性に応じて対応する
- ○集団移転に至る規模の被害想定が難しい
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(マニュアル、手引き、ガイドライン)や先進地事例の紹介
- ○地勢・関連位置・被災影響別ステップでの選定調査
- ○庁内関係部局、市町村との調整等
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

### 15)被害軽減の

#### ◆事前対策ができていない理由

#### ための防災施 設整備事業の 実施

- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない ○具体的に検討されていない
- ○財源がないため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○既存施設のストックが膨大であり、耐震化を実施するためのスケジュールの調整を要するため
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(マニュアル、手引き、ガイドライン)や先進地事例の紹介
- ○具体的な対策については、各省庁(例:まちづくりなら国交省)から、地方公共団体の関係部局に縦割り 的に通知・指導していく必要がある
- ○必要な財政措置
- ○既存施設の耐震化に係る補助対象の拡充

### 16)応急仮設住

#### 宅の必要量・

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○必要量は、市町村からの要請による
- 供給量の算出 方法の検討
- ○市町村が真の必要量を算定するための基準が不明確である
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○必要数は、既存住宅の空き部屋数などの状況にもよるため、具体的な算出方法まで定めていない
- ○検討していない
- ○地域防災計画に建設場所選定について記述しているが、具体的な箇所選定の策定には至っていない
- ○市町村業務としている
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○被災の規模や被災状況などを踏まえて検討する必要があり、具体的な検討までには至っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○災害種別ごとに被災住宅の戸数に対する応急仮設住宅の建設戸数割合についての情報提供
- ○指針(マニュアル、手引き、ガイドライン)や先進地事例の紹介
- ○過去の事例を踏まえ、ポイントになる事項を整理して提示
- ○災害復興や復興準備に係る情報提供やアドバイス、研修会等の実施

17)応急仮設住 | ◆事前対策ができていない理由

#### 宅建設可能用 地の把握

- ○今後の検討課題と位置づけている
- ○具体的な検討にまで至っていない
- ○応急仮設住宅の建設地の基準を定め、H11年に市町村調査を実施したが、確認調査が未了になって いる
- ○地域防災計画見直しの中で検討中
- ○地域防災計画に建設場所選定について記述しているが、具体的な箇所選定の策定には至っていない
- ○市町村業務としている
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○被災規模、地域により建設地が変わる
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○過去の事例を踏まえ、ポイントになる事項を整理して提示
- ○指針(マニュアル、手引き、ガイドライン)や先進地事例の紹介
- ○公共用地ストック情報の提示

## 18)応急仮設住

方法の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○協定締結先において対応となる 宅の建設資材 の把握や供給
  - ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
  - ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
  - ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
  - ○今後の見直しで検討する予定
  - ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
  - ○仮設住宅メーカーとの打ち合わせが十分でない
  - ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
  - ○被災の規模や被災状況などを踏まえて検討する必要があり、具体的な検討までには至っていない
  - ◆実施するために必要な支援内容
  - ○指針(マニュアル、手引き、ガイドライン)や先進地事例の紹介
  - ○過去の事例を踏まえ、ポイントになる事項を整理して提示
  - ○プレハブ建築協会等との調整
  - ○メーカーからの情報提供
  - ○災害復興や復興準備に係る情報提供やアドバイス、研修会等の実施

#### 19)民間賃貸住

#### ◆事前対策ができていない理由

#### 宅の借上基準 の作成・検討

- ○都市部以外は民間賃貸住宅があまりなく、災害時に必要数を確保可能か不明なため
- ○特に検討していない
- ○大規模災害の場合は、同地域の民間賃貸住宅も被災すると思われることと、常に流動する市場におい て、確実な供給ストックが見込めない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○公営住宅と応急仮設住宅での対応を考えているため
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課 題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○応急住宅として民間住宅の活用は未検討(効果的かどうか不明なため)
- ○地域防災計画では、応急対応としての民間賃貸住宅は想定していない
- ○地域防災計画に民間賃貸住宅の借上について記述しているが、具体的な借上基準の策定には至って
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の熊様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ○応急仮設住宅で充足していると考えている
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○県で不動産関連団体と協定を締結したが、具体的な基準等の作成は今後の作業となっている
- ○被災の規模や被災状況などを踏まえて検討する必要があり、具体的な検討までには至っていない
- ○災害救助法及び関係法令による具体的な実施基準が明示されていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○民間賃貸住宅の借上基準のガイドライン的なものを示してほしい
- ○宅建協会等による供給可能ストックの情報提供

- ○入居者の家賃軽減が可能な仕組みづくり
- ○指針(マニュアル、手引き、ガイドライン)や先進地事例の紹介
- ○民間からの情報提供
- ○災害復興や復興準備に係る情報提供やアドバイス、研修会等の実施
- ○応急仮設住宅として民間賃貸住宅の借上を実施する場合の救助基準の設定
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 20)民間賃貸住 宅の空家状況

の把握

- ◆事前対策ができていない理由
- ○都市部以外は民間賃貸住宅があまりなく、災害時に必要数を確保可能か不明なため
- ○特に検討していない
- ○大規模災害の場合は、同地域の民間賃貸住宅も被災すると思われることと、常に流動する市場におい て、確実な供給ストックが見込めないため
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○把握作業は実施していない
- ○公営住宅と応急仮設住宅での対応を考えているため
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課 題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○県宅地建物取引業協会等と県とで民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結したばかりであり、今後、 具体的な訓練・マニュアル等の整備が必要
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○地域防災計画では、応急対応としての民間賃貸住宅は想定していない
- ○地域防災計画に民間賃貸住宅の借上について記述しているが、具体的な借上基準の策定には至って
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○日頃より業界団体との連携が取れていれば対応可能と考えている
- ○応急仮設住宅で充足していると考えている
- ○必要な事前取組事項と位置づけられていない
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○災害救助法による実施基準が明示されておらず、対象となる住宅の範囲条件が特定できない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○宅建協会等による供給可能ストックの情報提供
- ○入居者の家賃軽減が可能な仕組みづくり
- ○指針(マニュアル、手引き、ガイドライン)や先進地事例の紹介
- ○県における訓練の実施
- ○民間からの情報提供
- ○応急仮設住宅として民間賃貸住宅の借上を実施する場合の救助基準の設定
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

## 21)応急住宅の

◆事前対策ができていない理由

#### 入居基準の作 成•検討

- ○市町村が主体的に取り組むべき分野と考える(入居基準は定めていない)
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○災害現場でのイメージがない
- ○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていな
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○災害救助法及び関係法令に基づく入居基準により運用するため、独自の基準は作成していない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(マニュアル、手引き、ガイドライン)や先進地事例の紹介
- ○過去の事例を踏まえ、ポイントになる事項を整理して提示
- ○個別訓練の実施

22)建設業協会 ◆事前対策ができていない理由

#### 等との協定の 締結

- ○特に検討していない
- ○協定締結の予定はない
- ○応急修理は市町村の業務とされているため
- ○県のマニュアルに位置づけるべきものかの検討が必要
- ○民間住宅の応急修理に係る協定の必要性については未検討
- ○協定締結に向けて建設業協会と調整中
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○今後の検討課題としている
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の熊様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○協定を締結した建設協会が解散したため
- ○被災の規模や被災状況などを踏まえて検討する必要があり、具体的な検討までには至っていない
- ○修理業者の紹介等の協力を仰いだ事例はほとんどなく、修理業者は被災者が選定した事例がほとんど である
- ○今後大規模な災害に備え建築業協会との連携を図る必要がある
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(マニュアル、手引き、ガイドライン)や先進地事例の紹介
- ○庁内関係部局、市町村との調整等が必要
- ○災害復興や復興準備に係る情報提供やアドバイス、研修会等の実施
- ○協定書作成マニュアルの提示
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

○被災市町村が主導的に行うものと考える

#### 23)被災者が自 力で実施する

◆事前対策ができていない理由

#### 応急修理に対 する支援の検

討

- ○特に検討していない
- ○現行の災害救助制度、被災者生活再建支援制度で対応予定
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○平常時においても、地元業者等の活用が図られている
- ○応急対策の検討を優先的に行っており、検討に及んでいない
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○財政的支援については困難なため(応急修理に関する技術や人材情報については一定措置済)
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○被災者生活再建支援制度の拡充を求めている
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○被災者が自力で応急修理を実施する際に必要となる資材や保管場所の確保など課題が多い
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル)や先進地事例の紹介
- ○被災者生活再建支援制度を所管する他の部局との調整を図る必要がある
- ○地方公共団体の財政負担を伴わない国の支援制度の創設
- ○災害復興や復興準備に係る情報提供やアドバイス、研修会等の実施
- ○資材、保管場所の確保に伴う財政的支援及び戸建住宅を前提としている現行の制度内容をマンション 等の集合住宅にも適用できるような弾力的な運用
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 24)公営住宅の 必要量•供給 量の算出方法

の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○市町村が主体的に取り組むべき分野と考える
- ○公営住宅によって救済すべき被災住宅の割合が不明
- ○当該取組事項について、具体的な検討にまで至っていないため
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○災害時に空家があれば、応急仮設住宅とともに提供することになるが、現時点での供給量は算出でき ない

- ○公営住宅の新たな供給は考えていない
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○具体の算出方法の検討では、被災状況、民間住宅の空家状況、応急仮設住宅の供給量等を含めた総合的な判断が必要
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○被災市町村からの要望を受け対応していた
- ○災害の大きさと公営住宅の必要量の相関を求めるのは困難なため、実際の被災状況に応じて供給量を 決めるのが現実的である
- ○既存公営住宅の優先入居、民間賃貸住宅の借上又は応急仮設住宅対応している
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○既存市営住宅の復旧とあわせた対応(一般住宅の滅失に対応した災害公営住宅の整備に加え、既存の市営住宅の滅失や損傷に対しての復旧が必要となり、事前に既存市営住宅の復旧必要量を見込むことは困難であり、実際の被害状況を把握した上で算出することが現実的と考えられる)
- ○滅失した一般住宅への対応(公営住宅の必要量の算出には、滅失する一般住宅の総数についてのケース設定が必要となること、加えて災害公営住宅の入居資格を有する低所得者の想定も必要となるなど、様々な仮定条件の組合せとなり現実的な推計とはならない。災害公営住宅の入居資格は、災害発生の日から3年間であり、見込みで過大整備した場合、空家が生じることになる。整備した公営住宅は長期にわたって所有・管理する必要があることから、入居者希望世帯数を確実に把握して、建設戸数を定める必要がある)
- ○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていない
- ○災害対策本部からの被災状況等の情報収集しか想定できていない
- ○被災後、どの程度の市民が市営住宅への入居を希望するのか把握することは極めて困難
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○応急仮設住宅で対応することとしている
- ○災害時においては、市営住宅等の公営住宅の特定入居により対応しているが、空家数の範囲内を基本 としているため
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○災害種別ごとに被災住宅の戸数に対する応急仮設住宅の建設戸数割合、さらには公営住宅で救済すべき割合の情報提供
- ○指針(ガイドライン、マニュアル)や先進地事例の紹介
- ○庁内関係部局、市町村との調整等が必要
- ○需要が市営住宅の空家数を大幅に上回った場合は、民間住宅等を活用した施策の検討が必要

#### 25)公営住宅建 設可能用地の 把握

- ◆事前対策ができていない理由
- ○面積が広大で市町村数も多く、災害の種別も、地震、津波、火山、風水害など多岐にわたり、事前に各市町村における公営住宅建設可能用地を把握することは非常に困難である
- ○市町村が主体的に取り組むべき分野と考える
- ○公営住宅によって救済すべき被災住宅の割合が不明の理由による
- ○当該取組事項について、具体的な検討にまで至っていないため
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○県営住宅の建替用地以外は、把握していない
- ○災害・規模により必要量・候補地は異なるため、候補地の選定は困難
- ○現時点では、公営住宅の新たな供給は考えていないため
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○災害復興公営住宅については、被災状況に応じて建設するものであり、事前の用地の検討はできない
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかった
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○被災市町村からの要望を受け対応していた
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○既存公営住宅の優先入居、民間賃貸住宅の借上又は応急仮設住宅対応している
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○既存市営住宅の復旧とあわせた対応(一般住宅の滅失に対応した災害公営住宅の整備に加え、既存の市営住宅の滅失や損傷に対しての復旧が必要となり、事前に既存市営住宅の復旧必要量を見込むことは困難であり、実際の被害状況を把握した上で算出することが現実的と考えられる)
- ○滅失した一般住宅への対応(公営住宅の必要量の算出には、滅失する一般住宅の総数についてのケ

- ース設定が必要となること、加えて災害公営住宅の入居資格を有する低所得者の想定も必要となるなど、様々な仮定条件の組合せとなり現実的な推計とはならない。災害公営住宅の入居資格は、災害発生の日から3年間であり、見込みで過大整備した場合、空家が生じることになる。整備した公営住宅は長期にわたって所有・管理する必要があることから、入居者希望世帯数を確実に把握して、建設戸数を定める必要がある)
- ○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていない。
- ○応急仮設住宅で対応することとしている
- ○災害時においては、市営住宅等の公営住宅の特定入居により対応しているが、空家数の範囲内を基本 としているため
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○災害種別ごとに被災住宅の戸数に対する応急仮設住宅の建設戸数割合、さらには公営住宅で救済すべき割合の情報提供
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○庁内関係部局、市町村との調整等が必要
- ○発災後の用地確保体制の整備
- ○市町村が把握するよう促進すること
- ○需要が市営住宅の空家数を大幅に上回った場合においては、民間住宅等を活用した施策の検討が必要

#### 26)住宅再建支 援策の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現行の被災者生活再建支援制度で対応予定
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○応急対策の検討を優先的に行っており、検討に及んでいない
- ○既存不適確建築物の実態把握が不可欠であり、財政的に困難なため
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかった
- ○大規模災害を想定した場合の財源確保
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていない
- ○住宅再建支援は私有財産の維持形成につながる恐れがあるため
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産業復興策の検討
- ○地方公共団体の財政負担を伴わない国の支援制度の創設
- ○国レベルでの支援策の拡充
- ○支援の是非を判断した上で、必要ならば法制化していただきたい
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

## 27)アドバイザ

◆事前対策ができていない理由

#### ーの派遣等の 検討

- ○マンションなどの高層建築物は、比較的都市部に限られており、具体の検討まで至っていない○特に検討していない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- プドバイザー派遣まで考えていない
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、東海地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○マンション建設の本格化が比較的新しい
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○財源の確保が困難
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定

- ○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていない。
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○マンションの建替事例がなく、今後増大するであろうマンション建替について検討をはじめた段階である
- ○管理会社や施工会社等を中心として、復旧計画等の取組が既に進められていたため
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○アドバイザー派遣に係るマニュアル作成や事例の提供
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○制度自体の必要性はあるため、国庫補助等による財源確保が必要
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 28)既存不適格 建築物の再建 支援策の検討

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○マンションなどの高層建築物は、比較的都市部に限られており、具体の検討まで至っていない
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○特に検討していない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○耐震偽装に係る支援スキームを国土交通省で作成する際も非常に難航したことから、対応は困難と思 われる
- ○既存不適格住宅に特化する必要があるか疑問
- ○個別物件により程度の差があり、運用が難しい
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○既存不適格建築物の実態把握が必要であるが、財政的に困難であるため
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○マンション建設の本格化が比較的新しい
- ○平成18年度以降に耐震改修を計画的に進めていく基本計画となる耐震改修促進計画を策定することと なっており、その中で助成制度等を検討するため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○議会等から支援要望がない
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていない
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○阪神・淡路大震災の事例から、総合設計制度などの特例を用いるものと想定されるが、事前に検討すべき事項であるのかどうか疑問である
- ○被災の規模や被災状況などを踏まえて検討する必要があり、具体的な検討までには至っていない
- ○容積率などの既存不適格については、住宅であることを理由とした措置を行うことが法令上困難である
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○既存不適格建築物に関する災害時の取り扱いの整理
- ○地方公共団体の財政負担を伴わない国の支援制度
- ○建築基準法上の取り扱いについて、情報提供等
- ○災害復興や復興準備に係る情報提供やアドバイス、研修会等の実施
- ○既存不適格についての法令の改正
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

# 29)一時的事業スペース確保支援の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○大規模災害が発生した場合、地震や火山など、その災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定 することとなっている
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため

- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○そもそも災害時の具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対 応策の検討ができない
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○短期使用の事業用不動産を行政が常備するのは現実的ではない
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○災害現場でのイメージがない
- ○当該事業については、その中心が資金面での支援が中心となるが、その調達及び配分方法・体制について十分な検討が進められていない
- ○事業用地が確保できていない
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○一時的事業スペースが必要となる規模の被害想定が難しい
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○支援内容・業務に関する全庁的理解の促進
- ○モデルの提示
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 30)工業·商業 の再建支援策

の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○大規模災害が発生した場合、地震や火山など、その災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定 することとなっている
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討ができない
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○当該事業については、その中心が資金面での支援が中心となるが、その調達及び配分方法・体制について十分な検討が進められていないため
- ○産業ワンストップセンターがまだ構想段階であり、十分なサポート体制が構築されていないため
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○観光業など業種に特化した再建支援策はないが、中小企業者等への災害復旧資金融資策など、事業 規模によった支援策はあるため
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○支援内容・業務に関する全庁的理解の促進
- ○国有地の提供等、場所の確保
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 31)農林水産業 の再建支援策

の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○大規模災害が発生した場合、地震や火山など、その災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定 することとなっている
- ○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討 ができない
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○今までに事例がなかった
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)

- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○当該事業については、その中心が資金面での支援が中心となるが、その調達及び配分方法・体制について十分な検討が進められていないため
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 32)観光業の再 建支援策の検 討

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定することとなっている
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先され、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○県のマニュアルに位置づけるべきものかの検討が必要
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討ができない
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○当該事業については、その中心が資金面での支援が中心となるが、その調達及び配分方法・体制について十分な検討が進められていない
- ○観光振興の中心となる施設とまだ調整がなされていない
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○事業資金の融資を既存制度で対応するため
- ○観光業など業種に特化した再建支援策はないが、中小企業者等への災害復旧資金融資策など、事業 規模によった支援策はあるため
- ○観光業の再建支援策については、他の産業と同様にすべきで、観光業のみの支援策は検討していない
- ○観光業を特定した支援策はないが、中小企業者を対象とした融資及び利子補給の制度を整備
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○庁内関係部局、市町村との調整等が必要
- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○支援内容・業務に関する全庁的理解の促進
- ○観光施設の早期復旧と、国からの他地域への被災地紹介(こんなに頑張っているという宣伝)
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

## 33)新分野進出・事業転換

等に対する支

援策の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定することとなっている。 ○災害るは、災害は急性変の大害が優先されており、災害を見る思想
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討ができない
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定

- ○今後の見直しで検討する予定
- ○当該事業については、その中心が資金面での支援が中心となるが、その調達及び配分方法・体制について十分な検討が進められていないため
- ○新たな事業を立ち上げるには、産業振興公社の支援や市の融資を受けるが、中小企業も同じ財源の融資を受けるため、優先順位が難しいため
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○観光業など業種に特化した再建支援策はないが、中小企業者等への災害復旧資金融資策など、事業 規模によった支援策はあるため
- ○新分野進出、事業転換等を特定した支援策はないが、中小企業者を対象とした融資及び利子補給の 制度を整備
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○支援内容・業務に関する全庁的理解の促進
- ○新分野進出・事業転換等に対する交付金等
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

## 34)産業構造の

#### ◆事前対策ができていない理由

## 転換や都市計画との連携を 考慮した産業 復興策の検討

- ○災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定することとなっている
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○県のマニュアルに位置づけるべきものかの検討が必要
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○産業構造の転換を考慮した産業復興策は事前に検討できないと考える
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討ができない
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○災害時における産業復興を策定していないため
- ○当該事業については、その中心が資金面での支援が中心となるが、その調達及び配分方法・体制について十分な検討が進められていないため
- ○具体案が、計画に示されていないため
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○想定していないため
- ○観光業など業種に特化した再建支援策はないが、中小企業者等への災害復旧資金融資策など、事業 規模によった支援策はあるため
- ○産業構造転換等が必要となる規模の被害想定が難しい
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○庁内関係部局、市町村との調整等が必要
- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

### 35)産業復興需 要の地元還元

策の検討

- |◆事前対策ができていない理由
- ○災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定することとなっている
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○県のマニュアルに位置づけるべきものかの検討が必要
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため

- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討ができない
- ○必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○災害時における産業復興を策定していないため
- ○当該事業については、その中心が資金面での支援が中心となるが、その調達及び配分方法・体制について十分な検討が進められていないため
- ○具体案が計画に示されていない
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○想定していないため
- ○観光業など業種に特化した再建支援策はないが、中小企業者等への災害復旧資金融資策など、事業 規模によった支援策はあるため
- ○災害復興時に限らず、地元還元を促進するよう図っている
- ○産業構造転換等が必要となる規模の被害想定が難しい
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○庁内関係部局、市町村との調整等が必要
- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○支援内容・業務に関する全庁的理解の促進
- ○実際に成功した例等の紹介
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

## 36)雇用の維持・再就職促 進策の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定することとなっている
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○検討は実施しているが、災害に特化していない
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○当該事業については、その中心が資金面での支援が中心となるが、その調達及び配分方法・体制について十分な検討が進められていないため
- ○災害時を想定した特別の計画は、現在のところ策定していないため
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○就職のための職業紹介事業は市で実施しておらず、ハローワーク等国・県関係機関に支援を委ねる必要がある
- ○産業構造転換等が必要となる規模の被害想定が難しい
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○支援内容・業務に関する全庁的理解の促進
- ○就職支援に係る国・県関係機関の協力
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 37)離職者の生 活支援の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定することとなっている
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○検討は実施しているが、災害に特化していない
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中

- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○必要性必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
  - ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていない
- ○災害時を想定した特別の計画は、現在のところ策定していないため
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○産業構造転換等が必要となる規模の被害想定が難しい
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 38)医療施設の 再建支援策の 検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定することとなっている
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○国庫補助事業を活用して実施予定
- ○現在検討中のため
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○医療資源が回復するまでの間は、応急救護所の設置で対応することとしている
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○医療施設の再建については、民間施設等も多く、それらに対する具体的な財政支援策がない
- ○復興需要が未把握であるため
- ○財源がないため
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○事前に検討し定めておくべき具体的内容がわからない
- ○施設ごとの具体的な災害復旧計画は、当該施設が個々に作成する
- ○被災した医療施設すべての再建支援には莫大な費用が必要となる
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○民間医療機関等に対する財政支援等
- ○財政支援策の検討が必要
- ○復興需要の把握・算定方法
- ○必要な財政措置
- ○公的医療機関や病院群輪番制病院等に限定されている災害復旧補助金の対象施設拡大
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 39)メンタルへ ルスケア、TSD 対策の実施に

関する検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○支援当初からこころのケアを踏まえた支援の必要性を活動報告や研修で周知しているが、健康状態の一部としてメンタルヘルスを捉えているため、メンタルヘルス・PTSDに特化した取組は実施していない(精神保健部門)
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)

- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○事前に検討し定めておくべき具体的内容がわからない
- ○人材不足、相談連携体制が未整備
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○PTSDについては医療(カウンセリング含む)との連携や長期支援が必要となるため、健康危機管理の一環で、研修等が必要
- ○人材育成、関係機関との連携の仕方
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 40)福祉施設の 再建支援策の

検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定することとなっている
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○今後の検討課題と位置づけている
- ○入所されている方が安全・安心に避難できる体制づくりをより充実させてきている段階であるため
- ○保育所の復興については、運営主体の各市町村の地域防災計画の中で取組を進めることが基本と考え、それを越える枠組みについてどこまで県として行うか判断が難しい
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ○防災計画では定められているが、細部の計画が策定されていない
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○事前に検討し定めておくべき具体的内容がわからない
- ○施設ごとの具体的な災害復旧計画は当該施設が、個々に作成することとしている
- ○財政上の問題
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○社会福祉施設の復興を検討するノウハウの提供
- ○財源措置
- ○相談体制の整備
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

## 41)福祉サービスの供給に関

する検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○特に検討していない ○今後の検討課題と位置づけている
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○施設入所者については、措置費の支弁による処遇は一定確保されている
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)

○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない

- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○対策の第一段階の方法論の教示
- ○国による災害復旧対策の制度化

#### ○財源措置

- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 42)授業再開に 関する検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○県教委作成の学校における地震防災の手引で項目としてはあるが、具体的な検討ができていない
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○災害時の必要性に応じて対応する
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○事例集等実際に行われた取組内容の周知
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 43)学校教育施 設の再建策の

検討

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定することとなっている
- ○これまで検討を行っていない
- ○現在、建物の耐震化を進めており、復興対策の検討にまで至っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○復旧は当然実施するが、災害規模等による検討は実施していない
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○授業再開に向けた応急的な施設の復旧は各校共通の優先事項であるが、恒久的な施設の再建については、被災状況により異なるため、事前に個別具体的な対策を定めることは難しい
- ○県教委作成の学校における地震防災の手引で項目としてはあるが具体的な検討ができていない
- ○耐震補強工事を計画的に実施しているが、災害後の復旧は被害状況を逐一把握し、関係課と連携をとり柔軟に対応することとしているため、被害後の計画については策定していない
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○教育再開や、学校教育施設の再建策検討の前提となる、学校施設の応急危険度判定のためのスタッフ 確保について検討されていない
- ○他都市等からの応援が不可欠であるが、そのシステムは不十分である
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○災害時の必要性に応じて対応する
- ○大規模な再建を要する規模の被害想定が難しい
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○必要な財政措置
- ○学校教育施設の応急危険度判定のためのスタッフの他都市等からの派遣・応援に関する、国全体としてのシステム構築
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

## 44)被災児童・生徒への支援

策の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○県教委作成の学校における地震防災の手引で項目としてはあるが具体的な検討ができていない
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○災害時の必要性に応じて対応する

- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 45)文化・社会 教育施設の再 建策の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定することとなっている
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○公民館等の社会教育施設は市町村が所有しており、原則として事前対策は市町村の責任において講じることとなる
- ○図書館等の社会教育施設は、建築損傷・倒壊に対する技術的・財政的支援などの協議を深めていく必要がある
- ○復旧は当然実施するが、災害規模等による検討は実施していない
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○文化・社会教育施設の恒久的な再建については、被災状況により異なるため、事前に個別具体的な対策を定めることは難しい
- ○文化施設・文化活動についての復興対策については、財政支援が主となることから検討されていない
- ○現時点での災害対策が、被害状況の確認、被害の拡大防止など応急措置に視点を置いているため
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○主としてハード面の整備となるが、十分な予算の確保が困難であるため
- ○災害時の必要性に応じて対応する
- ○大規模な再建を要する規模の被害想定が難しい
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○施設の性格から支援内容は建物の改修等と思われる
- ○図書館等の社会教育施設の建築損傷・倒壊に対する技術的・財政的支援など
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 46)文化活動の 再開に関する 検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○災害の状況に応じた復興計画を各自治体が策定することとなっている
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○ハードの再建が一時的な使命と考えられるが、被災規模により負担する財政の規模も変わってくるため、事前の計画立案は困難である
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○県のマニュアルに位置づけるべきものかの検討が必要
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○文化活動の内容が多種多様にわたっており、一律に再開するための具体的対策を定めることは難しい
- ○文化施設・文化活動の復興対策は、財政支援が主となることから検討されていない
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○必要性必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○美術館など展示会を開催する場合、空調設備が設置された建物でなければ困難なため、建物の復旧 までは活動再開が難しい
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○主としてハード面の整備となるが、十分な予算の確保が困難であるため
- ○災害時の必要性に応じて対応する

- ○大規模な再建を要する規模の被害想定が難しい
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○一定規模以上の被災に対する国の財政等支援措置の明確化
- ○庁内関係部局、市町村との調整等が必要
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 47)NPO・ボラ ンティア活動

の支援

- ◆事前対策ができていない理由
- ○NPO活動推進課としては、特定の活動分野に対しての支援や育成は行っていないため
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○専門知識(医療・建築・外国語等)を有しているボランティア等については、その数が少ないこと、また、 それを取りまとめる団体が不在であることから、行政との連携が不足している
- ○財源がない
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○農村災害専門ボランティア活動の芽がない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていない
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○災害時の活動を目的としている専門職に関するNPO・ボランティアの育成に関する助成制度
- ○災害時に専門職・専門ボランティアと行政が連携を図るよう、関係省庁(厚労省・国交省・文科省等)から 地方公共団体の復興対策実施部局に通知・指導していく必要がある
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 48)NPO・ボラ ンティアの育 成

- ◆事前対策ができていない理由
- ○災害時には既存の団体に属さない個人が多数集合してくるものであり、コーディネートする人材の育成 が重要である
- ○特定の活動分野に対しての支援や育成は行っていない
- ○専門知識(医療・建築・外国語等)を有しているボランティア等については、その数が少ないこと、また、 それを取りまとめる団体が不在であることから、行政との連携が不足している
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○農村災害専門ボランティア活動の芽がない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○予防計画や応急対策計画がまだ十分に検討されていないため、復旧・復興計画の充実に至っていない。
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○社会福祉協議会により、災害救援ボランティアが登録、育成されているため
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○災害時の活動を目的としている専門職に関するNPO・ボランティアの育成に関する助成制度の検討が 必要
- ○地方公共団体の防災担当だけでは限界があるため、災害時に専門職・専門ボランティアと行政が連携を図るよう、関係省庁(厚労省・国交省・文科省等)から地方公共団体の復興対策実施部局に通知・指導していく必要がある
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 49)がれき処理 計画の作成・

検討

- ◆事前対策ができていない理由
- |○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○市町村が主体的に取り組むべき分野と考えている
- ○収集運搬業者との協定の締結等について検討中
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○がれきの仮置場の確保を検討する必要があるが、検討にあたってがれき発生量の推計が困難であるた

X

- ○がれき等の仮置場の確保ができていない
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○運搬ルートの設定やがれきの仮設場の確保などが災害の発生状況によって左右されるため
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○災害復興に必要な場合は、最大限がれきを受入れざるを得ない
- ○がれきを一時的に仮置きする場所の確保が可能と思われる
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、手引き)や先進地事例の紹介
- ○確保すべきがれきの仮置場の広さ等を検討する上で必要となる、がれきの発生推計方法等が示されているがれきの処理計画策定マニュアル
- ○がれき置場等の事前確保に対する財政的支援
- ○がれき置場等の建設可能用地の把握
- ○仮置場を予定する場合の当該地の目的外使用の迅速な許可
- ○がれき処理において発生する費用等の財政支援
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 50)情報提供・ 相談体制の検 討

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○ホームページや広報車、チラシ等で情報提供を行うことを検討しているが、具体的な手順等をマニュア ルで定めていない
- ○復旧・復興時専用の相談窓口の設置を具体的に検討していない
- ○地域防災計画見直しの中で検討中
- ○応急対策の検討を優先的に行っており、検討に及んでいない
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○地区類型別復興対策を要する規模の被害想定が難しい
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

## 51)地区類型別

#### の復興対策上 の課題、留意 点、重点施策

の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○大規模災害が発生した場合、復興対策セクション(復興対策室)や各部横断的な庁内組織(委員会)を 組織し、地震や火山など、その災害の状況に応じた課題・重点施策を検討することとしている
- ○災害予防、災害応急対策の充実が優先されており、災害復旧・復興対策の検討等に至っていない
- ○これまで検討を行っていない
- ○指針等がないので、どのようにしたらよいかわからない
- ○地域別実態等の把握及び検討の遅延
- ○県のマニュアルに位置づけるべきものかの検討が必要
- ○火山対策、災害時要援護者対策等の新たな防災課題、避難対策や自主防災組織の活性化等の地域課題、地震対策の充実など、予防・応急対策に重点を置いているため
- ○地域防災計画中の復興に関する記述を見直し中
- ○精緻な被害想定を行っていないため、具体的な検討ができていない
- ○地区類型別の実態把握が不可欠であるが、財政的に困難
- ○林地崩壊は、緊急度が高いものより治山事業により復旧し、特に緊急を有するのものは国へ災害関連 緊急治山事業として要望し実施している
- ○復興計画に関する検討が行われてこなかったため

- ○必要性必要性について十分な検討がなされてきたものか不明
- ○当該部署は、農村地域を対象としており、特に類型化までは考慮していない
- ○災害の規模・様態によって検討するため
- ○事例が少なく、問題点の洗い出しや整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○地域防災計画上に各分野にわたる計画等が未策定
- ○今後の見直しで検討する予定
- ○大きな役割分担はあるが、詳細な対応までは今後検討が必要
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○災害態様によって、地区類型別の復興対策上の課題や留意点、重点施策は異なるため
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○実態把握と対応策の早期検討
- ○庁内関係部局、市町村との調整等が必要
- ○類型別の特徴・課題の整理と対策手法の制度化が必要
- ○地方公共団体の財政負担を伴わない国の支援制度の創設
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

### 参考 表2.29の詳細 悩んだり困っていること及び必要な支援内容(都道府県回答)

1百日	中容
項目 1)復興本部の	内容 ◆悩んだり困っていること
設置に関する	○事例が少なく、課題の整理ができていない
条例等の制	〇所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
定•検討	○庁内の作成(検討)体制が整っていない ▲ ※悪い マンスナゼのカウ
	◆必要としている支援の内容
	○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
	○具体的な対策について、各省庁(例:まちづくりなら国交省)から、地方公共団体の関係部局に縦割り的
a) //	に通知・指導していく必要がある
2)復興本部運	◆悩んだり困っていること
営方法の検討	○取組手法がイメージできない
	○復興に関し、復興対策本部と災害対策本部の役割分担や連携方法
	○復興対策としてどのような課題があるのか、担当部局で認識されていない
	○復興本部の体制、運営のあり方について一般的なモデルがない(災害対策本部との兼ね合い等)
	○事例が少なく、課題の整理ができていない
	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
	○財源の確保
	◆必要としている支援の内容
	○指針(マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
	○具体的なものやモデル的なものがあれば示していただきたい
	○具体的な対策について、各省庁(例:まちづくりなら国交省)から、地方公共団体の関係部局に縦割り的
	に通知・指導していく必要がある
	○国・県で財源を確保してほしい
3)復興対策に	◆悩んだり困っていること
係る財政需要	○取組手法がイメージできない
の検討	○震災復興財源の確保
	○復興対策としてどのような課題があるのか、担当部局で認識されていないため、具体的に検討されてい
	ない
	○復興需要が未把握である
	○大規模災害では被害想定等がないため、所要額や資金調達方法の検討が困難
	○事例が少なく、課題の整理ができていない
	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
	○庁内の作成(検討)体制が整っていない
	○市の単独費用で復興が無理な点
	◆必要としている支援の内容
	○被災自治体が自らの判断と責任において迅速かつ機動的な復興対策が可能となるよう、総合的な財政
	支援の制度・仕組みの創設
	○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
	○具体的な対策については、各省庁(例:まちづくりなら国交省)から、地方公共団体の関係部局に縦割り
	的に通知・指導していく必要がある
	○復興需要の把握・算定方法
	○災害復旧への取組であれば、使途が自由な支援
4)復興基金創	◆悩んだり困っていること
設のための検	○当該基金設立に向けた財政措置(資金の確保が困難)
討	○取組手法がイメージできない
	○復興基金の財源となる起債の種類等の整理、管理財団の設立の手順の整理
	○事例が少なく、課題の整理ができていない
	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
	○庁内の作成(検討)体制が整っていない
	○市の単独費用で復興が無理な点
	○県等を単位とした広域的な「住宅再建共済制度」の必要性を感じているが、自治体間の意志決定や推
	進体制を整えることが難しい
	◆必要としている支援の内容
	○当該基金を創設するための財政支援
	○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
	○復興基金の財源となる起債の種類等の整理、管理財団の設立の手順の整理
	○災害復旧への取組であれば、使途が自由な支援
	○国による制度化又は創設指導

5)地方公共団 ◆悩んだり困っていること 体内部の調査 ○どのように取り組めばよいか、わからない ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない 人員配分の検 討 ◆必要としている支援の内容 ○手法例の提示(他都市の具体例、具体的やり方) 6)地方公共団 ◆悩んだり困っていること 体外部との連 ○大規模災害時における地方公共団体外部との実際の活動経験がないため、円滑な連携が可能か不明 ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない 携体制の検討 ◆必要としている支援の内容 ○他都市での具体例について知りたい 7)応急危険度 ◆悩んだり困っていること ○施設の被災における程度の判定について専門知識を有する技術者がいない 判定調査体制 の検討 ○実施主体となる市町村で、実際に人員を充当する認識になっていない ○応急危険度判定には一級建築士等多くの専門家が被災地で活動するので、その後の実施される被災 度区分判定や罹災証明のための調査にもっとこの人的資源を活用できないか ○全国的な広域応援の場合の情報提供 ○アスベスト飛散エリアでの判定士等への保証 ○判定技術向上のための研修会や実地訓練 ○大規模災害時の調査人員が想定されること ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ◆必要としている支援の内容 ○的確な判断ができる専門技術者を迅速に現地へ派遣できる調査機能を有する体制の整備 ○市町村に対し、実際に指揮・指導できる人材の派遣 ○応急危険度判定と被災度区分判定や罹災証明のための調査との連携 ○全国へ被災地からの情報発信 ○アスベスト対策も含めた判定マニュアルの提示 ○国レベルでの模擬訓練施設の整備及び実施 ○専門的調査員確保のネットワーク構築手法 ○他都市での具体例について知りたい ◆悩んだり困っていること 8)被災宅地危 ○被災状況からどう行動したのか情報が少なく、市町村との連携などに反映されていない 険度判定調査 体制の検討 ○災害時の体制 ○アスベスト飛散エリアでの判定士等への保証 ○宅地判定士の養成は行っているものの、被災宅地危険度判定調査体制について充分でない ○判定技術向上のための研修会や実地訓練 ○応急危険度判定制度との連携 ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ◆必要としている支援の内容 ○過去の被災時の対応状況等を踏まえた、実効性のあるマニュアル等の提示 ○連絡訓練及び実施訓練の基準やマニュアルの提示 ○アスベスト対策も含めた判定マニュアルの提示 ○宅地判定士の派遣 ○国レベルでの模擬訓練施設の整備及び実施 ○連携した協議会の発足 ○訓練に要する費用の確保 ○他都市での具体例について知りたい ◆悩んだり困っていること 9)住宅•公共 施設の被害調 ○市町村が第一義的に対応する罹災証明に関する県の支援策等についてはまとめられていない 査体制の検討 ○「民」が管理している防災対策の必要な農業用施設(農業用ため池など)に対して、行政が直接関与す る明確な法的根拠がない ○大規模災害時の調査人員が想定されること ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○被害状況の把握をどのように実施したらよいか ◆必要としている支援の内容 ○罹災証明に関するマニュアルの整備 ○農業用施設に対する法的根拠の整備 ○内閣府調査研究の提示 ○専門的調査員確保のネットワーク構築手法 ○他都市での具体例について知りたい ○関係団体等への依頼、指導

	○専門家以外の者が行う場合の調査項目や方法
10)被災者生	○寺门家がやり有かりり場合が調査項目や方法
活実態調査体	○どのように取り組めばよいか、わからない
制の検討	○このように取り組みなるとか、450mのよとし  ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
川川・ノイ央ロリ	○   ○
	◆必要としている支援の内容
	▼必要としている文族の内容  ○体制作りのマニュアル等の提示
	○内閣府調査研究の提示
	○PYB内調査研究の使小  ○他都市での具体例について知りたい
	○他都市での共体例について知りたい  ○災害復旧資材を常時一定量の保管をする組織が必要である
11)復興計画	○次音復印真材を吊时一た里の木官をする組織が必要である
, ,, ,, ,, ,, ,,	
策定体制の検	
討	○どのように取り組めばよいか、わからない ○佐思ませせがある佐思理会のおきなに、これでの声明会の美見の戸地士社
	○復興基本方針(案)や復興理念の検討等についての専門家の意見の反映方法 ○復興対策は、ていないないないない。 目が的に検索性なてい
	○復興対策としてどのような課題があるのか、担当部局で認識されていないため、具体的に検討されてい
	ない
	〇モデルとなるものがなく、作成には至っていない 〇年間記事が存在性間の知識及び買着のよい大きょうで、間時なってごればない。
	○復興計画策定体制の組織及び運営のあり方について一般的なモデルがない
	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
	○庁内の作成(検討)体制が整っていない
	◆必要としている支援の内容
	○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
	○設置した「震災復興対策専門会議」の活用方法等
	○具体的な対策については、各省庁(例:まちづくりなら国交省)から、地方公共団体の関係部局に縦割り
	的に通知・指導していく必要がある
	○内閣府調査研究の提示
	○他都市での具体例について知りたい
12)復興整備	◆悩んだり困っていること
条例の制定・	○復興対策としてどのような課題があるのか、担当部局で認識されていないため、具体的に検討されてい
検討	ない
	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない。 ○ たんが (************************************
	○庁内の作成(検討)体制が整っていない
	◆必要としている支援の内容
	○指針(ガイドライン)や先進地事例の紹介
	○具体的な対策については、各省庁(例:まちづくりなら国交省)から、地方公共団体の関係部局に縦割り
	的に通知・指導していく必要がある
13)まちづくり	◆悩んだり困っていること
協議会の結	○復興に向けたまちづくり対策のノウハウの習得
成・活動の支	○建築基準法での再築規制の区画整理摘要の時間不足
援	○復興対策としてどのような課題があるのか、担当部局で認識されていないため、具体的に検討されてい
	\$\langle 1
	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない。 ○ たんが (************************************
	○庁内の作成(検討)体制が整っていない
	◆必要としている支援の内容
	○指針(ガイドライン)や先進地事例の紹介
	〇段階的に対処できる方策検討
	○具体的な対策については、各省庁(例:まちづくりなら国交省)から、地方公共団体の関係部局に縦割り
	的に通知・指導していく必要がある
14)集団移転	◆悩んだり困っていること
による新市街	○集団移転に係るノウハウや実例が少ない
地候補地の検	○新市街地の都市計画決定時間不足など
討	○復興対策としてどのような課題があるのか、担当部局で認識されていないため、具体的に検討されてい
	ない
	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
	○庁内の作成(検討)体制が整っていない
	◆必要としている支援の内容
	○指針(ガイドライン)や先進地事例の紹介
	○災害対策特例や土地取得・施設整備の事前策
	○具体的な対策については、各省庁(例:まちづくりなら国交省)から、地方公共団体の関係部局に縦割り
	的に通知・指導していく必要がある

#### 15)被害軽減 ◆悩んだり困っていること のための防災 ○膨大な数に及ぶ危険個所の解消が、なかなか進捗しないこと ○復興対策としてどのような課題があるのか、担当部局で認識されていないため、具体的に検討されてい 施設整備事業 の実施 ない ○民有林治山事業予算が年々削減され、治山事業の計画的な実施に支障がある ○既存の漁港施設の耐震性の評価等を計画したいが、マニュアル等がなく、補助制度もない ○災害復旧に要する経費が十分確保できていない状況であり、早期復旧ができない ○作業が人力を多く伴うものなので、労働力の確保が難しい ○県・市町村の財政事情の悪化により、事業の進捗が遅れている ○下水道において、平成10年度以前の施工施設に耐震性がない ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ○水道事業における災害時の被害軽減策として、施設の耐震強化等の整備が必要である(水道事業経営 に及ぼす影響が大きい) ○耐震化等促進のための財源 ◆必要としている支援の内容 ○橋梁震災対策3か年プログラムなど、重点的な予算配分の継続 ○具体的な対策については、各省庁(例:まちづくりなら国交省)から、地方公共団体の関係部局に縦割り 的に通知・指導していく必要がある ○民有林治山事業予算枠の確保 ○既存の漁港施設の「耐震点検マニュアル・耐震設計マニュアル」等を国が作成し、実施費用を支援して ほしい ○国庫補助率の増率等、財政支援の強化 ○耐震工法への取替に伴う事業費の確保 ○指針(ガイドライン)や先進地事例の紹介 ○財政支援及び財政支援に係る必要な法整備 ○補助メニュー等の拡充 ◆悩んだり困っていること 16)応急仮設 ○必要量は市町村に委ねているが、被災世帯のうちどのくらいの割合で応急仮設住宅への入居を希望し 住宅の必要 量・供給量の ているか不明 算出方法の検 ○阪神大震災等の事例を参考にする以外の手法がない ○事例が少なく、課題の整理ができていない 討 ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ○具体的な検討を進めていく上で参考とする情報が不足している ◆必要としている支援の内容 ○災害種別ごとに被災住宅の戸数に対する応急仮設住宅の建設戸数割合についての情報提供 ○災害等で倒壊・延焼した住宅のうち、どの程度の割合で応急仮設住宅が必要かの基準があれば、建設 用地の確保にあたって、市町村の協力が得られる ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○研修会等の実施 ◆悩んだり困っていること 17)応急仮設 住宅建設可能 ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない 用地の把握 ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ○今後さらに検討を進めていく上で参考とする情報が不足している ◆必要としている支援の内容 ○必要量・供給量の算出方法の検討や建設可能用地の把握など ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○研修会等の実施 ◆悩んだり困っていること 18)応急仮設 住宅の建設資 ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない 材の把握や供 ○庁内の作成(検討)体制が整っていない 給方法の検討 ○具体的な検討を進めていく上で参考とする情報が不足している ◆必要としている支援の内容 ○必要量・供給量の算出方法の検討や建設可能用地の把握など ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○研修会等の実施 ◆悩んだり困っていること 19)民間賃貸 住宅の借上基 ○民間賃貸者住宅の基準づくりに関する考え方、ノウハウの習得

準の作成・検

討	○参考になるものが少ない
	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
	○庁内の作成(検討)体制が整っていない
	○具体的な検討を進めていく上で参考とする情報が不足している
	◆必要としている支援の内容
	○基準作成に向けたガイドラインの策定
İ	○常に流動している民間賃貸住宅市場での、確実な供給可能戸数を把握しておくための財政的支援
	○必要量・供給量の算出方法の検討や建設可能用地の把握など
İ	○借上の具体的基準及び借上費の補助
	○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
	○研修会等の実施
20)民間賃貸	◆悩んだり困っていること
住宅の空家状 況の把握	〇民間団体からの情報入手方法やその連携方法
	○民間賃貸住宅市場において、どのような住戸がどの程度災害時に供給可能なのか不明
	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない。
	○庁内の作成(検討)体制が整っていない。 ○ B/1/4/4/1/1014年が終われた。 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が天日、 1.77年間が大日、 1.77年間が大日、 1.77年間が大日、 1.77年間が大日により、1.77年間が大日によりにより、1.77年間が大日により、1.77年間が大日により、1.77年間が大日によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
	○具体的な検討を進めていく上で参考とする情報が不足している
	◆必要としている支援の内容
	○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
	○必要量・供給量の算出方法の検討や建設可能用地の把握など
21 - 4 P P P	○研修会等の実施
21)応急住宅	◆悩んだり困っていること
の入居基準の	○被災者をどの応急住宅にどのように振り分けるのか。 ○ 三次があった。
作成•検討	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
	○庁内の作成(検討)体制が整っていない ○○公理は含まながなっていない。
	○今後更に検討を進めていく上で参考とする情報が不足している
	◆必要としている支援の内容
	○必要量・供給量の算出方法の検討や建設可能用地の把握など ○1 R 其 **** の (同一)
	○入居基準の例示 ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
	○研修会等の実施
22)建設業協	◆悩んだり困っていること
会等との協定	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
会等との協定の締結	○庁内の作成(検討)体制が整っていない
	○具体的な検討を進めていく上で参考とする情報が不足している
	◆必要としている支援の内容
	○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
	○研修会等の実施
23)被災者が	◆悩んだり困っていること
自力で実施す	○半壊住宅の修理に対する応急修理制度の充実
る応急修理に	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
対する支援の	○庁内の作成(検討)体制が整っていない
検討	○具体的な検討を進めていく上で参考とする情報が不足している
15/11/1	○年齢、所得制限等に対する被災者の理解が得にくい
	○マンションなどの再建支援策が求められている
	◆必要としている支援の内容
	○応急修理が可能な半壊住宅に対し、効果的な修理が、大量かつ迅速に行えるよう、対象者の制限をな
	くすこと
	○実費弁償の基準を見直すなど、過去の実態に即した制度の充実
	○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
	○研修会等の実施
	○国制度の条件緩和、支援策の拡充等
24)公営住宅	◆悩んだり困っていること
の必要量・供	○公営住宅によって救済すべき被災住宅の割合が不明
給量の算出方	○参考になるものが少ない
法の検討	○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
	○庁内の作成(検討)体制が整っていない
	○具体的な検討を進めていく上で参考とする情報が不足している
	◆必要としている支援の内容
	○必要量・供給量の算出方法の検討や建設可能用地の把握など

#### ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○研修会等の実施 ◆悩んだり困っていること 25)公営住宅 ○応急仮設住宅の建設用地の一部を使用可能と考えられること 建設可能用地 の把握 ○公営住宅によって救済すべき被災住宅の割合が不明 ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ○今後更に検討を進めていく上で参考とする情報が不足している ◆必要としている支援の内容 ○必要量・供給量の算出方法の検討や建設可能用地の把握など ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○研修会等の実施 26)住宅再建 ◆悩んだり困っていること ○住宅再建のための「共済制度」の創設 支援策の検討 ○住宅再建にあたっては、ダブルローンの問題に対しての有効な手法が見つからない ○既存不適確建築物の実態把握等が不可欠だが財政的に困難である ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○住宅再建支援は私有財産の維持形成につながる恐れがあり、支援の是非を判断しがたい ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ○被災者生活支援法では、建設費や補修費に対して支援金を充てることができない ○参考とする情報が不足している ○年齢、所得制限等に対する被災者の理解が得にくい ○マンションなどの再建支援策が求められている ◆必要としている支援の内容 ○国において、国民相互扶助を基本とした住宅再建に関する共済制度の創設 ○住宅再建のダブルローンの問題の有効な手法 ○地方公共団体の財政負担を伴わない支援制度の創設 ○内閣府調査研究の提示 ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○支援の是非を判断した上で、必要ならば法制化していただきたい ○被災者生活再建支援法の被害認定の基準緩和 ○住宅の建設費・補修費など支給対象の拡大 ○研修会等の実施 27)アドバイザ ◆悩んだり困っていること 一の派遣等の ○アドバイザーの育成や確保 ○マンションの再建は、既存不適格建築物も含め、建替・補修の合議を取ることが難しく、こうした問題に 検討 対する専門家を災害時にどうやって把握するのか ○財源の確保が困難 ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ○今後更に検討を進めていく上で参考とする情報が不足している ◆必要としている支援の内容 ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○アドバイザー育成に係るマニュアル作成や事例の提供 ○専門家との災害時での協力体制の確立 ○研修会等の実施 ◆悩んだり困っていること 28)既存不適 格建築物の再 ○マンションの再建は、既存不適格建築物も含め、建替・補修の合議を取ることが難しく、こうした問題に 建支援策の検 対する専門家を災害時にどうやって把握するのか ○既存不適格建築物の実態把握が必要であるが、財政的に困難である 計 ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ○具体的な検討を進めていく上で参考とする情報が不足している ◆必要としている支援の内容 ○専門家の育成、災害時での協力体制の確立 ○地方公共団体の財政負担を伴わない国の支援制度 ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○研修会等の実施 ◆悩んだり困っていること 29)一時的事

○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討

業スペース確

#### 保支援の検討

ができない

- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
- ○事業スペースの確保
- ○具体像が見えない
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例(モデル)の紹介
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 30)工業・商業 の再建支援策

の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討ができない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
- ○発災直後から緊急的対応が求められる食糧・物資調達及び商工農業関係の災害情報収集と、復旧・復 興過程における上記支援策の両方を担う必要があるが、同一の災害においても、被災地によっては、 引き続き緊急対応を実施すべき地域と、早い段階での復旧・復興過程に移行すべき地域が出てくること が予想され、担当する組織・職員の円滑な業務移行体制の確立が課題である
- ○国からの人、場所、金銭面支援がどこまで受けられるのか
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○商工業振興基金(災害復旧基金)の利子補給に必要な予算
- ○中小企業にとって再建に必要な融資に対する信用保証料の負担感が大きい
- ○個人事業者や中小企業者の支援策が乏しい
- ◆必要としている支援の内容
- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○緊急対応である食糧・物資調達や情報収集に関する全庁的に円滑な実施・運用体制の整備とともに、 民間レベルにおいて自発的支援が行われる環境の整備
- ○国の負担分の増加
- ○公的信用保証料の負担軽減
- ○支援策等の拡充
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

### 31)農林水産

#### ◆悩んだり困っていること

## 業の再建支援策の検討

- ○施設復旧、経営再建において利活用可能な制度等の予備知識が少ない
- ○資金面等での迅速な対応が厳しい
- ○国の迅速な対応等情報提供
- ○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討ができない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
- ○発災直後から緊急的対応が求められる食糧・物資調達及び商工農業関係の災害情報収集と、復旧・復興過程における上記支援策の両方を担う必要があるが、同一の災害においても、被災地によっては、引き続き緊急対応を実施すべき地域と、早い段階での復旧・復興過程に移行すべき地域が出てくることが予想され、担当する組織・職員の円滑な業務移行体制の確立が課題である
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○台風等による被害後の対応
- ○申請手続きが複雑なため、速やかな対応が困難
- ○被災時の支援策を簡潔に理解し、また市民に説明できる資料が不足している
- ○個人事業者や中小企業者の支援策が乏しい
- ◆必要としている支援の内容
- ○激甚災害法及び指定基準について常時研修会等による周知、運用の弾力化
- ○関係省庁としての、災害時の支援メニューの迅速な提示(国としてできることできないこと)

- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○緊急対応である食糧・物資調達や情報収集に関する全庁的に円滑な実施・運用体制の整備とともに、 民間レベルにおいて自発的支援が行われる環境の整備
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○申請手続きの簡略化
- ○説明資料・情報の提供、勉強会の開催など
- ○支援策等の拡充
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 32)観光業の 再建支援策の

検討

#### ◆悩んだり困っていること

- ○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討ができない
- ○風評被害等への対応も含めた対策の立案
- ○事例が少なく、課題の整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
- ○発災直後から緊急的対応が求められる食糧・物資調達及び商工農業関係の災害情報収集と、復旧・復興過程における上記支援策の両方を担う必要があるが、同一の災害においても、被災地によっては、引き続き緊急対応を実施すべき地域と、早い段階での復旧・復興過程に移行すべき地域が出てくることが予想され、担当する組織・職員の円滑な業務移行体制の確立が課題である
- ○観光施設がどれくらいで復興するのか
- ○本当に観光客が戻ってきてくれるのか
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○個人事業者や中小企業者の支援策が乏しい
- ◆必要としている支援の内容
- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○無利子又は低利融資
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○緊急対応である食糧・物資調達や情報収集に関する全庁的に円滑な実施・運用体制の整備とともに、 民間レベルにおいて自発的支援が行われる環境の整備
- ○観光施設復旧の援助
- ○他地域への被災地紹介(被災地はこんなに頑張っているという宣伝)
- ○支援策等の拡充
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 33)新分野進 出・事業転換 等に対する支

援策の検討

#### ◆悩んだり困っていること

- ○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討ができない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
- ○発災直後から緊急的対応が求められる食糧・物資調達及び商工農業関係の災害情報収集と、復旧・復 興過程における上記支援策の両方を担う必要があるが、同一の災害においても、被災地によっては、 引き続き緊急対応を実施すべき地域と、早い段階での復旧・復興過程に移行すべき地域が出てくること が予想され、担当する組織・職員の円滑な業務移行体制の確立が課題である
- ○財源の確保
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理した上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある
- ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介
- ○緊急対応である食糧・物資調達や情報収集に関する全庁的に円滑な実施・運用体制の整備とともに、 民間レベルにおいて自発的支援が行われる環境の整備
- ○財政面での支援
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 34)産業構造

◆悩んだり困っていること

#### の転換や都市 ┃ ○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討 計画との連携 ができない を考慮した産 ○災害の熊様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め 業復興策の検 ることは困難) 討 ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○話が具体的にまだ詰まっていない ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ◆必要としている支援の内容 ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理し た上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供 ○想定される災害ごとのシミュレーション 35)産業復興 ◆悩んだり困っていること ○災害時具体的な被害が明確ではなく、被害想定等で明らかにするにも限界があるため、対応策の検討 需要の地元還 元策の検討 ができない ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難) ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○話が具体的にまだ詰まっていない ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ◆必要としている支援の内容 ○細かな被害想定を実施するとともに、復旧(原状復旧)と復興(新たな付加価値の追加)の概念を整理し た上で、復興対策として必要な事項を整理する必要がある ○指針(ガイドライン)や先進地事例の紹介 ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供 ○想定される災害ごとのシミュレーション ◆悩んだり困っていること 36)雇用の維 持•再就職促 ○災害の熊様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め 進策の検討 ることは困難) ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ◆必要としている支援の内容 ○指針(ガイドライン)や先進地事例の紹介 ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供 ○想定される災害ごとのシミュレーション ◆悩んだり困っていること 37)離職者の 生活支援の検 ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難) ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ◆必要としている支援の内容 ○指針(ガイドライン)や先進地事例の紹介 ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供 ○想定される災害ごとのシミュレーション ◆悩んだり困っていること 38)医療施設 の再建支援策 ○民間施設等も多く、それらに対する具体的な財政支援策がない の検討 ○財源がない ○いかに財政負担を生じさせずにハード復旧を、円滑に行うか ○事例が少なく、課題の整理ができていない ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難) ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○対策の検討方法 ○事前に検討し定めておくべき具体的内容がわからない ◆必要としている支援の内容 ○財政的支援(医療施設、福祉施設の再建のための国庫補助) ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供 ○想定される災害ごとのシミュレーション ◆悩んだり困っていること

39)メンタルへ

#### ルスケア、 ○どのように取り組めばよいか、わからない PTSD対策の ○PTSDについては医療(カウンセリング含む)との連携や長期支援が必要となる 実施に関する ○迅速に関係部署が連携して、メンタルヘルスケアやPTSDに対する相談支援体制を取るためのシステム 検討 やマニュアルがない ○研修派遣(人材養成)のための財源確保 ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難) ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○地域医療機関との連携システムの構築 ○職員への研修について、概略的な内容しか伝えられない ○事前に検討し定めておくべき具体的内容がわからない ○専門の医療機関がない ◆必要としている支援の内容 ○対策の第一段階の方法論の教示 ○研修会の開催や情報提供等による周知 ○施設・設備整備のための補助制度、財政措置 ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○厚生労働省及び社団法人日本精神科病院協会で実施している「こころの健康づくり対策研修会・PTSD 対策研修会レベルのより高度な研修が、今後も引き続き必要 ○専門医療機関の整備、専門家の育成 ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供 ○想定される災害ごとのシミュレーション ◆悩んだり困っていること 40)福祉施設 の再建支援策 ○どのように取り組めばよいか、わからない の検討 ○保健師が行う研修会等実施のため、継続的な予算措置が必要 ○いかに財政負担を生じさせずにハード復旧を、円滑に行うか ○福祉施設の再建支援対応の迅速性 ○事例が少なく、課題の整理ができていない ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難) ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○事前に検討し定めておくべき具体的内容がわからない ◆必要としている支援の内容 ○対策の第一段階の方法論の教示 ○経費面での支援制度、 ○地方公共団体の財政負担を伴わない国の支援制度 ○医療施設、福祉施設の再建のための国庫補助 ○国の補助事業等の迅速な対応 ○指針(ガイドライン、マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供 ○想定される災害ごとのシミュレーション 41)福祉サ ◆悩んだり困っていること ビスの供給に ○どのように取り組めばよいか、わからない 関する検討 ○広域的な調整 ○財源確保 ○災害の熊様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難) ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○事前に検討し定めておくべき具体的内容がわからない ◆必要としている支援の内容 ○対策の第一段階の方法論の教示 ○災害時要援護者の受入れや人材派遣に関する調整と支援制度(経費) ○地方公共団体の財政負担を伴わない国の支援制度 ○指針(手引き)や先進地事例の紹介 ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供 ○想定される災害ごとのシミュレーション 42)授業再開 ◆悩んだり困っていること ○予算上の問題 に関する検討 ○実験器具等、教具の購入

- ○事例が少なく、課題の整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
- ◆必要としている支援の内容
- ○財政等支援措置の明確化
- ○購入費の支援
- ○マニュアル及び手引きや先進地事例の紹介
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

### 43)学校教育

- ◆悩んだり困っていること
- 施設の再建策の検討
- ○予算上の問題
- ○建物の復旧に対する技術的・財政的支援などの対策 ○事例が少なく、課題の整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
- ○施設の数が多く、充分な対策を取れるのか心配である
- ○学校施設の応急危険度判定のためのスタッフ確保について検討されていない
- ○対応するためには他都市等からの応援が不可欠であるが、そのシステムは不十分である
- ◆必要としている支援の内容
- ○財政等支援措置の明確化
- ○建物の復旧に係る技術的・財政的支援
- ○マニュアル及び手引き等の提示、先進地事例の紹介
- ○提出期限については、臨機応変な対応が望まれる
- ○学校施設の耐震化を進めるにあたっての財政支援
- ○学校教育施設の応急危険度判定のためのスタッフの他都市等からの派遣・応援に関する、国全体としてのシステム構築
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

### 44)被災児童•

◆悩んだり困っていること

## 生徒への支援策の検討

- ○予算上の問題 ○児童生徒の心のケアのためのカウンセラー確保
- ○教科書等就学援助費の支給
- ○事例が少なく、課題の整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○被災児童生徒(PTSD等)が多い場合、対応が困難である
- ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
- ◆必要としている支援の内容
- ○財政等支援措置の明確化
- ○カウンセラー等の派遣
- ○就学援助費等の支援
- ○マニュアル及び手引き等の提示、先進地事例の紹介
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 45)文化・社会 教育施設の再

- ◆悩んだり困っていること
- 建策の検討
- ○予算上の問題
- ○建物の復旧に対する技術的・財政的支援などの対策
- ○財政支援が主となることから検討されていない
- ○博物館資料(文化財)が滅失した場合の対応(基本的に同じものはなく、代替品とすることで展示構成全体の検討も必要となり、多大な時間と経費を要する)
- ○事例が少なく、課題の整理ができていない
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定めることは困難)
- ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
- ○支援は必要かと思われるが、具体的な検討段階に入っていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○建物の復旧に係る技術的・財政的支援
- ○国立研究所等の学術的な支援

- ○全国的な文化財収蔵施設との連携 ○指針(マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供 ○想定される災害ごとのシミュレーション ◆悩んだり困っていること 46)文化活動 の再開に関す ○財政支援が主となることから検討されていない る検討 ○事例が少なく、課題の整理ができていない ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難) ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○文化活動再開のための具体策 ○支援は必要かと思われるが、具体的な検討段階に入っていない ◆必要としている支援の内容 ○財政支援策の検討が必要 ○指針(マニュアル、手引き)や先進地事例の紹介 ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供 ○想定される災害ごとのシミュレーション ◆悩んだり困っていること 47)NPO・ボラ ○災害発生時のNPO・ボランティアの受入本部の所管が不明瞭 ンティア活動 の支援 ○専門知識(医療・建築・外国語等)を有しているボランティア等は、その数が少ないこと、また、それを取 りまとめる団体が不在であることから、行政との連携が不足している ○ボランティアの安全確保 ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難) ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○財政状況が厳しく十分な事業費が確保できない ○災害現場に派遣されるボランティアの装備品、活動資機材、災害現場の前線で活動するボランティアに 対する保険等に係る経費は、各団体の負担となっており、十分な整備ができていない ◆必要としている支援の内容 ○災害発生時のボランティア受入に関するマニュアルの作成及びその周知 ○災害時に専門職・専門ボランティアと行政が連携を図るよう、関係省庁(厚労省・国交省・文科省等)から 地方公共団体の復興対策実施部局に通知・指導していく必要がある ○必要な財政措置 ○ボランティア活動による傷害等に対応する保険費用等の負担 ○他都市での具体例について知りたい
  - ○活動資機材等の貸し出し、及び、ボランティアが現地で活動するための必要経費(食事代、宿泊経費、 保険料等)の資金面支援
  - ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
  - ○想定される災害ごとのシミュレーション

#### 48)NPO・ボラ ンティアの育 成

- ◆悩んだり困っていること
- ○各部局においてNPO・ボランティアと協働して実施してもらいたい
- ○専門知識(医療・建築・外国語等)を有しているボランティア等については、その数が少ないこと、また、 それを取りまとめる団体が不在であることから、行政との連携が不足している
- ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難)
- ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない
- ○財政状況が厳しく十分な事業費が確保できない
- ◆必要としている支援の内容
- ○部局ごとの分野で活動する団体との連絡調整等
- ○災害時に専門職・専門ボランティアと行政が連携を図るよう、関係省庁(厚労省・国交省・文科省等)から 地方公共団体の復興対策実施部局に通知・指導していく必要がある
- ○他都市での具体例について知りたい
- ○財政的支援
- ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供
- ○想定される災害ごとのシミュレーション

## 計画の作成・

検討

- 49)がれき処理 ◆悩んだり困っていること
  - ○廃掃法上の問題(がれきなど家屋解体物の処理で、一廃の施設許可を持っていない産廃処理施設で の処理は廃掃法上違反となってしまう)
  - ○仮置場、最終処分場の確保(都市部はがれきの仮置場及び最終処分場の確保が難しい)
  - ○がれきの仮置場の確保を検討する必要があるが、検討にあたってがれき発生量の推計が困難であるた

X ○がれき処理は、阪神・淡路大震災で公費負担を行っており、こうした仕組みが事前に作れないか ○発生する廃棄物量に対し、一時保管する場所、処理先の目途が立たない ○被災地域が広範となる大規模地震等が発生した場合の最終受入先の確保 ○内陸県では、廃棄物の埋立地の確保が困難である ○処理量は、未確定のため、シミュレーションによる具体的な計画策定は困難 ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○より具体的な細部計画を策定したいが、どのような内容を盛り込んだらよいのか ◆必要としている支援の内容 ○災害時には緩和するなど制度の見直しをしていただきたい ○場合によっては、国が広域処理の指導、方針を掲げるよう望む ○確保すべきがれきの仮置場の広さ等を検討する上で必要となるがれきの発生推計方法等が示されてい るがれきの処理計画策定マニュアル ○災害時における公費負担制度の確立 ○がれき等の処理支援組織設立に関する検討 ○がれき等仮置場の確保に関する手引きなど ○被災地域が広範となる大規模地震等が発生した場合の最終受入先の確保 ○国レベルで関係都道府県間の調整 ○他都市での具体例について知りたい 50)情報提供• ◆悩んだり困っていること 相談体制の検 ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ◆必要としている支援の内容 討 ○他都市での具体例について知りたい 51)地区類型 ◆悩んだり困っていること 別の復興対策 ○地区類型別の復興対策は、そこまで精緻な被害想定を行っていないため、具体的な検討ができていな 上の課題、留 意点、重点施 ○地区をどのような類型別にするか 策の検討 ○災害の態様・規模等は様々であり、事前対策の徹底を図ることは困難(画一的な対応方法・基準を定め ることは困難) ○所管が違い、考え方や方針等が伝えきれない ○庁内の作成(検討)体制が整っていない ◆必要としている支援の内容 ○類型別の特徴・課題の整理と対策手法の制度化が必要 ○地区の類型をはじめすべて ○指針(ガイドライン)や先進地事例の紹介 ○他都市での具体例について知りたい ○内閣府実施の調査研究成果等の情報提供

○想定される災害ごとのシミュレーション

## 参考 表3.17の詳細 災害復興への事前の取組の具体的内容(市区町村回答)

項目	具体的内容の概要
1)復興本部の	○防災まちづくり推進本部設置要綱を制定
設置に関する	○災害対策本部(会議)条例、設置要綱、運営要綱、活動要綱の制定、施行
条例等の制定・	○「災害復興基本条例」及び「災害対策本部の設置及び運営に関する規則」制定
検討	○災害対策本部の役割として災害復旧を明示(復旧・復興担当部署を指定)
	○災害復興対策本部の設置
	○職員防災行動マニュアル(本部の運営)
	○災害復旧活動支援基金制度を平成18年度に創設
2)復興本部運	○防災まちづくり推進本部設置要綱に記載
営方法の検討	○本部の設立、組織体制、基本的な業務について地域防災計画に記載
D/1201001	○災害対策本部条例の制定
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○規則で、復興本部の組織、分掌事務並びに本部に設置する部、課の分掌事務を規程
	○震災復興本部組織図・各部局の分掌事務が決まっている
	○辰次後典本部通営要綱に災害対策本部の役割として災害復旧を明示
	○震災により運営について検討 ○ ※ませなせれる (A) ・ ※ませなくき 記号   ※ ませなくき   ではないませない   ※ ませない   ***********************************
	○災害対策本部条例、災害対策会議設置要綱、災害対策活動要綱及び地域防災計画に明記 ○ △ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆
a) / fartte     fafe)	○全庁的な見直しを行っている 
3)復興対策に	○防災まちづくり実施計画に記載
係る財政需要	○震災復興マニュアルの中に掲載
の検討	○復旧・復興事業に充当できる財源の確保対策を構ずるため、行動・手順・方法が決まっている
	○災害対策本部運営要綱に災害対策本部の役割として災害復旧を明示
	○災害復旧費で対応
	○被害状況の把握と対応策の検討と同時に応急・復興事業に係る財政需要見込み算定
	○水害と中越大震災から、財政需要について把握している
	○長期収支計画策定の経験による
	○災害復旧に関し、関係各課でそれぞれ対応している
4)復興基金創	○災害対策基金を創設 <sup>・</sup>
設のための検	○市条例に基づき、災害救助基金を積み立てている
討	○震災復興マニュアルの中に掲載
h 1	○復旧事業の経費にあてるための防災対策基金の設置
	○中越大震災を受け、復興基金を創設した
	○油流出事故等対策基金の設立
	○長期収支計画策定の経験による
	○被災者生活再建支援基金条例の制定
5)地方公共団	○被災調査実施担当班について地域防災計画に記載
1	
体内部の調査	〇災害対策本部内に調査部を設置
人員配分の検	○財務部職員を指定している
討	○地域防災計画において事務分掌を定めている
	○災害対策本部の動員計画表により、被害調査班を配備 ○第7名 はなななからない。 オート ヘトト・ロン・ストナー・ログラン・ログラン・ログラン・ログラン・ログラン・ログラン・ログラン・ログラン
	○緊急対策班を組織し、市内全域を区分して被害調査や被害対策を行う人員配置 ○ なたなどない。
	○毎年度当初に、災害対策職員動員計画を見直し、職員への周知を徹底する(調査班を含む)
	○被害者生活実態調査に基づき主管担当課を中心に調査にあたる
	○都市復興マニュアル
	○各種団体との協定及び地域防災計画による規定
	○災害対策本部条例施行規則において、通常業務のセクションを、災害対策専用の対策部の組織を位
	置づけ
	○被害調査担当部署(道路・河川は建設課、家屋は税務課など)からの要請に基づき、総務課で職員の
	動員を行う
	○税務3課(納税課・市民税課・資産税課)による調査班体制を整備済み
	○災害対策本部組織規程において、災害対策本部 地域担当部 地区班を設置
	○定期人事異動に併せて班員を指名「防災名簿」)し、被害調査の担当者及び町内を割り当て
	○地域防災計画及び職員防災行動マニュアルで担当部局及び調査方法等を決めている
	○罹災証明の発行は税務課職員があたることとしている
	○非常配備体制表作成済
	○一定の課に属する職員を、特定の学校区の被害状況調査に係る担当者とする
	○ ため味に属する概点を、特定の手収色の板音状化調査に成め直当者とする  ○災害時の業務大綱
	○緊急被害状況調査員制度を設けている
	U 赤心  X 口 (N )   N    N    N    N    N    N    N

○既に締結している災害時応援協定により、人員の確保が見込めるため ○防災動員計画において、調査部の各配備の人員を定めている ○各課災害時の活動マニュアルを作成 ○被害調査について調査要領を作成し、調査人員を毎年度当初に班編成 ○年度当初に説明会を開催 6)地方公共団 ○住民組織等の協力について地域防災計画に記載 体外部との連携 ○応援協力体制の整備(相互応援協定の締結等) ○地域防災計画において、関係機関リストを作成し連携先を定めている 体制の検討 ○県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく相互応援等による連携体制確保 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○マニュアルにより、都防災ボランティア制度などによる連携を定めている ○22特別区をはじめとする49団体と52の協定を締結 ○担当部署を防災計画上明確にし、各対策部で対応するようにしている ○各種団体との協定及び地域防災計画による規定 ○総合防災訓練を通じて、防災機関との連絡調整窓口の確認 ○「民間協力計画」を定め協力体制を確立 ○非常時の連絡体制の整備 ○自主防災会との連携や近隣市町と協定を結び訓練等を実施している ○県都市地震連絡協議会 ○ライフライン機関連絡協議会 ○建築担当、防災担当職員に応急危険度判定士の講習を受講させている ○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記 ○災害対策本部条例、災害対策活動要綱 ○既に締結している災害時応援協定により、人員の確保が見込めるため ○応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、別に定める被災建築物応急危険度判定要綱に基づ き判定を実施 ○被災宅地の危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請す ○地元からの被災箇所の情報提供(農会に調査協力要請) ○各課災害時の活動マニュアルを作成 ○建築士会との調整会議の開催、マニュアルの作成 ○被災状況を把握するため、関係団体へ情報提供を呼びかけている ○応急危険度判定士の名簿作成等 7)応急危険度 判定調査体制 ○まちづくり計画部職員を指定 の検討 ○市調査士がいる(絶対的人員不足) ○被災建築物応急危険度判定「震前計画」を策定し、被災建築物の応急危険度判定実施体制の整備 ○被災建物応急危険度判定計画書の作成 ○応急危険度判定コーディネーターの選任 ○建築専門職員の体制を整備 ○職員以外に要請することも考慮 ○県主催の危険度判定士養成講習を通じて有資格者を段階的に養成 ○震災復興マニュアルの中に掲載 ○応急危険度判定員は、建築部署において活動 ○地域防災計画に応急危険度判定調査の設置基準を記載 ○震災復興マニュアルに応急危険度判定調査班の編成及び調査体制等を具体的に記載 ○被災建築物応急危険度判定実施要綱・マニュアルを策定済み ○職員の都防災ボランティアへの登録済 ○講習会及び応急危険度判定訓練を実施 ○マニュアルを総合防災訓練等で検証 ○市被災建築物応急危険度判定員連絡会の設置 ○東京都と連携した被害認定の実施 ○登録者との情報伝達訓練の実施 ○県外からの応援者の受入等のコーディネート訓練の実施 ○判定用具等が整えられている ○総合防災訓練における本部運営訓練 ○建築組合との協定締結(応急的な判定を依頼) ○「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造・鉄 骨造・鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行うこととし体制の検討をしている ○判定士の講習を受けた建築課職員がコーディネーターとなり、民間(建築士会)の協力を求めている ○既に締結している災害時応援協定により、人員の確保が見込める

	○年に1回ほど危険箇所調査を行っている
8)被災宅地危	○建築専門職員の体制を整備
6/ 版火 七 地 凡 除度判定調査	○ 屋架等門 和良の月本市で金加   ○ 県主催の危険度判定士養成講習を通じて有資格者を段階的に養成
体制の検討	○地域防災計画でそれぞれの対応等について記載
144中1142119	○悪災復興マニュアルに被災宅地危険度判定調査班の編成及び調査体制等を記載
	□○辰次後典ペーゴブルに依次七地也與受刊だ嗣直近づ帰成及○嗣直体前寺で記載 □○応急危険度判定班が応急危険度判定員の協力を得て応急危険度判定を実施
	○応忌因與後刊定近が心忌因與後刊定員の協力を特で心忌因與後刊定を失過   ○被災建築物応急危険度判定実施要綱・マニュアルを策定済み
	○職員の都防災ボランティアへの登録済
	○報覧の制度の表現のプログライン・マンカンのでは、   ○被災宅地危険度判定連絡協議会に参加
	○マニュアルを総合防災訓練等で検証
	○市被災建築物応急危険度判定員連絡会の設置
	○東京都と連携した被害認定の実施
	○建設業協会と協定を締結済み
	○応急危険度判定、被災宅地危険度判定等の庁内実施体制の確認
	○「応急危険度判定士マニュアル」を策定中
	○訓練、情報伝達訓練等を実施
	○あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を住民に周知す
	る体制を検討している
	○災害時職員行動マニュアルにて策定
	○災害対策本部条例に明記
	〇応急危険度判定訓練及び伝達訓練をそれぞれ年1回以上実施
	○応急危険度判定のための判定実施本部の設置
	○被災宅地の危険度判定のための判定実施本部の設置
	○県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請
	○県及び県下の市町において県被災宅地危険度判定協議会を設立
	○判定士ににより、応急的対応を建築物の使用者又は管理者に喚起する
	○職員の危険度判定資格の取得を推進
9)住宅•公共施	○災害対策本部内に調査部を設置
設の被害調査	○災害対策本部の動員計画表により、被害調査班を配備している
体制の検討	○復興だけでなく、応急対策時から調査についての体制を定めている
	○建築専門職員の体制を整備している
	○住宅・公共施設の被害調査体制については、担当部署を決定している
	○地域防災計画及び震災復興マニュアルにおいて、住宅・公共施設の被害調査体制についてスケジュ
	ール及び担当所管等を記載している
	○被災建築物応急危険度判定実施要綱・マニュアルを策定済み
	○区職員の都防災ボランティアへの登録済
	○総合防災訓練等で検証している
	○各種団体との協定及び地域防災計画による規定
	○職員による被害調査の実施
	○公共施設被害は、各施設担当課に調査を依頼し被害の状況を集約
	○総合防災訓練における本部運営訓練
	○地域防災計画及び職員防災行動マニュアルで担当部局及び調査方法等を決めている
	〇県建築物地震対策推進協議会に設置された被災住宅危険度判定推進部会と協力し土木・建築技術者 なませんながける上茶さまである。2月1日、1915年1、000年4、785日
	等を対象に判定士養成講習会の開催、判定士の養成、登録
	○避難所等に参集する職員に、それぞれ道中で確認してくる施設を割り振っている
	○市内の応急危険度判定士の把握、連絡協力体制の整備 ○※ませ等大数を優し活動無線及び地域はは、1000円では、1000円である。
	○災害対策本部条例、活動要綱及び地域防災計画に明記   ○緊急被害状況調査員制度を設けている
	○紫心板音へ近調査員前度を取りている  ○既に締結している災害時応援協定により人員の確保が見込める
	○判定士ににより、応急的対応を建築物の使用者又は管理者に喚起する
	○被害調査について調査要領を作成し、調査人員を毎年度当初に班編成している
10)被災者生活	○マニュアルを総合防災訓練等で検証している
実態調査体制	○職員による避難先の個別訪問の実施
夫態調査体制 の検討	○「戦員による避難元の回が記句の実施   ○仮設住宅入居者を対象とした聞取り調査の実施
<b>▽</b> ノ1尺pリ	○収設住宅へ皆省を対象とじた開戦が調査の実施  ○地域防災計画及び職員防災行動マニュアルで担当部局及び調査方法等を決めている
	○災害対策本部条例、活動要綱及び地域防災計画に明記
	○災害救助法等災害による援助法を活用していく
	○既に締結している災害時応援協定により、人員の確保が見込める
	○既に制品している次音時心を励足により、八負の確保が見込める   ○地域ケア会議等で検討を行うほか、福祉関係者で調査・対応を行っている
11)復興計画策	○防災まちづくり計画を策定
11/12代日四州	○からう イン川里で水上

定体制の検討	○地域防災計画において、策定のための専門チームの編成などを定めている
	○震災復興マニュアルにおいて、復興計画策定に係る担当所管及び手順等を具体的に記載
	○県復興対策マニュアル作成検討の中で研究
	○中越地震に伴う「復興計画」は市民ワークショップやパブリックコメントという手法で策定
	○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
	○各課災害時の活動マニュアルを作成
12)復興整備条	○震災復興マニュアルの中に掲載
例の制定・検討	○「被災市街地の復興整備に関する条例」及び「同施行規則」制定済み
グリック川川八二十月日1	○「放火川南地の後央金浦に関する米が」及び中が地方が東川市に済めた
	○過去に震災復興計画を策定
10/24 3210/4	○各課災害時の活動マニュアルを作成 ○「R# L W to CERTAL A L STREET W to CERTAL A L STREET A L
13)まちづくり協	○「噴火災害復興まちづくり懇談会」、「噴火災害復興対策検討委員会」の設置
議会の結成・活	○復興のためではないが、事業や計画、構想等について地域住民と意見交換を行う「まちづくり協議会」
動の支援	を結成済み
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○「まちづくり条例」による支援体制あり
	○密集事業関連事業導入
	○震災復興模擬訓練の実施
	○総合開発委員会を設置
	○市連合自治会において、防災担当委員ができ防災について検討を行っている
	○「安全なまちづくり条例」施行し、「安全なまちづくり対策協議会」を発足
	○毎年8月1日を「市民安全の日」に制定
	○各課災害時の活動マニュアルを作成
	○各地にまちづくり協議会を設置
14)集団移転に	○震災復興マニュアルの中に掲載
よる新市街地候	○各課災害時の活動マニュアルを作成
補地の検討	
15)被害軽減の	○地域防災拠点施設となる消防・防災センターを整備
7 77 17 1 1 17 1	
ための防災施	○公的施設等の移転•再配置 ○ TANTA (本月) (本月) (本月) (本月) (本月) (本月) (本月) (本月)
設整備事業の	○砂防施設の整備促進
実施	〇公園整備事業 ○Ph//// (and the particular of the part
	○防災行政無線の整備
	○新規交通ネットワーク開設整備
	○漁港整備
	○耐震性貯水槽(井戸付を含む)
	○公共施設(学校、避難施設)の耐震化
	○地域防災計画でそれぞれの対応等について記載
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○木造住宅密集地域や防災上危険度が高い地域において、防災まちづくり事業(密集住宅市街地整備
	促進事業、都市防災総合推進事業)の実施
	○庁舎については現在新庁舎建設検討中
	○市街地再開発事業
	○土地区画整理事業
	○沿道不燃化促進事業
	○防災備蓄計画の作成及び耐震性貯水槽の整備等
	○デジタル地域防災無線(防災行政無線)の整備
	○避難地、避難路、緊急輸送路の整備
	○電線共同溝等の防災施設の整備
	○緊急輸送路、緊急輸送路にかかる橋梁等の耐震補強
	○可搬式小型動力ポンプの整備
	○計画的な建物の耐震診断、改修 ○ LTM ((京) は 11 11 11 元 大谷 (京) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
	○土砂災害情報相互通報システム等の設備整備
10) - 7 /	○河川防災ステーション建設 ○ White # 1
16)応急仮設住	○地域防災計画に基づき、入居対象者の要件を満たす世帯数を速やかに把握し、必要戸数を上位団体
宅の必要量・供	に要請
給量の算出方	○地域防災計画に、建設可能戸数、供給対象世帯数の把握について記載
法の検討	○震災復興マニュアル、地震災害時職員行動マニュアルの中に掲載
	○上位団体と連携し、建設予定地や量について確保
	○大学の研究団体と協同して研究
	○被災者に対する意向調査をもとに、面接等により意思確認を行って応急仮設住宅の必要量等算出

	○被害想定により算出
	○関係部局で必要量・供給量を算出
	○被害想定により必要量算出、建設予定地が地域防災計画に記載
	○県実施の東海・東南海地震等被害予測調査にて調査済
	○応急仮設住宅建設候補地台帳の整備
	○地震を想定した仮設住宅の必要戸数は、県からデータを受領
	○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
	○過去の事例を参考に判断する
	○被災戸数の3割以内
17)応急仮設住	○地域防災計画において、仮設住宅建設候補地を定めている
宅建設可能用	○内部資料として、あらかじめ建設用地の検討を行っている
地の把握	○学校予定地や空地等に建設予定地を確保
_ ,_,_	○毎年度、応急仮設住宅建設候補地の見直しを実施
	○市内市有地を建設用地として計画
	○毎年調査し、県と情報を共有している
	○建設予定地の指定と各予定地の面積から設置できる戸数を算出
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○オープンスペース利用計画による
	○面積・避難人数等を想定表として策定済み
	○応急仮設住宅の建設が可能な公有地や民有地について調査済み
	○対応マニュアルを作成し、実動できるよう連絡会や訓練の実施
	○防災街づくり事業計画において、市内オープンスペースの利用計画策定
	○村営住宅の復旧にて対応
	○地震災害時職員行動マニュアルによる
	○大学の研究団体と協同して研究
	○八子の別元団体と勝向して切え  ○中越地震においては市所有の学校のグランドや公園等の公共用地、国有財産(空き地)等を利用して、
	○中感地震においては印刷作の子校のグランドで公園寺の公共用地、国作財産(空さ地)寺を利用して、   応急仮設住宅を建設
	○被害想定により指定済み ○周による被害相党、内色に記せられる。 マットス 其 ざさばばばの はっしつ またばない (かん) (中間)
	○県による被害想定、応急仮設住宅建設マニュアルに基づき候補地のリストアップ、敷地等の状況把握、
	配置図の作成
101-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-	○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
18)応急仮設住	○地域防災計画により建設資材の調達先を別に定め、調達が困難な場合北海道及び関係機関に斡旋を
宅の建設資材	依頼する
の把握や供給	○建設業協会は防災会議委員となっており、協力体制は構築されている
方法の検討	○建設業共同組合との災害時における応急措置に関する協定の締結により対応
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○村営住宅の復旧にて対応
	○地震災害時職員行動マニュアルによる
	○大学の研究団体と協同して研究
	○県と社団法人プレハブ建築協会との間に協定を締結済み(災害救助法適用時の応急仮設住宅の建設
	は、県の実施事項と規定)
	○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
	○応急仮設住宅を一括して設置できる業者を数社把握
19)民間賃貸住	○地域防災計画に県災害対策本部に応援を要請することを定めている
宅の借上基準	○震災復興マニュアルの中に掲載
の作成・検討	○地震災害時職員行動マニュアルによる
	○大学の研究団体と協同して研究
	○災害時民間賃貸住宅の借上依頼済み
	○公営住宅法に示されている借上方法に準じて行うべきであると考えている
20)民間賃貸住	○地域防災計画に県災害対策本部に応援を要請することを定めている
宅の空家状況	○震災復興マニュアルの中に掲載
の把握	○不動産団体と借上げによる一時提供住宅の供給目的の協力関係を結んでいる
	○平塚市地震災害時職員行動マニュアルによる
	○大学の研究団体と協同して研究
	○災害時民間賃貸住宅の借上依頼済み
21)応急住宅の	○地域防災計画により応急仮設住宅の入居者の条件を規定している
入居基準の作	○災害時要支援者を優先とする入居者の選定基準の設定
成•検討	【 ) 辰 火 復 典 マーユ / ブレグ 中 に 権 戦
成•検討	○震災復興マニュアルの中に掲載 ○地震災害時職員行動マニュアルによる
成•検討	○ 農災復興マーユアルの中に指載 ○ 地震災害時職員行動マニュアルによる ○ 大学の研究団体と協同して研究

_	
	○災害救助法に基づき決定する
	○県が災害時応急仮設住宅建設管理マニュアルを作成済み
	○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記
	○過去の事例を参考に判断する
	○被災状況調査班により福祉主管課で入居基準により入居させている
22)建設業協会	○建設業協会は防災会議委員となっており、協力体制は構築されている
等との協定の締	○建設業組合、建築組合、鳶工業組合、管工土木事業組合、木材同業組合、技能職団体連絡協議会と協
結	定を結んでいる
714	○風水害対策等協定に基づき実施している
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○建設業協会事務所に地域防災無線を設置
23)被災者が自	○応急修理に関して地域防災計画に記載
力で実施する	○震災復興マニュアルの中に掲載
応急修理に対	○国制度の災害援護資金について条例化
する支援の検	○廃家電·廃車等処理事業 ○ 対が、お、のは、対け、対対は、15/1/12
討	○被災者の経済的再建支援体制を強化
	○災害救助法に基づく住宅の応急修理制度により支援をする
	○検討会を行っている
	○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記
	○住宅建設、修繕時の貸付金に対する利子補給を考えている
24)公営住宅の	○地域防災計画により災害公営住宅の整備基準を規定
必要量•供給量	○震災復興マニュアルの中に掲載
の算出方法の	○地震災害時職員行動マニュアルによる
検討	○県被害想定調査結果等に基づき研究
DCH 1	○被災者に対する意向調査をもとに、災害公営住宅の必要量等算出する
	○マスタープランで、人口割合により必要量・供給量を算出
25)公営住宅建	○現在ある公営住宅(市営住宅)の建て替え等により対応
設可能用地の	○公営住宅建設可能用地を選定済
把握	○震災復興マニュアルの中に掲載
1二7至	
	○帰島確認調査時に意識調査を実施 ○可提生地震災害時間最後であった。スパストス
	○平塚市地震災害時職員行動マニュアルによる
	○県被害想定調査結果等に基づき研究
	〇用地は市有地を把握している
	○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記
26)住宅再建支	○地域防災計画に規定されている
援策の検討	○独自の「住宅再建支援要綱」を設置(北海道が事業主体で「マイホーム災害資金貸付」事業実施)
	○住宅復興資金の貸付斡旋について定めている
	○災害援護資金の貸付について決定済
	○住宅金融公庫の利用、借入れ手続の指導
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○住宅金融公庫の利子補給事業等
	○被災者住宅支援金の交付
	○被災者生活再建支援制度を策定
	○国・県の被災者生活再建制度の活用や義援金の配分等により支援
	○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記
	○激甚災害に財政援助措置あり
	○住宅建設、修繕時の貸付金に対する利子補給を考えている
	○県の実施する住宅共済制度を活用
27)アドバイザ	○ 震災復興マニュアルの中に掲載
一の派遣等の	○展次後典ペーユテルジーに19載  ○区分所有者の合意形成を適切に行うため、建替・改修アドバイザー派遣制度の情報を広報等により周
検討	知を図る
	○地域防災計画に記述あり
	○激甚災害に財政援助措置あり
	○建築行政指導の中で対応する
	○住宅(建築)相談所を開設する
28)既存不適格	○地域防災計画に規定
建築物の再建	○マンション管理に関するNPOを活用し、その構成員である社団法人と連携により、マンション建替アドバ
支援策の検討	イザーの派遣要請を行うことを検討
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○総合設計制度などの活用により再建支援を行う。

	○激甚災害に財政援助措置あり
	○建築行政指導の中で対応する
29)一時的事業	○震災復興マニュアルの中に掲載
スペース確保	○激甚災害に財政援助措置あり
支援の検討	
30)工業•商業	○中小企業者等に対する各種金融支援策等の実施(「中小企業噴火災害特別資金利子等補給事業」「災
の再建支援策	害融資制度」「噴火災害中小企業返済対策特別資金融資」「災害復旧資金融資」「中小企業安定支援資
の検討	金融資「再開資金利子補給」)
▼ / 1   大日   1	○地域防災計画に事業者への融資について記載(被災中小企業者に対する緊急融資及び利子補給)
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○都などの制度がある
	○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記
	○激甚災害に財政援助措置あり
31)農林水産業	○農家等に対する各種金融支援策等の実施(「噴火災害融資事業利子補給事業」「ホタテガイ養殖管理
の再建支援策	に係る経費への支援」「農業用施設災害復旧事業」)
の検討	○震災復興マニュアルの中に掲載
♥ 21 央市 1	○農水漁業金融公庫による融資制度の利用
	○農地、農業関連施設の復旧事業
	○辰屯、辰耒寅連旭以り復口事未  ○漁業生産基盤施設整備事業
	○庶来生産基盤施設登開事業  ○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記
	○激甚災害に財政援助措置あり
	○補助対象外については原材料支給等により対応
\ <del></del>	○中小企業等への融資制度の活用
32)観光業の再	〇観光客誘致のためのPR活動
建支援策の検	○火山資源等の活用についての検討
討	〇噴火災害融資事業利子補給事業実施 0.500000000000000000000000000000000000
	○「ホタテガイ養殖管理に係る経費への支援」事業実施
	○魅力あるまちづくり事業として足湯、手湯、噴火遺構散策路など観光施設整備
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○都の災害復旧資金融資や中小企業安定支援資金融資などの制度
	○観光振興プラン策定事業にて魅力ある観光プログラムの提供
	○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記
	○激甚災害に財政援助措置あり
	○中小企業等への融資制度の活用
33)新分野進	○中小企業者等が行う産業技術開発等に対する支援等の検討
出·事業転換等	○震災復興マニュアルの中に掲載
に対する支援	○各種支援制度で対応
策の検討	○地域防災計画に関係する事項が掲載
	○激甚災害に財政援助措置あり
	○商工業者を対象に融資制度を実施
34)産業構造の	○近隣市町村との広域的な公園等の整備
転換や都市計	○震災復興マニュアルの中に掲載
画との連携を考	○各種支援制度で対応
慮した産業復	○激甚災害に財政援助措置あり
興策の検討	
35)産業復興需	○地場農水産物等の需用・消費の拡大
要の地元還元	○町単独で、町内のみで使用できる商品券配布事業
策の検討	○避難住民リフレッシュ事業として対象者を限定し地元宿泊券を配布
214 - D284	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○火山礫等を新たな特産品の開発
	○地元業者優先としている
	○激甚災害に財政援助措置あり
36)雇用の維	○資金の融資、経営相談等の実施
持•再就職促進	○ 景金の融資、柱宮市ស守の矢池   ○ 緊急地域雇用特別対策推進事業による職業訓練、特別訓練奨励金制度
策の検討	○ 紫心で変化が行うが、水ができました。  ○地域防災計画において、被災事業主に対する対策、職業の斡旋について定めている
ンドマン1大日リ	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○展火復典マーユアルン中に掲載  ○都労働経済局と協力し、離職者の実態調査、相談窓口の開設
	○部方側飛行月285月10、開駅400天態制宜、相談窓口の用設  ○公共事業等の雇用の拡大・島民を積極的に雇用
	○公共事業等の権用の拡入・島氏を慎極的に権用  ○激甚災害に財政援助措置あり
	○ハローワーク等と連携をとりながら情報提供

の策方圏離着1×対下の振労支援・一ディネーターによる成分相談、東劣に結び・へは常円会の実施 ②整数原料・1世間、慶離的 即降を行った場合、職業能力開発更助金による補助 の常火災を当定支援事業として活意と確認に即な、順を支施 の常火災を当定支援事業として活意と確認に即な、順を支施 の地域が設計画に足用対域として記載(雇用限限の失業能付に関する特別指置) ②変度限実・ニアルや中に指数 ○雇用保険の特別について開助 ○解火災事告ま支援事業付す業、災害保護特別事業等の実施 ○ルデード・シブが活用 ○旅送以当由は支援等金貸付事業、災害保護特別事業等の実施 ○ルデード・シブが活用 ○旅送以当は対域が指定か ○原災復募・ニティル・レールを一へ公議を行う、総合的な相談が実施できる体制を構築 クールが表が実施制性・一と大きな (の形で変数が変数が変数が変数が変数が表して関する情報を対し、対合のな相談が実施できる体制を構築 のが表がままは対域が指定か のが表がままは対域が指定か ので表が表が表が表が表しましまる。 ので表が表が表が表しましまる。 ので表が表が表が表しまる。 ので表が表が表が表しましまる。 ので表が表が表が表しましまる。 ので表が表が表が表しましまる。 のでありまではの表が表が表しまします。 のでありまではな場が指定から、のできなしまします。 のでありまでは対域が指定からの関係関節を全がましまして記載 のでありまでは、対域を表が表がましまい。 のでは関す、またいのできる。 のでは関す、またいのでは、対域を表があります。 のでは関す、とないの対ながました。 のによる。 のにまる。 のによる。 のによる。 のによる。 のによる。 のによる。 のによる。 のになる。 のいになる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。		
37解職者の生 ( ) 祭念第川の解認について記述( ) 記念は計画に認知 ( ) ( ) 祭念第川の原線について記述( ) 記述( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		○「無料職業紹介センター事業」を通じ就職の斡旋・紹介
37. 熱風和の強制について防災計画に記蔵 「防安火災害れば支援事業中にて行意と解こ即かい領を支給 ・の繰火災害れば支援事業中にて行意と解こ即かい領を支給 ・の繰火災害れば支援者等中にて行意と解こ即が関係といる場合 ・の繰成地は一部に平用が強して行動を開こ即が変勢を観測した。 ・ の場の災害が大きな後の人間に関係の外側について関 ・ の場と火害も式技験を受け中業・災害保護特別事業等の実施 ・ の場と火害も式技験を受け中業・災害保護特別事業等の実施 ・ の場と火害も式技験を受け中業・災害保護特別事業等の実施 ・ の場と火害も式支援会を貸け事業・災害保護特別事業等の実施 ・ の場と火害も気を投験を取得しませる。 ・ の場とが大きな関係を関し、総合的な行動が、総合的な行動が、発表とない、就労支援・対策のの場合を関係。 ・ の場と対している。 ・ の事がたいましている。 ・ の事がたいる。 ・ の事がなため。 ・ の事がたいる。 ・ の事がたい		
活支援の検討		○資格取得を目指し職業能力開発を行った場合、職業能力開発奨励金による補助
の構築者を展用した事業者に対して助成して記載(雇用保険の失業給付に関する特別措置) の機大度生まっている中に掲載 (雇用保険の特別について周期 ) では大きませまな複合を対する業人会に記載(雇用保険の失業会社に関する特別措置) の機大災生ままな複合を対す事業、労利保護特別事業等の実施 ) 小ザードマップの売用 ) 微差決策に財政援助措置から ) の成分大量保護計画に基づ金成労大量保護者(各関保課11割比公共職業安定所)と連携を取り、就労支援保護計画に基づ金成労大量保護会議(各関保課11割比公共職業安定所)と連携を取り、就労支援保護計画に基づ金成労大量保護会議(各関保課11割比公共職業安定所)と連携を取り、就労支援の、対場の対しました。 (登集)投資マニュアルの中に掲載 ) 中央診例が等災害復旧工事を実施 (中央診例が等災害復田工事を実施 ) 中地の成別診断中の大量協定が大計画に関記 (党を項目を策定 ) 中の場所が、対して、対象おを保証し地元活剤等の早期機能回復 ) 次告対策を構成が入りませて、電話相談や別別 (受害対策を施め) の機能に対しアレッシュ事業として対象者を保証し地元活剤等を促布   中の場所と関いための原料機能のネータンは及び財産等で行   企動が表別すて、電話相談やお財用談等では、地元活剤等を促布   では、対して、電話相談やお財用談等で   の地域が災計画でそれぞれの対応等に入いて記載   の環境による運動がと得くて、電話相談や別に対し、運動等が関係と口を保護所を関いましまで、対し、運動が対しましまで、対し、関係を関係と口を保護が、関係といるの情報を作う   の機関に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	37)離職者の生	
○ 州地成が決計画に同川対策として記載(同川保験の失業給付に制する特例指揮) ○ 売送後載でニュアルの中に掲載 ○ 応用保験の特別について周知 ○ では火災害生活支援食金代け事業・災害保護特別事業等の実施 ○ ルサードマン7の活用 ○ 薬長災害に財政援助措置から ○ 飲労実精能団計画に基 から散労支援権地会籍(各層係課日課と公共職業な定的)と連携を取り、飲労支援地できる体別を構築 ○ の東炎援護・ア・ア・ア・ターを中心・ア・ス会議を行い、総合的な和談が実施できる体別を構築 「再建支援策」の ・ の東級援護・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	活支援の検討	○噴火災害生活支援事業として生活基準額に足りない額を支給
○ 常然使用マニュアルの中に基敵     ○ 原用保険の分替外について同知     ○ 原来火災害生活支援資金貸付事業・災害保護特別事業等の実施     ○ 小ザードマンアの活用     ○ 厳密災害に財政援助用電かり     ○ 飲者災害に財政援助用電かり     ○ 飲者災害に財政援助用電かり     ○ 飲者災害に財政援助用電かり     ○ 飲者災害に財政援助用電かり     ○ 飲者災害に財政援助用電かり     ○ の数が復興マニュアルの中に基敵     市建支援策の     校計     ○ 市立南除・旧両村の投産診療所・の支援及び県立南部の早期機能回復     ○ 労業が選手間中の2米施配が発力計画に明定     ○ 労業が実施を終入して地域が設計画であった。対しており、総合中でも対していいて記載     ○ 市立南除・旧両村の投産診療所・の支援及び県立南部の早期機能回復     ○ 労業が実に財政援助用電かり     ○ の変に対しているに対していいて記載     ○ の変に対しているに対し、対していいった。     ○ の変に対していいった。     市産に関する検     前に関する検     前に関する体     前に関するをは     前に関する体     前に関するをは     前に関するとは     前に関すると     前に対すると     前に関すると     前に関すると     前に関すると     前に対すると     前に対すると		○離職者を雇用した事業者に対して助成制度を創設し支援を実施
□雇用保験の特例について周知     □内に保験で持備といって周知     □内に保験では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点		○地域防災計画に雇用対策として記載(雇用保険の失業給付に関する特例措置)
○時人実生活支援資金保付事業・災害保護特別事業等の実施 ○水チードマップの活用 ○蔵素災害に財政援別措置か) ○航労支援推進計画に基づき就労支援推進会識(各関係課日課上公共職業安定的)と連携を取り、就労支援不適計画に基づき成労党支援推進計画に基づき成分へ、総合的が相談が実施できる体制と構築  野産支援策の の表が復興マニュアルの中に基載 ○中央診療所等災害復旧工事を実施 ○地域が実計画中の企計施設等災害復旧計画に第定項目を策定 ○市立病院・計画中の企計施設等災害復旧計画に第定項目を第定 ○市立病院・計画中の企計施設等災害復旧計画に第定項目を第定 ○市立病院・計画中の企計施設等災害復旧計画に第定項目を第定 ○が表が条件級のが地域が設計画に明記 ○激災害に財政援別措置あり ○次生対策が条件級のでは受力を無料・なの避行 ○の経験に対したの主事業として対象者を限定し地で治治等を配布 ○の経験に対したの主事業として対象者を限定し地で治治等を配布 ○の経験に対したの主事業として対象者を限定し地で治治等を配布 ○の経験に対している主義性の表料となの避妊行 ○医師会等の協力を得て、電話相談やお問用談等を行う ○健康相談で、心理観がないがに影慮 ○「こころの相談窓口を保健所に設置し専門スタッフの配置を行う ○健康相談だったは実施の表別に関い、のの経過による連続というに関係しているのの機能がある。の理解に活動し時間となりのが必要を得しまる。の機能が対しまる。のによる連続を提出しなる計画を実施の決断を関から、必要対策を制を対している。のと、対理を提出しているが表別を関心というといるが表別を関心というに対しまれている。のでは、対理を提出している。のでは、対理を提供しているが表別を開催しまな対している。のでは、対理を提供しているが表別を開催しまな対している。のでは、対理を提供しているに観視している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理を対策を関係を担当所で及びす連等を具体的に記載の、対理を提供している。では、対理を提供している。のでは、対理を提供している。のでは、対理が表別では、対理を提供している。のでは、対理を対している。のでは、対しな、対理を対している。のでは、対している。のでは、対しな、対しな、対しな、対しな、対しな、対しな、対しな、対しな、対しな、対しな		○震災復興マニュアルの中に掲載
○・サードマップの活用 ○演進災害に財政援助措置かり ○般等交援推進計画に基づき就労支援推進会議(各関係課11課と公共職業安定所)と連携を取り、能労支援推進計画に基づき就労支援推進会議(各関係課11課と公共職業安定所)と連携を取り、能労支援企一ディネーターを中心にケース会議を行い、総合有文目旅が実施できる体制を構築 再建支援策の (中央診療所等災害復旧工事を実施 (少難が実施できる体制を構築 (少地域が災計画中の公児地域が災害で、力支援及び県立両院の早期機能回復 (少ま対策本部条例及び地域が災計画に明記 (被策決害に政策財政制計画に明記 (被策決害に政策財政制計画と財 (公共医療施設、網球等災害復旧事業 (公共医療施設、網球等災害復旧事業 (公共医療施設、網球等災害のの関係機関のネットワークの強化について記載 (公業と選生)セッシュ・事業として対象者を指版に地元信泊等を配布 (シ崎・寛・町・砂寺・三和田できる無料・ススの選行 (民籍が支援・関・関・動・の事・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・		○雇用保険の特例について周知
○激走災害に対政規則措置かり  ・就労支援推進計画に基づき就労支援推進会議(各関係親口課と公共職業安定所)と連絡を取り、就労支援一・ディネーターを中心にケース会議を行い、総合的な相談が実施できる体制を構築  ・ 支援ー・ディネーターを中心にケース会議を行い、総合的な相談が実施できる体制を構築  ・ 中央診療所後、著伽工事を実施  ・ 中央診療所等、影響は日本を実施  ・ の中央診療所等の実施は日本を実施 ・ の地域が影響が明子の支援及び県立等部の早期機能回復 ・ 災害対策本部条例及び地域防災計画・明治 ・ の選症災害に収収援助措置かり ・ 公土医療施設・胸部等災を後旧日本第  ・ 39)シタルー ルスケア、 アアンカ対策の実 施に関する検 ・ の場によりであっための関係機関のネットワークの強化について記載 ・ 選離住民ヴワン・ジンユ事業として対象者を限定し地元宿治券を配布  アアンカ対策の実 ・ の場に、関する検 ・ の場により、物等に利用できる無料バスの運行 ・ 医師会等の協力を得て、電話相談をお助け相談を行う ・ し地域が災害間でそれで表し、対抗等について記載 ・ 高速、復興マニュアルの中に掲載 ・ 「にころの相談を同うを保健所に対して、記載・ 「による神経が一」と解析を実施と対して対し、通回計・神保健相談チームと編成し、巡回相談を行う ・ 健康相談チームは震災を援助を説出、即月スタッフの配置を行う ・ 健康相談チームは震災を援助を説出、即月スタッフの配置を行う ・ 健康制設チームは震災を援助を説出、即月スタッフの配置を行う ・ 健康制設チームは震災を援助を説出、即月スタッフの配置を行う ・ 健康制設チームは震災を援助を説出、即月スタッフの配置を行う ・ 健康制設チームは震災を援助を説出、即月スタッとの・上できままままた。     一選書所をよる課題となりが必要を行う、「特別を提供を提供している場合は、という経験がある。		○噴火災害生活支援資金貸付事業・災害保護特別事業等の実施
②京・支援地治計画に基づき旅労支援性治金器(各間係和1課と公共職業安定形) と連絡を取り、放労支援後の一分でネーターを中心にケース会議を行い、総合的な相談が実施できる体制を体繁		○ハザードマップの活用
支援一・ディネーターを中心にケース会議を行い、総合的な相談が実施できる体制を構築  の		○激甚災害に財政援助措置あり
38)医療施設の		○就労支援推進計画に基づき就労支援推進会議(各関係課11課と公共職業安定所)と連携を取り、就労
再建支援策の		支援コーディネーターを中心にケース会議を行い、総合的な相談が実施できる体制を構築
・ 映域が災計画中の公共施設等災害復旧計画に策定項目を策定	38)医療施設の	○震災復興マニュアルの中に掲載
□ 市立病院・中町ドウ (反認)診断門・の支援及び県立病院の早期機能回復 ○災害対策本部条例及び地域が災計画に明記 ○激起災害に財政援助措置あり ○女性座療施設、病院等災害復旧事業 ○保健師活動支援のための関係機関のネットワークの強化について記載 ○飛起戦日民リプレッシュ事業として対象者を限定し地元宿泊券を配布 PTSD対策の実施に関する検 診に関する検 うけ、物等に利用できる無料しなの運行 ・地域が災計画でそれぞれの対応等について記載 ○歴災復興マニュアルの中に掲載 ○「こころの相談窓口」を保健所に設置し専門スタッフの配置を行う ・健康相談チームは震災教援所を巡回する ・保健所医師、心理職員、精神科医療機関と協力し巡回精神保健相談チームを編成し巡回相談を行う ・職員による避難先認助期間・スクールカウンセラー派遣事業の実施 ・職員防災行動マニュアル(医療、教徒及び財)疫・衛生 ・遊館所や応急仮設住宅の入居者を主に保健部による訪問を実施 ・災害対策本部条例及び地域防災計画・明記・明記・激起災害に財政援助措置あり ・災害・対策本部条例及び地域防災計画に明記 ・激起災害に財政援助措置あり ・災害・対策本部条例及び地域防災計画に明記 ・激起災害に財政援助措置あり ・災害・対策本部条例及び地域防災計画に明記・対応を検討 ・こもが外傷後ストレス症候群等の特神能状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けつ講演会の実施、専門協設での憲法相談の問訟、情報は報話の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施 ・御福祉樹保者が月に1回会節を開催し非常時の対応を検討 ・の活動を指すに1回会節を開催しま事時の対応を検討 ・治療が実施し、災害対策本部条例、災害対策計動変額 ・淡生災害に財政援助措置かり・社会部に施設災害復日事業 ・児童館、保育所は、国の整備費補助に耐援化工事等の優先採状がある ・福祉樹保者が月に1回会節を開催しま常時の対応を検討 ・治療に関う発展の場付事業実施 ・海底、災・物等に利用できる無料へスの運行 ・生活品購入資金の貸付事業実施 ・通応、寛・物等に利用できる無料へスの運行 ・生活品購入資金の貸付事業実施 ・通応、寛・物等に利用できる無料へスの運行 ・生活品購入資金の貸付事業基施 ・通応による注金部が建設設置費の特別措置の実施及び費用微収の減免措置に対する財政支援。 ※教験の影音を移立支援事業等の実施 ・海衛の関係を提供・の情報提供	再建支援策の	○中央診療所等災害復旧工事を実施
	検討	○地域防災計画中の公共施設等災害復旧計画に策定項目を策定
②激拡災率に財政援助指層かり   ②水地医療施設、病院等災害復旧事業   ②保線所活動支援のため、関係機関のネットワークの強化について記載   ②保線所活動支援のため、関係機関のネットワークの強化について記載   選難住民リフレッシュ事業として対象者を限定し地元宿泊券を配布   PTS力対策の実施に関し、物等に利用できる無料・バスの運行   ②医師会等の協力者号、電話相談をき行う   ①地域が災計画でそれぞれの対応等について記載   ②震災復興マニュアルの中に掲載   ○「こころの相談窓口を保健所に設置し専門スタッフの配置を行う   ④健練相談チームは震災救援所を巡回する   ○保健所区域、社関所は、公司服養、精神科医療機関と協力し巡回精神保健相談チームを編成し巡回相談を行う   ○職員に大都難先に開版計にスクールカウンセラー派遣事業の実施   ○職員防災行動マニュアル (医療・救護及び防疫・衛生)   ○職員応送必難が出版制度制度・表述の財疫・衛生   ○選轄所や応急促設性をの人居者を主に保健師による訪問を実施   ②災害対策が経験の状態が動し、対策が経験の状態が計画に引記   ②渡ま災害に財政援助措置あめ   ②災害等が経験が計画を受いて、日本を提供するための避難所等における機が利用を制度のの実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供、への力シンセリングの実施   中国施設での電話相談の開設、信報は禁誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供、への力シンセリングの実施   「会議と関係とよけ、「保証・関助の対応を検討   ○発達投資・コエアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載   ※教別養護者の対し、国際、買い物等に利用できる無料に可要を提供を制する対応を検討   ○自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備   ○強語院者が引にい回会議を開催し非常時の対応を検討   ○自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備   ○重活品購入資金の貸付事業実施   ○国、電節によび付金部記施設置置費の特別措置の実施及び費用他収の減免措置に対する財政支援。   ○英語・民生・受験に利用できる無料に対しるの運行   全部は需要調査を行い円滑な部化・アンの連続体制の変施及び費用でいた記載   ○第は需要調査が登録及び関係機関への情報提供		○市立病院・市町村の仮設診療所への支援及び県立病院の早期機能回復
②人共医療施設・病院等災害復旧事業   39)メクタルへ   人 大久子次   ②   《保健師店動支援のための関係機関のネットワークの強化について記載   ②   沙ボルスケア、   一   通能に関する検   ③   通能に関する検   ②   通能に関する検   ②   通能に関する検   ②   一   通能に関する検   ②   一   である   で		○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記
39)メンタハへ ルスケア、 アドSD対策の実施に関する検  施に関する検  計  の選能に関する検  高 、物等に利用できる無料が2の運行  の選別に関する検  活  の選別に関する検  の (実施機関のネットアークの強化について記載 の選別を等の協力を得て、電話相談やは別相談等を行う の地域が設計画でそれぞれの対応等について記載 の (表域の関連でニストルぞれの対応等について記載 の (表域の関連でニストルでは複数 の (こころの相談窓口」を保健所に設置し専門スタッフの配置を行う の (機験相談チームを編成し巡回相談を行う の (機験相談チームを編成し巡回相談を行う の (機験所を値し、2000年) (機関の関連でよる) (保健所に最近、20回域、20回する の (保健所医・2000年) (保健所に最近、20回する の (保健所を近し、20回する の (保健所を近くのでは、20回りに表現した。20回する の (保健所を近くのでは、20回りに表現した。20回りに表現し、20回りに表現を使用では、20回りに表現を表現では、20回りに		○激甚災害に財政援助措置あり
ルスケア、 PTSD対策の実		○公共医療施設、病院等災害復旧事業
○通院、買い物等に利用できる無料・スの運行   ○庭師会等の協力を得て、電話相談や訪問相談等を行う   ○地域助び説目面でされた名の対応等について記載   ○震災復興マニュアルの中に掲載   ○正ころの相談窓口」を保健所に設置し専門スタッフの配置を行う   ○健康相談チームは震災救援別を盗回する   (保健所医師、心理職員、精神科医療機関と協力し巡回精神保健相談チームを編成し巡回相談を行う   ○職員による避難先個別時間・スクールカウンセラー派遣事業の実施   ○職員による避難先個別時間・スクールカウンセラー派遣事業の実施   ○戦量所で心急仮設性をの入居者を主に保健師による訪問を実施   ○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記   ○激甚災害に財政援助措置かり   ○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記   ○激甚災害に財政援助措置かり   ○災害対策本部条例を関係者が月に同会議を開催し非常時の対応を検討   ○の実施 専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施   ○経出関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討   ○災害時要接護者施設の移産整備の検討について記載   ○災害対撃披護者施設の移産整備の検討について記載   ○災害地撃援護者施設の移産整備の検討について記載   ○災害対撃援護者を施設の移産整備の検討について記載   ○災害対撃接護者施設の移産整備の検討について記載   ○災害対撃援護者を開催し非常時の対応を検討   ○災害対撃援護者の移動と関係者所は、国の整備者制しに耐寒化工事等の優先採択がある   ○報品財政任豊前権協設災害復旧事業   ○児童館、保育所は、国の整備者補助に耐暖化工事等の優先採択がある   ○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討   ○単活品購入資金の貸付事業実施   ○国治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備   ○生活品購入資金の貸付事業実施   □国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援」   ②紫災復興マニュアルに、福祉・対応政策と関係の関係と対応記載   ○発動困難者移送支援事業等の実施   ○経・管・事業等の   ○経・管・政・管・責・事等を   ○経・管・事業・事の   ○経・管・政・管・事業・事の   ○経・財・管・責・事等を   ○経・財・管・責・事等を   ○経・財・管・責・事等を   ○経・財・管・責・事等を   ○経・財・管・責・事等を   ○経・財・管・責・事等を   ○経・財・管・責・事等を   ○経・財・財・財・財・財・財・財・財・財・財・財・財・財・財・財・財・財・財・財	39)メンタルへ	○保健師活動支援のための関係機関のネットワークの強化について記載
施に関する検 計  (医師会等の協力を得て、電話相談や訪問相談等を行う (地域が災計画でそれぞれの対応等について記載 (実後復平コニアルの中に掲載 (こころの相談窓口」を保健所に設置し専門スタッフの配置を行う (健康相談チームは震災救援所を巡回する (保健所医師、心理職員、精神科医療機関と協力し巡回精神保健相談チームを編成し巡回相談を行う (職員による避難先個別訪問・スクールカウンセラー派遣事業の実施 (職員防災行動マニュアル(医療・救護及び防疫・衛生) (政書時要接護者調査員制度を設け対応 (心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施 (福祉開発者が月に打回会議を開催し非常時の対応を検討 (災害時要接護者施設の移車整備の検討について記載) (選別報子本部条例、災害対策在動果例の)・資料を選を力に記載。 (選別復興マニニアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載)等対策を制入する影響を実施 (対き対策を力・二ム運営費補助事業を実施 (対・所別義策を力・二人運営費補助事業を実施 (対・所別義策を力・二人運営費補助事業を実施 (対・所別表述者に対して、関係を対して、対・所別表述者に対して、関係と対して、対・の対に対し、対・の対に対しが対し、対・の対に対し、対は対し、対・の対に対し、対・の対に対し、対・の対は対し、対・の対に対し、対は対し、対・の対に対し、対・の対に対し、対・の対に対し、対・の対に対し、対し、対・の対に対し、対は対しが対し、対し、対し、対し、対・の対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	ルスケア、	○避難住民リフレッシュ事業として対象者を限定し地元宿泊券を配布
計     一	PTSD対策の実	○通院、買い物等に利用できる無料バスの運行
○震災復興マニュアルの中に掲載 ○「こころの相談窓口」を保健所に設置し専門スタッフの配置を行う ○健康相談チームは震災敗技要所を必回する ○保健所区師、心理職員、精神科医療機関と協力し巡回精神保健相談チームを編成し巡回相談を行う ○職員による避難先個別時間・スクールカウンセラー派遣事業の実施 ○職員が大小売金成設住宅の入屋者を主に保健師による訪問を実施 ○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記 ○激甚災害に財政援助措置あり ○災害時要援護者調査員制度を設け対応 ○心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での予供へのカウンセリングの実施 ○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ○災害時要援護者施設の終本整備の検討について記載 ○震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○特別養護者人ホーム運営費補助に耐機化大事等の優先採択がある ○特別養護者人ホーム運営費補助に耐機化大事等の優先採択がある ○特別養護者人ホーム運営費補助に耐機化工事等の優先採択がある ○特別養護者人ホーム運営費補助に耐機化工事等の優先採択がある ○特別養護者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ○災害対策本部条例、災害対策活動要綱 ○激甚災害に財政援助措置あり ・社会福祉及び児童福祉施設災害復日事業 ○児童館、保育所は、国の整備費補助に耐機化工事等の優先採択がある ○福祉別所者が月に1回会議を開催しま常時の対応を検討 ○生活品購入資金の貸付事業実施 ○国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援」 ・震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○海経・関連マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○海経・要接護者の種別にとに支援策を具体的に記載 ○海経・要接護者の登録及び関係機関への情報提供	施に関する検	○医師会等の協力を得て、電話相談や訪問相談等を行う
○「こころの相談窓口」を保健所に設置し専門スタッフの配置を行う ○健康相談チームは震災教援所を巡回する ○保健所医師、心理職員、精神科医療機関と協力し巡回精神保健相談チームを編成し巡回相談を行う ○職員防災行動マニュアル(医療・救護及び防疫・衛生) ○避難所や応急仮設住宅の入居者を主に保健師による訪問を実施 ○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記 ○激症災害に財政援助措置かり ○災害等要援護者調査員制度を設け対応 ○心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における権力保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施 「福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ○災害時要援護者施設の移転整備の検討について記載 ○震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ・特別養護老人ホーム運営費補助事業を実施 ○災害対策本部条例、災害対策活動要綱 ○激表災害に財政援助措置かり ○社会福祉及び児産福祉施設災害復旧事業 ○児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある ・福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ・対応に関する検討 ・対応に関する検討 ・対応に関する検討・この連携体制の整備 ・通院、買い物等に利用できる無料・スの運行 ・生活品購入資金の貸付事業実施 ・国、北海道による「社会福祉施設設置費の特別措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援) ・震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ・災害要援護者の租別に対して支援策を具体的に記載 ・災害再要援護者の租別に対して支援策を具体的に記載 ・災害再要援護者の租別にとに支援策を具体的に記載 ・経知器者を送支援事業等の支援施	討	○地域防災計画でそれぞれの対応等について記載
○健康相談チームは震災救援所を巡回する ○保趣所医師、心理職員、精神科医療機関と協力し巡回精神保健相談チームを編成し巡回相談を行う ○職員による避難先個別追問・スタールカウンセラー派遣事業の実施 ○職員防災行動マニュアル(医療・救養及び防疫・衛生) ○避難所や応急仮設住宅の入居者を主に保健師による訪問を実施 ○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記 ○激甚災害に財政援助措置かり ○災害時要接護者調査員制度を設け対応 ○心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施。専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施 ○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ○災害時要接護者施設の移転整備の検討について記載 ○震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 令精別養護老人ホーム運営費補助事業を実施 ○策災復興マニュアルに、福祉施設の害健康者施設の後去と療施 ○災害対策本部条例、災害対策活動要綱 ○激甚災害に財政援助措置かり ○社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業 ○児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある ○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 41)福祉サービスの供給に関する検討 ○自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備 ○通院、買い物等に利用できる無料バスの運行 ・生活品購入資金の貸付事業実施 ○国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援) 一震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○策・援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ○策・実実護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ○策・実実護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ○策・実実護者の種別ごとに支援策を具体的に記載		○震災復興マニュアルの中に掲載
○保健所医師、心理職員、精神科医療機関と協力し巡回精神保健相談チームを編成し巡回相談を行う ○職員による避難先問別時間・スクールカウンセラー派遣事業の実施 ○職員防災行動マニュアル(医療・救護及び防疫・衛生) ○避難所や応急仮設性宅の入居者を主に保健師による訪問を実施 ○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記 ○激甚災害に財政援助措置かり ○災害時要援護者調査員制度を設け対応 ○心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施 ●福祉房者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ・海社関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ・対害時要援護者施設の移・整備の検討・こついて記載 ・震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ・特別養護を入ホーム運営費補助事業を実施 ・災害対策本部条例、災害対策活動要綱 ・激甚災害に財政援助措置あり ・社会福祉及び児童福祉施設災害後旧事業 ・児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある・福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ・対告補と関係を持ていてきる無料がスの運行 ・生活品購入資金の貸付事業実施 ・国・北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援。 ・震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ・災害要援護者の種別にとに支援策を具体的に記載 ・災害時要援護者の種別にとに支援策を具体的に記載 ・災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供		○「こころの相談窓口」を保健所に設置し専門スタッフの配置を行う
○職員による避難先個別肪間・スクールカウンセラー派遣事業の実施 ○職員防災行動マニュアル (医療・教護及び防疫・衛生) ○避難所や応急仮設住宅の入居者を主に保健師による訪問を実施 ○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記 ○淡害対策本部条例及び地域防災計画に明記 ○淡害時要援護者調査員制度を設け対応 ○心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施 ○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ・○災害時要援護者施設の移転整備の検討こついて記載 ○震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○特別養護老人ホーム運営費補助事業を実施 ○災害対策本部条例、災害対策活動要綱 ○激甚災害に財政援助措置か ○社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業 ○児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある ・福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ・・日治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備 ○通院、買い物等に利用できる無料バスの運行 ・生活品購入資金の貸付事業実施 ・「国・北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援) ・震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ・「選手要援護者の種別にとに支援策を具体的に記載 ・「漢字要援護者の種別にとに支援策を具体的に記載 ・「災害要援護者の種別にとに支援策を具体的に記載 ・「災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供		○健康相談チームは震災救援所を巡回する
○職難所やい急仮設住宅の入居者を主に保健師による訪問を実施 ○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記 ○激甚災害に財政援助措置あり ○災害時要援護者調査員制度を設け対応 ○心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施 ○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ・の災害時要援護者施設の移転整備の検討について記載 ・震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ・震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ・災害対策本部条例、災害対策活動要綱 ・激甚災害に財政援助措置あり ・社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業 ・児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある ・福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ・対に、福祉人び児童福祉施設災害復旧事業 ・児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある ・福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ・国治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備 ・通院、買・物等に利用できる無料バスの運行 ・生活品購入資金の貸付事業実施 ・国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援。 ・選集を表した。 ・選集を表していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		○保健所医師、心理職員、精神科医療機関と協力し巡回精神保健相談チームを編成し巡回相談を行う
<ul> <li>○避難所や応急仮設住宅の入居者を主に保健師による訪問を実施</li> <li>○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記</li> <li>○激甚災害に財政援助措置あり</li> <li>○災害時要接護者關查員制度を設け対応</li> <li>○心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施</li> <li>●福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討</li> <li>40福祉施設の再建支援策の (資害時要接護者施設の移産整備の検討について記載) (資害時要接護者施設の移産整備の検討について記載) (資害対策在部条例、災害対策活動要綱) (激甚災害に財政援助措置かり) (社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業) (児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある) (福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討</li> <li>40福祉サービスの供給に関する検討</li> <li>(1) 自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備</li> <li>○通院、買い物等に利用できる無料がスの運行</li> <li>○自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備</li> <li>○運施、買い物等に利用できる無料がスの運行</li> <li>○生活品購入資金の貸付事業実施</li> <li>○国、北街道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援。</li> <li>○震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載</li> <li>○疾害要援護者の種別にとに支援策を具体的に記載</li> <li>○災害時要援護者の種別にとに支援策を具体的に記載</li> <li>○災害時要援護者の種別にとに支援策を具体的に記載</li> <li>○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供</li> </ul>		○職員による避難先個別訪問・スクールカウンセラー派遣事業の実施
<ul> <li>災害対策本部条例及び地域防災計画に明記         <ul> <li>激甚災害に財政援助措置あり</li> <li>災害時要援護者調査員制度を設け対応</li> <li>心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施</li> <li>福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討</li> </ul> </li> <li>40福祉施設の        <ul> <li>○災害時要援護者施設の移極整備の検討について記載</li> <li>●震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載</li> <li>・労害対策本部条例、災害対策活動要綱</li> <li>・激甚災害に財政援助措置あり</li> <li>・社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業</li> <li>・児、電水部道による「経営・はる安否確認のための連携体制の整備</li> <li>●自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備</li> <li>●自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備</li> <li>・運転、定に対する無料での運行</li> <li>生活品購入資金の貸付事業実施</li> <li>国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援。</li> <li>震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載</li> <li>・災害要援護者の種別にとに支援策を具体的に記載</li> <li>・災害要援護者の登録及び関係機関への情報提供</li> </ul> </li> </ul>		○職員防災行動マニュアル(医療・救護及び防疫・衛生)
○激甚災害に財政援助措置あり ○災害時要接護者調査員制度を設け対応 ○心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施 ○福祉場係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ・災害時要接護者施設の移車整備の検討について記載・一震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載・特別養護老人ホーム運営構助事業を実施・災害対策活動要綱・淡害対策本部条例、災害対策活動要綱・淡害対策本部条例、災害対策活動要綱・淡害対策活動要綱・淡害対策を本部条例、災害対策活動要綱・淡害技術をおり、社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業・一児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある・福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		○避難所や応急仮設住宅の入居者を主に保健師による訪問を実施
○災害時要接護者調査員制度を設け対応 ○心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施。専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施 ○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ・(過程礼施設の ) 災害時要接護者施設の移車整備の検討について記載 ○震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ・特別養護老人ホーム運営費補助事業を実施 ・災害対策本部条例、災害対策活動要綱 ・激甚災害に財政援助措置かり ・社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業 ・児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある ・福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ・(1)福祉サービスの供給に関する検討 ・(1) 国院、買い物等に利用できる無料バスの運行 ・生活品購入資金の貸付事業実施 ・(国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援」 ・震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ・災害要接護者の種別にどに支援策を具体的に記載 ・災害要接護者の種別にどに支援策を具体的に記載 ・災害要接護者の種別にどに支援策を具体的に記載 ・災害要接護者の種別にどに支援策を具体的に記載 ・災害要接護者の種別にどに支援策を具体的に記載 ・災害要接護者の種別にどに支援策を具体的に記載 ・災害時要接護者の登録及び関係機関への情報提供		○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記
○心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施 ○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 ④災害時要援護者施設の移転整備の検討について記載 ○震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○特別養護老人ホーム運営費補助事業を実施 ○災害対策本部条例、災害対策活動要綱 ○激甚災害に財政援助措置あり ○社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業 ○児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある ○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 41)福祉サービ スの供給に関する検討 ・自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備 ・通院、買い物等に利用できる無料バスの運行 ・生活品購入資金の貸付事業実施 ・国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援。 ・震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ・災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ・災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ・災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ・災害再要援護者の登録及び関係機関への情報提供		○激甚災害に財政援助措置あり
事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施		○災害時要援護者調査員制度を設け対応
の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校での子供へのカウンセリングの実施 (福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討  (災害時要援護者施設の移転整備の検討について記載) 震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 (等別養護老人ホーム運営費補助事業を実施) (災害対策本部条例、災害対策活動要綱) (激甚災害に財政援助措置あり) (社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業) (児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある) 福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討  41)福祉サービスの供給に関する無料バスの運行 (生活品購入資金の貸付事業実施) (連済、買い物等に利用できる無料バスの運行) (生活品購入資金の貸付事業実施) (重済、工海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援) (震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載) (漢害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載) (海祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載) (海・災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載) (海・災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載) (海・災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載) (※害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載) (※事要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載) (※事要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載) (※事要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載) (※事要援護者の登録及び関係機関への情報提供		○心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、精神科医師、保健師等による巡回相談、健康福祉
の子供へのカウンセリングの実施 (福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 40)福祉施設の 再建支援策の 検討 (災害時要援護者施設の移転整備の検討について記載 (震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 (特別養護老人ホーム運営費補助事業を実施 (災害対策本部条例、災害対策活動要綱 (激甚災害に財政援助措置あり (社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業 (児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある (福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 41)福祉サービスの供給に関 する検討 (国院、買い物等に利用できる無料バスの運行 (生活品購入資金の貸付事業実施 (国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援) (震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 (災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 (海祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める (移動困難者移送支援事業等の実施 (災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供		事務所等における精神保健相談、各種情報を提供するための避難所等における被災者向けの講演会
(福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 (4)福祉施設の 再建支援策の (2)		の実施、専門施設での電話相談の開設、情報広報誌の発行による被災者への情報提供、小・中学校で
40)福祉施設の 再建支援策の 検討		の子供へのカウンセリングの実施
再建支援策の		○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討
検討	40)福祉施設の	○災害時要援護者施設の移転整備の検討について記載
<ul> <li>災害対策本部条例、災害対策活動要綱</li> <li>激甚災害に財政援助措置あり</li> <li>社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業</li> <li>児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある</li> <li>福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討</li> <li>41)福祉サービスの供給に関         <ul> <li>自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備</li> <li>通院、買い物等に利用できる無料バスの運行</li> <li>生活品購入資金の貸付事業実施</li> <li>国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援」</li> <li>震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載</li> <li>、原災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載</li> <li>、海、後、海、東、後、海、東、後、海、東、後、海、東、後、海、東、海、南、京、後、海、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京</li></ul></li></ul>	再建支援策の	○震災復興マニュアルに、福祉施設の再建支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載
○激甚災害に財政援助措置あり ○社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業 ○児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある ○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討  41)福祉サービ スの供給に関 する検討  ○自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備 ○通院、買い物等に利用できる無料バスの運行 ○生活品購入資金の貸付事業実施 ○国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援」 ○震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ○海祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める ○移動困難者移送支援事業等の実施 ○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供	検討	○特別養護老人ホーム運営費補助事業を実施
○社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業 ○児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある ○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 41)福祉サービ スの供給に関 一自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備 ○通院、買い物等に利用できる無料バスの運行 ○生活品購入資金の貸付事業実施 ○国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援」 ○震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ○福祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める ○移動困難者移送支援事業等の実施 ○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供		○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
○児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある ○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 41)福祉サービ スの供給に関 する検討 ○自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備 ○通院、買い物等に利用できる無料バスの運行 ○生活品購入資金の貸付事業実施 ○国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援」 ○震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ○福祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める ○移動困難者移送支援事業等の実施 ○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供		○激甚災害に財政援助措置あり
□福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討 41)福祉サービ スの供給に関する検討 □商院、買い物等に利用できる無料バスの運行 □生活品購入資金の貸付事業実施 □国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援」 □震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 □災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 □福祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める □移動困難者移送支援事業等の実施 □災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供		○社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業
41)福祉サービ スの供給に関 する検討 「国院、買い物等に利用できる無料バスの運行 (生活品購入資金の貸付事業実施 (国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援」 (震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 (災害要援護者の種別にとに支援策を具体的に記載 (福祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める (移動困難者移送支援事業等の実施 (災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供		○児童館、保育所は、国の整備費補助に耐震化工事等の優先採択がある
スの供給に関する検討  ○ 通院、買い物等に利用できる無料バスの運行  ○ 生活品購入資金の貸付事業実施  ○国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援」  ○震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載  ○ 災害要援護者の種別にとに支援策を具体的に記載  ○ 福祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める  ○ 移動困難者移送支援事業等の実施  ○ 災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供		○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討
する検討  ○生活品購入資金の貸付事業実施 ○国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援」 ○震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ○福祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める ○移動困難者移送支援事業等の実施 ○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供	41)福祉サービ	○自治会、民生委員等による安否確認のための連携体制の整備
<ul> <li>○国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支援」</li> <li>○震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載</li> <li>○災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載</li> <li>○福祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める</li> <li>○移動困難者移送支援事業等の実施</li> <li>○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供</li> </ul>	スの供給に関	○通院、買い物等に利用できる無料バスの運行
援」 ○震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ○福祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める ○移動困難者移送支援事業等の実施 ○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供	する検討	○生活品購入資金の貸付事業実施
○震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ○福祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める ○移動困難者移送支援事業等の実施 ○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供		○国、北海道による「社会福祉施設設置費の特例措置の実施及び費用徴収の減免措置に対する財政支
○震災復興マニュアルに、福祉サービスの供給支援に係る担当所管及び手順等を具体的に記載 ○災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載 ○福祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める ○移動困難者移送支援事業等の実施 ○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供		
<ul><li>○災害要援護者の種別ごとに支援策を具体的に記載</li><li>○福祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める</li><li>○移動困難者移送支援事業等の実施</li><li>○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供</li></ul>		
○福祉需要調査を行い円滑な福祉サービスの供給に努める ○移動困難者移送支援事業等の実施 ○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供		
<ul><li>○移動困難者移送支援事業等の実施</li><li>○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供</li></ul>		
○災害時要援護者の登録及び関係機関への情報提供		
〜 クトロハJ/N/T*ロP/N/リカクトロハJ/N/I口がJ久/門門		○災害対策本部条例、災害対策活動要綱

	○激甚災害に財政援助措置あり
	○職員行動マニュアルの作成
	○児童館については、必要に応じ休館措置などの検討を行う
	○使用不可となった保育所の児童は、分散して他の保育所で保育を実施(公私立運営主体を問わず、緊
	急対応として受入体制をとった)
	○福祉関係者が月に1回会議を開催し非常時の対応を検討
42)授業再開に	○応急教育対策として地域防災計画に規定
関する検討	○教育委員会事務所、小、中学校連絡事務所の開設
天  リーク  大	○被災地児童生徒の教育の場の確保や心のケアなど応急的対策(財政支援)
	○学校防災対応マニュアルの作成 ○世校防災対応マニュアルの作成
	○地域防災計画に応急教育の実施方法を示している
	○教育委員会及び学校は、災害時の応急対策並びに応急教育計画を樹立し、その具体的な計画を策定
	する
	○校舎の災害度合いに応じ応急教育場所の選定基準を決定済 ○表別の第一日の大学を表現しています。
	○震災復興マニュアルに教育施設がいち早く教育活動を再開するための、担当所管及び手順等を具体
	的に記載
	○学校災害復旧・大規模増改築工事を実施
	〇職員防災行動マニュアル (教育対策)
	○校舎の被害が甚大な場合は、被害の少ない市内の学校等を使用
	○各学校において、防災教育連絡会議を開催(学校等の施設管理者、市防災担当部局、学校等の施設を
	避難場所として指定されている町内会の代表者の三者間で、年1回以上の話し合いを実施し、避難場所
	としての開放部分と、学校再開に向けて必要な部分についての立ち入り禁止部分の明確による)
	○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
	○激甚災害に財政援助措置あり
	○小学校で防災教育推進校の指定を受け、災害時の対応について具体的に研究を進めている
	○過去に震災復興計画を策定している
	○学校教育部門で定期的に会議を開催し危機管理対策の中で検討
43)学校教育施	○地域防災計画において、応急教育の実施方法を示している
設の再建策の	○震災復興マニュアルにおいて、教育施設がいち早く教育活動を再開するための、担当所管及び手順
検討	等を具体的に記載
	○学校災害復日・大規模増改築工事を実施
	○地震災害時職員行動マニュアルによる。
	○各学校において地震防災マニュアルを作成済
	○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
	○激甚災害に財政援助措置あり
	○過去に震災復興計画を策定しているため
	○学校の再編等により対応できると考えられる
	○応急復旧対策として、施設が全壊又は半壊した場合は、仮設建物等を建築
	○学校教育部門(教育委員会)で定期的に会議を開催し危機管理対策の中で検討
44)被災児童・	○地域防災計画に、被災児童・生徒への支援策を定めている
生徒への支援	○震災復興マニュアルにおいて、被災児童を物心両面で支援するため、学用品その他の支給及び精神
策の検討	面での支援のための体制を整え、担当所管及び手順等を具体的に記載
水りが失い	□ とり又張りための外間を登え、担当所官及い子順等を共体的に記載 ○通学費補助事業・スクールカウンセラー派遣事業の実施
	1 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -
	○職員防災行動マニュアル(教育対策) ○教授制制の発用の対け、即場所の表現では、100円の要素が対策のファーストル
	○教科書や学用品の滅失、毀損状況を把握し、確保の要請方法等のマニュアル化
	○防災教育連絡会議の開催 ○ などはようなよびは悪なが
	○各学校において地震防災マニュアルを作成済 ○ ※ かいないないでは、 ※ かいないできます。
	○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
	○激甚災害に財政援助措置あり
	○過去に震災復興計画を策定している
	○教材、学用品等の調達及び配給方法や授業料の減免を記載
	○学校教育部門(教育委員会)で定期的に会議を開催し危機管理対策の中で検討
45)文化•社会	○震災復興マニュアルの中に掲載
教育施設の再	〇公民館・グラウンド等の整備事業の実施
建策の検討	○地域防災計画中の公共施設等災害復旧計画に策定項目を策定
	○文化財の修繕については条文化
	○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
	○激甚災害に財政援助措置あり
	○過去に震災復興計画を策定している
	○施設については、社会教育等関係者が定期的に検討
I	The state of the s

101ナルンナチャ	○最似作的 フェッカート相共
46)文化活動の	○震災復興マニュアルの中に掲載
再開に関する	○被災した文化・社会教育施設の災害復旧を急ぐこととしている
検討	○災害対策本部条例、災害対策活動要綱 ○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
	○激甚災害に財政援助措置あり
1-1	○過去に震災復興計画を策定している
47)NPO・ボラン	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
ティア活動の支	
援	○社会福祉協議会によるボランティア活動支援と育成等の実施
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○ボランティア受入れマニュアルを策定
	○災害対策本部に管理・ボランティア課を設置
	○社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア需要の把握と調整、ボランティア活
	動の支援を行う
	○社会福祉協議会とボランティアについての協定済
	○地区ボランティアセンター運営費補助事業の実施
	○災害ボランティア対策要綱の策定
	○NPOに支援している
	○社会福祉協議会において「ボランティア市民活動支援センター」を設置し、平時から市と協働でボラン
	ティア登録の募集、研修を行っている
	○福祉保健部によりボランティアコーディネーターの育成及び活動支援体制の整備
	○平常時からボランティア団体と連携
	○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
10) IDO -13,27	○ボランティア協議会が発足し、連携、協力を図っている
48)NPO・ボラン	○平常時からの登録、研修制度について地域防災計画に規定
ティアの育成	○災害ボランティア養成講座の開設
	○社会福祉協議会によるボランティア活動支援と育成等の実施
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○都において応急危険度判定員及び語学ボランティアの育成を行っている
	○ボランティア対応マニュアルの策定
	○社会福祉協議会とボランティアについての協定済
	○ボランティア活用計画の策定の位置づけ
	○災害ボランティアフォーラムの開催
	○平常時のボランティア活動の啓発とコーディネート
	○災害ボランティアを含めたボランティア登録者の拡大に努めている
	○ボランティアセンター設置時の運営の核となる防災ボランティアリーダーの育成
	○ボランティアコーディネイターの育成
	○社会福祉協議会に「ボランティア市民活動支援センター」を設置し、平時から市と協働でボランティア登
	録の募集、研修を行っている
	○災害ボランティア連絡会が組織されている
	○防災ボランティアコーディネータフォローアップ講座
	○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
49)がれき処理	○地域防災計画に、がれき処理体制について定めている
計画の作成・検	○がれき処理の集積場所、運搬、処分方法等について決定済
討	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○がれき処理マニュアル作成中 ○ 8 よがなまませんである。
	○島内災害廃棄物処理事業の実施
	○災害廃棄物処理計画を策定
	○県土木部技術管理室より2年ごとに候補地の調査を行う
	○災害廃棄物仮置場調査の実施
	○災害時職員行動マニュアルにて策定
	○災害対策本部条例及び地域防災計画に明記
	○県災害等廃棄物処理応援協定により応援要請を行う
	○過去に震災復興計画を策定している
	○災害対策実施上のごみ処理に関する優先処理順位等の計画を策定
	○県下市町の災害廃棄物処理協定を締結
	○「災害廃棄物仮置場の使用協定」締結を検討
	○市内事業者との「災害廃棄物処理協定」を策定中
50)情報提供•	○防災同報無線(屋外拡声機、戸別受信機)の整備
相談体制の検	○避難所掲示板、町広報誌、コミュニティーFM局を開設し情報提供を実施
討	○地域防災計画に公聴活動として、総合相談窓口の設置等規定がある
H 1	○ トヒヒーシイレンコンイロ」 Pit(Pit/Pit/II 対)CO / アロン II 「I HW/OD H × ZIX II 寸 XIXIC (

	○ホームページ、携帯電話メール機能の利用
	○地元ケーブルテレビ局との応援協定
	○震災復興マニュアルの中に掲載
	○法曹会と災害時の法律相談に関る協定を締結済み
	○災害情報システムによりる各避難所への情報提供
	○情報収集・伝達マニュアルを作成中
	○避難生活実態調査を実施
	○専用の相談窓口を開設し、専任の職員を置いている
	○災害対策本部条例、災害対策活動要綱
	○市内全域の情報伝達手段の構築検討中
51)地区類型別	○防災意識向上のため、火山との共生などを学び体験できる施設の整備(エコミュージアム構想の推進)
の復興対策上	○震災復興マニュアルの中に掲載
の課題、留意	○課題等抽出を行い検討中
点、重点施策の	○火山(火山ガス)予知・監視・災害情報伝達手段の強化
検討	○基本的な取り組み事項が地域防災計画の中に記載されている
	○過去に震災復興計画を策定している

項目	概要
1)復興本部の	◆事前対策ができていない理由
設置に関する	○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
条例等の制定・	○条例の必要性等の検討がされていない、優先的な施策であるとの認識の欠如
余例寺の制正・ 検討	○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
	○予防計画及び応急対策計画に重点をおいており、復旧・復興計画は未策定
	○災害対策本部の所掌事務として、災害復旧対策を実施するため
	○人・物・金・時間が足りない ○ トサトサーサンドシラルーテントーアーンーントン
	○地域防災計画に明確に位置づけされていない
	○都との役割分担が明確になっていない
	○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定 ○ (45円 1777)
	○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎる
	○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
	○当市においては復興本部の設置を考えていない
	○合併直後の市であり、各種計画が策定途上にある
	○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え
	た計画が策定しづらい
	○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画や
	マニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
	○各部との連絡協議ができていない
	○県に条例はなく、設置するなら統一的な指針が必要
	○条例の制定、本部の運営方法、協議会の結成支援等の実施に伴う情報や知識の不足、及び検討不足
	○復興に係る財源の見通しが立たない
	○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
	○庁内各部署ごとの積極的な取組及び職員の意識向上が必要
	○復興計画そのものをまだ作成していない
	○これまでに大きな災害が少なかった
	◆実施するために必要な支援内容
	○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
	○復興本部に関する資料提供、情報提供
	○先進自治体の取り組みや復興計画のひな形など、基礎的部分からの支援が必要
	○人員、知識及び経験、予算、時間 ○
	○地域防災計画の修正
	○復興該当地区の規模別の考え方等について国で策定していただきたい。 ○佐野港グログライン・スクーン・スクライン・スクライン・スクライン・スクライン・スクライン・スクライン・スクライン・スクライン・スクライン・スクラーン・スクライン・スクラーン・スクラーン・スクラーン・スクラーン・スクラーン・スクラーン・スクラーン・スクラーン・スクラーン・ス
	○復興業務は「まちづくり」との調整が必要になり、総括的な支援事業が必要
	○説明会等で、市としての役割を認識させる
	○国県との役割も明確に提示してほしい
	○被害想定作成への人、技術、予算の支援
	○研修会の開催等
	○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
	○条例制定に伴う庁内検討会の実施
	○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
	○国による財源も含めた法令整備
	○専門家の派遣、専門知識の供給など
	○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい
	○早期策定に対する県等の助言・指導
2)復興本部運	◆事前対策ができていない理由
営方法の検討	○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
百刀亿沙州灰町	○本部でなく復興対策室を設置し、条例等は制定していない
	○地域防災計画に復興対策本部の設置の記載があるが、運営方法まで検討されていない
	○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
	○職員のノウハウが不足している
	○災害対策本部の所掌事務として、災害復旧対策を実施するため
	○優先的な施策であるとの認識の欠如
	○人・物・金・時間が足りない。 ○公室を大変の中でもです。
	○災害対策本部の中で検討 ○東京教との犯別が担党を持ち、マンなど、
	○東京都との役割分担が明確になっていない ○本京都を似た問
	○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定

- ○防災計画の応急対応部分での全庁的取り組みができていない上、復旧復興対策まで取り組むことができない
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○災害事例が少ない
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○「災害対策本部」と「復興本部」の役割について全庁的な調整ができない
- ○運営方法の具体的なひな形がない
- ○復興本部の設置を考えていない
- ○合併直後の市であり、各種計画が策定途上にある
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない)
- ○本部の運営方法の結成支援等の実施に伴う情報や知識の不足、及び検討不足
- ○甚大な被害を受ける災害を想定していなかった
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○復興計画そのものをまだ作成していない
- ○必要性がないため
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○復興本部に関する資料提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○復興該当地区の規模別の考え方等について国で策定していただきたい
- ○図上訓練の講師派遣及び広域訓練への参加
- ○都市の復興という観点から「まちづくり」としての性格を有するため抜本的な調整を有する
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○被害想定作成への人、技術、予算の支援
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備

## 3)復興対策に 係る財政需要 の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○復興対策に係る財政需要のシミュレーションがされていない
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○地域防災計画に明確に位置づけされていない
- ○災害対策本部の中で検討
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○復興対策に係る財政需要は、被災の状況で大きく変化するため予測が困難
- ○復興に関しては、検討がされていないため
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○基金創設・義援金創設等はできている
- ○予備費等の対応以外、具体的事例がない
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○激甚災害の指定を受けた場合を想定し計画策定しているので、当市独自の財政需要について規定が †とい
- ○合併直後であり、各種計画が策定途上にある
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマ

- ニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○県の復興基金の設立に協力することになっているが具体的には決まっていない
- ○市単独で事前に財政需要を検討するのは困難
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○財政需要見込、基金創設の具体例がない
- ○専門的な知識不足及び想定が困難な事並びに人的不足のため
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○被害想定を実施し、復興対策に係る費用を算出するためのサポート
- ○各分野において具体的な対応マニュアルの作成
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○国、都道府県の財政負担と補助制度についての、認定基準及び金額の明示
- ○復興該当地区の規模別の考え方等について国で策定
- ○災害救助法及び被災者支援法等のより弾力的な制度運用等の検討
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○復興に係る組織・運営、計画等は災害の規模、被害状況によって異なることから、それらを総合的に勘 案した支援が必要

#### 4)復興基金創 設のための検 討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○復興対策に係る財政需要のシミュレーションがされていない
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○災害対策本部の中で検討
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○復興基金創設については、検討課題として研究段階である
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○災害応急対策、復旧等に要する「災害対策基金」は積み立てているが、復興対策用の基金創設は現段 階では考えていない
- ○体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○復興対策に必要となる費用について検討がなされていない
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていない
- ○災害救助法及び被災者生活再建支援法等のような制度運用等市町村相互扶助が適切である
- ○復興基金は、大規模自治体を除き都道府県レベルで創設すべきである
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○市レベルでは基金の規模が大きくならず、財源を有効に活用できないと判断
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○現段階では必要ないと考えている
- ○復興に係る財源の見通しが立たない
- ○基金創設の考えがない
- ○復興計画そのものをまだ作成していない

- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○個別の被災者支援を対象とする「住宅再建共済制度」等が必要と考えているが、県などを単位とした広域的な制度とするためには多くの自治体との調整が必要となる
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○基金創設のための財政支援
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○ペイオフに係わる預金口座の法的保護及び配分に関する第三者機関設立に際しての委員斡旋等の支援
- ○復興該当地区の規模別の考え方等について国で策定していただきたい
- ○市町村相互扶助等における基金制度の創設
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル

## 5)地方公共団 体内部の調査 人員配分の検 計

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○人員が少ないため事前配分はできない
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○災害履歴がないこと
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○配分等マニュアルはあるが、対応可能人員が少ない
- ○調査班の体制については、被災の規模、内容により運用が異なるため、事前の人員配分想定が困難
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○地域防災計画の中で、具体的に策定されていない
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○災害対策本部設置の中で対応するため
- ○発災直後は人員不足となりそこまではすぐには手が回らない
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○復興計画そのものをまだ作成していない
- ○災害復旧事業の経験者不足
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○災害発生時の調査機関について、被災地域外からの応援体制を策定してもらいたい
- ○危険度判定士等(建築部局)と被災者支援法における住宅損壊調査等(福祉部局)の一体的な調査体制の実施
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○研修会の開催等
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など

#### 6)地方公共団 体外部との連携 体制の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○予防計画及び応急対策計画に重点をおいており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如

○人・物・金・時間が足りない ○東京都との役割分担が明確になっていない ○大震災時の連携については、被災の規模、内容により運用が異なるため、事前の想定が困難 ○「都市復興マニュアル」を作成中のため ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため ○地元判定員以外は県への要請しか考えていない ○災害対策本部設置の中で対応するため ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画や マニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない ○各部との連絡協議ができていないため ○被災状況調査に関しては、所管する機関が実施することとなるため ○外部との連携を検討中である ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない) ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない ○庁内各部署ごとの積極的な取組及び職員の意識向上が必要 ○復興計画そのものをまだ作成していない ○応急危険度判定調査員、被災宅地危険度判定調査員の十分な数の確保が困難 ○これまでに大きな災害が少なかった ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない ◆実施するために必要な支援内容 ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要 ○人員、知識及び経験、予算、時間 ○自治体職員派遣に係わる身分保障などの法整備及び応援職員の宿泊の支援 ○災害発生時の調査機関について、被災地域外からの応援体制の策定 ○各訓練等での県と連携体制の検証が未実施であることから、どの程度連携が図れるか個別に調整が必 ○説明会等で、市としての役割を認識させる ○国県との役割も明確に提示 ○県としても要請を待つまでもなく市町村〜派遣する判定員等の招集体制を確立してほしい ○広域的な支援体制を都道府県レベルで構築すべき ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発 ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催 ○外部団体への協力要請を統一して行ってほしい ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備 ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○国・県・他市町・民間団体との相互応援体制の確立 7)応急危険度 ◆事前対策ができていない理由 判定調査体制 ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 の検討 ○地域防災計画の中で未整備 ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○災害履歴がないこと ○東京都との役割分担が明確になっていない ○「都市復興マニュアル」を作成中 ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため ○応急危険度判定調査体制については、市地域防災計画において建築部局で育成及び訓練等の実施 について規定しているが、通常業務もあることから、「復興事務」を個別に検証等できていない ○地域において判定調査ができる人材が少ない ○災害対策本部設置の中で対応するため ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい ○県との調整の中で実施することとなるため、具体的な検討をしていない ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない

○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある

○防災担当人員が少ないため、検討を進めることが困難

ため

- ○応急危険度判定調査員、被災宅地危険度判定調査員の十分な数の確保が困難
- ○発災対応を重視
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○広域な応援体制の確立
- ○研修会の実施
- ○災害発生時の調査機関について、被災地域外からの応援体制の策定
- ○地域防災計画の見直し
- ○危険度判定士制度の目的と被災者支援法の目的について整合されていない(「復興支援」を主眼とするのであれば、「判定士」の判断が支援法でも生かされる体制でないと実効性がない)
- ○広域的な支援体制を都道府県レベルで構築すべき
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

## 8)被災宅地危 険度判定調査 体制の検討

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○十分な人員が確保されていない
  - ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
  - ○地域防災計画の中で未整備
  - ○優先的な施策であるとの認識の欠如
  - ○地域防災計画に明確に位置づけされていない
  - ○災害履歴がないこと
  - ○東京都との役割分担が明確になっていない
  - ○区域内に危険箇所がない
  - ○「都市復興マニュアル」を作成中のため
  - ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
  - ○応急危険度判定調査体制については、市地域防災計画において建築部局で育成及び訓練等の実施 について規定しているが、通常業務もあることから、「復興事務」を個別に検証等できていない
  - ○応急危険度判定だけで手一杯と考える
  - ○地域において判定調査ができる人材が少ない
  - ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
  - ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
  - ○県との調整の中で実施することとなるため、具体的な検討をしていない
  - ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
  - ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
  - ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある
  - ○応急危険度判定調査員、被災宅地危険度判定調査員の十分な数の確保が困難
  - ○これまでに大きな災害が少なかった
  - ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
  - ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
  - ◆実施するために必要な支援内容
  - ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
  - ○地域防災計画の修正
  - ○災害発生時の調査機関について、被災地域外からの応援体制を策定してもらいたい
  - ○危険度判定士制度の目的と被災者支援法の目的について整合されていない(「復興支援」を主眼とするのであれば、「判定士」の判断が支援法でも生かされる体制でないと実効性がない)
  - ○要請を待つことなく、緊急消防援助隊のようにどの地域の災害にどの地域から何人派遣するといった体制作りを望む
  - ○広域的な支援体制を都道府県レベルで構築すべき
  - ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
  - ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発

- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催 ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標 ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価 ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規 模別モデル ○国・県・他市町・民間団体との相互応援体制の確立 9)住宅・公共施 ◆事前対策ができていない理由 設の被害調査┃○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 体制の検討 ○予防計画及び応急対策計画に重点をおいており、復旧・復興計画は未策定 ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人・物・金・時間が足りない ○災害履歴がないこと ○東京都との役割分担が明確になっていない ○「都市復興マニュアル」を作成中のため ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため ○罹災証明の発行にあたり、被災家屋の判定について国の基準は示されているが、より簡易な判定方法 を全国的に、統一したものとして整えていただきたい ○調査員も未経験者も含めた混成部隊で編成されるため、誰もが一定の基準・知識をもって判定作業に 取り組む必要性を感ずるため ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため ○公共施設の被害調査体制しかできていない ○大規模災害の場合、他の自治体職員や建築士等の応援を得ないと対応できない ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい ○一つ一つが非常に大きな課題を拘えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画や マニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要 ○防災担当人員が少ないため、検討を進めることが困難 ○これまでに大きな災害が少なかった ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない ◆実施するために必要な支援内容 ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要 勉強会の実施 ○災害発生時の調査機関について、被災地域外からの応援体制を策定してもらいたい ○被災地以外からの、人材派遣支援 ○説明会等で、市としての役割を認識させる ○国県との役割も明確に提示してほしい ○要請判定員の早急な招集体制を県としても作ってほしい ○被害想定作成への人、技術、予算の支援 ○広域的な支援体制を都道府県レベルで構築すべき ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい 10)被災者生活 ◆事前対策ができていない理由 実態調査体制 ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 の検討 ○十分な人員が確保されていない ○個人情報保護法による制約 ○応急対策を主体に計画を作成しているため、復興対策については今後内容を検討していく ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人・物・金・時間が足りない ○東京都との役割分担が明確になっていない
  - ○地域防災計画の中で、具体的に策定されていない

○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため

124

○大震災時の調査体制については、他自治体の応援職員を前提としているため、事前の想定が困難

○調査方法等の検証が必要

○「都市復興マニュアル」を作成中のため

- ○想定外
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○庁内の作成(検討)体制が整っていない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○地域防災計画に記載されていない
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要があるため
- ○応急危険度判定調査員、被災宅地危険度判定調査員の十分な数の確保が困難
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○生活実態に関する調査基準(目安)の制定
- ○自治体職員派遣に係わる身分保障などの法整備及び応援職員の宿泊の支援
- ○災害発生時の調査機関について、被災地域外からの応援体制を策定してもらいたい
- ○アドバイザー等の派遣による講習会の実施
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○国・県・他市町・民間団体との相互応援体制の確立
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

#### 11)復興計画策 定体制の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○復興検討委員会の構成までしか検討されていない
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○予防計画及び応急対策計画に重点をおいており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○策定に必要な人員配置及び予算確保が困難
- ○都市復興と生活復興の両方の仕組みづくりに時間を要する
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○「都市復興マニュアル」を作成中のため
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○復興計画は市地域防災計画に策定しているが、「災害対策基本法」になじまない
- ○防災会議等は災害予防、応急復旧等が主である
- ○災害対策本部設置の中で対応するため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○これら一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計

- 画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○防災会議の運用にて対応する
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要があるため
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○事前に委員を選出するためのノウハウの提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○策定に当たっての専門的技術者の派遣
- ○財政的支援
- ○本市は建築基準法に基づく「建築主事の指定以外の市町村」であるので、建築制限等が発動された場合の対応が図れない(県土木事務所等との調整が必要)
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

## 12)復興整備条

#### ◆事前対策ができていない理由

#### 例の制定・検討

- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○復興整備条例を制定していない
- ○条例の必要性等の検討がされていない
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○予防計画及び応急対策計画に重点をおいており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○策定に必要な人員配置及び予算確保が困難
- ○都市復興と生活復興の両方の仕組みづくりに時間を要する
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○市地域防災計画には、条例制定の必要について記載済みであるが、復興主管課の部署の明確化等を 総括的な判断についてできていない
- ○復興整備条例の必要性が不明
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据えた計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○被災前に条例を策定することは困難ではないか
- ○県に条例はなく、設置するなら統一的な指針が必要
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要

- ○災害対策本部条例にて、復興も行っていく
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○見本となる条例(案)や、検討が必要な課題の提示
- ○策定に当たっての専門的技術者の派遣
- ○財政的支援
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○本市と同規模程度の市の策定条例がほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○条例の準則の提示
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○各種研修会

## 13)まちづくり協

#### ◆事前対策ができていない理由

## 議会の結成・活動の支援

- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○まちづくり協議会の検討がされていない
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○予防計画及び応急対策計画に重点をおいており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○「都市復興マニュアル」を作成中のため
- ○まちづくり協議会自体が全市的に結成されていない
- ○各団体により活動水準が異なる
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○地域防災計画へは記載されているが、住民との合意形成がなされるか否か
- ○復興まちづくり協議会については未検討
- ○他の機会を通じて市民の意見を取り入れているため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○地域防災計画には記載されているが具体的対策でなく、地区区分がされていない
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○災害発生後の検討項目として捉えていた
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容

- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○策定に当たっての専門的技術者の派遣
- ○国が求める市民活動の内容が不鮮明なので、具体的に示してほしい
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割が明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル

## 14)集団移転に よる新市街地候 補地の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○噴火災害で候補地を使用し、現在町村合併により今後検討
- ○集団移転の必要性等の検討がされていない
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○集団移転が発生するとは考えにくい
- ○予防計画及び応急対策計画に重点をおいており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○空地が少ない
- ○場所・規模・設備等について、現実的な案の想定ができない
- ○策定に必要な人員配置及び予算確保が困難
- ○都市復興と生活復興の両方の仕組みづくりに時間を要する
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○地域防災計画へは記載されているが、地権者等との合意形成がなされるか否か
- ○集団移転による市街地候補地については未検討
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○集団移転における新都市候補地の検討については「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政 上の特別措置に関する法律」が施行され、集団移転促進事業計画における策定作業が規定されてお り、事前対策は適さないと考える
- ○集団移転するほどの規模の市ではないと考える
- ○集団移転先の用地は、被災住民の意向、生活の利便性等を考慮しながら、必要に応じて決定すべき
- ○緊急に集団移転を検討すべき対象地域がないため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○地域的な被害想定を行っていなく集団移転の必要性があるかも不明
- ○市街地の集団移転が、災害復興の有効な対策とは思われず、特に必要性を感じていない
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要があるため
- ○行政区域が狭く、その中では集団移転先がない
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない

- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○新市街地建設に関する資料提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○都心区・住宅密集地における、避難用地・住宅の確保
- ○策定にあたっての専門的技術者の派遣
- ○促進事業計画における内容が市地域防災計画の記載が必要である等の事項があれば策定しやすい
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい
- ○宅地造成

## 15)被害軽減の ための防災施 設整備事業の 実施

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○災害に強い都市環境の整備が十分とは言えない
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○予防計画及び応急対策計画に重点をおいており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○「都市復興マニュアル」を作成中のため
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○庁舎の大規模改修の検討にとどまっている
- ○避難所として指定する避難施設等の計画的な耐震工事等の実施は、当市は「強化地域」に指定され、 地震財特法に基づく5箇年計画を策定していることから、復興計画に規定することはなじまないと考える
- ○構造物点検から耐震補強実施に至るマンパワーの不足と財源不足
- ○災害対策本部設置の中で対応するため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○災害に強いまちづくりを推進中であり、被災後における防災施設までの考えには至っていない
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○復興計画そのものをまだ作成していない
- ○防災担当人員が少ないため、検討を進めることが困難
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○現実的に考えられないため
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○土木、治山関連の防災施設整備は進行しているが、短年で網羅できるものではなく、その他も限られた 予算の中での整備で十分とはいえない
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○整備のための財政支援
- ○人員、知識及び経験、予算、時間

- ○地域防災計画の修正 ○補助事業の創設 ○防災施設整備に係る財源補助 ○都市計画施設に対する補助の拡充 ○大規模施設建設のための補助金の創設 ○5箇年計画の策定等にあっては神奈川県で対応済み ○説明会等で、市としての役割を認識させる ○国県との役割も明確に提示してほしい ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発 ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催 ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備 ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標 ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価 ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規 模別モデル ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい ○避難所施設整備事業等の補助事業等 16)応急仮設住 ◆事前対策ができていない理由 ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 宅の必要量・供 ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 給量の算出方 法の検討 ○平成4年度実施の被害想定等の調査報告によるもののみで、現在に状況に合うかの検証をしていない ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○東京都との役割分担が明確になっていない ○「都市復興マニュアル」を作成中のため ○被害想定からだけでは、算出し難いため ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画や マニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい ○必要量は算出されているが供給量について話し合っていない ○県において検討されている事項であり、市としては検討のレベルについて判断できない ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要 ○防災担当人員が少ないため、検討を進めることが困難 ○これまでに大きな災害が少なかった ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない ◆実施するために必要な支援内容 ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要 ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供 ○地域防災計画の修正 ○研修会や勉強会等の開催 ○定期的な、被害想定の見直し ○地方自治体が被害想定を行うための補助制度が必要 ○プランナーの派遣 ○災害救助法等おける個別検証ができていない ○県と支援体制について検証が必要 ○説明会等で、市としての役割を認識させる ○国県との役割も明確に提示してほしい ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など 17)応急仮設住
- 字建設可能用 地の把握
- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題

○市所有地以外の情報が足りない ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○人・物・金・時間が足りない ○東京都との役割分担が明確になっていない ○「都市復興マニュアル」を作成中のため ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため ○災害対策本部設置の中で対応するため ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画や マニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要 ○防災担当人員が少ないため、検討を進めることが困難 ○基本的には、公有地に建設することとしているが、不足した場合の対策に民有地を借用することが考え られるが、費用等で検討できない ○算出基礎を抽出するための予算不足 ○これまでに大きな災害が少なかった ○災害時には何とか対応しているが事前に検討、把握できるような宅地に恵まれていない ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない ◆実施するために必要な支援内容 ○民地の情報提供 ○人員、知識及び経験、予算、時間 ○地方自治体が被害想定を行うための補助制度が必要 ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要 ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○民有地(企業の福祉厚生施設)等の借上に係る使用料を、災害救助費の対象にしてほしい ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい ○各種研修会の開催や事例等の情報の提供 ○宅地造成 18)応急仮設住 ◆事前対策ができていない理由 宅の建設資材 ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 の把握や供給 ○地域防災計画の中で未整備 方法の検討 ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人・物・金・時間が足りない ○東京都との役割分担が明確になっていない ○建設産業連合との協定による ○建設・撤去は専門業者に委託する計画となっている ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定 ○住宅復興については、建設地・入居基準等については定めているものの、建設の具体的内容等につ いては、現在のところ未検討 ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため ○応急仮設住宅の建設は都道府県が所管するものと考える ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画や マニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない ○市内の業者だけでは供給量の資機材が手配できない ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい ○業者とは協定が結ばれているものの細部に至る検討に至っていない ○県において検討されている事項であり、市としては検討のレベルについて判断できない ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない) ○財政的理由により資器材等を確保できない ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない

○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある

○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要

ため ○行政区域が狭く、建設可能用地が乏しいため ○災害時には会社等の施設も壊滅している恐れがあり、近くの業者等では検討できない ○算出基礎を抽出するための予算不足 ○これまでに大きな災害が少なかった ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない ◆実施するために必要な支援内容 ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要 ○具体的な量を算出するためのノウハウの提供 ○人員、知識及び経験、予算、時間 ○地域防災計画の修正 ○研修会や勉強会等の開催 ○仮設住宅を建設する業者の認定及び広域的な協定締結 ○地方自治体が被害想定を行うための補助制度が必要 ○プレハブ等の仮設住宅ごと、設置する支援 ○災害救助法等おける個別検証ができていないため、県と支援体制について検証が必要 ○説明会等で、市としての役割を認識させる ○国県との役割も明確に提示してほしい ○県で各市町の資機材の取りまとめをお願いしたい ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備 ○民間住宅借り上げ ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標 ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価 ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規 模別モデル ○広域的な連携ができる様、都道府県単位での連携 ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい ◆事前対策ができていない理由 19)民間賃貸住 ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 宅の借上基準 の作成・検討 ○応急仮設及び公営住宅で対応したため ○民間賃貸住宅の借上の検討がされていない ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人・物・金・時間が足りない ○東京都との役割分担が明確になっていない ○国・東京都の借上制度の整備を待っているため ○応急仮設住宅により対処する ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定 ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため ○民間賃貸住宅はない ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え ○これら一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計 画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない ○市の公営住宅との家賃の差の解消 ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい ○民間賃貸住宅団体との協力体制ができていない ○応急仮設住宅の建設のみで、民間の借上等は想定されていない ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対

○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要

○民間住宅の状況については、状況把握が難しい

する意識も高くない)

- ○算出基礎を抽出するための予算不足
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○民間賃貸住宅が存在しない
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○民間賃貸住宅の情報提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○都道府県の実状に合わせた借上制度の検討、財源補助及び法律等の整備
- ○地方自治体が被害想定を行うための補助制度が必要
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○民間賃貸住宅団体との協力体制の確立、協定締結を行う
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など

#### 20)民間賃貸住 宅の空家状況 の把握

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○火山災害の場合避難地域が広大で他町村避難者が多いため
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○民間賃貸住宅の空室利用は考えているが、具体的に状況は把握まではできていない(不動産業界との 連携が不可欠)
- ○国・東京都の借上制度の整備を待っているため
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○民間賃貸住宅無
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○継続的把握が困難
- ○空家状況は日々変化するので、必要な時に不動産協会に協力を求める
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○JA等の大手業者は把握できるが、個人経営の住宅が把握できない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○民間賃貸住宅団体との協力体制ができていない
- ○応急仮設住宅の建設のみで、民間の借上等は想定されていない
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○民間業者との連携がないため
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○民間住宅の状況については、状況把握が難しい
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○賃貸物件が希少で、かつ数量に変動が生じるため、検討できていない
- ○常に入退去があるため、タイムリーな戸数を把握しようとすれば、家主等への負担がかかり、敬遠されると考えられるためできない
- ○算出基礎を抽出するための予算不足
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない

- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○情報を有する団体との連携強化
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○研修会や勉強会等の開催
- ○不動産業界との協定が必要
- ○都道府県の実状に合わせた借上制度の検討、財源補助及び法律等の整備
- ○地方自治体が被害想定を行うための補助制度が必要
- ○国・東京・市町村と連絡調整のコーディネート
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○空家状況が検索できるシステムの構築
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○民間賃貸住宅団体との協力体制の確立、協定締結を行う
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○一定期間ごとの報告を義務づける法律等の制度があれば可能

## 21)応急住宅の入居基準の作

成•検討

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○国・東京都の借上制度の整備を待っているため
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○これら一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○民間賃貸住宅団体との協力体制ができていない
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○仮設住宅ではないが、公営住宅の一時的な災害(火災等)については、できている
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○研修会や勉強会等の開催
- ○都道府県の実状に合わせた借上制度の検討、財源補助及び法律等の整備
- ○地方自治体が被害想定を行うための補助制度が必要
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○詳細な選考基準を策定している資料がほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい

○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発 ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催 ○民間賃貸住宅団体との協力体制の確立、協定締結を行う ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など 22)建設業協会 ◆事前対策ができていない理由 等との協定の締○協定を締結していないため ○平成18年度初旬の締結に向けて準備中 ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人・物・金・時間が足りない ○地域防災計画に明確に位置づけされていない ○災害予防及び応急対策についても不十分なところがあり、復興に関することまでは対策が及ばないた ○東京都との役割分担が明確になっていない ○「都市復興マニュアル」を作成中のため ○地域防災計画の中で、具体的に策定されていない ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない) ○防災担当人員が少ないため、検討を進めることが困難 ○災害時には会社等の施設も壊滅している恐れがあり、近くの業者等では検討できない ○算出基礎を抽出するための予算不足 ○これまでに大きな災害が少なかった ○具体的に協定は締結していないが、協力を呼びかけており積極的にボランティアで活動している ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない ◆実施するために必要な支援内容 ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要 ○協会の理解が得られるような支援 ○人員、知識及び経験、予算、時間 ○地域防災計画の修正 ○協定締結にあたっての、統一的な案文の提示 ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○各種研修会の開催 23)被災者が自 ◆事前対策ができていない理由 力で実施する ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 応急修理に対 ○噴火災害時は、住宅被害率により災害見舞金を支給した する支援の検 ○資金貸付を検討している 計 ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない ○住宅の応急修理は県又は市が主体となり行うことを定めており、被災者本人に自力で行う修理へは支 援を行わないこととしているため ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○予算面での対応 ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人・物・金・時間が足りない ○平常時と同様においての貸付制度等の斡旋 ○大規模災害時の政府による被災者再建支援制度の活用 ○東京都との役割分担が明確になっていない ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定 ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため ○地域防災計画へは記載しているが、資材調達への不安 ○市独自の応急修理に関する支援については未検討 ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため ○関係部局、民間団体等と調整中 ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画や

マニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない

- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない)
- ○財政的理由により資器材等を確保できない
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○個人資産に対し、公金を投入することの是非が考えられるため、検討できない
- ○算出基礎を抽出するための予算不足
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○地域ぐるみや消防団が積極的に支援している
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○修理のための財政支援
- ○自主防災組織組織率の向上と自助・共助
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○研修会や勉強会等の開催
- ○都道府県の実状に合わせた支援制度の検討、財源補助及び法律等の整備
- ○被災地以外からの資材調達援助
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○都道府県、もしくは国レベルで基金をつくり運用で対応していただきたい

#### 24)公営住宅の 必要量・供給量 の算出方法の

検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○市営住宅、県営住宅等への入居を斡旋することになっている
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○当市には公営住宅がなく、県営の住宅を利用する予定のため主体的な計画を立てていない
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○予算面での対応と過去の調査不十分
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○ストック住宅の確保及びその規模の把握について検討中
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○都心区では、算出する以前の問題として、公営住宅を建設する用地がほとんどない
- ○区営住宅を被災者支援に用いる計画はない
- ○都営住宅については都の専管事項であり、区営住宅については発災後の被害実数に基づき民間住宅 を借り上げ
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○市営住宅の空家ナシのため供給できず、新規建設計画もなし
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○必要量は算出されているが供給量について話し合っていない
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○公営住宅の増強計画はない
- ○応急仮設住宅及び民間住宅借り上げで対応
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○現状での住宅の必要戸数については、検討しているが、災害時の戸数等葉被害想定もできていないこともあり行っていない

- ○算出基礎を抽出するための予算不足
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○必要量等を検討しても順調に整備を進められる用地乏しい
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○公営住宅提供のための財政支援
- ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○研修会や勉強会等の開催
- ○都心区・住宅密集地の実状に合わせた、具体的な建設用地と住宅の確保及び、財源支援
- ○地方自治体が被害想定を行うための補助制度が必要
- ○地域防災計画の見直し
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

## 25)公営住宅建 設可能用地の 把握

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○噴火災害で候補地を使用し、現在町村合併により今後検討
- ○市所有地以外の情報が足りない
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○当市には公営住宅がなく、県営の住宅を利用する予定のため主体的な計画を立てていない
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○都心区では、算出する以前の問題として、公営住宅を建設する用地がほとんどない
- ○区営住宅を被災者支援に用いる計画はない
- ○恒久的な市街地建設に足る空地が区内に存在しない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○割り当てられるスペースなし
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○建設できるような大規模な空地がない
- ○必要に応じて、建設用地を検討することとしている
- ○災害対策本部設置の中で対応するため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○公営住宅については新設は行わず、建替えを進めていく方針である
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない)
- ○公営住宅の増強計画はない
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○災害時については仮設住宅にて対応していく
- ○財政難の中、遊休地で置いておく公有地が減ってきているため、検討できない
- ○算出基礎を抽出するための予算不足
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない

- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- 民地の情報提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○市所有地の一覧及びその周辺の環境情報
- ○都心区・住宅密集地の実状に合わせた、具体的な建設用地と住宅の確保及び、財源支援
- ○地方自治体が被害想定を行うための補助制度が必要
- ○地域防災計画の見直し
- ○国・都においての一括管理
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○県・国が有する土地の優先的払下げ等が必要と考える
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

#### 26)住宅再建支 援策の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○予算面での対応
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○都の被害想定の中間報告で、当区の全壊棟数が約6,000棟になり、区のみでの支援は困難である
- ○国・東京都の支援策の整備を待っているため
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○耐震診断助成にとどまっており、民間住宅の復興は自助努力が基本
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○住宅再建支援策について具体的に検討されていない
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○個人資産に対し、公金を投入することの是非が考えられるため、検討できない
- ○算出基礎を抽出するための予算不足
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○予算確保のため、各種補助制度の充実
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○国で、住宅の再建の建設費の支援制度の創設
- ○都道府県の実状に合わせた支援制度の検討、財源補助及び法律等の整備
- ○地方自治体が被害想定を行うための補助制度が必要
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備

- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○都道府県、もしくは国レベルで基金をつくり運用で対応していただきたい

# 27)アドバイザーの派遣等の

検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○対象建築物(マンション)がないため
- ○アドバイザーの派遣等が検討されていない
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○マンションへの支援を一般住宅と区別して定めていないため
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○予算面での対応
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○建築士等をアドバイザーとして派遣要請を検討したいが、支援法における被害認定について、最終的 な判断は自治体の責務であることから、総括的なアドバイザー派遣について検討を要する
- ○県の応援体制についても未検証である
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据えた計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○復興アドバイザーの養成等の計画はあるが具体的な対策はない
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない)
- ○県との協議の中で対応することとなり、独自での対応は考えていない
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○災害時の国、県等の災害支援策を活用していきたい
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある
- ○個人資産に対し、公金を投入することの是非が考えられるため、検討できない
- ○算出基礎を抽出するための予算不足
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○アドバイザーに関する資料提供
- ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○アドバイザーとして支援に携わる個人、業界団体の選定基準の確定と必要資格の検討
- ○地方自治体が被害想定を行うための補助制度が必要
- ○県計画との調整を図り、支援法に基づく応援体制について個別調整を図る
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○都道府県、もしくは国レベルで基金をつくり運用で対応していただきたい

#### ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

#### 28)既存不適格 建築物の再建 支援策の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○対象建築物がないため
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○マンションへの支援を一般住宅と区別して定めていないため
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○既存不適格建築物の状況は把握ができていない
- ○国・東京都の支援策の整備を待っているため
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○市街地再開発事業等の実施による既存不適格建築物の解消については、市民の理解を得ることと市地域防災計画において記載済みであるが、被災地の建築制限等の発動における体制等について未検証である
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○災害時の国、県等の災害支援策を活用していきたい
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要があるため
- ○算出基礎を抽出するための予算不足
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○マンションはない
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○再建支援のための財政支援
- ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○都道府県の実状に合わせた支援制度の検討、財源補助及び法律等の整備
- ○地方自治体が被害想定を行うための補助制度が必要
- ○国によるアドバイザー派遣又は、費用負担
- ○建築主事と個別の計画等の策定が必要である
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○復興計画が具体的に考えにくいので関係部局・関係団体との協議検討が必要
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

## 29)一時的事業

- ◆事前対策ができていない理由
- スペース確保 〇現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題

## 支援の検討 ○行政面積が狭く対応できないため ○一時的事業スペース確保支援の検討がされていない ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない ○職員のノウハウが不足している ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人・物・金・時間が足りない ○東京都との役割分担が明確になっていない ○適当な空地が区内に存在しない ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定 ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため ○建設できるような大規模な空地がない ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画や マニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない) ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要 ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ○行政区域が狭く、建設可能用地が乏しいため ○これまでに大きな災害が少なかった ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない ◆実施するために必要な支援内容 ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要 ○具体的な量を算出するためのノウハウの提供 ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供 ○人員、知識及び経験、予算、時間 ○地域防災計画の修正 ○都道府県の実状に合わせた支援制度の検討、財源補助及び法律等の整備 ○復旧と復興の境界が不鮮明であり国としての考え方を示してほしい ○建築制限等が把握できないと調整が難しい ○説明会等で、市としての役割を認識させる ○国県との役割が明確に提示してほしい ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発、情報交換を行うための研修会・勉強会等の 開催 ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備 ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標 ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価 ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規 模別モデル ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい 30)工業•商業 ◆事前対策ができていない理由 の再建支援策 ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 の検討 ○資金融資を検討している ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人・物・金・時間が足りない ○東京都との役割分担が明確になっていない ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定

○融資制度以外の産業復興等については、現在未検討

- ○復興対象となる街区の選定が困難
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○災害発生時における人命救助や初期対応が優先のため
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○本事項は単市のみで検討するのではなく広域的な対策としたいため
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○商工振興という観点から初期的な対策として事業融資の斡旋業務くらいしか対応できない
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要があるため
- ○工業はなく、商業も大規模なものがないため
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○財政的裏づけ、ノウハウ及び従事する職員数の不足など
- ○対象件数も少なく被災後対応としているため
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○研修会や勉強会等の開催
- ○都道府県の実状に合わせた支援制度の検討、財源補助及び法律等の整備
- ○復旧と復興の境界が不鮮明であり、国としての考え方を示してほしい
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割が明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○信用保証補助、利子補給、損失補償等の独自施策の策定
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

#### 31)農林水産業 の再建支援策

の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○対象産業がほとんどない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○融資制度以外の産業復興等については、現在未検討
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)

- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○災害による損害補償は、農業共済等で対応しており、市段階での予算措置はしていない
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○災害復旧事業の補助対象以外の支援不足
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○事前及び応急対策に重点を置いているため
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○資金融資のための財政支援
- ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○復旧と復興の境界が不鮮明であり、国としての考え方を示してほしい
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○補助採択の拡大
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

#### 32)観光業の再 建支援策の検 討

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○融資制度以外の産業復興等については、現在未検討
- ○復興対象となる街区の選定が困難
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○復興計画そのものをまだ作成していない
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○税の減免、融資等や復興キャンペーン等間接的な取り組みで対応
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○再建支援のための財政支援

- ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供 ○人員、知識及び経験、予算、時間 地域防災計画の修正 ○研修会や勉強会等の開催 ○復旧と復興の境界が不鮮明であり、国としての考え方を示してほしい ○説明会等で、市としての役割を認識させる ○国県との役割が明確に提示してほしい ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発 ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催 ○観光施設の修復に係る国県レベルでの補助、支援制度の確立 ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備 ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標 ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価 ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規 模別モデル 33)新分野進 ◆事前対策ができていない理由 出•事業転換等 ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 に対する支援 ○中小企業等の支援は検討している ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない 策の検討 ○職員のノウハウが不足している ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人・物・金・時間が足りない ○東京都との役割分担が明確になっていない ○震災復興マニュアル策定時にはここまで検討の対象にしていなかった ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定 ○融資制度以外の産業復興等については、現在未検討 ○復興対象となる街区の選定が困難 ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画や マニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない) ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要 ○市独自の事業はなく、県、国の事業にて対応していく ○商工振興という観点から初期的な対策として事業融資の斡旋業務くらいしか対応できない ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ○これまでに大きな災害が少なかった ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
  - ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
  - ◆実施するために必要な支援内容
  - ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
  - ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供
  - ○人員、知識及び経験、予算、時間
  - ○地域防災計画の修正
  - ○研修会や勉強会等の開催
  - ○復旧と復興の境界が不鮮明であり、国としての考え方を示してほしい
  - ○説明会等で、市としての役割を認識させる
  - ○国県との役割も明確に提示してほしい
  - ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
  - ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発

- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル

#### 34)産業構造の

#### ◆事前対策ができていない理由

## 転換や都市計画との連携を考

- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ・考 │○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない

#### 慮した産業復興 策の検討

- 慮した産業復興 ○職員のノウハウが不足している
  - ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
  - ○優先的な施策であるとの認識の欠如
  - ○人・物・金・時間が足りない
  - ○東京都との役割分担が明確になっていない
  - ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
  - ○融資制度以外の産業復興等については、現在未検討
  - ○復興対象となる街区の選定が困難
  - ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
  - ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
  - ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
  - ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
  - ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
  - ○広域レベル(県・強化区域)で検討
  - ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない)
  - ○国、県の行う施策への協力であり、具体的に市単独では考えていない
  - ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
  - ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
  - ○商工振興という観点から初期的な対策として事業融資の斡旋業務くらいしか対応できない
  - ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
  - ○該当事項が想定できないため
  - ○これまでに大きな災害が少なかった
  - ○転換できるほどの基盤がない
  - ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
  - ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
  - ◆実施するために必要な支援内容
  - ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
  - ○産業復興策に関する資料提供
  - ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供
  - ○人員、知識及び経験、予算、時間
  - ○地域防災計画の修正
  - ○復旧と復興の境界が不鮮明であり、国としての考え方を示してほしい
  - ○建築制限等が把握できないと調整が難しい
  - ○説明会等で、市としての役割を認識させる
  - ○国県との役割も明確に提示してほしい
  - ○被害想定作成への人、技術、予算の支援
  - ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
  - ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
  - ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
  - ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
  - ○国による財源も含めた法令整備
  - ○専門家の派遣、専門知識の供給など
  - ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
  - ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
  - ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規

#### 模別モデル 35)産業復興需 ◆事前対策ができていない理由 要の地元還元 ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 策の検討 ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない ○職員のノウハウが不足している ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人・物・金・時間が足りない ○東京都との役割分担が明確になっていない ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定 ○融資制度以外の産業復興等については、現在未検討 ○復興対象となる街区の選定が困難 ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため ○地域経済産業復興支援を規定しているが、未検証である ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい ○これら一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計 画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない) ○国、県の行う施策への協力であり、具体的に市単独では考えていない ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要 ○復興の規模にもよるが、現在の入札制度の問題があり難しい ○商工振興という観点から初期的な対策として事業融資の斡旋業務くらいしか対応できない ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため ○該当事項が想定できないため ○これまでに大きな災害が少なかった ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない ◆実施するために必要な支援内容 ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要 ○地元還元策に関する資料提供 ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供 ○災害時の入札制度の検討が必要になる ○ 地域防災計画の修正 ○震災復興時における時限的市街地対策に対する財源補助及び法整備 ○復旧と復興の境界が不鮮明であり、国としての考え方を示してほしい ○建築制限等が把握できないと調整が難しい ○説明会等で、市としての役割を認識させる ○国県との役割も明確に提示してほしい ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発 ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催 ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備 ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標 ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価 ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規 模別モデル 36)雇用の維 ◆事前対策ができていない理由 持•再就職促進 ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題

# 策の検討

- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない

- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○融資制度以外の産業復興等については、現在未検討
- ○復興対象となる街区の選定が困難
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○地域防災計画上、土木作業従事者供給にとどまっている
- ○工場等多数につき莫大な資金がかかるため、一自治体では対応が不可能なため
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない)
- ○国、県の行う施策への協力であり、具体的に市単独では考えていない
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○工業は無く、商業も大規模なものがないため
- ○雇用の維持に関しては、密接不可分な関係にあるので、一つの市が取り組む事業としては、一定の限 界がある
- ○再就職促進としては、求職者就労支援セミナー、求職者就労支援IT講座、労働相談等をハローワークをはじめとする関係機関と連携を図って行っている
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○雇用を創出するためのノウハウの提供
- ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○震災復興時における時限的市街地対策に対する財源補助及び法整備
- ○復旧と復興の境界が不鮮明であり、国としての考え方を示してほしい
- ○各種業界団体との協定の締結
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

#### 37)離職者の生 活支援の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○地域防災計画の中で、具体的に策定されていない
- ○工場等多数につき莫大な資金がかかるため、一自治体では対応が不可能なため

- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○離職者については、市地域防災計画においては、離職者数及び離職者の特性等について調査の実施が明記されているが、未検証である
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据えた計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○地域防災計画には記載されているが具体的対策でない
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない)
- ○国、県の行う施策への協力であり、具体的に市単独では考えていない
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○復興計画そのものをまだ作成していない
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○工業は無く、商業も大規模なものがないため
- ○雇用の維持に関しては、密接不可分な関係にあるので、一つの市が取り組む事業としては、一定の限 界がある
- ○再就職促進としては、求職者就労支援セミナー、求職者就労支援IT講座、労働相談等をハローワークをはじめとする関係機関と連携を図って行っている
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○発生ケースにより対応しているのみで事前に対策は講じていない
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○雇用を創出するためのノウハウの提供
- ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○災害被災者へ迅速な社会保障対策を行うための特別措置、及び、財源の確保
- ○復旧と復興の境界が不鮮明であり、国としての考え方を示してほしい
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

#### 38)医療施設の 再建支援策の 検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域総合整備資金貸付金(ふるさと融資)制度により医療施設の再開設を実施したため
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○防災対策での検討なし(保健福祉で対応している)
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○主な医療機関が、都立・民間施設のため
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため

- ○県医療救護計画において医療施設等の災害復旧計画が策定されており、市独自の復旧計画はなじまないと考える
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○これら一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○公立病院が1軒しかなく、病院サイドで再建支援策を講じている
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○再建支援のための財政支援
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○施設再建に要する経費の程度やサービス供給の内容を再認識する必要がある
- ○補助事業の創設
- ○施設を含めた災害復興全体に対する国の支援策を示してほしい
- ○地域防災計画の見直し
- ○県で対応済み
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役害札明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○復興計画が具体的に考えにくいので関係部局・関係団体との協議検討が必要
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価

○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題

○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規 模別モデル

#### 39)メンタルへ ルスケア、 PTSD対策の実

- ◆事前対策ができていない理由
- ○十分な人員が確保されていない
- 施に関する給 ↑
  - ○地域防災計画の中で未整備
- 施に関する検 討
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○被災者の精神的な後遺症に関する臨時相談所及び訪問指導等の実施について、計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据えた計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○専門家との連携不足
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要

- ○メンタルヘルスケア、PTSD対策については、専門の職員配備がないことから、政府の指導のもと補助 的活動のみ実施可能
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○広域な応援体制の確立
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○研修会や勉強会等の開催
- ○メンタルヘルスケア等、被災者の心への支援に携わる個人、業界団体の選定基準の確定と必要資格の 検討
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○専門医との連携制度の確立
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

#### 40)福祉施設の 再建支援策の 検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○復興対策の基本的事項等として社会福祉施設の復旧事業計画の策定推進について規定されている が、未検証である
- ○再建必要なし
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○大規模なものがないため
- ○再建支援策に関する事前対策の指針等が国より示されていない(介護保険施設)
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要

- ○再建支援のための財政支援
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○施設再建に要する経費の程度やサービス供給の内容を再認識する必要がある
- ○研修会や勉強会等の開催
- ○補助事業の創設
- ○施設を含めた災害復興全体に対する国の支援策を示してほしい
- ○民間施設への、早期復旧等の義務づけ
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○被害想定作成への人、技術、予算の支援
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○事前対策の指針等を国が示すこと(介護保険施設)
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

#### 41)福祉サービ スの供給に関 する検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○要援護者支援対策として社会福祉施設へのショートステイ及び入浴サービス等の実施において規定しているが、未検証である
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○これら一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要があるため
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○市以外の関係機関との連携体制の確立
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○施設再建に要する経費の程度やサービス供給の内容を再認識する必要がある
- ○施設を含めた災害復興全体に対する国の支援策を示してほしい
- ○地域防災計画の見直し
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割が明確に提示してほしい
- ○被害想定作成への人、技術、予算の支援
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発

- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催 研修会や勉強会 ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備 ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標 ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価 ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規 模別モデル ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい 42)授業再開に ◆事前対策ができていない理由 ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 関する検討 ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人·物·金·時間が足りない ○東京都との役割分担が明確になっていない ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定 ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため ○地域防災計画上、学校長への応急計画策定にとどまっている ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため ○仮校舎、公立学校相互間による応急教育等の実施について規定しているが未検証である ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画や マニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい ○学校現場を中心とした安全確認等は文書化されているが、授業再開についてはされていない ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない) ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要 ○学校教育に関する具体的な被災状況がどのようなものかについて把握できていないから ○市教育委員会は、独自の危機管理及び防災マニュアルを策定しているが、地域防災計画との整合・調 整がまだ十分でない ○これまでに大きな災害が少なかった ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない ◆実施するために必要な支援内容 ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要 ○人員、知識及び経験、予算、時間 ○研修会や勉強会等の開催 ○施設を含めた災害復興全体に対する国の支援策を示してほしい ○説明会等で、市としての役割を認識させる ○国県との役割も明確に提示してほしい ○被害想定作成への人、技術、予算の支援 ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など 43)学校教育施 ◆事前対策ができていない理由 設の再建策の ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 検討 ○職員のノウハウが不足している ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○優先的な施策であるとの認識の欠如
  - ○人・物・金・時間が足りない
  - ○耐震補強計画ができた段階
  - ○東京都との役割分担が明確になっていない
  - ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
  - ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
  - ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
  - ○施設再建助成制度の硬直化
  - ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え

- た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○再建の事前検討には県や業者との連携が必要であるが、業者の事前確保が困難
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○再建支援のための財政支援
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○補助事業の創設
- ○施設を含めた災害復興全体に対する国の支援策を示してほしい
- ○地域防災計画の見直し
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割が明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○復旧に要する建築・電気・水道等の施行業者との支援連携の事前確認体制の支援
- ○校舎等の倒壊等を想定した取り組みについての必要性の検討
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など

## 44)被災児童・生徒への支援

策の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据えた計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○専門家(児童の心のケア等を行う)との連携、人員不足など支援策の検討に問題となる点がある
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○情報の共有化に係る対策
- ○施設を含めた災害復興全体に対する国の支援策を示してほしい
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など

#### 45)文化・社会 教育施設の再 建策の検討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○昭和56年以前に建設された文化・社会教育施設についての耐震診断及び耐震補修工事を実施していない
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○文化財等に対する保護及び文化的価値を可及的速やかに復旧維持できる管理団体との協力体制を規 定しているが、管理団体について未調整
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据えた計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○会館施設は、場合によっては避難所としての利用が優先されるケースもあろうかと思われ、本来の目的 での復旧はその次の段階として考えていくものと思われる
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○市内の文化施設は先の阪神・淡路大震災でも致命的な被災はなく、再建策の必要性は低い
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○再建支援のための財政支援
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○施設再建に要する経費の程度やサービス供給の内容を再認識する必要がある
- ○補助事業の創設
- ○施設を含めた災害復興全体に対する国の支援策を示してほしい
- ○地域防災計画の見直し
- ○昭和56年以前に建設された文化・社会教育施設を建替又は耐震診断実施後、耐震補修工事を実施していく
- ○国宝等の需要文化財については「火災」に対するハード面での補助等はあるが復興等に対する支援策 について明確な対応が必要
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○文化会館・公民館等については、再建に係る財政的支援、あるいは近隣自治体との共同利用といった 連携策、また、文化的保存施設に被害が及んだ場合は、その一時的な避難保管場所
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標
- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル

### 46)文化活動の

- ◆事前対策ができていない理由
- 再開に関する | ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題

#### ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない 検討 ○職員のノウハウが不足している ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人・物・金・時間が足りない ○東京都との役割分担が明確になっていない ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定 今後の課題として検討する ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎる ○市民の安全確保や避難を最優先するため、文化・社会教育施設を応急利用することがあり、文化活動 の再開はその後となる ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニ ュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない) ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要 ○日常生活に不可欠なライフライン等の復旧が優先される中で、どのような段階で取り組んでいくべきか 想定できない ○文化活動の再開は施設の復旧が先決であるため ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ○文化活動は、生活再建が図られ、一定の落ち着きを取り戻してから行われるので必要性が低い ○これまでに大きな災害が少なかった ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない ◆実施するために必要な支援内容 ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要 ○再開支援のための財政支援 ○人員、知識及び経験、予算、時間 ○施設再建に要する経費の程度やサービス供給の内容を再認識する必要がある ○地域防災計画の見直し ○説明会等で、市としての役割を認識させる ○国県との役割が明確に提示してほしい ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発 ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催 ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備 ○文化活動の核となる団体等に対して人的又は財政的な支援 ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標 ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価 ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規 模別モデル ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい 47)NPO・ボラン ◆事前対策ができていない理由 ティア活動の支 ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題 援 ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定 ○優先的な施策であるとの認識の欠如 ○人・物・金・時間が足りない ○東京都との役割分担が明確になっていない ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定 ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため

○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい

- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○研修会や勉強会等の開催
- ○スムーズなボランティアの斡旋
- ○震災に倒壊しないボランティア施設の確保
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○被害想定作成への人、技術、予算の支援
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○復興に係る組織・運営、計画等は災害の規模、被害状況によって異なることから、それらを総合的に勘 案した支援が必要

#### 48)NPO・ボラン ティアの育成

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○ボランティアについては、 県等のボランティアバンクを活用する計画のため、 積極的な育成についての 計画はない
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○社会福祉協議会によるネットワーク運営体制の役割分担が明確化されていない
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○復興期の活動内容がわからない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○地域防災計画に記載されていない
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要がある ため
- ○育成に対応できる組織体制が取れない
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○研修会や勉強会等の開催
- ○必要視される職種・作業の具体例提示
- ○ボランティア要請の体制を整備する
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標

- ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価
- ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規模別モデル
- ○上級官庁・外郭団体の統一的な育成を求める
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

#### 49)がれき処理 計画の作成・検 討

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○特別区としての動向による
- ○地域防災計画(平成17年修正)で課題を洗い出しているが、第一次集積置き場、第二次分別置き場の 用地の確保、指定ができない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○がれきの集積場所の選定、道路管理者との協議
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○がれき処理のための財政支援
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○研修会や勉強会等の開催
- ○都心区・住宅密集地の実状に合わせた、集積用地の確保
- ○最終処分に係る法的支援と財政支援
- ○今後建設業協会との廃材等について協定等の締結を検討
- ○集積場所の設定にあたっての土地所有者の協力
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○最終処分場の提供(検討中)
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など

#### 50)情報提供・ 相談体制の検 計

- ◆事前対策ができていない理由
- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○防災行政無線が主力であるが、機器の老朽化が懸念されている
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない

- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ◆実施するために必要な支援内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○広域な応援体制の確立
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○個人情報保護法との絡みがあり、緊急時の特別法等の措置が必要ではないか(国民保護等も含めて)
- ○機器入替え及びシステム開発に及ぶ財政支援
- ○甚大な被害を被った場合における迅速な仮設事務所等の建設及びライフラインの復旧
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○被害想定作成への人、技術、予算の支援
- ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備
- ○国による財源も含めた法令整備
- ○専門家の派遣、専門知識の供給など
- ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

#### 51)地区類型別 の復興対策上

# の課題、留意点、重点施策の

検討

#### ◆事前対策ができていない理由

- ○現在の地域防災計画は災害応急対策を主としているため、復興対策は今後の検討課題
- ○地域防災計画上において明示しているものの具体的なマニュアルが作成されていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○予防計画及び応急対策計画に重点を置いており、復旧・復興計画は未策定
- ○優先的な施策であるとの認識の欠如
- ○人・物・金・時間が足りない
- ○地域防災計画に明確に位置づけされていない
- ○東京都との役割分担が明確になっていない
- ○東京都震災復興マニュアルを参照し、本区の復興マニュアルを策定する予定
- ○復興分野について、体制等が未整備なため防災担当者にかかる負担が多すぎるため
- ○災害復興の際の地区割にとどまっている
- ○それぞれに災害時の被害想定ができていないため
- ○被害地域がほぼ同一の地区類型に属するため
- ○計画を策定する担当者が、頻繁に異動するため、専門的な知識を習得することが難しく、長期を見据え た計画が策定しづらい
- ○一つ一つが非常に大きな課題を抱えているため、担当者1人で各担当部署と調整・協議をし、計画やマニュアルをまとめるには数カ年計画で行わなければならない
- ○防災が複雑多岐にわたり、対策がとりづらい
- ○人的、時間的余裕がなく、防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対 する意識も高くない)
- ○震災復旧について事前対策計画作成のための指針がない
- ○庁内各部署の積極的な取組及び職員の意識向上が必要
- ○行政としてどこまで行うべきかについては今後住民や議会との間で共通認識を構築していく必要があるため
- ○これまでに大きな災害が少なかった
- ○合併したばかりで、地域防災計画の統合ができていない
- ○計画書に記載されていない項目については体制が整っていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○ガイドライン的なマニュアル、手引き、先進地事例等情報の提供が必要
- ○地区類型別の対策に関する資料提供
- ○予算確保のため、各種補助制度の充実と情報提供
- ○人員、知識及び経験、予算、時間
- ○地域防災計画の修正
- ○研修会や勉強会等の開催
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる

#### 158

- ○国県との役割的明確に提示してほしい ○見本となる災害類型別マニュアルがほしい ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発 ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催 ○具体的な地区を策定し検討する必要あり ○関係機関等の指示方法及び計画内容等の協議体制の整備 ○国による財源も含めた法令整備 ○専門家の派遣、専門知識の供給など ○事前対策の必要性(有効性)の根拠・指標 ○対策により見込まれる効果と実際の取り組み事例における効果との間の相対評価 ○市勢(人口、地勢、財政力、インフラ整備等)や経済規模(産業構成、労働力、平均所得等)に応じた規 模別モデル
  - ○各部門の縦割りの施策では無く、横断的な連携・調整の下での協同取り組みの検討
  - ○災害規模の段階別などで具体的な例を示してほしい

項目	内容
1)復興本部の	◆悩んだり困っていること
設置に関する	○条例の必要性等の検討がされていない
条例等の制定・	○職員のノウハウが不足している
検討	○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
	○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
	○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
	○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
	○防災担当者にかかる負担が多すぎる
	○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
	○災害対策本部と復興本部との位置づけ及び移行時期
	○具体的にどのような条例を制定したらよいかわからない
	○必要性に関する情報不足
	○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
	○復興本部の設置に関すること
	○具体的にはまだ手がけていないため、どのように進めるのかわからない
	○作成にあたり参考となる資料不足
	○担当者の時間的余裕がないこと
	○具体的な策定方法等が不明であること
	○具体的なマニュアル・手引き等がない
	○財政面、事務を行う人員面での負担が大きい
	○必要事項の把握
	○地方自治体での記載の必要性について
	○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
	○平常の事務に多大な労力を費やしているため、復興計画等について検討しがたい
	○復興本部に関する計画がない
	◆必要としている支援の内容
	○復興本部に関する資料提供
	○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
	○復興計画や手法に関する支援
	○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを
	明示
	○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
	○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
	○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
	○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
	○財政的支援
	○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
	○条例の文案の提示
	○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
	○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
	○強化区域レベルでの組織体制
	○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
	○国や県から、当該所管部署への働きかけが必要
	○防災担当者の増員に係る財政面での支援
	○復興を行う際の迅速な財政支援
	○災害時に行う手続きの簡素化
	○具体的な訓練の実施
	○ホームページなどによる情報提供
2)復興本部運	◆悩んだり困っていること
営方法の検討	○地域防災計画に復興対策本部の設置の記載があるが、運営方法まで検討されていない
	○職員のノウハウが不足している
	○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
	○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない ○名(の用人 Bhrth L B の東 ざわなり ての計画になる ざえさ 得ない
	○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない ○月はお光光 マース・・スコン・バイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	○ 具体的運営マニュアル、手引きがない ○ 押さを開って、マックの大きが高い
	○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している ○記録されてよるが、実体験がないなり、使用、使用。 の時報は何なしならよいのか
	○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか

- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○災害復旧活動対策の検討で精一杯であり、復興対策については市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○具体的にどのように運営してよいかわからない
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○復興本部の設置に関すること
- ○具体的な行動計画などの策定
- ○災害復興は全市的な取り組みとすべきと思われるが、日常業務をこなしていく中で、どういった体制で 対応することが望ましいか
- ○作成にあたり参考となる資料不足
- ○効率・効果的な復興本部の組織体制の構築及び運営マニュアルの策定のやり方
- ○担当者の時間的余裕がないこと
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○専門的な知識がないため、どのように進めてよいのかわからない
- ○財政面、事務を行う人員面での負担が大きい
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○復興本部がどんな体制で何をするのか、何ができるのかわからない
- ○平常の事務に多大な労力を費やしているため、復興計画等について検討しがたい
- ○財政的裏づけ、ノウハウ及び従事する職員数の不足など
- ○復興本部に関する計画がない
- ◆必要としている支援の内容
- ○復興本部に関する資料提供
- ○具体的なノウハウ
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○先進自治体の事例
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○講習会の開催、アドバイザーの派遣
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○マニュアルの提示、財政的支援、研修会の開催等
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○復興本部運営方法のガイドラインの作成等
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○国や県から、当該所管部署への働きかけが必要
- ○専門家等によるモデルの検討
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 3)復興対策に 係る財政需要 の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○復興対策に係る財政需要のシミュレーションがされていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○復興に係る経費の範囲
- ○厳しい財政事情
- ○都市災害の場合、被害想定額が膨大であること
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している

- ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○災害見積が具体化できない
- ○災害救助法で適用されない復興の財源確保
- ○災害復旧活動対策の検討で精一杯であり、復興対策については市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○復興のためには、財源が必要であるが、市の財政は逼迫している
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○産業構造、都市基盤、財政力等全てにおいて脆弱であること
- ○担当者の時間的余裕がないこと
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○具体的な市としてのマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について市全体の施策が整備されていないこと
- ○財政需要の方法について
- ○災害発生時における財源確保
- ○災害の規模・被災状況により財政需要が様々である
- ○財政面、事務を行う人員面での負担が大きい
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○被害想定を実施し、復興対策に係る費用を算出するためのサポート
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- ○復興対策に要する経費基準の明確化
- ○政府による財政支援の範囲
- ○財政支援制度の創設と、財源の裏づけ
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを明示
- ○財政支援、都道府県、市町村の区域を越えた統一的な基準での支援策
- ○アドバイザーの派遣
- ○災害救助法以外の新たな財政支援
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○国や県から、当該所管部署への働きかけが必要
- ○作成を義務づける通達等
- ○財政施策の方針等の提供
- ○国等の財源的支援施策の充実が望まれる
- ○過去の全国各地での災害による財政需要の資料等
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○需要項目等の具体例の提示
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 4)復興基金創 設のための検

討

- ◆悩んだり困っていること
- ○復興対策に係る財政需要のシミュレーションがされていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○財源が乏しい中、資金の確保が困難である
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そう

- でないものがある
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○規模が小さな市町村にとって財政的余裕がない
- ○具体的なマニュアル・手引き等がない
- ○基金創設のための検討課題
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ◆必要としている支援の内容
- ○基金創設のための財政支援
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○金銭及び人的支援
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割が明確に提示してほしい
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○策定マニュアル・策定の手引き等の提示
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○創設にあたっての基本指針等の提供
- ○国等の財源的支援施策の充実が望まれる
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 5)地方公共団 体内部の調査 人員配分の検

計

- ◆悩んだり困っていること
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的な市としてのマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について市全体の施策が整備されていないこと
- ○被災状況の調査について、大規模災害時の人的不足が考えられる
- ○調査~被災証明の発行までの手続きについて、その時期・期間・判定・証明の様式・災害の規模、種類 (落雷や雹)など、国、また県単位で統一できないか
- ○財政面、事務を行う人員面での負担が大きい
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい

- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○広域的な専門職の応援体制
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 6)地方公共団

- ◆悩んだり困っていること
- 体外部との連携体制の検討
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○連携の範囲及び相手方の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○どのような団体とどのような連携をすればよいのか
- ◆必要としている支援の内容
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○財政支援、都道府県、市町村の区域を越えた統一的な基準での支援策
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○全国・全県規模の連携範囲や連携内容の指針
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○被災状況調査員の国や県からの派遣
- ○広域的な専門職の応援体制
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 7)応急危険度 判定調査体制 の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○木造住宅密集地域が散在しており、多くの被災家屋の発生が想定されている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○人手不足、ボランティアの受入体制
- ○地域において判定調査ができる人材が少ない
- ○調査員の人員確保及び応援団体等の連携
- ○被災した住宅の専門的な立場から調査を行ってもらうための経費等
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について市全体の施策が整備されていないこと
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○復興本部がどんな体制で何をするのか、何ができるのかわからない

- ○財政的裏づけ、ノウハウ及び従事する職員数の不足など
- ◆必要としている支援の内容
- ○広域な応援体制の確立
- ○具体的なノウハウ
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○建築物の危険度判定士の派遣
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○判定基準の明確化、早期の判定員の派遣
- ○広域的な支援体制を都道府県レベルで構築すべき
- ○マニュアルの提示、財政的支援、研修会の開催等
- ○調査員の育成及び応援団体の指定等
- ○有識者からの被災箇所の派遣支援
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 8)被災宅地危 険度判定調査 体制の検討

#### ◆悩んだり困っていること

- ○十分な人員が確保されていない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○関東ローム層高台と城東地域低地域の境目が縦断しており、多くのよう壁や崖がある
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○復旧、復興に係る財源
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○人手不足、ボランティアの受入体制
- ○地域において判定調査ができる人材が少ない
- ○調査員の人員確保及び応援団体等の連携
- ○被災した住宅の専門的な立場から調査を行ってもらうための経費等
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○宅地危険度判定のための判定員がいない(どんな資格のあるものが行うのか)
- ○担当者の時間的余裕がないこと
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について市全体の施策が整備されていないこと
- ○調査内容に精通している調査員の不足
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○復興本部がどんな体制で何をするのか、何ができるのかわからない
- ◆必要としている支援の内容
- ○広域な応援体制の確立
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○宅地危険度判定士の派遣
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○財政支援、都道府県、市町村の区域を越えた統一的な基準での支援策
- ○金銭及び人的支援
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○判定基準の明確化、早期の判定員の派遣
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○広域的な支援体制を都道府県レベルで構築すべき
- ○調査員の育成及び応援団体の指定等

- ○有識者からの被災箇所の派遣支援
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○調査員育成のための研修会の実施
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 9)住宅・公共施 設の被害調査 体制の検討

#### ◆悩んだり困っていること

- ○住宅被害調査の結果が、その後の支援等に影響を及ぼすとされているので、調査者による差が起きないよう、事前の認識が必要であるが、その手法を知りたい
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○人手不足、ボランティアの受入体制
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○調査員の人員確保及び応援団体等の連携
- ○被災した住宅の専門的な立場から調査を行ってもらうための経費等
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○公共施設の被害調査については職員で行うことになるが、判定できる職員の人員不足
- ○具体的な市としてのマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○被災状況の調査について、大規模災害時の人的不足が考えられる
- ○調査~被災証明の発行までの手続きについて、その時期・期間・判定・証明の様式・災害の規模、種類 (落雷や雹)など、国、また県単位で統一できないか
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○国の災害の被害認定基準に基づき調査を行ったが、建築技師以外の一般職員では判断がつきにくい ため、調査員によって異なっている
- ○復興本部がどんな体制で何をするのか、何ができるのかわからない
- ◆必要としている支援の内容
- ○これまでの災害において問題となった点についての情報提供
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○金銭及び人的支援
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○判定基準の明確化、早期の判定員の派遣
- ○り災証明の発行にあたり、被災家屋の判定について国の基準は示されているが、調査員も未経験者も 含めた混成部隊で編成されるため、誰もが一定の基準・知識をもって判定作業に取り組む必要性を感 ずるため、より簡易な判定方法を全国的に、統一したものとして整えていただきたい
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割が明確に提示してほしい
- ○調査員の育成及び応援団体の指定等
- ○有識者からの被災箇所の派遣支援
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス

- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○広域的な専門職の応援体制
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○民間業者等を利用した調査ができないものか
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 10)被災者生活 実態調査体制 の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○十分な人員が確保されていない
- ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか
- ○金銭及び人的不足
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○災害後の具体的な復興計画がない
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○調査内容に精通している調査員の不足
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○調査体制を事前に準備できるシステムに関する資料提供
- ○復興計画や手法に関する支援
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○金銭及び人的支援
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○国や県から、当該所管部署への働きかけが必要
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○国・県・民間団体からの応援体制
- ○調査員育成のための研修会の実施
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化

#### ○ホームページなどによる情報提供

#### 11)復興計画策 定体制の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○復興検討委員会の構成までしか検討されていない
- ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○復興活動内容の詳細
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○策定に必要な人員配置及び予算確保が困難
- ○都市復興と生活復興の両方の仕組みづくりに時間を要する
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○取り組むべき、具体的事例が見えてこない
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○事業に係る知識・手法等が十分でない
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○災害後の具体的な復興計画がない
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○復興計画を被災の状況に応じた内容とすべきか
- ○復興計画策定に記載する項目及び問題点、課題等の洗い出し
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○体制はどのような体制がのぞましいのか
- ○実災害時、その被害状況に応じた復興計画の策定
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○復興本部がどんな体制で何をするのか、何ができるのかわからない
- ○平常の事務に多大な労力を費やしているため、復興計画等について検討しがたい
- ◆必要としている支援の内容
- ○事前に委員を選出するためのノウハウの提供
- ○復興計画や手法に関する支援
- ○具体的なマニュアルや手引き
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○策定に当たっての専門的技術者の派遣、財政的支援
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○県の助言、指導及び参考資料の提供
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○ホームページなどによる情報提供

## 12)復興整備条

- ◆悩んだり困っていること
- 例の制定・検討 ○条例の必要性等の検討がされていない

- ○職員のノウハウが不足している
- ○策定に必要な人員配置及び予算確保が困難
- ○都市復興と生活復興の両方の仕組みづくりに時間を要する
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○具体的にどのような条例を制定したらよいかわからない
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○担当者の時間的余裕がないこと
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○条例等の制定について、どのように進めるのか
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○どのようなことを規定すればよいのか
- ○平常の事務に多大な労力を費やしているため、復興計画等について検討しがたい
- ◆必要としている支援の内容
- ○条例に関する資料提供
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを明示
- ○策定に当たっての専門的技術者の派遣、財政的支援
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○統一的な条例案の提示
- ○研修会の開催等
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

## 13)まちづくり協議会の結成・活

動の支援

- ◆悩んだり困っていること
- ○まちづくり協議会の検討がされていない
- ○結成、活動を支援するノウハウが乏しい
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○策定に必要な人員配置及び予算確保が困難
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○市側の活動体制不備
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○まちづくり協議会の具体的な活動内容がわからない
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○協議会に関する資料提供
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- ○国の調査等で集計された、手続き・手法等のデータベース化及び指導
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを

#### 明示

- ○策定に当たっての専門的技術者の派遣、財政的支援
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○講習会の開催、アドバイザーの派遣
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○まちづくり協議会に関するガイドラインの提示
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 14)集団移転に

## よる新市街地候補地の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○集団移転の必要性等の検討がされていない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○当区及び近隣自治体ともに、集団移転による新市街地候補地がない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○策定に必要な人員配置及び予算確保が困難
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○担当者の時間的余裕がないこと
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○移転地の確保及び移転費用の財源の確保
- ○行政区域が狭く、その中では集団移転先がない
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○新市街地建設に関する資料提供
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- ○都道府県をまたがる調整及び移転に係る財政支援
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○策定に当たっての専門的技術者の派遣
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割が明確に提示してほしい
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○作成を義務づける通達等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化

#### ○ホームページなどによる情報提供

# 15)被害軽減のための防災施設整備事業の

実施

- ◆悩んだり困っていること
- ○災害に強い都市環境の整備が十分とは言えない
- ○職員のノウハウが不足している
- ○財政状況が厳しく、施設整備・改修が進まない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○構造物の点検から耐震補強実施に至るマンパワーの不足と財源の不足
- ○財源及び危険箇所の把握・認定
- ○必要性に関する情報不足
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○即効性のある事業がない

#### ◆必要としている支援の内容

- ○整備のための財政支援
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- ○補助率の高い補助事業の創設
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割が明確に提示してほしい
- ○点検調査に必要な人的支援、耐震補強にかかる費用の補助拡充
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○ホームページなどによる情報提供
- ○補助事業及び整備先進事例

## 16)応急仮設住

給量の算出方

法の検討

#### ◆悩んだり困っていること

#### 宅の必要量・供 〇市区町村レベ

- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○設置判断等の基準
- ○災害の規模等、様々な要因で復興計画も多様に変化してしまう
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について体の施策が整備されていないこと
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない

- ○平常の事務に多大な労力を費やしているため、復興計画等について検討しがたい
- ○必要量の根拠
- ◆必要としている支援の内容
- ○具体的な量を算出するためのノウハウの提供
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○財政的支援
- ○設置判断を容易にするための指針及び研修会等
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○各種研修会の開催や事例等の情報の提供
- ○算定基準の提示
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 17)応急仮設住 宅建設可能用 地の把握

- ◆悩んだり困っていること
- ○市所有地以外の情報が足りない○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○設置判断等の基準
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○一時避難所を応急仮設住宅建設可能用地としており、スムーズに建設工事にはいれるかどうか、代替場所の選定(例えば農地)
- ○担当者の時間的余裕がないこと
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○財政難等により、公有地を保有する余裕がない
- ○市有地以外の用地確保
- ○民間賃貸住宅の空家情報が全く把握できていない
- ○財政面、事務を行う人員面での負担が大きい
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○宅地が乏しく必要性が高くても整備できない
- ◆必要としている支援の内容
- ○民地の情報提供
- ○具体的なノウハウ
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○マニュアルの提示、財政的支援、研修会の開催等
- ○設置判断を容易にするための指針及び研修会等
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○農地の一時利用への転用許可
- ○借地料の補助
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○国有遊休地の保有及び災害時の優先的払下げ、及び民有地使用料に対する財源補助等
- ○市有地以外の建設可能用地、空家に関する情報開示
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○先進地事例の紹介
- ○ホームページなどによる情報提供

#### ○宅地造成事業例や補助事業 18)応急仮設住 ◆悩んだり困っていること 宅の建設資材 ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない の把握や供給 ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している 方法の検討 ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか ○防災担当者にかかる負担が多すぎる ○資器材の手配が無理そう ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない ○民地所有者に応急仮設住宅建設の許可がもらえるか ○設置判断等の基準 ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担 ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない) ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと ○行政区域が狭く、建設可能用地が乏しいため ○業者等が被災し、対応できなくなる可能性がある ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない ◆必要としている支援の内容 ○具体的な量を算出するためのノウハウの提供 ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示 ○資器材の早期支給 ○土地を使用した後の現状回復等 ○策定する場合の技術的、予算的な支援 ○設置判断を容易にするための指針及び研修会等 ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス ○強化区域レベルでの組織体制 ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援 ○都道府県レベルでの連携の推進 ○復興を行う際の迅速な財政支援 ○災害時に行う手続きの簡素化 ○ホームページなどによる情報提供 19)民間賃貸住 ◆悩んだり困っていること 宅の借上基準 ○民間賃貸住宅の借上の検討がされていない の作成・検討 ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない

- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○災害の規模等、様々な要因で復興計画も多様に変化してしまう
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について市全体の施策が整備されていないこと
- ○賃貸物件が希少で、かつ数量に変動が生じるため検討できていない
- ○財政面、事務を行う人員面での負担が大きい
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○平常の事務に多大な労力を費やしているため、復興計画等について検討しがたい

- ◆必要としている支援の内容
- ○民間賃貸住宅の情報提供
- ○具体的なノウハウ
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○研修会の開催等
- ○設置判断を容易にするための指針及び研修会等
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 20)民間賃貸住 宅の空家状況 の把握

#### ◆悩んだり困っていること

- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○空家状況が日々変化するため把握が困難
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○賃貸物件が希少で、かつ数量に変動が生じるため検討できていない
- ○情報提供に係る民間の負担に対する対価等
- ○民間賃貸住宅の空家情報が全く把握できていない
- ○財政面、事務を行う人員面での負担が大きい
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない

#### ◆必要としている支援の内容

- ○情報を有する団体との連携強化
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○財政支援、都道府県、市町村の区域を越えた統一的な基準での支援策
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○金銭及び人的支援
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○法令により報告の義務化
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○空き住居検索システムの構築
- ○設置判断を容易にするための指針及び研修会等
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援

○市有地以外の建設可能用地、空家に関する情報開示 ○復興を行う際の迅速な財政支援 ○災害時に行う手続きの簡素化 ○ホームページなどによる情報提供 ◆悩んだり困っていること 21)応急住宅の ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない 入居基準の作 成•検討 ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか ○防災担当者にかかる負担が多すぎる ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない ○設置判断等の基準 ○必要性に関する情報不足 ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担 ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない) ○具体的なマニュアル・手引き等がない ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない ○復興本部がどんな体制で何をするのか、何ができるのかわからない ◆必要としている支援の内容 ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示 ○策定する場合の技術的、予算的な支援 ○設置判断を容易にするための指針及び研修会等 ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発 ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供 ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催 ○強化区域レベルでの組織体制 ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援 ○復興を行う際の迅速な財政支援 ○災害時に行う手続きの簡素化 ○ホームページなどによる情報提供 22)建設業協会 ◆悩んだり困っていること ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない 等との協定の締 結 ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない ○応急修理の適用範囲の明確化と業者確保 ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい ○必要性に関する情報不足 ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない) ○具体的な策定方法等が不明であること ○業者等が被災し、対応できなくなる可能性がある ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない ◆必要としている支援の内容 ○協会の理解が得られるような支援 ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい ○マニュアルの提示、財政的支援、研修会の開催等 ○応急修理の適用範囲の指針、業者への通達や研修会 ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス

○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発 ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供

- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○都道府県レベルでの連携の推進
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

# 23)被災者が自力で実施する 応急修理に対する支援の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○資金貸付を検討している
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○復旧、復興に係る財源
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○応急修理の適用範囲の明確化と業者確保
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について市全体の施策が整備されていないこと
- ○個人資産に対する公金の直接支援の是非
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○厳しい財政状況
- ◆必要としている支援の内容
- ○修理のための財政支援
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○財政支援、都道府県、市町村の区域を越えた統一的な基準での支援策
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○応急修理の適用範囲の指針、業者への通達や研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○作成を義務づける通達等
- ○基金等を立ち上げてほしい
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 24)公営住宅の 必要量・供給量 の算出方法の

検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○都心区では、算出する以前の問題として、公営住宅を建設する用地がほとんどない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担

- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○平常の事務に多大な労力を費やしているため、復興計画等について検討しがたい
- ◆必要としている支援の内容
- ○公営住宅提供のための財政支援
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○全国的な統一見解
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

○市所有地以外の情報が足りない

#### 25)公営住宅建 設可能用地の

把握

- ◆悩んだり困っていること
- ○都心区では、算出する以前の問題として、公営住宅を建設する用地がほとんどない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○財政難等により、公有地を保有する余裕がない
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○宅地が乏しく必要性が高くても整備できない
- ◆必要としている支援の内容
- ○民地の情報提供
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○国有遊休地の保有及び災害時の優先的払下げ、及び民有地使用料に対する財源補助等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供
- ○宅地造成事業例や補助事業

#### 26)住宅再建支 援策の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○資金貸付を検討している
- ○個人の財産であるが、何よりも優先して支援すべきことであり、事前の検討が必要であると考えるが、実際の対策を講じるまでに至らない
- ○都の被害想定の中間報告で、当区の全壊棟数が約6,000棟になり、区のみでの支援は困難である
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○復旧、復興に係る財源
- ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○災害の発生により山間地から人口が流出し、地域コミュニティの維持が困難になる
- ○財源及び支援事業の選定
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○住宅再建支援で補助制度を確立するのか
- ○再建支援に対する財源の確保
- ○個人資産に対する公金の直接支援の是非
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○復興本部がどんな体制で何をするのか、何ができるのかわからない
- ○平常の事務に多大な労力を費やしているため、復興計画等について検討しがたい
- ◆必要としている支援の内容
- ○資金のための財政支援
- ○具体的なノウハウ
- ○災害発生前、発生後の支援事例の報告書の提供及び支援制度の創設
- ○国で、住宅の再建の建設費の支援制度の創設
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○財政支援、都道府県、市町村の区域を越えた統一的な基準での支援策
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割的明確に提示してほしい
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○国において、特に被災宅地で住宅を再建する被災者に対する補助金等の住宅再建支援策の増強を 図ってほしい
- ○財政支援及び再建メニューの明確化・研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○復旧・復興の手引きなどノウハウの提供
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○基金等を立ち上げてほしい
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

27)アドバイザ

◆悩んだり困っていること

#### ーの派遣等の 検討

- ○アドバイザーの派遣等が検討されていない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない

#### ◆必要としている支援の内容

- ○アドバイザーに関する資料提供
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○財政支援及び再建メニューの明確化・研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 28)既存不適格 建築物の再建 支援策の検討

#### ◆悩んだり困っていること

- ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○容積率が超えているマンション等の再建
- ○財源及び支援事業の選定
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○再建支援に対する財源の確保
- ○個人資産に対する公金の直接支援の是非
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○財政的裏づけ、ノウハウ及び従事する職員数の不足など
- ◆必要としている支援の内容
- ○再建支援のための財政支援
- ○具体的なノウハウ
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい

- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○法律の整備
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○財政支援及び再建メニューの明確化・研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○基金等を立ち上げてほしい
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

## 29)一時的事業スペース確保

支援の検討

#### ◆悩んだり困っていること

- ○一時的事業スペース確保支援の検討がされていない
- ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○区内に空地が少なく、広域連携が必要
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○事前の取り組みを検討するための人的、財政的、情報の不足
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○具体的な量を算出するためのノウハウの提供
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- ○広域連携体制整備
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○検討できる体制確保への支援
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○独自の支援等を実施するための財源を担保すること
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 30)工業・商業 の再建支援策

の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○資金融資を検討している
- ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○災害が発生した場合、自力での再建が困難な場合が多いことから、事前の検討が必要であると考える が、実際の対策を講じるまでに至らない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない

- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○災害の復興支援は多額の予算を必要とする
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○再建支援に対する財源の確保
- ○工業は無く、商業も大規模なものがない
- ○民間事業所再建の為の優遇措置
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○資金融資のための財政支援
- ○復興計画や手法に関する支援
- ○災害発生前、発生後の商工業者に対する支援制度の創設
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○国等の財源的支援施策の充実が望まれる
- ○独自の支援等を実施するための財源を担保すること
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 31)農林水産業 の再建支援策

の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○資金融資を検討している
- ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○農地の被害により山間地において耕作放棄地が増える
- ○災害の復興支援は多額の予算を必要とする
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担

- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○資金融資のための財政支援
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○治山・治水等国土保全にためにも、国において、農地保全に対する支援策の増強を図ってほしい
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○復旧・復興の手引きなどノウハウの提供
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 32)観光業の再 建支援策の検 討

- ◆悩んだり困っていること
- ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○該当事業がないため
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○再建支援のための財政支援
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発

- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○復旧・復興の手引きなどノウハウの提供
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

## 33)新分野進出・事業転換等

- ◆悩んだり困っていること
- に対する支援

策の検討

- ○中小企業等の支援は検討している○職員のノウハウが不足している
- ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○災害の復興支援は多額の予算を必要とする
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○事前の取り組みを検討するための人的、財政的、情報の不足
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○支援のための財政支援
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 34)産業構造の 転換や都市計

- ◆悩んだり困っていること
- ○職員のノウハウが不足している
- 画との連携を考し、現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- 慮した産業復興 ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない 策の検討 ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
  - ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
  - ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
  - ○防災担当者にかかる負担が多すぎる

策の検討

- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○産業復興策に関する資料提供
- ○具体的なノウハウ
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割的明確に提示してほしい
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

## 35)産業復興需要の地元還元 策の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○職員のノウハウが不足している ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○地元還元策に関する資料提供
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい

- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 36)雇用の維 持・再就職促進 策の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○中小企業等の支援、職業の斡旋を検討している
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○工業は無く、商業も大規模なものがないため
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○雇用を創出するためのノウハウの提供
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○財政支援、都道府県、市町村の区域を越えた統一的な基準での支援策
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

# 37)離職者の生活支援の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○中小企業等の支援、職業の斡旋を検討している
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい

- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○生活支援に対する財源の確保
- ○工業は無く、商業も大規模なものがないため
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○雇用を創出するためのノウハウの提供
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○国等の財源的支援施策の充実が望まれる
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 38)医療施設の 再建支援策の

検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○区単独での実施は、状況把握程度に限られる
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○災害復旧活動対策の検討で、精一杯であり、復興対策については、市レベルで判断できるものと、そうでないものがある
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○再建支援に対する財源の確保
- ○大規模なものがないため
- ○財政難による、施設の復旧の遅れ
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○再建支援のための財政支援
- ○具体的なノウハウ
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- ○支援制度の事前検討
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを明示

- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○説明会等で、市としての役割を認識させる
- ○国県との役割も明確に提示してほしい
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

## 39)メンタルへルスケア、

施に関する検

計

#### ◆悩んだり困っていること

○十分な人員が確保されていない

PTSD対策の実 ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない

- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○必要と感じているが、具体策なし
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○復旧・復興に心のケアは重要であるといわれているがどう対策を進めるのか、また、専門家の派遣、養成についての情報が今のところない
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○対象被災者の把握と、対象者が多数発生した場合の対応
- ○メンタルヘルスケア、PTSD対策のための専門医の確保
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○予防・応急対策等の体制で復興計画まで、体制ができない

#### ◆必要としている支援の内容

- ○広域な応援体制の確立
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○相談窓口の充実
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○復旧・復興の手引きなどノウハウの提供
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○国の対策についての情報提供、専門家の養成事業の実施及び専門家の派遣
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援

○作成を義務づける通達等 ○県単位での人的・物的応援、また広域的な施設の提供 ○メンタルヘルスケア、PTSD対策について専門的な知識、ノウハウを持った人材の派遣 ○医師会、病院からの専門医の派遣 ○復興を行う際の迅速な財政支援 ○災害時に行う手続きの簡素化 ○ホームページなどによる情報提供 40)福祉施設の ◆悩んだり困っていること 再建支援策の ○職員のノウハウが不足している ○区単独での実施は、状況把握程度に限られる 検討 ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している ○防災担当者にかかる負担が多すぎる ○財源及び支援事業の選定 ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい ○必要性に関する情報不足 ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担 ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない) ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと ○大規模なものがないため ○財政難による、施設の復旧の遅れ ○福祉施設の再建支援策の総合的な指針等の不備(介護保険施設) ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない ◆必要としている支援の内容 ○再建支援のための財政支援 ○具体的なノウハウ ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要 ○支援制度の事前検討 ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを ○国や都からの財政的な援助や施策が必要 ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示 ○策定する場合の技術的、予算的な支援 ○再建事業の充実・事業内容の研修会 ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発 ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供 ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催 ○強化区域レベルでの組織体制 ○復旧・復興の手引きなどノウハウの提供 ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化 ○国や県から、当該所管部署への働きかけが必要 ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援 ○アドバイザーの派遣等 ○作成を義務づける通達等 ○指針等の整備のための手引を示すこと(介護保険施設) ○復興を行う際の迅速な財政支援 ○災害時に行う手続きの簡素化 ○ホームページなどによる情報提供 41)福祉サービ ◆悩んだり困っていること スの供給に関 ○職員のノウハウが不足している ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない する検討

○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている

○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない

- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○対象被災者の把握と、対象者が多数発生した場合の対応
- ○防災時に備えたマニュアル作成等の検討
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ○予防・応急対策等の体制で復興計画まで、体制ができていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○市以外の関係機関との連携体制の確立
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○県レベルでの人的応援、また広域的な施設の提供
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 42)授業再開に 関する検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○実体験に乏しい背景がある
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○対象児童・生徒の把握と、多数発生した場合の対応
- ○財政難による、施設の復旧、再開の遅れ
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○学校間の協力体制の確立
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい

- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○作成を義務づける通達等
- ○県レベルでの人的応援、また広域的な施設の提供、財源補助等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 43)学校教育施 設の再建策の 検討

#### ◆悩んだり困っていること

- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○破損した場合の復旧
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○施設再建補助率の増加
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○被災状況の把握と復旧に係る業者の確保
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○再建支援に対する財源の確保
- ○対象児童・生徒の把握と、多数発生した場合の対応
- ○財政難による施設の復旧、再開の遅れ
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○再建支援のための財政支援
- ○具体的なノウハウ
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○再建築における業者の確保に関する国県からの関連業者等への働きかけ
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○県レベルでの人的応援、また広域的な施設の提供、財源補助等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 44)被災児童・ 生徒への支援 策の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○心のケアにかかわる人員の確保
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- マ必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○対象児童・生徒の把握と、多数発生した場合の対応
- ○財政難による施設の復旧、再開の遅れ
- ○メンタルヘルスケア、PTSD対策のための専門医の確保
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○情報共有化の方策の確立
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○専門医の派遣
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○児童の心のケアに対する支援への人手
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○作成を義務づける通達等
- ○県レベルでの人的応援、また広域的な施設の提供、財源補助等
- ○医師会、病院からの専門医の派遣
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○臨床心理士等の確保に関する国、県からの関連団体への働きかけ
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 45)文化・社会 教育施設の再 建策の検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○昭和56年以前に建設された施設があり、耐震診断及び耐震補強工事が実施されていない
- ○財源及び支援事業の選定
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○再建支援に対する財源の確保

- ○財政難による、施設の復旧の遅れ
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○再建支援のための財政支援
- ○具体的なノウハウ
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○昭和56年以前に建設された施設の建替又は耐震補強工事等の実施
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○再建事業の充実・事業内容の研修会
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○アドバイザーの派遣等
- ○作成を義務づける通達等
- ○国等の財源的支援施策の充実が望まれる
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 46)文化活動の 再開に関する 検討

- ◆悩んだり困っていること
- ○職員のノウハウが不足している
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○再開支援のための財政支援
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○作成を義務づける通達等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提

#### 47)NPO・ボラン ティア活動の支

- 47)NPO・ボラン ◆悩んだり困っていること
  - ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
  - ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
  - ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
  - ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
  - ○ボランティアを受入れることができるか?、また、必要な数を確保できるか?
  - ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
  - ○大勢のボランティアの受入
  - ○財源及び支援内容
  - ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
  - ○必要性に関する情報不足
  - ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
  - ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
  - ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
  - ○災害応急対策としてボランティアの派遣要請をすることとなっているが、普及・復興をするまでのボラン ティアの活用については今のところ考えていない
  - ○規模が小さな市町村にとってボランティアの支援は大きい
  - ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
  - ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
  - ○通常時のボランティア活動・育成ではなく、災害時のボランティアとしての人材育成
  - ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
  - ○予防・応急対策等の体制で復興計画まで、体制ができない
  - ○平常の事務に多大な労力を費やしているため、復興計画等について検討しがたい
  - ◆必要としている支援の内容
  - ○具体的なノウハウ
  - 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
  - ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
  - ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
  - ○ボランティアを効率よく派遣
  - ○ボランティアコーディネーターの育成等
  - ○策定する場合の技術的、予算的な支援
  - ○財政支援及び専門知識の支援(アドバイザー派遣等)
  - ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
  - ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
  - ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
  - ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
  - ○強化区域レベルでの組織体制
  - ○復旧・復興の手引きなどノウハウの提供
  - ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
  - ○啓発並びに支援・育成が必要
  - ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
  - ○作成を義務づける通達等
  - ○県レベルでの人材育成、人的応援
  - ○復興を行う際の迅速な財政支援
  - ○災害時に行う手続きの簡素化
  - ○ホームページなどによる情報提供

#### 48)NPO・ボラン ティアの育成

- ◆悩んだり困っていること
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○育成する側の体制不備
- ○大勢のボランティアの受入
- ○成人のボランティア登録者数の伸び悩みと、ボランティア活動可能日が土日に偏っている
- ○財源及び支援内容
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない

- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○災害応急対策としてボランティアの派遣要請をすることとなっているが、普及・復興をするまでのボラン ティアの活用については今のところ考えていない
- ○規模が小さな市町村にとってボランティアの支援は大きく、地元のボランティア育成には支援していき たい
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○育成に対応できる組織体制が取れない
- ○通常時のボランティア活動・育成ではなく、災害時のボランティアとしての人材育成
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○具体的なノウハウ
- 〇より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを 明示
- ○国や都からの財政的な援助や施策が必要
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○講習会の開催、アドバイザーの派遣
- ○ボランティアコーディネーターの育成等
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○ボランティア意識の高揚と、ボランティア休暇の創設と取得のしやすい社会作り
- ○財政支援及び専門知識の支援(アドバイザー派遣等)
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○復旧・復興の手引きなどノウハウの提供
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○啓発並びに支援•育成が必要
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○作成を義務づける通達等
- ○上級官庁・外郭団体の統一的な育成を求める
- ○県レベルでの人材育成、人的応援
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 49)がれき処理 計画の作成・検 討

- ◆悩んだり困っていること
- ○災害廃棄物処理を検討している
- ○市の施設ではガレキの処理ができない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない
- ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○これからは災害が起こった際、1つの自治体だけではどうにもできない施策であると考えている
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない
- ○より現状に沿った計画の策定方法
- ○財源及び一時保管場等の整備
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○平常時の処理施設では対応できなくなる
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○がれきの分別による資源化と減量化
- ○がれきの算出方法がわからない(排出量がわからない?)
- ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと
- ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと
- ○整備事業に係る財源の確保
- ○災害廃棄物仮置場の確保
- ○災害廃棄物処分場所の確保
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない

- ○平常の事務に多大な労力を費やしているため、復興計画等について検討しがたい ◆必要としている支援の内容 ○がれき処理のための財政支援 ○一時貯留する場所の確保、処理先の検討 ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを ○国や都からの財政的な援助や施策が必要 ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示 ○各地区にあった災害見積の算出 ○策定する場合の技術的、予算的な支援 ○財政支援及び施設整備支援 ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発 ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供 ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催 ○復旧・復興の手引きなどノウハウの提供 ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化 ○仮置場用に農地の一時利用への転用許可 ○借地料・業者委託等の補助 ○算出マニュアルの提供 ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援 ○アドバイザーの派遣等 ○作成を義務づける通達等 ○国等の財源的支援施策の充実が望まれる ○災害の規模や内容によって利用できる場所や利用優先順位を確定できない状況にある ○民有地を確保する場合の優遇措置が検討できないか等の検討が必要となる ○市単独で処理が不可能な場合の応援協力体制作り ○処理場が被害を受けた際の復旧経費に係る財政的支援措置 ○復興を行う際の迅速な財政支援 ○災害時に行う手続きの簡素化 ○ホームページなどによる情報提供 ◆悩んだり困っていること 50)情報提供• 相談体制の検 ○十分な人員が確保されていない ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない ○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している ○防災担当者にかかる負担が多すぎる ○取組事項に対して体制の未整備、ノウハウがない ○庁舎に甚大な被害を被る危険性が高いこと ○情報の収集と伝達内容の判断 ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい ○必要性に関する情報不足 ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない) ○具体的なマニュアル、参考事例がないこと ○復興対策について全体の施策が整備されていないこと ○情報提供・相談の体制の編成はどうするのか ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
  - ○予防・応急対策等の体制で復興計画まで、体制ができない
  - ◆必要としている支援の内容
  - ○広域な応援体制の確立

討

- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい 金銭及び人的支援
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○甚大な被害を被った場合における迅速な仮設事務所等の建設及びライフラインの復旧
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援

- ○情報施設整備支援及び各種支援事業の運用指針の迅速な伝達(広域災害における市町村間の対応の均一化を図り被災住民への平等な支援の確立のため)
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○復旧・復興の手引きなどノウハウの提供
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○作成を義務づける通達等
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

#### 51)地区類型別

#### の復興対策上

検討

◆悩んだり困っていること

### ○職員のノウハウが不足している

- の課題、留意 点、重点施策の
- ○現在、計画や具体的な内容、方向性も決まっていない
- ○市区町村レベルでどこまで計画を立てればよいのかがわからない○多くの場合、財政・人員の裏づけなしでの計画にならざるを得ない
- ○都市復興マニュアルの内容を試行錯誤している
- ○復旧、復興に係る財源
- ○記録されるような災害経験がないため、復旧・復興への取組は何をしたらよいのか
- ○防災担当者にかかる負担が多すぎる
- ○本市の地域特性が、自然的条件、社会的条件に富むため、地区類型別の復興対策をたてることが難しい
- ○被災状況によりその都度判断が必要となるが、支援事業等の情報収集
- ○大規模な災害を直接又は間接的にも経験したことがないので具体的な施策の策定が難しい
- ○必要性に関する情報不足
- ○今後見込まれる大幅な職員削減、新規事業への負担
- ○人的、時間的余裕がなく、具体的に検討するまでに至っていない
- ○防災担当部署以外の部署も多忙で、防災対策に時間が割けない(防災に対する意識も高くない)
- ○地区類型別の復興対策と震災復興都市計画との整合をどう図るか
- ○具体的な策定方法等が不明であること
- ○必要事項の把握、地方自治体での記載の必要性について
- ○被害想定ができていないため、復興計画に盛り込む項目が絞りきれていない
- ◆必要としている支援の内容
- ○地区類型別の対策に関する資料提供
- ○具体的なノウハウ
- ○復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示など、基礎的な知識から支援が必要
- ○より具体的な国、都道府県の支援策を策定し、市区町村レベルで具体的に何を策定すればよいかを明示
- ○災害による被害の大きさや起こりうる問題等について、得られる情報は全て入手したい
- ○財政支援、都道府県、市町村の区域を越えた統一的な基準での支援策
- ○被災自治体の復興に関する取組と問題、さらに現在に至ってなお残る課題などが知りたい
- ○復興に向けて取組む自治体の主管課はどのような部署なのか知りたい
- ○各セクションの職員中心で検討できるマニュアル・手引き書の提示
- ○策定する場合の技術的、予算的な支援
- ○財政支援及び復興メニュー事業の周知
- ○実際に災害・復興を体験している、人口、地形等類似都市の策定した計画等アドバイス
- ○担当部課に対する事前対策の必要性に関する意識啓発
- ○先進事例やアンケート調査結果等の資料・情報の提供
- ○情報交換を行うための研修会・勉強会等の開催
- ○強化区域レベルでの組織体制
- ○復旧・復興の手引きなどノウハウの提供
- ○過去の被災自治体の策定した復興計画や復興体制など情報の共有化
- ○国や県から、当該所管部署への働きかけが必要
- ○防災担当者の増員に係る財政面での支援及び計画策定に係る技術的な支援
- ○復興を行う際の迅速な財政支援
- ○災害時に行う手続きの簡素化
- ○ホームページなどによる情報提供

# 地方公共団体における災害復旧・復興対策に関する実態調査 アンケート

#### 【記入上の注意点】

- ○本調査は、都道府県、政令指定都市及び一部の市町村に対して、災害復旧・復興対策の実態を把握するために実施するものです。
- ○本調査は、選択式回答の他、記述式回答を指定しているものがございます。記述内容を補足する ために必要な場合には、計画書の該当部分を複写し関係資料として添付して下さい。
- ○調査票は、電子ファイル (3.5 インチFD) と出力用紙 (ホチキス止め資料) の2種類を配布いたしますが、できるかぎり電子ファイルで提出下さいますようお願いいたします。
- ○回答欄が狭い又は足りない場合
- ・電子ファイルにご回答いただく場合は、回答欄を広げて(増やして)、ご回答下さいますようお願いいたします。なお、ご回答がページをまたがっても差し支えありません。
- ・出力用紙にご回答いただく場合は、適宜、回答欄を広げて(増やして) いただき、ご回答下さいますようお願いいたします。
- ○ご不明な点等ございましたら、下記の担当又は返送先まで、メール等でご連絡下さいますようお 願い申し上げます。
  - □担当□

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)付

□返送先□

財団法人日本システム開発研究所 研究部 第二研究ユニット

## I. 災害経験·災害予測

問1. 貴団体がこれまでに経験された災害について、1945年以降の災害であって、かつ、災害救助法が適用 された災害をすべて<u>下表に記入</u>して下さい。また、その他に、貴団体の防災対策に影響を与えた災害 があれば、<u>下線を付して記入</u>して下さい。

(記入例) 阪神・淡路大震災 (1995年)、〇〇火災 (2000年)

(HD) (D 1) (D(1)	1) Wall (1000   // (10
災害種別	災害名称(発生年)
(1)地震	
(2)火山	
(3)風水害	
(4)津波	
(5)火災	
(6)その他	
(7)合計	件

問2. 貴団体では、災害に関する被害想定の作成・公表に取り組んでいますか。次の(1) ~(3) のそれぞれの 設問について、<u>あてはまるものに○</u>をつけて下さい。なお、被害想定を実施している場合は該当資料 の提供をお願いします。

(1)被害想定の有無 ( <u>○は1つ</u> )	ア 有 →(2)(3)に進んで下さい イ 無 →問3に進んで下さい
(2)被害想定の種類 ( <u>○はいくつでも</u> )	ア 地震       イ 火山       ウ 津波         エ 風水害       オ その他 ( )
(3)被害想定の公表 ( <u>○は1つ</u> )	ア 公表している イ 公表していない

問3. 貴団体では、災害に関するハザードマップの作成・公表に取り組んでいますか。次の(1) ~(3)のそれ ぞれの設問について、<u>あてはまるものに○</u>をつけて下さい。なお、ハザードマップを作成している場合は該当資料の提供をお願いします。

(1)ハザードマップの有無 ( <u>〇は1つ</u> )	ア 有 →(2)(3)に進んで下さい イ 無 →問4に進んで下さい
(2)ハザードマップの種類 ( <u>○はいくつでも</u> )	ア 地震       イ 火山       ウ 津波         エ 風水害       オ その他( )
(3)ハザードマップの公表 ( <u>○は1つ</u> )	ア 公表している イ 公表していない

### Ⅱ. 地域防災計画における災害復旧・復興関連項目の記載内容と改訂経緯

問4. 貴団体の「地域防災計画」における「災害復旧・復興関連項目」(編・章・節・項立て)の改訂経緯について、平成7年以降の改訂年度、改定内容及び改訂理由を下表に記入して下さい。なお、現在の「地域防災計画」又は「災害復旧・復興関連項目」部分(コピー可)の提供をお願いします。

#### (記入例)

改訂年度	災害復旧・復興関連項目 (編・章・節・項立て)	改訂内容	改訂理由
Н9	第6編 災害復旧·復興対策		防災基本計画改訂に伴う改訂
"	第1章 総則	_	司上
"	第1節 復興体制	復興本部の設置、本部会議の運営等	同上
H11	第1章 総則	_	知事が復興体制の見直しを指示
]]	第1節 復興体制	復興本部と関係機関との連携等	同上
H13	第2章 分野別事項	—	被害想定の見直しに伴う改訂
"	第1節 被災状況調査	調査の基本項目の整理	同上

改訂年度	災害復旧・復興関連項目 (編・章・節・項立て)	改訂内容	改訂理由

- 問5.「地域防災計画」の「災害復旧・復興関連項目」に関して、今後の改訂予定とその内容等について教えて下さい。
- (1) 今後の改訂の有無について、<u>あてはまるものを1つ選んで○</u>をつけて下さい。
  - ア 具体的な改訂の予定がある →(2)に進んで下さい
  - イ 大まかな改訂の予定がある →(2)に進んで下さい
  - ウ 改訂の予定はない →問6に進んで下さい
  - エ その他( )→問6に進んで下さい

### 【(1)で「ア」「イ」とお答えの場合】

(2) <u>今後の改訂予定について</u>、その予定年度、内容、理由とそれに関連する「災害復旧・復興関連項目」について、現時点でわかる範囲で<u>下表に記入</u>して下さい。

#### (記入例)

改訂予定 年度	改訂予定内容	改訂予定理由	災害復旧・復興関連項目 (章・節・項立て)
H18	道路・交通基盤の復旧・復 興方針の決定基準を追加	被災調査研究会による答申 を踏まえた改訂	・第2章 分野別事項、第4節 都市基盤の復興、第1項 道路・交通基盤の復興 ・第3節 市街地・集落の復興

改訂予定 年度	改訂予定内容	改訂予定理由	災害復旧・復興関連項目 (章・節・項立て)

## Ⅲ. 災害からの復興に関する項目への対応状況

- 問6. 災害からの復興に関する以下の項目について、(1)当該項目の計画化の必要性の有無、(2)地域防災計画での記載の有無、(3)地域防災計画以外の計画等での記載の有無について、「有」の場合は〇を、「無」の場合は×を記入して下さい。
  - (1) 当該項目の計画化の必要性: 当該項目の計画化について必要と認識しているか否か
  - (2)地域防災計画での記載:地域防災計画において当該項目に係る内容が記載されているか否か
  - (3)地域防災計画以外の計画等での記載:地域防災計画以外の計画又はマニュアル等において当該項目に係る内容が記載されているか否か、「有」の場合は計画等の名称も回答

大項目	(1) 当該項目の計画化の必	(2) 地域防災計 画での記載	(3) 地域防災計画以外の計画等での記載の有無(「有」の場合は計画等の名称は同僚)
中項目	要性の有無	の有無	合は計画等の名称も回答)
1. 総則			
1-1. 計画の目的			
1-2. 計画の位置づけ			
1-3. 計画の前提			
1-4. 復興体制			
1-5. 復興財源の確保			
2. 分野別事項			
2-1. 被災状況調査			
2-2. 復興計画の策定			
2-3. 市街地・集落の復興			
2-4. 都市基盤の復興(1. 道路・交通			
基盤、2. 公園・緑地、3. 物流基			
地・港湾、4. ライフライン施設)			
2-5. 住宅の復興(1. 応急住宅対策、 2. 恒久住宅対策)			
2-6. 地域経済の復興(1. 産業、2. 雇用)			
2-7. 医療・保健・福祉の復興			
2-8. 教育・文化の復興			
2-9. ボランティア活動の支援			
2-10. 災害廃棄物の処理			
2-11. 情報提供・相談			
3. 地区類型別の復興対策上の課題、			
留意点、重点施策(木造密集住宅			
地・郊外部・業務・商業地・農林漁業			
集落地・山村過疎地・観光地・歴史的			
町並保存地区・港湾地域)			

問7. 災害からの復興に関して、以下の事前の取組事項が考えられますが、貴団体の実施状況について、下 記の<u>凡例から選んで記入</u>して下さい。

【凡例】 ア 十分できている イ ある程度できている ウ どちらとも言えない エ あまりできていない オ 全くできていない

大項目 中項目	小項目	取組事項No.	実施状況
1. 総則			
1-4. 復興体制 復興本部の設置		1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討	
		2) 復興本部運営方法の検討	
1-5. 復興財源の研	雀保	3) 復興対策に係る財政需要の検討	
		4) 復興基金創設のための検討	
2. 分野別事項			
2-1. 被災状況調査	<b>生</b>	5) 地方公共団体内部の調査人員配分の検討	
		6) 地方公共団体外部との連携体制の検討	
		7) 応急危険度判定調査体制の検討	
		8)被災宅地危険度判定調査体制の検討	
		9)住宅・公共施設の被害調査体制の検討	
		10)被災者生活実態調査体制の検討	
2-2. 復興計画の第	兼定	11)復興計画策定体制の検討	
2-3. 市街地·集	地区区分の設定	12)復興整備条例の制定・検討	
落の復興	復興まちづくり	13)まちづくり協議会の結成・活動の支援	
	新市街地の整備	14)集団移転による新市街地候補地の検討	
2-4. 都市基盤の行	复興	15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施	
2-5. 住宅の復興 応急仮設住宅		16) 応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	
		17) 応急仮設住宅建設可能用地の把握	
		18) 応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討	
		19) 民間賃貸住宅の借上基準の作成・検討	
		20) 民間賃貸住宅の空家状況の把握	
		21) 応急住宅の入居基準の作成・検討	
	応急修理	22) 建設業協会等との協定の締結	
		23)被災者が自力で実施する応急修理に対する支援の	
		検討	
	公営住宅の供給	24) 公営住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	
		25)公営住宅建設可能用地の把握	
住宅再建支援		26)住宅再建支援策の検討	
マンション再建支		27)アドバイザーの派遣等の検討	
	援	28) 既存不適格建築物の再建支援策の検討	
2-6. 地域経済の	産業復興	29)一時的事業スペース確保支援の検討	
復興		30)工業・商業の再建支援策の検討	
		31)農林水産業の再建支援策の検討	
		32) 観光業の再建支援策の検討	
		33)新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討	

		34)産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産	
		業復興策の検討	
		35) 産業復興需要の地元還元策の検討	
	雇用・就業対策	36)雇用の維持・再就職促進策の検討	
		37)離職者の生活支援の検討	
2-7. 医療·保健·	医療	38) 医療施設の再建支援策の検討	
福祉の復興	保健	39)メンタルヘルスケア、PTSD対策の実施に関する検討	
	福祉	40)福祉施設の再建支援策の検討	
		41)福祉サービスの供給に関する検討	
2-8. 教育·文化	教育	42)授業再開に関する検討	
の復興		43) 学校教育施設の再建策の検討	
		44)被災児童・生徒への支援策の検討	
	文化	45) 文化・社会教育施設の再建策の検討	
		46) 文化活動の再開に関する検討	
2-9. ボランティア	ア活動の支援	47)NPO・ボランティア活動の支援	
		48) NPO・ボランティアの育成	
2-10. 災害廃棄物の処理		49)がれき処理計画の作成・検討	
2-11. 情報提供·相談		50)情報提供・相談体制の検討	
3. 地区類型別の復興対策上の課題、留		51) 地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策	
意点、重点施策		の検討	

問8. 問7において、「ア 十分できている」又は「イ ある程度できている」と回答した取組事項について、 その具体的な内容を<u>下表に記入</u>して下さい。

文字 No.	具体的な取組内容

問9. 問7において、「ウ どちらとも言えない」又は「エ あまりできていない」あるいは「オ 全くできていない」と回答した取組事項について、<u>事前対策ができていない理由と実施するために必要な支援</u>内容を下表に記入して下さい。

取事項 No.	事前対策ができていない理由	実施するために必要な支援内容

- 問10. 貴団体では、「復興準備計画」\*\*を策定していますか。また、復興に関する条例(要綱・要領等含む)を制定していますか。次の(1)~(3)で<u>あてはまるものに〇</u>をつけて下さい。
  - ※「復興準備計画」とは、あらかじめ災害が発生する前から復興体制整備等について検討し定めておく計画を指します。行政計画の他、行政内部のマニュアルや手引きなども含みます。

(1)復興準備計画の有無又は 策定意向 ( <u>○は1つ</u> )	ア 策定済みである →(2)(3)へ進んで下さい イ 未策定だが具体的に策定する予定がある →(2)(3)へ進んで下さ ウ 未策定だがいずれは策定したい →(2)(3)へ進んで下さい エ 策定するつもりはない →(3)へ進んで下さい	さい
(2)復興準備計画の対象分野 ( <u>〇はいくつでも</u> ) ※未策定の場合は、策定予定 又は策定意向のある分野	ア 被災状況調査       イ 復興体制の整備         ウ 復興計画の策定       エ 市街地・集落の復興         オ 都市基盤の復興       カ 住宅の復興         キ 地域経済の復興       ク 医療・保健・福祉の復興         ケ 教育・文化の復興       コ 情報提供・相談         サ その他(       )	
(3)復興に関する条例等の有無又は策定意向( <u>〇は1つ</u> ) ※ア又はイを選択の場合は具体的な条例等名称を記入	<ul><li>ア 既に条例等を整備している (名称:</li><li>イ 現在、条例等の整備に取り組んでいる (名称)</li><li>ウ 条例等は未整備だがいずれは整備したい エ 条例等を整備するつもりはない</li></ul>	)

問11.	貴団体では、	住民に対して、	災害からの復旧・	復興の	の準備や実践活動を働きかけるなどの取組を行っ
	ていますか。	住民への働きな	いけを行っている場	<b>書合は、</b>	その内容を具体的に <u>下欄に記入</u> して下さい。

## Ⅳ. 内閣府の災害復旧・復興への取組について

- 問12. 地方公共団体において実効性のある災害復旧・復興対策を推進するために、今後どのような支援が必要だとお考えですか。<u>あてはまるものをいくつでも選んで</u>をつけて下さい(複数回答可)。
  - ア 復興準備計画の策定マニュアル・手引きの提示
  - イ 復興準備計画の普及啓発・進行管理のための訓練マニュアル・手引きの提示
  - ウ 事前の復旧・復興制度に係る研修会や勉強会等の開催
  - エ 発災時の災害復興や復興準備に係る情報提供やアドバイス
  - オ その他(
- 問13. 災害からの復興に関して、以下の事前の取組事項が考えられますが、貴団体において支援を必要としている取組事項はどれですか。<u>あてはまるものをいくつでも選んで</u>をつけて下さい(複数回答可)。

大項目 中項目	小項目	取組事項No.	回答
1. 総則			
1-4. 復興体制	復興本部の設置	1)復興本部の設置に関する条例等の制定・検討	
		2) 復興本部運営方法の検討	
1-5. 復興財源の研	<b>准</b> 保	3) 復興対策に係る財政需要の検討	
		4) 復興基金創設のための検討	
2. 分野別事項			
2-1. 被災状況調3	查	5) 地方公共団体内部の調査人員配分の検討	
		6) 地方公共団体外部との連携体制の検討	
		7) 応急危険度判定調査体制の検討	
		8)被災宅地危険度判定調査体制の検討	
		9)住宅・公共施設の被害調査体制の検討	
		10)被災者生活実態調査体制の検討	
2-2. 復興計画の第	策定	11) 復興計画策定体制の検討	
2-3. 市街地・集	地区区分の設定	12)復興整備条例の制定・検討	
落の復興	復興まちづくり	13)まちづくり協議会の結成・活動の支援	
	新市街地の整備	14)集団移転による新市街地候補地の検討	
2-4. 都市基盤の復興		15)被害軽減のための防災施設整備事業の実施	
2-5. 住宅の復興	応急仮設住宅	16) 応急仮設住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	
		17) 応急仮設住宅建設可能用地の把握	
		18) 応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討	
		19) 民間賃貸住宅の借上基準の作成・検討	
		20) 民間賃貸住宅の空家状況の把握	
		21) 応急住宅の入居基準の作成・検討	
	応急修理	22)建設業協会等との協定の締結	
		23)被災者が自力で実施する応急修理に対する支援の	
		検討	
	公営住宅の供給	24) 公営住宅の必要量・供給量の算出方法の検討	
		25) 公営住宅建設可能用地の把握	
	住宅再建支援	26)住宅再建支援策の検討	

		_	
	マンション再建支	27)アドバイザーの派遣等の検討	
	援	28) 既存不適格建築物の再建支援策の検討	
2-6. 地域経済の	産業復興	29)一時的事業スペース確保支援の検討	
復興		30)工業・商業の再建支援策の検討	
		31) 農林水産業の再建支援策の検討	
		32) 観光業の再建支援策の検討	
		33) 新分野進出・事業転換等に対する支援策の検討	
		34) 産業構造の転換や都市計画との連携を考慮した産	
		業復興策の検討	
		35)産業復興需要の地元還元策の検討	
	雇用・就業対策	36) 雇用の維持・再就職促進策の検討	
		37) 離職者の生活支援の検討	
2-7. 医療·保健·	医療	38) 医療施設の再建支援策の検討	
福祉の復興	保健	39)メンタルヘルスケア、PTSD対策の実施に関する検討	
	福祉	40) 福祉施設の再建支援策の検討	
		41)福祉サービスの供給に関する検討	
2-8. 教育·文化	教育	42)授業再開に関する検討	
の復興		43) 学校教育施設の再建策の検討	
		44)被災児童・生徒への支援策の検討	
	文化	45) 文化・社会教育施設の再建策の検討	
		46) 文化活動の再開に関する検討	
2-9. ボランティブ	ア活動の支援	47) NPO・ボランティア活動の支援	
		48) NPO・ボランティアの育成	
2-10. 災害廃棄物の処理		49)がれき処理計画の作成・検討	
2-11. 情報提供・相談		50)情報提供・相談体制の検討	
3. 地区類型別の復興対策上の課題、留		51) 地区類型別の復興対策上の課題、留意点、重点施策	
意点、重点施策		の検討	
	-		

問14. 問13において、支援を必要としている項目として「○」をつけた取組事項について、(1) 具体的にどのようなことで悩んだり困っているのか、(2) 必要としている支援の具体的な内容を、<u>下表に記入</u>して下さい。

取組事項 No.	(1)悩んだり困っていること	(2)必要としている支援の内容

問15. 内閣府防災担当では、平成12年以降において以下の調査研究を実施しています。これらの調査研究について活用したいものはございますか。下記の凡例から選んで記入して下さい。

【凡例】 ア 是非活用したい イ 詳しい内容を知りたい ウ 活用したいと思わない

当中本ではなり上が	жшжн
調査研究の内容	活用意向
総合復興手引書作成調査(平成12~16年度)	
内容:総合的・体系的な復興施策のあり方を検討するとともに、災害種別・分野別の復興準	
備計画策定のための指針の作成等について検討を行い、その総体として「総合復興手	
引書」を作成。	
復興支援組織設立に関する検討調査(平成12年度)	
内容:災害発災後において速やかに復興支援活動が展開されるよう、あらかじめ復興支援組	
織を構築しておくための方策について調査。	
災害時における的確な被災者ニーズの把握と活用システム構築に関する調査(平成13~16年度)	
内容: 災害時の被害調査事務の効率化・迅速化を推進し、また、被害調査の際に把握した被	
災者情報を他の支援策にも活用できるようなシステムを開発。	
都市機能集中地区における災害の予防、応急対応、復興プロセスに関する調査(平成14年度)	
内容:ニューヨークのテロの被害、復興等に関して調査。分析を行い、我が国の大都市都心	
部での防災対策、消防活動に資する知見を得るとともに、被災後の復興計画のあり方	
について調査。	
復興準備計画作成の推進に関する調査(平成15年度~)	
内容:先進的な地方公共団体の復興準備計画作成に関して、作成過程において顕在化した問	
題点、留意点及び作成のノウハウ等を調査。	

問16. 問15の調査研究の成果を、効果的に情報発信し普及していくためにはどのような方法が良いとお考えですか。<a href="mailto:brokentown-color: blue">あてはまるものをいくつでも選んで○</a>をつけて下さい(複数回答可)。

- ア 内閣府ホームページで公開する
- イ 地方公共団体等に調査報告書を郵送する
- ウ 研修会や勉強会等を開催する
- エ シンポジウム等のイベントで紹介する
- オ その他(

## V 貴団体の災害復旧・復興担当部署の体制及び関連予算等について

問17. 貴団体における災害復旧・復興担当部	『局等及びその人数、平成16年度の防災全般の年間予算額及び災
害復旧・復興関連の年間予算額につい	って、 <u>下表に記入</u> して下さい。
(1)災害復旧・復興を担当する部局等の名(部局課名)	
(2)災害復旧・復興担当部局等の人数 (上 (1)で回答した部局課の人数)	人
(3) 平成16年度における防災分野全般の間予算額	年 千円
(4) 上記(3) のうち、災害復旧・復興関連 年間予算額(災害復旧・復興に係る事 対策関連予算も含む)	
VI その他ご意見等について	
○ 復旧・復興対策全般に対するご意見がこ	ございましたら、ご自由に <u>下欄に記入</u> して下さい。
ご協力	ありがとうございました
○ 最後になりましたが、貴団体名とご担当	4者の連絡先について、下表に記入して下さい。
団体名	<u> </u>
所 属	
氏 名	
T E L	
F A X	
E-mail	

地方公共団体における 災害復旧・復興対策に関する実態調査報告書

> 平成18年3月 内 閣 府